

# 第四編

## 幕藩時代





# 第一章 松前藩と勇払

## 第一節 松前藩の成立と商場あきないば

室町時代の末、渡島半島西南部に封建領主としての地位を獲得した蠣崎氏は、その後豊臣秀吉が没すると、慶長四年（一五九九）関ヶ原の合戦に勝った徳川家康に取入って蝦夷島地図と家譜を奉り、姓を松前氏と改めた。

さらに慶長八年（一六〇三）、徳川家康が征夷大將軍に任ぜられて江戸幕府を開くと、松前慶広は巧みな外交手腕を振るい、翌九年（一六〇四）正月、家康から黒印の制書を受け、ここに松前氏は幕藩体制の一員として名を連ねることになった。その黒印の制書というのは

定

一、從<sup>ニ</sup>諸國<sup>ニ</sup>松前へ出入ノ者共、志摩守不<sup>ニ</sup>相断<sup>ニ</sup>而、夷仁卜直商賣仕候儀可<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>曲事<sup>ニ</sup>事。

一、志摩守<sup>ニ</sup>無<sup>レ</sup>断而令<sup>ニ</sup>渡海<sup>ニ</sup>賣買仕候者、急度可<sup>レ</sup>致<sup>ニ</sup>言上<sup>ニ</sup>事。

付、夷之儀者、何方へ往行候共、可<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>夷次第<sup>ニ</sup>事。

一、對<sup>ニ</sup>夷仁<sup>ニ</sup>非分申懸者、堅停止事。

右條々若於<sup>ニ</sup>違背之輩<sup>ニ</sup>者、可<sup>レ</sup>處<sup>ニ</sup>嚴科<sup>ニ</sup>者也。仍如<sup>レ</sup>件

慶長九年正月二十日

黒印

松前志摩とのへ

というもので、諸国より出入りの商人や旅人からの徴税権、蝦夷交易の独占権、蝦夷に非分を申しかける者を取締まる警察権、蝦夷の保護権が与えられ、名実共に蝦夷島の支配統治権を握ったのである。

以来、將軍の代替わりごとに制書を賜わることを例とし、最初は蝦夷島主として賓客の待遇であつたが、後に交代寄合（禄高一万石以下であるが、大名に準じ参勤交代をなすもの）と定められ、享保四年（一七一九）には一万石以上に準ずべき命を受けた。代々従五位下に叙せられ、志摩守、若狭守に任ぜられるのが例であつた。

松前藩が成立したころ、和人は東は亀田付近から西は熊石に至る海岸数十里の地に居住し、蝦夷（アイヌ）もまたこれに混じつて集落を成していたが、それ以外の地は、ことごとく蝦夷が占拠していた。『津軽一統志』に

「上口は熊石と申所、下口は亀田と申処迄、松前の者罷有候。狄も入交り申候。松前より熊石へ道程二十四、五里有之由……」。

とある。松前藩はこの現状によつて和人地と蝦夷地を区画し、和人地には従来居住している者のほか蝦夷の来住を許さず、蝦夷地には和人の居住を禁止した。

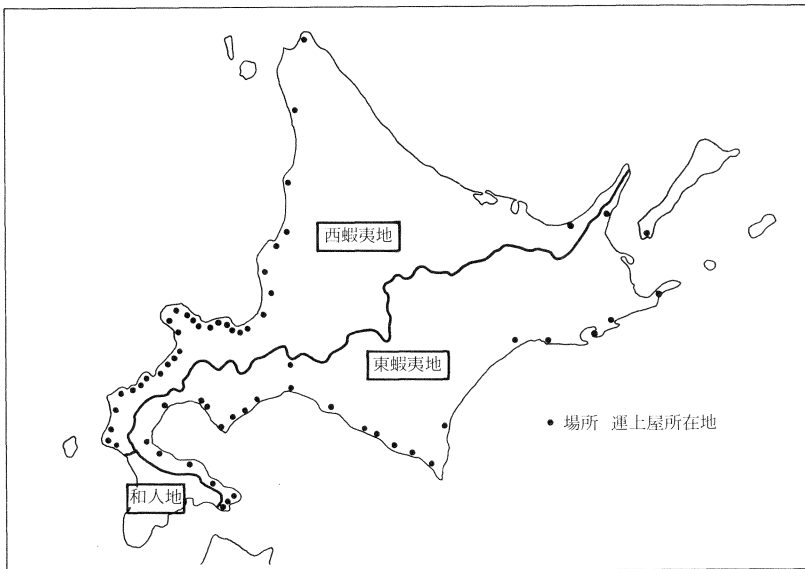
和人地はシャモ地または松前地と称し、福山（松前）以西を西在（にしざい）上在（かみざい）、以東を東在（ひがしざい）下在（しもざい）といった。蝦夷地は西蝦夷地（上蝦夷地）と東蝦夷地（下蝦夷地）に分称され、西蝦夷地は日本海岸から知床岬、東蝦夷地は太平洋岸の知床岬を範圍とし、あるいは口蝦夷地（近蝦夷地）、奥蝦夷地などの称もあり、太平洋岸では襟裳岬の幌泉をその境とし、日本海岸では神威岬あるいは雄冬岬（おむふき）をもつてその境としたが、その区画は判然としたものではなかつた。

そのころ北海道は米の産出がないため、松前藩では他藩の大名のように石高というものがなく、また住民から徴集する年貢米もなかつた。それがため松前藩としては、蝦夷との交易の独占権こそ、藩の財政を確保する最大の財源であつた。そこで家臣の俸禄は他藩並みの知行というわけにいかないので、輕輩の藩士は切米取と称して藏米を支給し

たが、高禄の者には松前地や蝦夷地を適當の場所に分割し、行政的、經濟的要衝の地は藩主の直領とし、他は家臣の知行地として与え、藩主は直領地のアイヌとの交易によって得た利益と、諸港に出入りする商人や船頭より徴収した諸税によって藩の財政を維持し、家臣もまた藩主同様に、主として知行地におけるアイヌとの交易によって得た利益をもつて扶持に當てるといふ、きわめて特殊な制度がとられていた。

そして藩主や藩士の交易する知行地を商場と称し、はじめは知行主自らが船を仕立てて交易に赴いたのであるが、次第に代理者を送る者が多くなつたらしい。その船は三〇〇石内外の縄綴船で、いたるところの小港湾に避難することができ、交易を行う間は船中または丸小屋に起居したり、アイヌの家を借りていたが、後に交易が盛んになると交易所が設けられるようになった。これを運上屋と呼んだ。

船は藩主では制限がなかったが、藩士の送るものは毎年一場所夏船一隻に限定され、藩士自らか、あるいは



蝦夷地の区分 (18世紀半ばごろ)

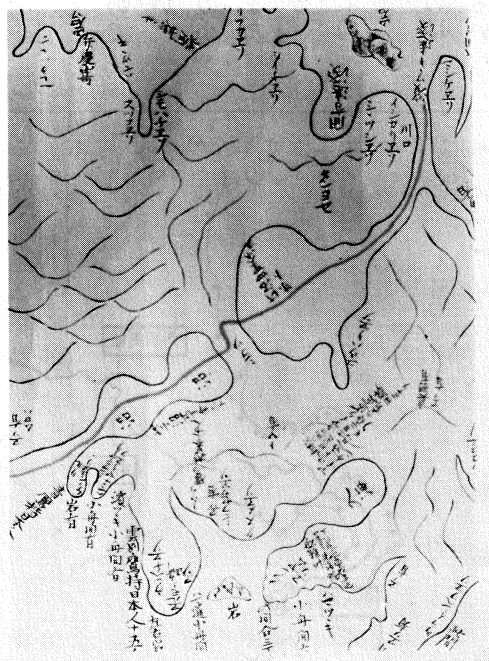
は上乘役が水主（水夫）と共にその商場に出張し、オムシャという儀礼を行って交易するという具合であった。この商場における交易は、和人とアイヌとの間に何等の支配関係もなく、従って租税など納めず、アイヌはコタンの自治を行い松前藩主とは直接的なつながりはなかった。

この地方における商場については『津軽一統志』に

- 一 しやたい 是迄一里半計、川有、オカツフ持分、宮崎市左衛門商場、但まこない迄四ヶ所、家七、八軒
- 一 たろまい 是迄一里計、川有、狄おとなシ

チ、家八軒

- 一 こゑつゐ 是迄一里半計、狄おとなシチ持分、外に狄有、家二軒
- 一 まこない 是迄二里、川有、シチ持分、鷹小屋有
- 一 いふつ 是迄三里計、奥にしこつ在家百軒程一
- 一 あつまへつ 是迄一里、川有、戸田義兵衛商場
- 一 む川 是迄二里計、悪敷川有、麓浅右衛門、加藤九郎右衛門商場、狄おとなニシ介、家卅軒



松前蝦夷図（寛文7年）〔北大北方資料室〕

とあって、たろまい（樽前）、こゑつ（小糸魚）、まこない（真小牧）現在の苦小牧は宮崎市左衛門の商場、あつまへつ（厚真）は戸田義兵衛の商場、む川（鵜川）は麓浅右衛門と加藤九郎右衛門の商場となっていたことがわかる。しかし『寛文拾年狄蜂起集書』には

- 一 じゃたい 是迄一里斗、川有、家七、八間斗、おかつぶ持分、宮嶋勘右衛門商場
- 一 たろまい 是迄壹里斗、川有、家八間斗、狄おとな七<sup>（しち）</sup>
- 一 こえつ 是迄壹里斗、狄有、家貳間斗、七持分
- 一 まこ内 是迄三里、川有、七持分、鷹小やあり
- 一 いふつ 是迄二里斗、此おくしこつと申候。じゃたいより五ヶ所宮嶋勘右衛門商場

とあって、じゃたい（杜台）より、いふつ（勇払）までの五か所が宮嶋勘右衛門の商場となっているなど、前書と若干の違いがあつて、必ずしも一致していない。

また商場の区画についてみれば、「たろまい」「こえつ」「まこない」は、狄おとなシチの持分、「あつま」は、しこつの狄の持分、「む川」は狄おとなニシ介の持分などと記されているから、これら商場の区画はアイヌのイオル（共同狩獵圈）を基礎として定められたものであつた。

それでは苦小牧地方の商場が、最初に開設されたのはいつごろからであろうか。すでに述べたように、一五世紀の半ば、コシヤマインの乱のころ、この地に往来した和人がアイヌに掠殺<sup>りやうころ</sup>されたという記録があるから、すでにこのころには道南の館に拠つた小領主たちによる交易が、この蝦夷地まで進出してきたことは想像に難くない。このような下地があつたからこそ、松前藩による商場の設定がスムーズに行われたのではなからうか。

商場は後に場所請負制の発生によって、これを「場所」と呼び、知行主を「場所持」というように変質するが、こ

の蝦夷地の場所開設年代について、寛政元年（二七八九）の『蝦夷地一件』には

「慶広代より以後、追々に相開候儀にて、西蝦夷地ソウヤと申所は貞享年中、東蝦夷地にてアッケシと申所は寛永年中、キイタツプは元禄年中、クナシリ島は宝暦年中迄追々に相開右場所迄は当時交易のもの共差遣云々」（天明六年六月 松前左膳外三人の申口）。とあり、また文化四年（一八〇七）の『休明光記附録』によれば

「蝦夷地場所々々交易之最初、番屋、運上屋の始築、都ての濫觴御尋に御座候処、前段の通旧記焼失仕り、逸々相分難く御座候得共、西蝦夷地テシホ場所慶長中、ソウヤ貞享中、東蝦夷地アッケシ寛永中、キイタツプ元禄中に相開候段書留御座候（松前家よりの提出書）」。

と記されている。これを見ても福山（松前）に近いところから始まって、大部分は慶長年間（一五九六―一六一四）に区画され、松前藩の力で開いた遠距離の場所だけ開設年代が明らかになっているというのが定説のようである。したがってこの地方の場所が商場として開設されたのは、おそらく松前藩成立の直後、一七世紀の初めごろと考えられる。

では商場による対蝦夷交易は、和人にどのような産物をもたらしたのであろうか。『津軽一統志』によれば

松前下口商物

から鮭 干鱈 熊、鹿の皮 真羽 らっこ皮 鶴 鯨 塩引 赤昆布 魚油

此外鱒取舟少々参候由

とあって、鷹、鹿や熊の皮などアイヌの狩猟によるものや、から鮭、塩引、こんぶなど漁労による産物が主であった。獣皮は古くから軽物と呼ばれて和人によって珍重されており、真羽といわれる大鷹の尾羽と共に藩主や家臣の主要な財源となっていた。すなわち『津軽一統志』に

「松前中鳥屋數三百余も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之由。右の内百二、三十鳥屋は、松前殿鳥屋の由。其外給分の由」

と記しており、藩や藩士たちは商場交易のほかに蝦夷地の各地に鳥屋と称する鷹打場を所有していた。鷹は武士が、放鷹として使用するもので、もとは本州各地に鷹打場があったが、次第に衰えて寛文ごろになってからはその産地も松前、蝦夷地に及んだらしい。その蝦夷地の中でもこの地方は有数の鷹打場であつたらしく、

「巢鷹はしこつ、いしかり両所より出申候由」

「下口鷹場はとかち、うんへつ、まこまへ右三ヶ所……（略）」（『津軽一統志』）。

といわれるほどであつた。だから鷹打場には鷹匠が自ら現地に入つて網を打つて捕えるわけで、その数も数十人に達したという。したがつて鷹打場にはつぎのような制札を立てるほど、嚴重な取締りを行った。

一、鳥屋辺ニヲイテ野火付申間敷事。

一、鳥屋近所ニテ鉄炮打申間敷附高声仕間敷事。

一、鳥屋辺ノ林キリ申間敷事。

右之旨相背モノ於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之ハ曲事可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>者也

（『福山秘府』制札並条目部卷之二十四）

やや年代は下がるが、この当時、苫小牧とその周辺にあつた鷹打場を、元禄十三年（一七〇〇）の『松前家臣支配所持名前帖』によって見れば、つぎのとおりである。

石獅ノ遊張、志古津留参、及部村同川、礼髭村鳥屋拾八ヶ所

松前 主 水

志古津ノ満古前鳥屋四ヶ所

厚谷 六 左衛門

辰四十九才

苦小牧市史 上巻

志古津ノ上武川鳥屋一ヶ所

麓 小兵衛

同五十五才

志古津ノ中武川シユグノへ獸場鳥屋一ヶ所

大久保惣次郎

辰三十六才

志古津ノ伊茶利布登鳥屋一ヶ所

佐藤三郎左衛門

同二十五才

志古津ノ阿津満鳥屋二ヶ所

嘉藤 吟之丈

同二十一才

石嶺ノ志古津鳥屋一ヶ所

南条安右衛門

同二十九才

志古津ノ厚伊志

工藤 茂兵衛

同五十二才

志古津ノ留宇參鳥屋一ヶ所

岡口 彦兵衛

同三十二才

志羅於井鳥屋三ヶ所

松井 半兵衛

辰三十二才

これらの鳥屋で、志古津の留參、留宇參（ルーサン）は現在の千歳市街の一部、志古津の満古前（マコマイ）は真小牧（苦小牧市内）、上武川、中武川とは鷗川流域、阿津満（アツマ）は厚真川流域、伊茶利布登（イチャリフト）とは漁川流域（恵庭市）、厚伊志（アツイシ）は、千歳川流域であつて、しかも工藤茂兵衛の商場であつた。さらに志羅於



井（シラオイ）は白老である。このように物名を志古津（シコツ）とした鳥屋が、この地方の各河川の流域に密集していて、当時松前藩主や藩士らの貴重な財源の一翼を担っていたわけである。

松前・蝦夷地では、このほかに注目すべき産物として砂金があった。採金は松前藩の直営として行われ、藩の財政をうるおした。砂金掘りの始まりは元和二年（一六一六）、松前の東部大沢（松前町）、曾津己（福島町）が最初で、ついで知内、千軒岳（知内川）、厚沢部、松山、上ノ国、島小牧と次第に砂金掘りは北上し、寛永十年（一六三三）にはケノマイ（日高門別町）、シブチャリ（静内町）などの東蝦夷地にまで進出し、寛永十二年（一六三五）には十勝（アイボシマ付近）、運別（様似町）、国縫（瀬棚郡利別川流域）、夕張（夕張川流域）などが盛んに採掘され、寛永年間を最盛期としてゴールドラッシュを迎え、蝦夷地にも少なからざる金掘人夫が入ってきた。

当時、松前・蝦夷地の砂金は良質で粒も大きく、一人の採取量は一カ月三匁といわれ、このうち運上金（税金）として一人一カ月一匁というから、松前藩の収入も莫大な量に上り、最盛期には砂金運上金だけでも数千万両にも上ったといわれる。この事情を『北海隨筆』は

「いにしへ砂金盛に出たる時は、他方の者も多く入込蝦夷地へかけてにぎはひける。砂金を採の運上御領主へ奉る所一ヶ月に一人砂金老匁づ、なり。老匁の運上はいさ、かなる事なれども、数万人より納る処其取集めの日は役所に渋紙四、五枚敷て取集する内に山のごとくに砂金はあつまりけるとなり。御領主え納る処の砂金は三十歩の一にして、此砂金一国の利潤となる事あげて云ふべからず。」

と記している。このため松前にやって来る和人も多く、当時渡島した宣教師アンジェリスの記録によれば、元和六年（一六二〇）には渡航者五万人、翌年は八万人に達したが、その多くは砂金掘りであつたという。『北海隨筆』にも

「砂金は東蝦夷地に多し。七十年前はクンヌイヌ松前より砂金取数万人入込取たるとなり。」

と記している。

以上のように松前・蝦夷地の産物が多くなり、和人の進出が次第に奥地へ広げられるようになった背景には、商人による活躍があった。すなわち松前の経済を、本州の中央市場に結びつけ、これを急速に拡大させたのが近江商人であつた。彼等は北陸とくに日本海岸航路の中心の若狭湾を根拠地として活躍し、蝦夷地の産物を京阪市場に結びつけるとともに、松前藩や藩士、あるいは、商場交易に際しては物資の供給者となつた。したがって渡島する商人も次第に増加した。『津軽一統志』に「松前え参候商人、毎年三、四百人も可レ参候。」と記しているほどであつた。この商業資本の進出は、やがては蝦夷地の経済や原地住民であるアイヌの生活に大きな変換を求めるようになるのである。

## 第二節 寛文蝦夷乱と勇払

一七世紀のはじめ、松前藩が蝦夷島主となつたとはいえ、初めから全島のアイヌを完全に支配していたわけではなく、奥地にはまだ独立性の強いアイヌ集団が存在していた。すなわち寛文蝦夷の乱（一六六九）以前には、アイヌはまだ和人に対してかなりの独立性を有し、特に日本海岸では雄冬岬、太平洋岸では襟裳岬以遠の地方においてはそうであつた。たとえば寛文十年（一六七〇）ごろ、「石狩の惣大将」あるいは「上之国総大将」といわれたハウカセは、石狩川上流の雨竜川の合流点付近にチャシを構えて石狩アイヌを統率し、松前藩が商船を派遣しないと威嚇したのに對して、平然とつぎのように豪語している。

「松前殿は松前の殿、我等は石狩の大将に候得は、松前殿に構可レ申様も無レ之候。又は松前殿も此方え構申義も成間敷候。商船此方え御越可レ被レ成も被レ成間敷にも別て構無二御座一候。惣て昔より蝦夷は米、酒不レ被レ下候。魚、鹿計被レ下、鹿の皮を身に着、たすかり申者に御座候。商船御越被レ成候義も御無用の由申、通路の者返し申候由。其上商船御越被レ成候は、一人も通し申間敷候」（『津軽一統志』）。

このように、自主独立性をもつ豪強なアイヌ集団も、以前まではかなりあったと思われる。しかし一方押し寄せる商業資本の影響は次第に奥地へ拡大浸透しつつあり、対和人交易をなくしては、のつびきならないアイヌ集団も存在していた。同十年六月、西蝦夷地へ派遣された津軽の隠密船が忍路に停泊中、余市アイヌより聞書した記録に

「るいしん、そふやの頭蝦夷、與市え参逗留仕候事相尋候へは、右両人の頭夷申候は、此度つくなひにて和談究候所に、若其段やぶれ候て、商船も不<sub>レ</sub>参候へは、我々共迷惑仕候事に候故、左様の事に候は、あつかひにて首尾致候様に可<sub>レ</sub>仕と、はるく是迄参罷有候由申候事」(『津軽一統志』)。

と記されている。「るいしん」は利尻、「そふや」は宗谷で、各酋長は松前と和議を成立させて交易を再開させるため、惣大将である與市(余市)の酋長八郎右衛門の下へ集まったのである。余市アイヌは宗谷・利尻・天塩・余市を一系列として、山丹交易の中継地帯に住むグループで、松前藩との交易再開を火急としていたのであった。<sup>(1)</sup>だから

「與市に狄三百程御座候由、此狄共当年は商船一艘も参不<sub>レ</sub>申候得は、錫籠有候」(『津軽一統志』)。

という、全く和人との交易に依存した経済状態であった。しかも交易における交換比率は本州製品が三倍もの値上げとなつて、不等価交換が急速に進んでいたのであった。『津軽一統志』に、余市アイヌより聞いた内容に

「松前殿御仕方も惣て悪敷御座候。米式斗入の俵も、唯今は七、八斗計宛入、大分の押買被<sub>レ</sub>成候。其上俵物にあたり、串貝の一束もたり不<sub>レ</sub>申候へは、来年は二十束にてとられ、出兼申狄は子供しちにとられ申候。諸事の仕形左様に御座候て、狄共難儀に及申候。」

とい

「松前え我等事参候事もかく御法度に被<sub>レ</sub>仰付」候得は、皆々狄共錫申候に付、とてもケ様の被<sub>レ</sub>成方にては行さきつゞき申間敷と何も野心に存、是は藏人仕置にてケ様に罷成申候。余り迷惑に存、與市の大将チクラケ七十にあまり候得共、御訴訟のため又当代御目見仕度存候て松前え参候得は、御法度の所え参候とて、首を切髭を切とて、色々御せめに逢、漸々命たすかり罷滞、其節面目

なく存、蝦夷促し軍仕筈に御座候へとも、仲間より異見申候に付堪忍仕罷有候。」

とあつて、禁を犯して松前へ交渉に行つたチクラケは、無法な威嚇や嘲弄（まうろう）に遇つて追ひ返され、余市アイヌに蜂起（はうち）の決心さえさせたというのである。さらにしりふか（岩内）の酋長カンニシコルは

「近年は蝦夷あち商に松前より御越候て、拙者共取候川にて大綱おろし、鮭すきと御取、上方え商に御越被<sub>レ</sub>成候に付、左様に被<sub>レ</sub>成候ては蝦夷共取申鮭無<sub>レ</sub>御座候て、鰯死申候間、拙者共に取せ御買被<sub>レ</sub>下度由色々御訴訟申上候得共、松前の知行所にて候間、取申に我儘申とて御打た、き、其上にても少しも拙者共取申候鮭やすく御買被<sub>レ</sub>成候得は、何共迷惑仕候」（「津軽一統志」）。

と訴えており、アイヌの狩漁場が和人によつてつぎつぎと犯され、鮭をとつても安値に交換させられて、生活の安定も覺つかない有様であつた。このような一七世紀半ばの蝦夷地の社会状況について、奥山亮はつぎのように述べている。

(1) 不等価交換が急速に進んでいる

(2) アイヌが自由に松前に通交することが困難となり、日本人の来航を待たなければならぬ受動的立場に立たされてきた

(3) 彼らの漁場が日本人に荒され、それが直接生活にひびいてきた

(4) 嘲弄（まうろう）やはずかしめが盛んになりつつある

(5) 日本人の蝦夷地に居住するものが、砂金採取や鷹取り等のためだんだん増えてきた（奥山亮『アイヌ衰亡史』昭和四十一年八月）  
これらの条件が、ついに寛文蝦夷の乱を生む間接的な原因となつたものである。

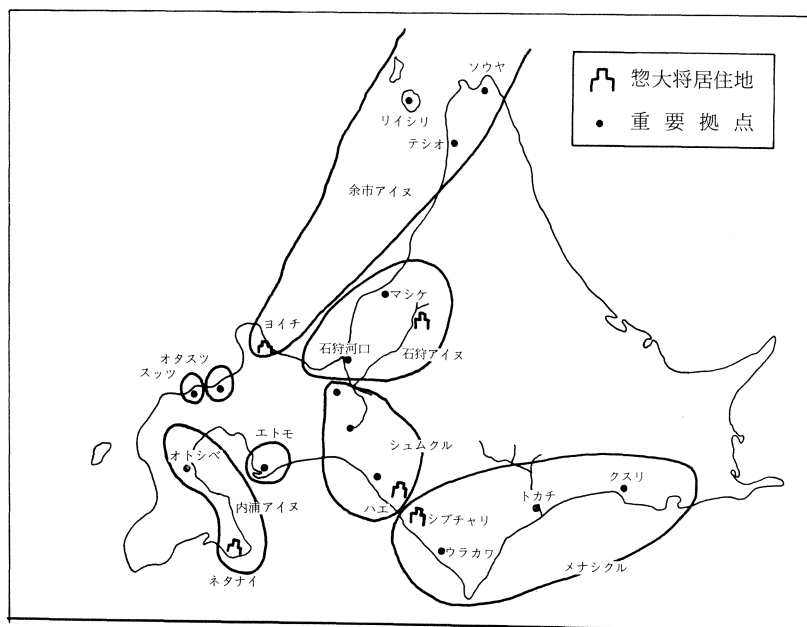
このころ商業資本による急速な侵食作用が働いたにもかかわらず、蝦夷地にはアイヌの政治的な諸勢力が存在していた。すなわち、シベチャリ川（日高静内町）以東、十勝、釧路、厚岸を含む地域にはメナシクル（メナシウングル）といわれる集団があり、シベチャリ川以西、新冠、沙流よりシコツ、イザリに至る地域のシムムクル（サルンクル、ハエクル）、小樽より石狩流域、砂川、滝川付近、雨竜、増毛を含む石狩アイヌ、余市から日本海沿岸に天塩、宗

谷、利尻に至り、さらに樺太を含むと予想される余市アイヌ、道南の尻岸内町より内浦湾ぞいに八雲町付近までを領域としていた内浦アイヌといわれる集団など、合わせて五つの地域的な政治集団があつた<sup>(2)</sup>。これらの集団は松前藩の政策に対して、それぞれ各個様々の対応を示すが、これは各集団の持つ経済的基盤の相違によるものであろう。

寛文蝦夷乱の発端は、メナシクルとハエクルとの対立抗争によるもので、衝突は慶安元年（一六四八）に始まるといわれる。『津軽一統志』に

「しぶぢやりの大将カモクタイン父、センタイン威勢強有レ之、鬼びし領の川へカモクタイン入込渡せすといへとも、鬼びし手を出候事成かたく打過る内、センタイン相果、子カモクタイン代に罷成、前々の意趣により、鬼びしカモクタインを打殺候也。シャクシャインはカモクタインか家老にて、自然にしぶぢやりの大将と成申候。」

とあり、はじめメナシクルがハエクルのイオル（狩猟場）であつた川（新冠川か？）に侵入していたが、承



アイヌの政治集団（海保・北方史の論理）

応二年（一六五二）、ハエクルの攻撃を受けて形勢逆転し、ハエクルがシベチャリ川まで侵出して利益を得、その後、「鬼ひし居所はしふちやりの川上、シャクシャインは同じ川下、此間三里貳拾丁有レ之由。」というように、ニイカッブ川とシベチャリ川のイオル（狩獵場）の爭奪にあつた。

メナシクルはシベチャリの酋長シャクシャインによつて統率され、ハエクル（サルンクル）はオニビシを首領として争ひ続けること二十余年に及んでいる。この間松前藩は再三にわたつて争いを調停して和解させてきたが、ついに寛文八年（一八六八）、オニビシが討たれたために両者の均衡が破れてしまった。

その後オニビシの残党であるハエのチクナシ、ピポク（新冠）のハロウ、オニビシの姉である沙流の酋長ウトマサ（あるいはウトウ）の妻らが、再三反撃に出るが、逆にメナシクルの勢力に紛碎され、ハエクルは離散してしまった。そのため同年十二月、ハロウは松前に上つて兵器糧食の貸与を頼んだが断わられたので、翌九年四月、沙流の酋長ウトマサが代わつて松前に上つて助力を請うた。しかし藩はこれを許さず、双方を諭して仲裁した。ウトマサはその帰途、天然痘を患つて死亡してしまつた。

シャクシャインの蜂起は、その直後におこつた。この時のメナシクルの動きを、『津軽一統志』によつて見ると

『右のウタフ相果候已後、シャクシャイン申成候は、ウトフ義松前にて毒飼せられ相果候。此已後も狄地へ参候食物に毒を入、狄とも殺可レ申由、松前よりのたくみにて候。——（中略）——以来毒飼にて殺され可レ申義紛無レ之間、各一味仕、松前より参候商舟を先打殺可レ申由、内談相究候事。』

とあるように、ウトマサが死んだのは松前によつて毒殺されたためであり、この後も商舟の貨物には毒を入れてあると流言し、まずオニビシの残党を手なずけて勢力を固めるとともに、「此方より松前へ押寄弓を引可レ然の由悪狄共にすすめ、定て商船可レ参候間討殺、其已後松前えも寄可レ申の内談候事。」として、着々蜂起の計画を進め、各地のア

イヌを糾合するために、ウエンスルシを東蝦夷地、チメンバを西蝦夷地に派遣した。これを受けた西蝦夷地では

「シャクシャイン方より申越候は、松前殿より商船参候は、此方にて皆々打殺可<sup>レ</sup>申候間、其方えも参候は、殺可<sup>レ</sup>申候、其方にて殺不<sup>レ</sup>申候は、其方の狄共皆々討殺可<sup>レ</sup>申由申候間、我等共も去年商船殺申候。」

と述べ、シャクシャインの扇動が成功し、メナシクルの蜂起に呼応したのであった。

蜂起は寛文九年六月におこり、各地で商船を襲撃して和人を殺害し、商品を略奪した。襲われた商船は東蝦夷地で一一隻、西蝦夷地で八隻で、その他三二隻は変を聞いて松前に引き返した。殺害された和人は船子・鷹待などで、東蝦夷地で一二〇人（このうち武士三人）、西蝦夷地で一五三人（このうち武士二人、鷹待三人、計二七三人で、その他東蝦夷地で七人、西蝦夷地で一五人は襲われたが免れた。また以上のうち一九三人は他国人であったとい<sup>(3)</sup>う。

蜂起した範囲は、東蝦夷地ではホロベツからシラヌカに至る間、西蝦夷地ではウタスツよりシクツシ（小樽市）の間、およびマシケであった。石狩アイヌを擁するハウカセは自主的行動をとってこれにくみせず、マシケの酋長が一隻を屠<sup>はぶ</sup>るという例外があっただけであり、クシロ以東のアイヌもまたこの蜂起には参加しなかった。これはまだこの地方は和人との直接関係が薄かったためであろう。また西蝦夷地マシケ以遠のアイヌすなわちシリ、ソウヤなどはすでに述べたように和人との交易は、彼等にとって不可欠のものであったにかかわらず、西南部ほど直接的侵害を受けてはいなかったもので、争乱に決起するほどには至らなかった。

これらのアイヌ集団に比べて、この地方のアイヌ集団、すなわちシムクル（サルンクル）は、どのように対処したのであるうか。シムクルは早くから松前藩とは親密な関係があつて、事あるごとに松前に相談していた。しかしウトマサの死によって情勢は急変し、

「松前え度々無心を申候へとも、一円同心無<sup>レ</sup>之、其上ウトフ事も毒飼にて相果候上は、もはや松前殿頼に可<sup>レ</sup>仕事も無<sup>レ</sup>之候、敵と言

合、松前殿え敵をなし、弓を引可<sup>レ</sup>申なとと評定仕候」(『津軽一統志』)。

と決意して、シャクシャインの指揮下に入ったのであった。

すなわち、この地方におけるアイヌの蜂起について『津軽一統志』は

「松前殿鷹師船十三人乗、当夏しこつえ参候を、毎年のごとく陸へ上置、小屋を懸させ、くつろぎ候時分、狄共夜に入よせ皆々殺し申由に付、其内鷹師頭一人働候て、狄三、四人切殺し、其身も毒矢彼は十二か所手を負因果候事。」

と記し、また殺された者は「右鷹舟の鷹師吉兵衛上下式人、喜兵衛上下式人、船頭、水主八人、都合拾貳人」としているが、『津軽一統志付図』<sup>(4)</sup>には「松前手船一艘一七人、内二人鷹師赤石兵衛、柴田善兵衛六月十四日、同十六日二討死。」とあつて、内容は少しく異なっている。また記事のしこつとは現在の千歳ではなく、船を陸上げして小屋をかけたというから、しこつの浜で、「鷹小屋有」と記されたまこまい(真小牧)であろう。この時蜂起に加わつたシムクルについての詳細は不明であるが、『蝦夷蜂起』によれば十月二十三日松前勢によつて生捕られたアイヌは、沙流では仁之助とその子供四人、あつまでは二六人に達したが、これは「むかわ」より「いふつ」のアイヌであり、一人は重罪人として「あつま」で磔<sup>はりつけ</sup>にされ、一〇人の頭分の者は松前へ引立てられたと記されている。したがつて蜂起したのはこれら鵠川、厚真、勇払のアイヌと見られる。

このようにシャクシャインの蜂起に呼応したアイヌは、連合して松前めざし攻勢をかけ、当時砂金掘りが多く入りこんでいた山越郡国縫で松前軍を攻撃した。しかし松前藩は急遽<sup>きんぐ</sup>軍勢を整えて、八月一日国縫に到着して撃つて出たため、アイヌは総くずれとなつて退却した。この前、メナシクルは援軍をシコツまで送つたが、松前軍が静狩まで進出したと聞いて、シベチャリまで退いている。『津軽一統志』に、つぎのように記している。

「しふちゃりのシャクシャイン方より船五十艘計にてしこつと申所迄狄共押参候処、八月四日、五日くんぬいの勢しつかりと申所まで



押参候を及し承、右押参候狄共、しふちやりへ引取申事。右の通風聞承候。」

このアイヌの対松前戦は、武器の上では鉄砲に対する弓矢であり、かつ兵糧の乏しいという条件もあつて死傷者も多く、とうていアイヌの敵ではなかった。九月四日総勢六二八人の松前軍は、国縫を出発し、内浦湾を渡つて東に進んだ。松前軍は途中所々のアイヌを誘降させ、または逮捕して処刑し、あるいは松前まで引立てた。これらの経過のなかで、シムクルの動きは複雑である。国縫周辺でアイヌ方の敗北が明らかとなるや、松前方に味方する者もでてきた。『津軽一統志』に

「一、八月廿八日、くんぬいより松前え申来候さる、しこつの狄共松前え味方可し仕申来候事。

一、松前の味方狄、しらおいと申所え罷越、様子見せ申候所、さると申所のダイソウ(ダイソウ)ウ(ウ)、(タイソウ)シャイン、オチリチリ、イコロシ、しこつの平左衛門右五人の狄共松前え味方可し仕由にて手しるしを相渡候由。」

とあるように、これは反松前連合軍にとつては大きな内部分裂を意味するもので、後世にお味方コタンと称せられる原因となつたものであり、松前藩にとつてみれば蝦夷地におけるアイヌ勢力の弱体化を図り政治的にも経済的にも権力を維持発展させるべく策略がひそんでいたのではないかと思われる。また一方ではコタンの頭に立つと思われる者を人質として捕えるなどして、反松前の力を封殺している。すなわち同書によれば

- 一 さるのニジスケ
- 一 しこつのイマシメ、カルベ、ヤヨリバ
- 一 あちうしのニニテマリ
- 一 おたす、つのイコチマイン
- 一 ひぼくのウエンシユナシ
- 一 むかわの浦キリ
- 一 いしやれの源次郎、小三郎、庄吉
- 一 ゆうふりのシモサ(は)
- 一 おさつのシモサ(カイキイン)



りつけ、さらに誓詞を出させて服従を誓わせた。また東蝦夷地でも数百人から誓詞をとったというが、詳細は不明である。<sup>(5)</sup>

寛文十一年（一六七一）三月、さらに松前藩は蛸崎藏人ら一七〇人を白老に派遣して蝦夷を処置して償いを取り誓詞を出させた。『蝦夷蜂起』に

「しづちより奥七ヶ村悪事一味の夷人御座候に付、彼地へは馬足相叶不<sub>レ</sub>申、船の通路も五月、六月計、海陸共に不自由成所に候。

右七ヶ村夷婦伏無<sub>レ</sub>之我儘に付、蛸崎藏人始人数百七拾人白老迄亥三月九日に着、仕置申付候。」

と記している。これは寛文九年の事態がまだ收拾されずに続いていたことを意味するもので、おそらくアイヌと妥協的な態度で臨んだものであろう。

さらに寛文十二年（一六七二）六月にも蛸崎主殿ら三〇〇余人が国縫に出向き、来航したメナシクルのアイヌ数十人から誓詞をとり、ここによりやく一応の終止符を打った。乱の始まりからおおよそ四年にわたっている。松前藩がアイヌに出させた誓詞の内容は、つぎのとおりである。

#### 起請文の事

一、從「殿様」如何様成儀被「仰掛」候共、私儀は勿論、孫子一門並うたれ男女に不<sub>レ</sub>限、逆心仕間敷候事。

一、殿様え逆心を企申敷、御苦勞に罷成儀等申夷及<sub>レ</sub>承候はゞ、隨分意見仕、其上承引不<sub>レ</sub>仕候はゞ、何卒通路罷成に於ては早々御注進可<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候事。

附 仲間出入御座候はゞ、隨分面々及<sub>二</sub>手立<sub>一</sub>申儀候はゞ、取扱可<sub>レ</sub>申事。

一、殿様御用にて、しゃも浦々罷通候はゞ、少も如<sub>レ</sub>在仕間敷候。縦令しゃも自分の用にて通り候とも、隨分馳走可<sub>レ</sub>致候事。

一、御鷹待並金堀に、少も如<sub>レ</sub>在仕間敷候事。

一、從「殿様」向後被「仰出」候通、商船へ我儘不<sub>二</sub>申懸<sub>一</sub>、互に首尾能商可<sub>レ</sub>仕候。余所の国の荷物買取申間敷候。我国にて調申荷物も、

協の国へ持参仕商売致間敷候。人の国にて取申候皮、干鮭我国へ持参仕売買致者、跡々より仕付候通可<sup>レ</sup>致候事。

一、向後米一俵に付皮五枚、干鮭五束商売可<sup>レ</sup>仕候。新物、烟草、金道具に至るまで、米に応じ、跡々より高直に商売可<sup>レ</sup>仕候。  
荷物沢山に有<sup>レ</sup>之年は、一俵に皮類も干鮭も下直に商売可<sup>レ</sup>致候事。

一、殿様御用にて伏使並御鷹送申儀、其外伝馬宿送昼夜に不<sup>レ</sup>限、少も如<sup>レ</sup>在仕間敷候。御鷹の餌犬あたひ出し不<sup>レ</sup>申候共、無<sup>二</sup>遅々一 出し可<sup>レ</sup>申候事。

右の旨、私儀は勿論、孫子一門並うたれ男女に不<sup>レ</sup>限、少も相背申間敷候。若相背候者於<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之は、神々の蒙<sup>二</sup>御罰一、子孫長く絶果候。依て起請文如<sup>レ</sup>件

寛文十一年亥年 四月 日

この起請文にみられるように、乱の原因となった不等価交換すなわち干鮭五束(二束は二〇本)に対する米一俵(七八升入)については何ら明記されていないが、元禄元年(一六八八)に水戸藩の快風丸が石狩川口を探険した記録によれば、米一俵の内容は七升より一斗二升に改められたというから、松前藩としてもかなりの譲歩を示したわけである。しかしアイヌの意図もまた貫徹せず、あまつさえ種々の条件を飲まされて服属への道を歩むことになった。寛文十一年には「くすり」「釧路」「あつけし」「厚岸」「のさつぷ」「納沙布」などのアイヌも松前に来て、交易が行われるようになり、和人による商業資本は、寛文蝦夷乱を契機として、さらに奥地へと進出するようになった。

注(1) 海保嶺夫『近世アイヌにおける政治的諸勢力の形成―寛文期を中心として―』 北海道史研究 2 昭和四十九年三月

(2) 『津軽一統志』巻第十『新北海道史』第七卷史料一

(3) 『新北海道史』第二巻通説一

なお蜂起によって殺害された和人の数については、資料によって数が異なっている。すなわち『津軽一統志』は東蝦夷地二一人西蝦夷地一四三人で計二六三人。『日本庶民生活史料集成第四巻』には、東蝦夷地一五三人、西蝦夷地二二〇人

で計二七三人と記している。また『北海道史第一』（大正七年）、『新選北海道史』（昭和十二年）は、東蝦夷地二二〇人、西蝦夷地一五三人計二七三人と記している。

(4) 市立弘前図書館岩見文庫による。

(5) 『蝦夷蜂起』日本庶民生活史料集成第四卷（昭和四十四年）による。

## 第三節 しこつ一六場所

### 一 一八世紀初頭の商場

すでに述べたように、一七世紀の半ばごろこの地方の事情を知る手がかりとなった文献には、津軽藩による『津軽一統志』があった。その後一八世紀に入ってから、次第に文献も多くなるが、このなかで苫小牧地方のようすを探るのに貴重な手がかりとなるのは、『元禄御国絵図』であろう。この絵図は元禄十三年（一七〇〇）松前藩が版籍『松前嶋郷帖』と共に幕府に差出したものであるが、これは寛永十二年（一六三五）松前藩による調査の地図と、正保元年（一六四五）、幕命によって作製した『正保御国絵図』（現在伝わっていない）とを基礎とし、さらに寛文元年（一六六一）の調査の結果によってできたものであろうといわれている。したがって、この絵図は近世初頭の苫小牧地方の輪郭をおぼろげながらも推定できるものである。これによれば海岸沿いに、「たるまえ」、「まこまえ」、「いぶつ」、「あづま」、「む川」、「さる」などの地名が記され、「あつま」（厚真）から川をさかのぼって内陸部へ入り、ひょうたん形をした二つの沼を渡って「ぬまがしら」に上陸し、陸路を経て「志こつ」に至り、さらに「四里四方程の沼」（オサツ沼）

を舟で越えて「しままつ」そして石狩へ出るルートが画かれている。このうち「たるまえ」は樽前で、「まこまへ」は真小牧（苦小牧市の一部）であり、「いぶつ」は勇払である。すでに近世初頭より石狩へ通ずる唯一の内陸路として知られていたわけである。

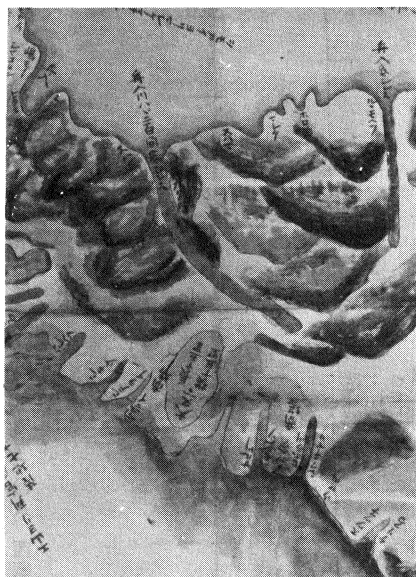
また、この絵図と同時に成ったという『松前鳴郷帖』には

一、ひらをひ 一、たるまひ 一、まこまへ 一、あづま  
一、む川 一、さる

などと記され、「いしかりよりいふつままでの蝦夷居所」として

一、ぬまがしら 一、夕ばり 一、あつ石 一、つうさん  
一、おさつ 一、いちやり 一、つうめん 一、島まつふ  
一、いべちまた 一、ついし狩 一、かばた 一、めいぶつ  
一、夕べち

と記されている。これを『元禄御国絵図』の地名と対照すれば、「ぬまがしら」は現在のウトナイ湖の北岸または美々川流域、「夕ばり」は夕張川の流域であろうか。「あつ石」はウトナイ湖の西に画かれているが、全く大まかな位置を知るだけで、実際は千歳川流域である。「つうさん」



松前蝦夷図（寛永～正保年間）  
〔市立函館図書館〕



元禄御国絵図（元禄13年）  
〔市立函館図書館〕

は当時「ろうさん」と呼んだ現在の千歳市街の一部、「おさつ」はオサツ沼に注いだ長都川流域、「いちゃり」は漁川流域で現在の恵庭市街であらう。「つうめん」はアンガリ沼の岸辺、現在の祝梅付近。「島まつふ」は現在の広島町島松川流域、「いべちまた」は江別川流域、以下「ついい狩」「かばた」「めいぶつ」「夕べち」は石狩川流域であらう。これらが蝦夷居所（アイヌ・コタン）のあったところというから、「いぶつ」はアイヌの住居もなく、たんに内陸交通路の入口に位置していたわけであり、おびただしい蝦夷産物の出産地は、千歳川、美々川などを擁する内陸部に多かったのだ、アイヌの集落も多く、古くからこの地方を総称して「しこつ」と呼んだ。「しこつ」とは現在の千歳川の旧称、「しこつ川」に由来するものである。

その後享保五年（一七二〇）、新井白石による『蝦夷志』は、わが国における最初のまとまった蝦夷地誌といわれ、この地方について次のように記している。まず海岸の地名を「曰、シラヲヒ。曰、タルマヘ。曰マコマヘ。曰アツマ。曰、ムカワ。曰、サル。」などとし、またイブツからイシカリに至る地形や集落については

夷地諸山。皆峭拔崎嶇。唯其南北中間形勢稍卑。故南山以北。北山以南。水皆就「其界」。而瀦為「三沢」。其在「東則南流入于東海。其在「西則北流與「東北諸水」合為「大河」。一入于「西海」。一水入「海」之処。相距二十五里。夷人亦傍「水成」聚者十三。

曰、ヌマカシラ。曰、ユウハリ。曰、アツイシ。曰、ツウサン。曰、オサツ。曰、イチヤリ。曰、ツウメン。曰、シママツ。

曰、イヘチマタ。曰、ツイシカリ。曰、カバタ。曰、メイブツ。曰、ユウベチ。

と記録している。すなわちイブツとイシカリ間の距離は二五里あって、その間の夷人の集落は一三としている。その集落名をみると前述の『松前嶋郷帖』のそれとは全く同一のものであることがわかる。もともと白石は実地を見ないで編さんしたものであるから、このように従来のもものと大差ないものになったわけで、わが国最初の蝦夷地誌とされただけども、その資料については限界があった。

この地方の状況について、その後次第に文献に現れるようになるが、その具体的な資料としては享保十二年（一七二五）の『松前西東在郷並蝦夷地所附』<sup>(2)</sup>というのがある。関係分を示せばつぎのようになる。

一 志らおひ

志やたひ へち別 たるまへ まこまへ あう川<sup>(2)</sup> い婦川<sup>(+)</sup> 松前より陸北八日路程、舟路三日余

志古津之内

一 留うさん<sup>(1)</sup> 松前主水 厚谷又左衛門 木村与右衛門 岡口彦兵衛

一 阿つ石 工藤茂兵衛 大久保宗治郎

一 尾札<sup>(\*)</sup> 小平甚左衛門

一 沼がしら 蛎崎四郎左衛門

一 満こまひ<sup>(2)</sup> 厚谷六左衛門

一 浜む川 佐藤孫右衛門

一 いちや里<sup>(2)</sup> 今井孫七郎 佐藤三郎右衛門

一 上む川 麓小兵衛

右商場所支配之夷共、居所志古津所々ニ罷有候

といふ川<sup>(2)</sup> ゆる志か別

一 さる

すなわち当時「しこつ」には、「るうさん」、「阿つ石」おきつ「沼がしら」「まこまい」「浜む川」「いちやり」「上む川」と合計八カ所の商場が存在していたわけで、それぞれの知行主（給人）が定まっていた。知行場所も「るうさん」「あつ石」「いちやり」のように、知行主が二人以上の複数で給与されているものもあり、また「上む川」のように、寛文年間より引き続いて麓小兵衛の商場となっていたものもある。なお元禄五年（一六九二）『松前主水広時日記』には

五月廿三日 厚谷又左衛門、大久保幸助商場しこつの夷御目見（以下略）。



六月五日 今井孫七郎支配所しこつより夷御目見罷登（以下略）。

という記事があつて、前掲資料に一致している。い婦川（いふつ）は、当時松前から陸路で八日、舟で三日余の行程となつてゐる。ここから石狩までについては、さらに『松前西東在郷並蝦夷地所附』に、次のように記されている。

石狩よりい婦津迄夷居所

一、沼がしら 一、夕ばり 一、阿つ石 一、つうさん 一、おさ川<sup>②</sup> 一、いちゃ利 一、つうめん 一、嶋満つぶ  
一、い婦つ満た 一、つい石狩 一、かばた 一、めいふ川<sup>②</sup> 一、ゆうへち

この内容は、元禄十三年の『松前嶋郷帖』のそれに全く同じである。なを参考までに石狩地方の商場を同書によつてみれば

石狩川 松前より船路四日

- 一 は川志や婦 酒井作三右衛門
- 一 志や津は路 小林兵左衛門 目谷 佐仲 高橋嘉左衛門
- 一 志の路 南条安右衛門
- 一 つい石狩 松崎太次右衛門
- 一 かばた 左藤加茂左衛門 土屋重右衛門
- 一 いへちまた 松前 内記
- 一 ゆふば里 松前 主水 蛎崎時右衛門
- 一 嶋まつ婦 下国金左衛門

とあつて、合計八カ所の商場が成立していたことがわかる。

注（１） 市立苫小牧図書館蔵本。

（２） 北海道大学北方資料室蔵本。

## 二 場所請負制の発生

寛文蝦夷の乱を前後するころから、松前藩ははげしい財政難に直面していた。松前藩初期における財政事情については詳しい資料がないが、『津軽一統志』によつて当時の藩の収入を見れば、「御手船八、九艘の徳分一、二千両、鷹の代金一、二千両、年に応じ候由。又沖ノ口百姓諸役六百両余も出可<sub>レ</sub>申由。」となつており、このほかに砂金の運上もあつて莫大な金額になつていた。しかし鷹の産出もしだいに減少し、享保のころは藩主、藩士の鷹場三九〇余カ所のうち、真に鷹を産するのはずかに二二、三カ所となつたほか、砂金の産出の減少とともに松前藩は一大財源を失つてしまつた。加えて松前藩は八代氏広、九代高広と幼弱な藩主が続き、藩政の実権を握つた家老・蛎崎藏人は相續いて幕府より借米を受けあるいはアイヌとの交易で、日本製品を三倍につり上げるなどの対応策を行つたが、すでに記したごとく寛文九年のアイヌの蜂起という反撃にあつて、かなりの譲歩を余儀なくされるほどであつた。加えて天和二年（一六八二）の門昌庵事件や重臣等の相次ぐ殺生事件が起り、藩は根本的な財政建直しの必要を迫られた。

このような藩財政の危機に対して藩政改革に乗り出した十一代松前邦広は、松前地・蝦夷地に積極的に商業資本の導入をはかり、それを支配機構の中にとりいれて財政の建直しを図つた<sup>1)</sup>。これは従来のいわゆる商場知行制を廃し、場所請負制をとること、また松前地における諸産業の発達に対応して、ここに居住する和人はもとよりアイヌに対して徹底した「役金」(税金)の増徴と新設を行つたことにある。

場所請負制とは、従来藩主、家臣によつて行われていた商場の交易権を、一定の運上上納を条件として、これを全面的に商人に譲渡するものである。したがつて、これらの場所を給された知行主を場所持ちと称し、商場を場所と呼ぶようになったのは、この場所請負制の成立以後からのことである。このことによつて今まで半土半商という兵商未



蝦夷国松前全島之古図（年代不詳）〔岐阜県下呂町郷土資料館〕



分化の形であった松前藩の体制は、このころから一応は兵商分離体制となつたわけであり、本州各藩の年貢にかわる運上金という商人からの貢納金によって、封建的支配階級―換言すれば武士の「完全な寄生階級化」が生じたのである。北海道における近世的支配形態の成立を意味するものであった。

このように松前藩は、場所請負制の導入によって、商場交易の前近世的な藩体制の行きづまりを打開し、全国的な商業資本の発展という情勢に対処して、藩財政を確立して封建制の維持発展を図ろうとしたものであった。元文四年（二七三九）の『北海隨筆』によれば、当時の藩財政は次のようになっている。

- 一、古金 千貳百両程 シリベツ山材木運上
- 一、同 千七百両程 鯨運上
- 一、同 千貳百両程 商船運上
- 一、同 千七百両程 蝦夷地秋運上
- 一、同 三百両程 同夏運上
- 一、同 百両程 昆布運上
- 一、同 千四百両程 他国人役金

此外畑年貢、入船商物の運上等瑣細の事は略す。

これを見れば、藩の財政建直しが一応功を奏したこと、それが場所請負制によるものが大であったことを示しているものと考えてよからう。

つぎにかかる場所請負制の發生の時期について、白山友正によれば

「場所請負の起源は享保年間以前にもあり、多くは享保年間（七五―一五）から寛保年間（七四―一三）にかけて多く行われた。則ち

- (1) 松前矩広の治世 (自寛文五年(一六六五)至享保五年(一七二〇))  
 (2) 邦広の治世 (自享保五年(一七二〇)至寛保三年(一七四三))  
 (3) 資広の治世 (自寛保三年(一七四三)至明和二年(一七六五))

を以て全場所が商人の手によって請負われるに至った。この間約百年を経ている。<sup>(3)</sup>

と述べ、その起源を享保年間以前に求めている。もつとも享保二年(一七一七)の『松前蝦夷記』によれば

「蝦夷地の内六十一ヶ所家中給分代に渡し置場所所有<sup>レ</sup>之候へ共、夷人より收納無<sup>レ</sup>之銘々より夷人に向申候品を船積にて差越、雜物替いたし申候て、其利金取申計のよし。併近年出物蝦夷地石浜ゆへに少く船数を遣はし候へ共、損毛計出来申故、家中申合少々宛寄合船にて差遣申候。尤商人船に運上を取り其場所相渡し申も有<sup>レ</sup>之候。依<sup>レ</sup>之近年家中困窮のよし。」

と記すように、自ら交易を経営する家臣と、請負を行う家臣との二つが生れている。しかし元文二―三年のものと推定される『蝦夷商賈聞書』によれば、ほとんどの商場が請負化されているので、その時期を邦広執政下の享保・元文期に求めることができるであろう。<sup>(4)</sup> 当地方における場所請負の初期の姿をその『蝦夷商賈聞書』によつてながめてみると

一、樽前、川也。志摩守様へ運上金揚り。秋生鮭、塩引計也。

一、マコマイ 御用人工藤八郎右衛門殿。秋鮭、塩引計、三ヶ年七拾兩也。

一、志骨 大場所也。佐藤藤馬殿。大久保治太夫殿。加藤四五郎殿。御用人麓小兵衛殿。目谷又左衛門殿。御家老松前平次右衛門殿。

蛸崎時左衛門殿。小平甚左衛門殿。今井新右衛門殿。

出物シナト申木ノ皮ニテ縄ヲナエ出ル日本越前より加賀、能登、越中、越後、出羽、津輕、南部辺ノ船ニ皆此縄ノ綱ニ用ル。鹿皮沢山、熊皮相應ニ出ル。于鮭ノ出所也。三百石斗成。

舟拾二艘來ル。此荷物□運上地頭面々相應ニ取、秋ハ鮭塩引積船壹艘來ル。七百石程荷積リ。運上金三ヶ年二二百兩、是ハ地頭方惣配当。是より西海石狩へ越ル。此所ノ奥皆蝦夷住家也。

これによればタルマイ場所は松前家直領、マコマイ場所は工藤八郎右衛門の知行地で、運上金は三カ年で七拾両であつた。シコツは大場所と記すが、それぞれ各場所に細分されていたことは、享保十二年の記録によつても明らかであり、九人の給人が一括して商人に請負わせている。荷物（産物）は夏と秋との二度やつて来る商舟と交易し、運上金は三カ年で二〇〇両にのぼり、給人たちに配当された。さらに同書によつて胆振、日高地方における請負状況をみれば

|      |                 |         |      |       |                |          |
|------|-----------------|---------|------|-------|----------------|----------|
| アブタ  | 酒井逸学            | 運上金     | 年々不同 | サル    | 小林治部右衛門        | 直接交易     |
| ウス   | 新奉行<br>新井田五郎左衛門 | 三ヶ年四拾両  |      | ニイカッブ | 御用人<br>工藤八良右衛門 | 運上金 年々不同 |
| エトモ  | 松前内紀            | 三ヶ年百五拾両 |      | シビチャリ | 太田六郎兵衛         |          |
| ホロベツ | 細界左源次           | 一ヶ年三拾両  |      |       | 新井田主叶          | 運上金 年々不同 |
| シラオイ | 松井茂左衛門          | 一ヶ年五拾両  |      |       | 辻 庄右衛門         |          |
| タルマイ | 直 領             | 三ヶ年七拾両  |      | 三ツ石   | 松浦庄左衛門         | 三ヶ年四拾両   |
| マコマイ | 工藤八郎右衛門         | 三ヶ年七拾両  |      | 浦 川   | 北川岡左衛門         | 四拾両      |
| シコツ  | （九人）            | 三ヶ年二百両  |      | アブラコマ | 御家老<br>蛸崎内蔵    | 運上金 年々不同 |

すなわちサル（沙流）場所を除いて、すべて商人の請負となつてゐる。各場所の請負期限もまちまちで、請負金額も年によつて一定したものではなかつた。したがつて場所請負制の初期では、請負人（商人）は商場知行制における給人と何ら変わることもなくアイヌとの交易によつて利潤を得ていたものと推定される。したがつて請負人は自己の計算において交易品を見積り、請負場所に運上家（交易所）を設け、支配人、通辞、帳役、番人などの雇人を送つて、アイヌの欲する品物と彼等が狩漁によつて得た生産物や、付近の異民族と交易して得た品物と交換し、これを本州市場に売りさばいて利益を得たのである。この状況を元文四年（一七三九）の『北海隨筆』は、つぎのように記している。

「南部、津軽、出羽、近江の商人は近蝦夷の其村々を請合、松前にて運上を納めて蝦夷を支配して漁獵をなさしめ、其得物を他国え

廻して業とす。遠蝦夷は其得物を商人と相對して直に交易するなり。是又商人は松前にて運上を納て其請場所へ入込事なり。此運上金則武家の知行收納物なり。夫ゆへ知行取は多くあれども石積の知行はなし。」

また同書によれば、蝦夷との交易による産物について

蝦夷産物

鷹、鶯、真羽、かすを、八熊、鶴、鯢、熊皮、熊胆、昆布、糸ふりこ、鮭、干鮭、塩引、串貝、煎海鼠、干鱈、鹿皮、ねつふ皮、とじの皮、鯨、石焼、かい鯨、鯨油、椎茸

一、狢虎皮 一、臘腦臍 一、蝦夷錦 一、あざらし皮 一、虫巢

此三品は西海ソウヤの交易なり。此外珍敷交易物共あれども御領主え上りて外へ不<sub>レ</sub>出。外へ出す事は法度なり。

一、我邦より蝦夷え渡す物

米 八升を、酒 二斗を、  
一俵と定、  
大略右の類なり。 梶、塩、鍋、糸、出刃、針、煙草、古手、染木綿、きせる

と記している。また胆振、日高地方の産物を、『蝦夷商賈聞書』によつてみれば

アブタ 干鮭、昆布、鯢数子、干カスベ、カバ（木ノ皮）、イタラ貝ノカラ

ウス 鯢数子、昆布、干鱈、オットセイ、イタラ貝ノカラ、鮭、フノリ

エトモ 煎海鼠、鯢数子、昆布、塩鱈、イタラカイノカラ、鯨油、フノリ

ホロベツ 塩鱈、生鮭

シラオイ 塩鱈、生鮭

タルマイ 生鮭、塩引

マコマイ 鮭塩引

シコツ シナ縄、鹿皮、熊皮、干鮭、鮭塩引



サル 干鮭、シナ縄、鹿皮、熊皮、鮫油

ニイカッブ 品縄、カバの木皮、兎皮、鹿皮、狐皮

シビチャリ 鹿皮、品縄、干鮭、鮫油

三ツ石 鹿皮、熊皮、魚油、品縄

浦川 熊皮、鹿皮、狐皮、品縄、鮫油、鯨油

アブラコマ 鮫油、アブラメ(魚)、品縄

とあつて、産物は『北海隨筆』の記載のものとはほぼ同種類で、アイヌが漁狩獐によつて生産したものであつた。

以上のように一八世紀の初めごろ發生した場所請負制は、その後次第に蝦夷地全島におよび、一八世半ばにはほぼ一般化したらしい。蝦夷地の場所数は天明六年(一七八六)には東蝦夷地で三八場所、西蝦夷地で四〇場所、合計七八場所をかぞえ、運上金高は東蝦夷地で一、五七八両、西蝦夷地で三、九三二両の合計五、五一〇両に達したという。また天明六年の『蝦夷草紙別録』によれば、場所運上金による家臣給地収納は三、七〇六両、領主納戸収納高は一、六六二両と記されている。

(1) 海保嶺夫『北海道における封建制の諸段階』 北海道の文化 17 昭和四十四年九月

(2) 高倉新一郎『アイヌ政策史』 昭和十八年七月

(3) 白山友正『松前蝦夷地場所請負制度の研究』 昭和四十六年四月

(4) 注(1)に同じ

(5) 市立函館図書館蔵本による。

(6) 享保十二年『松前西東在郷並蝦夷地所附』

(7) 注(3)に同じ

### 三 場所請負制の発展

場所請負制の成立は、蝦夷地における産業に大きな影響を与えることになった。従来まで松前藩の重要な収入源であった砂金、鷹、木材の資源の枯渇に代わって、生産の中心は漁業に移っていった。これは

「元禄時代ごろからの日本本土における商業の隆盛、それに伴う北国航路の発達が松前をその商圏にまきこんで…(略)…中でも関西における米・棉作などに魚肥が大量に使用されはじめたこと、清国輸出用としての海産物(長崎俵物・煎海鼠・白干鮑・昆布)の需要の増大など(略)…」

(奥山亮『アイヌ衰亡史』昭和四十一年八月)

によるものであった。したがって場所請負人は自己の利益を増加するため、生産物の販路を広げるとともに、新しい場所Ⅱ漁場の開拓に努力した。奥地の開拓は寛文蝦夷乱のころすでに宗谷場所が開かれていたが、元禄十四年(一七〇二)にキリタツプ(後の根室場所、宝暦四年(一七五四)にはクナシリに場所が開かれ、さらに寛政二年(一七九〇)には、樺太場所が開設された。

また請負制の成立によって大きな変化をもたらしたのは、生産技術の進歩であった。すなわち今まで原始的なアイヌの漁法にかわって、本州から刺網、引網、建網による漁獲法が伝わり、さらに漁船の改良や海産物の製造方法に改良を加える、といったことが次第に広まっていった。たとえば鮭の加工は今までアイヌは腸を取り去って乾燥し、これを炉の上につるして燻製にした干鮭が主であったが、塩を場所に送って塩蔵するようになってから、塩引や荒巻が現れるようになり、鯿、鱈も食料ばかりでなく、油を絞りその粕を肥料として関西市場へ送られるようになった。すなわち

「享保以後、鱒、鯉、鱈その他雑魚を煮て縮木にかけて搾るようになった。そしてその粕は干して肥料として売り出されることになった。魚粕肥料は本州の干鰯にかわって身欠鯉の屑などがそれにあてられていたが、近畿地方の棉・藍等の商品作物の肥料として歓迎されるようになると、大量に短時間で処理することが出来、貯えておいて適宜に積出すことが出来たので、干物としてよりは粕に製造するものが多くなり、漁獲物の種類の増加と共に、漁場の範囲を拡げて行った。鱒などは干魚や塩切にしては引合わず、粕にして始めて遠い地方まで漁場を拡大することが出来たのであった。」

（高倉新一郎『蝦夷地』昭和三十四年三月）

このように場所請負人は関西市場の需要にこたえ、利潤を高めるためにアイヌに新しい漁法や漁獲物の生産加工を教えるとともに、場所請負人自らが場所の経営に着手することになる。すなわち大規模な資本を投下して、用具の製造や漁船の建造などをして漁場を開き、アイヌを使役して大量に漁獲をするようになり、請負人は生産面にも進出した。寛政四年（一七九二）の『夷諺俗話』の「海鼠引」の項に

「海鼠引漁事を引当に飯糧又は米・麹・酒・たばこ・煎海鼠引道具等入用の品を前借して漁業に従事するのである。引いた海鼠を舟に積んだまま運上屋の浜へ漕いで来ると、運上屋の係員が調に出て数を改め、帳面につけておく。是は煎海鼠にして受取るまでに抜荷のあることを防ぐためである。調を受けると蝦夷達はそれを各我家に持帰り、鍋で煮、串にして炉の上又は日にあて乾して上げ、運上屋へ来て交易するのである。運上屋ではめこの（女蝦夷）を集めて長夷の監督の下にその海鼠の串を抜かせ、俵装して積出すのである。荷役等には矢張り蝦夷人を使用した。」

（『夷諺俗話』日本庶民生活史料集成第四卷所収 昭和四十四年）

というぐあいに記されている。これは交易より一步踏み出した前貸制によって、アイヌを労働させた形となっており、実質的には請負人に従属したものに過ぎなくなっている。しかし場所における生産が大綱を使って大規模な生産となる鮭・鱒ならびに鯉漁になると、請負人は純然たる漁業家となって生産を指揮し、アイヌはそこに雇われて働く漁業

労働者となるのである。したがって彼等の政治的地位もしだいに低下し、かつての自由交易における生産の自主性を失ってしまうことになる。このような傾向は天明の末より寛政ごろ（一七八一—一八〇〇）にかけて一般化したといわれている。<sup>(1)</sup>

以上のような蝦夷地における場所請負制における生産様式の変化に対して、この地方はどのような状態であつたろうか。すでに述べたように場所請負制の成立期には、「しこつ」と呼ばれた大場所で、その範囲も鵠川から苦小牧、そして千歳周辺を含む広大な地域で、石狩川筋のいわゆる石狩一三場所とならんでスケールの大きいものであつた。したがってこの地域における場所の数も多く、一般に「しこつ一六場所」と称せられている。けれども、その数は初めから定まっていたわけではなかった。現在のところ最も古い記録とみられる『松前国中記』（年代不明）によれば、「しこつ一六場所」を、つぎのように記している。

シコツ拾六箇所

|               |      |    |               |
|---------------|------|----|---------------|
| 因藤官司殿知行所      | タルマイ | 産物 | 干鱈、鹿ノ皮、品縄、秋味有 |
| 工藤平右衛門殿知行所    | マコマイ | 産物 | 干鱈、品縄、鹿ノ皮、秋味有 |
| 蛸崎四郎左衛門殿知行所   | ホタナイ | 産物 | 右同断           |
| 厚谷伴蔵殿知行所      | アツマ  | 産物 | 右同断           |
| 厚谷新下殿知行所      | ヲシツコ | 産物 | 右同断           |
| 工藤清右衛門殿知行所    | アツイシ | 産物 | 干鱈、品縄、鹿ノ皮、秋味有 |
| 小平甚左衛門殿知行所    | ヲサツ  | 産物 | 右同断           |
| 御場所 大久保宗次郎上り地 | ロウサン | 産物 | 右同断           |
| 加藤兵八殿知行所      | 上アツマ | 産物 | 右同断           |

木村又八郎殿知行所 下マ、チ 産物 右同断

松前鉄五郎殿知行所 上マ、チ 産物 干鱈、品縄、鹿ノ皮、秋味有

佐藤専右衛門殿知行所 ムイシヤリ 産物 右同断

今井善兵衛殿知行所 井ジヤリ 産物 右同断

岡口彦兵衛殿知行所 チイカキ 産物 右同断

牧田源八郎殿知行所 マス 産物 干鱈、品縄、鹿ノ皮、秋味有

麓 運治殿知行所 上ムカワ 産物、右同断

左藤東馬殿知行所 下ムカワ 産物 干鱈、鹿ノ皮、品縄、昆布、秋味有

これによれば場所名は全部で一七カ所に上っている。冒頭に「シコツ一六箇所」と記したのは、このうち御場所（松前藩直領地）のロウサン場所を除いたものである。同書にはさらにつぎのように記してある。

「以上地頭所十六ヶ所、ロウサン共に十七ヶ所惣而上蝦夷地、下蝦夷地共に秋味の運上金一統、公儀持分之所、此シコツ十六ヶ所の内秋味場所杯もあり。然共十六ヶ所地頭一統に従公儀近き頃秋味□□十六ヶ所の地頭へ配分なし被下候。今は多分秋味名代今場所に寄五両、七両と地頭へ納るなり。」

すなわち

「地頭所十六ヶ所、ロウサン共に十七ヶ所」

とあるように総計一七カ所におよぶ場所があったことになる。これを場所請負制発生当時の『蝦夷商賈聞書』の場所名と対照してみれば、次表のようになる。

場所対照表 (その1)

| 場所名  | 「蝦夷商賈聞書」 | 「松前国中記」       |
|------|----------|---------------|
| タルマイ | 直領       | 因藤官司          |
| マコマイ | 工藤八郎右衛門  | 工藤平右衛門        |
| ホタナイ | 蛸崎時左衛門   | 蛸崎四郎左衛門       |
| ヲサツ  | 小平甚左衛門   | 小平甚左衛門        |
| ロウサン | 大久保治太夫   | 直領<br>元大久保宗次郎 |
| 上アツマ | 加藤四五郎    | 加藤兵八          |
| 上マ、チ | 松前平次右衛門  | 松前鉄五郎         |
| イジャリ | 今井善兵衛    | 今井新右衛門        |
| 上ムカワ | 麓小兵衛     | 麓運治           |
| 下ムカワ | 佐藤東馬     | 左藤東馬          |
|      | 目谷又左衛門   |               |

これによってみると、目谷又左衛門の場合を除いて、タルマイ場所が因藤官司の知行地となり、大久保宗次郎のロウサン場所が直領となったほかは、ほぼ知行主の交代がなかったとみられる。この時代における家臣



東西蝦夷地場所附 (安永9年)〔岐阜県下呂町郷土資料館〕

場所対照表（その2）

| 番号 | 場所名   | 「松前国中記」<br>（年代不明）                | 「松前国道中記」<br>（年代不明）                                           | 「東西蝦夷地場所附」<br>（安永九年）                  |
|----|-------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 1  | タルマイ  | 因藤 官司                            | 因藤 豊太郎                                                       | 因藤 豊太郎                                |
| 2  | マコマイ  | 工藤 平右衛門                          | 工藤 平右衛門                                                      | 工藤 平右衛門                               |
| 3  | ホタナイ  | 蛸崎四郎左衛門                          | 蛸崎四郎左衛門                                                      | 蛸崎四郎左衛門                               |
| 4  | アツマ   | 厚谷 伴藏                            | 厚谷 伴藏                                                        | 厚谷 伴藏                                 |
| 5  | ラシツコ  | 厚谷 新下                            | 厚谷 新下                                                        | 厚谷 新下                                 |
| 6  | アツイシ  | 工藤 清右衛門                          | 工藤 清右衛門                                                      | 工藤 清右衛門                               |
| 7  | ラサツ   | 小平 甚左衛門                          | 小平 甚左衛門                                                      | 小平 甚左衛門                               |
| 8  | ロウサン  | <small>御場所<br/>大久保宗次郎上り地</small> | <small>御上御領<br/>元大久保宗次郎<br/>加藤九郎左衛門<br/>元文三年引上ヶ直領トナル</small> | <small>請負人 阿部屋傳兵衛<br/>加藤九郎左衛門</small> |
| 9  | 上アツマ  | 加藤 兵八                            | 木村 又右衛門                                                      | 木村 亦八郎                                |
| 10 | 下マ、チ  | 木村 又八                            | 松前 鉄五郎                                                       | 松前 鉄五郎                                |
| 11 | 上マ、チ  | 松前 鉄五郎                           | 佐藤 周左衛門                                                      | 佐藤定郎右衛門                               |
| 12 | ムイシャリ | 佐藤 専右衛門                          | 今井 新右衛門                                                      | 今井 □兵衛                                |
| 13 | イジャリ  | 今井 善兵衛                           | 岡口 彦兵衛                                                       | （脱落）                                  |
| 14 | チイカイ  | 岡口 彦兵衛                           | 牧田 忠兵衛                                                       | 牧田 忠兵衛                                |
| 15 | マ ス   | 牧田 源八郎                           | 佐藤 花六郎                                                       | 請負人 運治<br>佐藤 泊川ノ喜太郎                   |
| 16 | 上ムカワ  | 左藤 東馬                            | 佐藤 東馬                                                        | 佐藤 東馬                                 |
| 17 | 下ムカワ  |                                  |                                                              |                                       |

の給地（場所）は、代々家臣の世襲制となっていたのが普通であったから、記録上の誤記や脱落なども考慮して、元文二、三年ごろこの地方に成立していた場所数は、最も少なくみて一一場所あったとみてよからう。その後、請負制が一般化するにつれて新たに場所が開設され、これに六場所が加わって合計一七場所となったものと思われ、その時期はおよそ十八世紀の半ば以後であらう。この場所についての異同を『松前国道中記』（年代不明）と、『東西蝦夷地場所附』<sup>2)</sup>（安永九年）とによって対照してみれば、上記の表のようになる。

すなわち『東西蝦夷地場所附』におけるチイカイ場所の知行主が欠けているほかは、およそ各場所の知行主が一致しているものと思われる。また上アツ

マ場所は、『松前国道中記』に、知行主は加藤九郎左衛門と記され、さらに「元文三年引上ケ直領トナル」と注記されており、『福山秘府年曆部卷之六』<sup>3)</sup>によれば「三戌午（元文三年）是歳、加藤九郎右衛門、因三不行状、而奪三其領」、失穀  
「三除其家」とあつて、同場所は元文三年に直領となつた。以上のように、この地方に存在した場所は、タルマイ、マコマイ、ホタナイ、アツマ、オセツコ（ラシッコ）、アツイシ、オサツ、ロウサン、上アツマ、下マ、チ、上マ、チ、モイチャリ、イチャリ、チイカイ、マス、上ムカワ、下ムカワの計一七場所であつた。しかして、これらの場所の現在地点については必ずしも明らかではないが、つぎのように推定される。

### 1 タルマイ場所

樽前川のほとり（苦小牧市、樽前）にあたる。『津軽一統志』にも、ここに商場があつたことからみても、樽前川の鮭がその主要な生産物であつた。

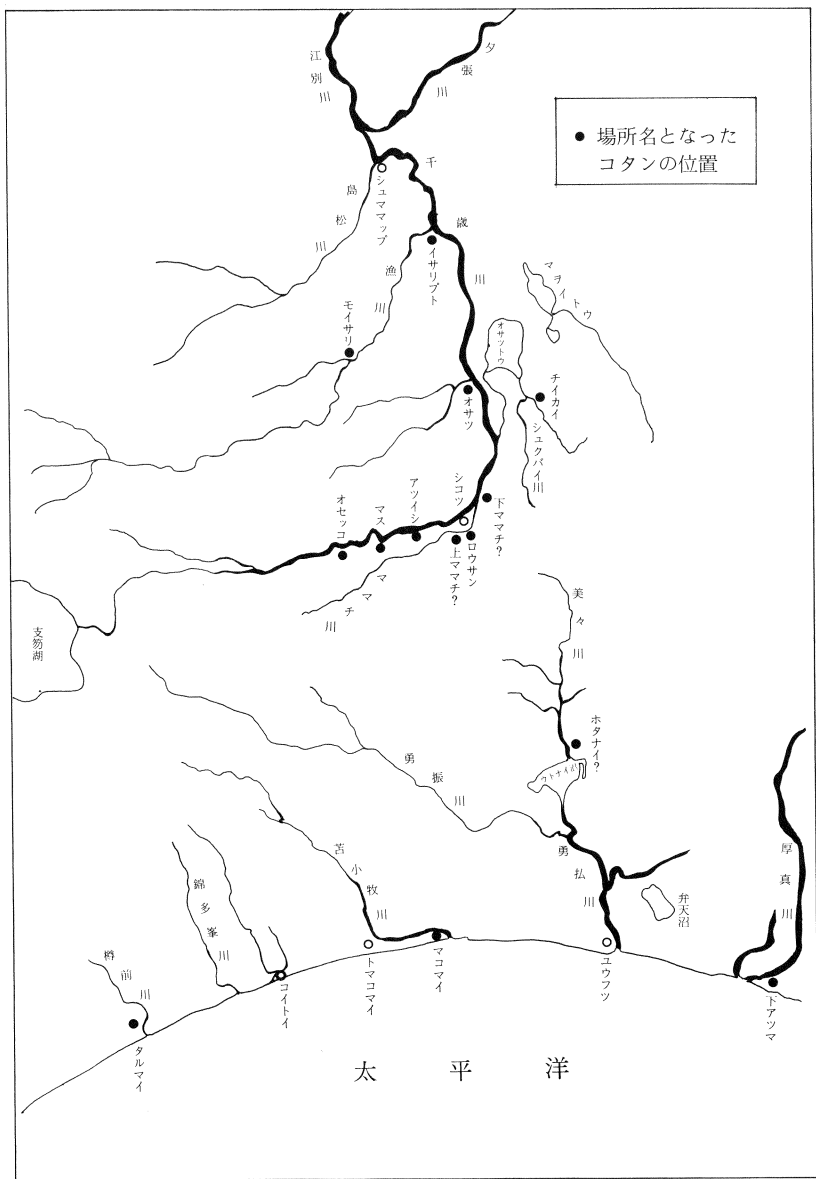
### 2 マコマイ場所

マコマイ川（苦小牧川）の川口付近を、江戸末期にマコマイと称し、後に真小牧を記した。現在ここは苦小牧港の港口となつているが、かつてはマコマイ川の河口で漁業が盛んに行われた。天明六年（一七八六）の記録にはこの場所名は姿を消しているのです、そのころ廃絶されものであろう。

### 3 ホタナイ場所

旧記にはホタンナイ、ヲタナイあるいはオタンナイと記されている。これはアイヌ語のオタ・アン・ナイへ砂・ある・川。またはオタ・ナイへ砂・川。が転訛してホタナイとなつたものであろう。また『松前隨商録』には「ヲタハマ」と記しているが、これはオタ・ハマへ砂・浜。の意である。さらに「松前西東在郷並蝦夷地所附」に「沼がしら蛸崎四郎左衛門」とあるが、蛸崎氏はこのあとホタナイの知行主となつているから、この場所を世襲していることは





しこつ十六場所関係図

明らかである。したがって「沼がしら」と「ホタナイ」は同一場所名であることは確かである。このように、ホタナイ場所は古くは沼がしら、ホタンナイ、ヲタハマなどと呼ばれていたことがわかる。この沼がしらについては『元禄御国絵図』『三國通覽付図』あるいは『松前国松前全島の古図』<sup>4</sup>によっても明らかなく、湖の北岸あたりにあたっている。『松前東西小名控』にも、「ぬまがしら、此所ニ沼アリ、式拾町四方也。」と記されているから、おそらくウトナイ湖の北岸かその周辺にあつた場所らしい。

#### 4 アツマ場所

厚真川流域にあつたことは確かであるが、そのうちどこまでを場所として区画したかは明らかではない。『松前東西小名控』によれば「中阿づま 此間ニウカウト云アリ、出産物干鮭、樺、塩引。」と記されており、また寛政三年（一七九一）の『東蝦夷地道中記』によれば「アツマ場所 一名ツケツへと唱ふ。厚谷伴蔵給所云々。」と記されている。ツケツへは厚真川右岸の支流にあるチケツペという地名によるもので、この西側の台地にはかつてのチケツペコタンがあつた。したがってアツマ場所と称したのは、現在の厚真町市街のある地域で、厚真川の中流にあたっている。ただし中流より下の地域、すなわち浜あづまを含めたかどうかは現在のところ明らかではない。

#### 5 オセツコ場所

旧記にラスツコ、リソツホ、ヲソツコなどと記されているが、これはアイヌ語オセツコツへ川尻の・鳥巢・谷の意であろう。この地名は千歳川上流の右岸にある。すなわち千歳孵化場の対岸にある沢の名で、『東蝦夷地道中記』に「ヲセツコ場所 厚谷新下給所云々」とあり、寛政九年（一七九六）の『松前東地利』に

「ウクルメン川口より一里余登リ、左ノ方ニ枝川アリ、ヲセツコト云。

オセツコ 川幅三、四間、此所ヨリ半里程登リ、右手ニ枝川有リ、ユウナエト云。」

と記している。場所としてはあまり広範囲なものでなかったようだが、千歳川の鮭漁の豊富な場所だったらしい。

## 6 アツイシ場所

この場所名も「厚伊志」、「阿つ石」、「あつ石」、「あつし」、あるいは「あつうし」などと旧記に見える。『松前嶋郷帖』にも現れたように古い地名であるが、江戸末期になると忘れられたように文献から姿を消してしまふ。原名はアツウシで、語原はアツ・ウシ・イへおひようだもの皮・群生する・ところゝに由来するもので、あつ石などはこれの転説（てんせつ）であろう。『東蝦夷地道中記』に

「アツイシ場所 工藤清左衛門給所、乙名フムランケ、小使マンコ、人数二十人許。請負人阿部屋伝吉、支配人富藏、運上金不相知、産物不相知。」

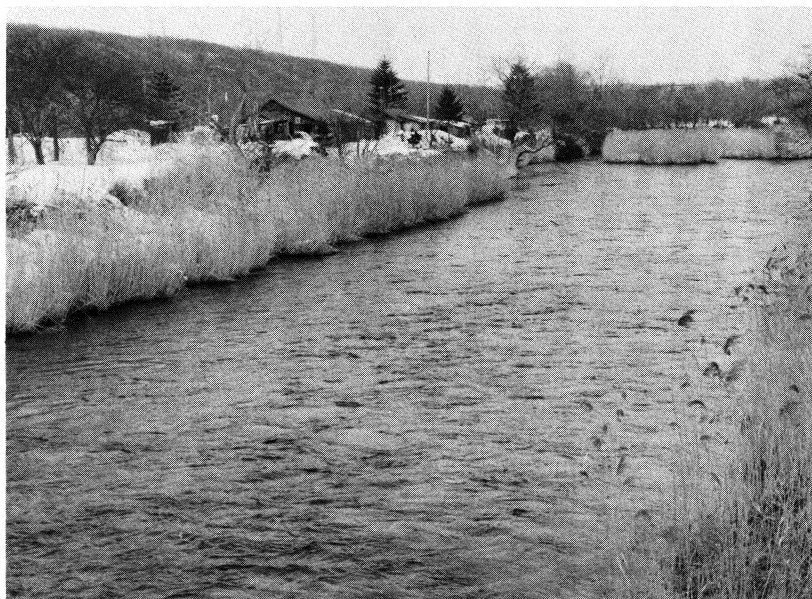
と記すように、小規模のアイヌコタンを基礎とした場所だったらしい。この位置については『松前東西小名控』に

「阿つ石 是迄ノ間ニアヒラ、ユウフリ、マ、チ、チイカイ、カフト、ロウサント云所アリ。」

と記しているから、千歳川流域付近と推定される。『松前国松前全島の古図』によれば、ウトナイ湖と思われる湖にわたって北流する川のそばに、「あつ石」と画かれており、この川は明らかに現在の千歳川である。また松浦武四郎の『再航蝦夷日誌』<sup>(5)</sup>巻之七によれば、千歳川付近について次のように記している。

「…番屋、運上屋と云。大きなもの也。蔵々多し。又此処に馬有る也。又車をもてビツ迄運送する也。扱此川源へ是より上る時は夷人多く部落すると聞り。其場所之名はトヘトマリ、六軒。アツイシ、三軒。カマケ、五軒。ニセトク、十六軒等也。何れも酋長有て皆此処へ出来る也。鮭漁のみして其余は前にも云ごとく比目魚、鱒の類は皆我が糧（かて）斗也か。又沼菱、鹿肉、干鮭等をまた四時の食に当ると聞り…」

すなわち千歳の運上屋より上流にある部落として、トヘトマリ、アツイシ、カマケ、ニセトクのコタンを記しており、これは『夕張日誌』<sup>(6)</sup>の記載とかなり異なるが、トヘトマリはトベトマイで中洲となっている地点、カマケは『夕張日



千歳市蘭越附近

誌』の「カマバ（平地）、ベサ（左川）人家五軒。」であるが、ニセトクは不明である。アツイシは『夕張日誌』にはないが、トペトマイとカマバの中間で、これに対応する地点としては『夕張日誌』の「ランコウシ（北岸）に至る。人家有。』しかない。したがって、このランコシ付近には古い時代にアツイシと呼ばれた地名があった。このことについて名取武光は、つぎのように述べている。

「ランコシのコタンは、古くから現在の位置にあった。コタンの中心にアチウシ・チャシコット即ちアチウシの砦がある。このチャシはランコシのアイヌ達のみでなく、千歳アイヌ全体から尊敬されており、昔は上役人からお咎があつて呼び出される時には、必ずこのチャシに参拝してから出かけることになっていた。」

（名取武光『千歳アイヌの祖印』アイヌと考古学 昭和四十九年一月）

このようにランコシコタンの中心部にアチウシと称する地名があつたわけで、アチウシはアツウシと同一と考えられ、これが転訛してアツイシと書かれたことは前述のとおりである。近世初頭から文献に登場したこのアツイ



千歳市ママチ付近

シとは、つまり千歳川の鮭漁の中心地帯に位置していたわけで、場所としての歴史もまた古かったことになる。

#### 7 オサツ場所

千歳川左岸支流の長都川<sup>ながつ</sup>流域に位置していた場所である。長都川<sup>ながつ</sup>はアイヌ語オ・サツ・ナイ<sup>オ・サツ・ナイ</sup>（川尻・乾く・川<sup>（7）</sup>）の意で、この流れはかつては長都沼<sup>ながつと</sup>に注いでいた。この川口より少し上流にオサツ・コタンがあった。文化四年（一八〇七）の『西蝦夷日記』に「ヲサツは沼へ落る川なり。千年川より小川也。此川少し上り夷家あり。…（申略）：ヲサツに夷家五、六軒あり。」と記している。

#### 8 ロウサン場所

旧記に「ろさん」「路さん」などと記し、早くから松前藩直領となっていたが、その詳しい年代については明らかではない。その位置は現在の千歳市街の中にあつたものと考えられるが、これについても従来まで詳細は判明していない。しかし享保元年（一八〇二）、勇払から千歳越えの道を通って石狩に出た磯谷則吉は、その日記『蝦夷道中記』に

ビッ、番屋あり

シコツより此所エ鮭ヲ運送シ、ユウフツへ出ス也

此間山道甘藁多し

ユウブツより凡七里

△ロウサン

会所

支配人

夷家 凡七八戸

長

脇

此所より石狩迄川舟ニテ下リシコツ川と云水源はエニハノボリの禁シコツトウより流レ出ル

と記してあるように、ロウサン会所(運上家)は、美々よりシコツ(千歳)会所(運上家)に至る千歳越えのルートの途中にあつて、その位置はシコツ会所より三、四丁手前にあつたことを示している。シコツ会所とは後に千歳会所といわれ、千歳川のほとりにあつて、ここから舟で川を下り、石狩に出たのであつた。文化四年(一八〇四)の『西蝦夷日記』に

「元シコツ川丈十六ヶ場に而、内壱ヶ所松前家直領、十五ヶ所は給知之由。今会所有之所は元松前鉄五郎給知下マ、ツ場所之よし猶石狩川筋之ごとくなる由支配人申聞之。」

とある。しかし、この下マ、ツは上マ、ツの誤記であることは明らかであり、会所は松前鉄五郎給地の「上マ、チにあつた」ということであるから、ロウサンというのは千歳川筋ではなく、ママチ川のほとりにあつたらしい。このことについて松浦武四郎の『西蝦夷日誌』に

「しばしにてマ、ツ(川幅五六間、橋あり)、此辺皆焼砂なり。此川シコツ沼へ落る。ルウサン(坂有)、キサラコツ(一里塚)山の鼻

小

ローサンニ隣三四丁

シコツ

会所

支配人

夷家 凡十三戸

長

脇

小

なる故號く…。」

と記しているように、ロウサン場所の名は、この「ルウサン」に由来したものと思われる。ルウサンはアイヌ語、ル・エ・サン・イへ路・そこから・下る・所<sup>(8)</sup>の意である。

以上のことから、ロウサン場所の運上家はママチ川のはとりにはあつたけれども、千歳川までは近距離にあつたわけで、千歳川のうちでもこの付近における豊富な鮭漁を背景にしてにぎわつた場所であつた。天明年間における運上金も三八両<sup>(9)</sup>と他の場所に比して多いのも、このような理由があつたからであらう。

#### 9 上アツマ場所

『松前国道中記』にあるように元文三年（一七三九）松前藩直領地となつた。前述のアツマ場所が厚真川中流地域に位置していたわけであるから、上アツマ場所は当然さらに上流地域の場所であつたと思われるが、その区画については明らかではない。この上流流域にはかつてモペツ、トニカ、オフムシナイ、ポロナイなどのコタンが存在していた。文化年間の『東蝦夷地各場所様子大概書』には

あつま川は西蝦夷地ゆうはり山に続き川丈拾六、七里の内夷人住居也。地名ちりちり、ちけるへかんべ、とんにか、へはゑつふ、つけへつ、しふん

と記されている。

#### 10 下ママチ場所

千歳川右岸の支流であるママチ川流域である。上流地域の上ママチ場所に対して、河口を含む下流地域を区域としたものと考えられるが詳らかではない。千歳市街の一部である。

#### 11 上ママチ場所

前述の下ママチ場所同様にママチ川の流域である。すでに述べたようにロウサン会所（元運上家）が、この川の近くにあった。この付近は松前鉄五郎の給地であったから、上ママチ、下ママチ場所などといっても、極めて小範囲の場所だったらしい。寛政三年の『東蝦夷地道中日記』に「マ、チ場所 支配人不詰合故、不相知」と記すように、支配人の詰合いもなかったということは、小規模場所については他の場所とかけ持ちで場所経営が行われていたわけで、運上金も微々たるものであったろう。

## 12 モイチャリ場所

恵庭市街の北を流れる茂漁川もいづの流域。茂漁川は漁川いづの左岸支流で、恵庭市街の付近では共に平行して北東に流れ、千歳線のすぐ東側で合流し千歳川に注ぐ。松浦武四郎は『夕張日誌』のなかで

「イサリフト（川巾卅余間）番屋、蔵々有。（ユウフツ土人七軒、従シユマ、ツフ五リ半）前に梁を銘々に架たり。

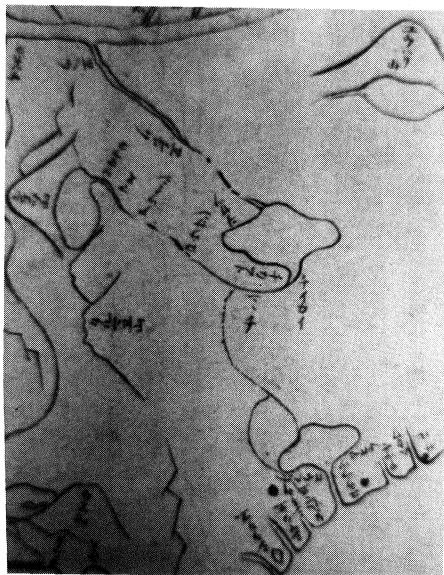
川筋小字多し。上は二流に分る（右ムイサリ、左イサリ）人家（石狩土人式軒、ユウフツ土人七軒）有。源は察幌岳より来る。此兩村共樋平越新道より通る也。稗、黍、粟畑多し。」

と記したように、上流にコタンがあつた。これがモイチャリのコタンである。安政四年（一八五七）の『入北記』によれば、ここはイサリ村、土人家数六軒、二〇人と記されている。現在の恵庭市は、この付近を中心にして成立したものであろう。この茂漁川筋には擦文文化期の遺跡などのほか、北海道式古墳群やアイヌのチャシが残されているなど古くからアイヌの集落も発達していたらしい。

## 13 イチャリ場所

漁川いづ流域に位置していた場所である。前述の『夕張日誌』に見られるように、漁川の川口の近くにはイサリフトコタンがあり、川の中には梁（ウラエ）を設けるなど、鮭漁の盛んな場所であつた。『入北記』にも





蝦夷の図（年代不明）  
〔北大北方資料室〕

一、土人家数 七軒 イサリフト村

人別 二十六人 内 男十二人 女十四人

と記録されている。場所名のイサリはアイヌ語イチャニの転訛と思われる。鮭鱒が産卵するために掘る穴をイチャンと言ひ、イチャニは、イチャン・イへその産卵する・穴<sup>(10)</sup>であろう。なおモイチャリ場所のモイチャリはへ子の・イチャリ川<sup>（10）</sup>という程の意である。

#### 14 チイカイ場所

この場所名は、旧記につうめん『松前嶋郷帖』、チンメン『松前隨商録』などとも記された。『松前隨商録』は、この場所を「小名ヲイカヒムラ」と記しているが、これは「チイカイ村」のことであろう。このチイカイ村と称するコ

タンについては『土人由来記』の中の「ユウハリ土人由来ノ事」の記事に、

「ユウハリ土人の初リヲ尋レハ、元トカチ土人ニテ（中略）ユウハリ川之右手ニ居家を取建テ（中略）、耆人ニテは永住難相成、夫より千歳川ノ下モチカエト申土人村へ地里近ニ候故、同村より女房土人貰ひ受候。」

という記事がある。この「チカエ」の村というのが、すなわちチイカイである。その位置は千歳川の下というから、それほど離れた場所ではなく、古くからコタンがあったことは、記事の内容から想像できる。これを松浦武

四郎の『東西蝦夷山川地理取調図』によって見ると、アンガリトウに注ぐシユクバイという川の北に「ツカイ」というのが見える。この「ツカイ」の流れも、同様にアンガリトウに注いでいる。この付近は、すでにアンガリトウは涸れ、一面の水田あるいは原野に化しており、チイカイといわれる川が、わずかに細流となつて残っている。この付近には所々に擦文の遺跡が多く分布しており、古くから集落が存在していたことは確かである。なお『北海道蝦夷語地名解』によれば、チイカイの由来を、次のように記している。

「チカイエブ 曲処「アイヌ」は「勢ヲ折りタル処」ノ義ナリと云フ、小説アレドモ省キテ此ニ記載セズ」

## 15 マス場所

千歳川の流域にあつた場所である。ナイプツ（苗別川川口）より少しさかのぼつた右岸に小川があり、ここを「マス」と称した。ここをさらに上流に上ると「ウクルメモ」というのがある。マス場所の名は、この「マス」に由来するものである。語原は不明である。寛政九年（一七九七）の『松前東地利』は、この場所の地理を次のように記している。

「マス 此辺木立原四方見エス、川幅三、四間、此所ヨリタルマエ山ヲ越エ、タルマエへ出ル道有リ。当所ヨリ坂上リ平地焼砂道、木立原半里余行キ谷地ヲ越エタルマエノ浜へ出ル。惣道規一日半余、マス川口ヨリ一拾丁程登リ枝川アリ、ウクルメンと云。ウクルメン 川幅一間位、此辺木立原、此所ヨリマコマエ浜へ出ル道アリ。八、九里程所々小谷、木立原、平山、砂道行キマコマエノ浜へ出ル也。ウクルメン川口ヨリ一里余登リ、左ノ方ニ枝川アリ、ヲセツコト云。」

なお寛政三年（一七九二）の『東蝦夷地道中記』に

一、マス場所 牧田源八郎支配 乙名ヲツカシテ、小使死、人数十三人、請負人、請負人支配右同断（注 請負人は阿部屋伝吉、支配人は五右衛門である）。運上金十五両。

とあり、産物は記していないが、鮭漁を主としたものであろう。

このように千歳川筋には、下流からロウサン、アツイシ、マス、オセツコの各場所があつたわけで、その区画はア

イヌのイオル(狩獵圈)を基にしたと思われるが、詳細は明らかではない。

## 16 上ムカワ場所

この場所は下ムカワ場所と共に鷓川流域に位置していた。『東蝦夷地各場所様子大概書』<sup>(1)</sup>に

武川はトカチの山続、川丈凡二十里余の内川上を上武川と言、夷人住居す。川下を下武川と唱へ夷人住居也。

せるにうし はったりうし ほふへつ ゑふるなる とろしや るへしこ かへくる いなへふ にわん きなこし ゆくへつ  
きうかた おいへつ らしね いもくへ むかわふと

と記しているように、上流域を上武川、下流域を下武川とあるから、上ムカワ場所とは上流域を指したものである。それがどのコタンをもつて上下ムカワ場所の境界としたかは詳らかではないが、『鷓川町史』によればこの川筋のアイヌには、つぎのような社会的規制があった。

『海岸の部落では山の狩獵と海の漁が共に重要であるが、鷓川の漁の主要なものはシシャモ漁であることは先にものべたが、他の魚族については漁業権は特別に定められていなかったが、シシャモ漁だけはやましくて、ユクペド、キリカチ、モイベツ、カーナイ、ケナシロ、エモツペ、チンの各部落の人々にだけ漁る権利があった。従つて上流の方の人々はドキ(杯)かエコロ(宝物)をもつて来て獲物をわけてもらうのであった。』

これは同じ川筋に住むアイヌでも、川上と川下との間に厳然としたイオル(狩獵圈)が存在したことを意味するものでこのイオルによつて川筋には大きく二つのアイヌ集団に分かれていたことを予想させる。場所の区画がアイヌのイオルを前提として成立したものであるから、この川筋にあつた上下ムカワ場所は、おそらくシシャモ漁におけるイオルから推定できるように思われる。もしそれが可能とすれば、前述のユクペド、キリカチ、モイベツ、カーナイ、ケナシロ、エモツペの各コタンの分布は、せいぜい鷓川町生田の付近までであるから、旭岡付近から上流域は上ムカワ場所に属していたことになろうか。そうすれば、上ムカワ場所は大概現在の穂別町の行政区域で、下ムカワ場所は鷓

川町であつたといえそうである。

17 下ムカワ場所

浜む川ともいわれ、鷗川下流地域を含む場所、詳細は前述のとおりである。この上下ムカワ場所は、ともに場所としての範囲も広がった。したがって場所内に分布するコタンも、おそらく数コタン以上はあったものと思われ、他の場所に比べて人口の多い場所であつた。

以上各場所の現在地について推定したが、これをまとめると次表のようになる。

| 川 名                             | 場 所 名             | 川 名      | 場 所 名      |
|---------------------------------|-------------------|----------|------------|
| 樽 前 川                           | タルマイ              | (アンガリトウ) | チイカイ       |
| 苦 <small>小牧</small> 川<br>(マコマイ) | マコマイ              | 長 都 川    | オサツ        |
| 美 々 川                           | ホタナイ              | 漁 川      | イチャリ、モイチャリ |
| 千 歳 川                           | ロウサン、アツイシ、マス、オセツコ | 厚 真 川    | アツマ、上アツマ   |
| マ マ チ 川                         | 下ママチ、上ママチ         | 鷗 川      | 下ムカワ、上ムカワ  |

ではしこつ一七箇所と称した各場所は、その後どのようなものになつたのであろうか。天明年間のものと言われる『松前隨商録』によつてながめてみると

タルマイ

因藤与三作支配

此地運上金拾八両 七里マコマイ迄道法リ

ラタハマ

此地運上金古拾五両 安永年中七両

蛸崎四郎左衛門支配

従是 拾六箇之部

出産右同断 運上金七両

マコマイ

工藤平左衛門支配

アツマ

厚谷伴藏支配

下ロサン

佐藤三郎左衛門支配

今井善兵衛支配

同右同断

厚谷新下支配

同右同断、運上金五兩

クソツホ(ラソツコトモ言)

佐藤三郎左衛門支配

産物右同断、運上金三兩

工藤清右衛門支配

右前同断、運上金壹兩五分

アツシ

チンメン

岡口彦兵衛支配

同右同断、運上金三兩

小平勘左衛門支配

右同断、運上金四兩、小名ライカヒムラ

ヲサツ

マス

牧田忠兵衛支配

同右同断、運上金二兩

松前監物支配

右同断、運上金五兩、此地ニ亮有、正八幡の

上マ、チ

令字あり

同右同断、運上金壹兩

木村又八支配

上ムカワ

麓 小兵衛支配

下マ、チ

右前同、

拾五兩

同

下ムカワ

佐藤藤馬支配

上ロサン

揚地ニナル

大久保宗次郎支配

同 運上金貳兩、安永年中三拾兩、ユウツ

同

運上金古廿五兩、安永年中三拾八兩

ノ間道法十六里

と記している。出産物は鮭、鱒のほか鹿皮、楯縄が主なもので、運上金は五兩内外が多い中で、ロウサン、上、下ムカワ場所が多いのが目立っている。

ところが本史料は、場所名や知行主などに誤記と思われるものや、脱落したとみられる場所があり、さらに「しこ

つ十六ヶ所」の中にサル場所とニイカップ場所をも含めているなどの不備が見られる。したがってこれらを補正し、さらに同年代と思われる『松前東西小名控』および『蝦夷双紙別録』(天明六年)と対照して示せば、次表のようになる。

場所対照表(その3)

| 番 号 | 場 所 名   | 「松前隨商録」(年代不明)              | 「松前東西小名控」(年代不明) | 「蝦夷双紙別録」(天明六年)         |
|-----|---------|----------------------------|-----------------|------------------------|
| 1   | タルマイ    | 一八両 因 藤 与三作                | 因 藤 豊太郎         | 三両 因 藤 与惣治<br>天満屋専右衛門  |
| 2   | マコマイ    | (七両) 工藤 平左衛門<br>(一五両)      | 直 領             | 三両<br>——               |
| 3   | ホタナイ    | 七両 蛸崎四郎左衛門                 | 蛸崎 喜惣兵衛         | 三両 蛸崎四郎右衛門<br>当时無之     |
| 4   | ア ツ マ   | 厚 谷 伴 蔵                    | 厚 谷 鹿六郎         | 十二両 厚 谷 伴 蔵<br>中島屋平右衛門 |
| 5   | ヲ シ ッ コ | 三両 厚 谷 新 下                 | 厚 谷 新 下         | 八両 厚 谷 新 下<br>中島屋平右衛門  |
| 6   | ア ツ イ シ | 三両 工藤 清右衛門                 | 工藤 清右衛門         | 十両 工藤 清 八<br>山城屋 太兵衛   |
| 7   | ヲ サ ツ   | 二両 小平 勘左衛門                 | 小平 甚左衛門         | 十両 小平 嘉右衛門<br>天満屋 三四郎  |
| 8   | ロ ウ サ ン | (三八両) 揚地 大久保 (補正)<br>(二五両) | 直 領             | 二十両 直 領<br>阿部屋 伝 吉     |

これによればマコマイ、上アツマ両場所は『蝦夷双紙別録』に記載がなく、その後の史料にも見当たらないので廃絶したものと思われる。したがって天明六年当時の場所数は、直領のロウサン場所を除けば一四場所ということにな

| 17               | 16               | 15         | 14               | 13               | 12                    | 11               | 10               | 9                |
|------------------|------------------|------------|------------------|------------------|-----------------------|------------------|------------------|------------------|
| 下<br>ム<br>カ<br>ワ | 上<br>ム<br>カ<br>ワ | マ<br><br>ス | チ<br>イ<br>カ<br>イ | イ<br>チ<br>ヤ<br>リ | モ<br>イ<br>チ<br>ヤ<br>リ | 上<br>マ<br>、<br>チ | 下<br>マ<br>、<br>チ | 上<br>ア<br>ツ<br>マ |
| 三十兩<br>(二兩)      | 一二兩              | 五兩         | 四兩               | 五兩               | 一兩五分                  | 一兩               |                  |                  |
| 佐藤東馬             | 麓小平              | 牧田忠兵衛      | 岡口彦兵衛            | 今井善兵衛<br>(補正)    | 佐藤三郎左衛門               | 松前監物             | 木村又八             |                  |
| 佐藤東馬             | 麓善六郎             | 牧村龍治       | 岡口彦兵衛            | ?                | 佐藤豊七                  | 松前鉄五郎            | 木村与右衛門           | 直領               |
| 三五兩              | 三十兩              | 八兩         | 三兩               | 一五兩              | 四兩                    | 四兩               | 三兩               |                  |
| 大城屋忠兵衛           | 佐藤東馬             | 萬麓喜内       | 萬屋新兵衛            | 近江屋利兵衛           | 佐藤文右衛門<br>萬屋新兵衛       | 松前監物<br>山田屋善兵衛   | 木村又八郎<br>山田屋善兵衛  |                  |

る。天明六年（一七八六）の『蝦夷拾遺』に

「シcott 運上屋十四戸、海岸里数十一里余 六戸は海岸に有り。八戸はシcott川の岸にあり。各境を極めて諸産を賣う。シcott川の末流イリ川へ落」  
（注：イシカリ川）

と記したのは、知行地一四場所について述べたもので、外に直領として一場所あつた。しかしいずれの場所の運上屋が海岸にあつたものかは不明である。そのころユウフツはこれらの場所の生産物を集荷して積み出す土地であつたことは寛政三年（一七九一）の『東蝦夷地道中記』の記録をみても明らかである。つぎに同書によつて幕府直轄前夜の寛政年間における場所のようすをながめてみよう。

「……シライイ□□して、シャタイ河徒渡り夷家四、五軒あり。ベ、ツ小河また徒渡りボンタルマイは小河、タルマイ各徒渡り此所の西にタルマイ迎大山あり。古来焼山にて夷家四、五軒あり。ニシタフ河徒渡り其次の小河はニシタフの別走河也。コエトイ河徒りシライイより此辺一円砂浜にて丑寅に向て通ル。是より先ユーブツ迄四里程、尚砂浜にてト石もなし。流木の寄朽たる大木のみ多し。此所に漂流の船屑あり。木は松の如く鉄釘用へたる物にてマンメなり。先年西蝦夷地の先キトツフと申所にて朝鮮船の船屑ならんと云物を見しに恰も似たる物なり。即下僕に尋るに船の鱧に差たる笠木と云道具なりと云。ユーフツ邑平地にて河岸谷地の中通りて河を舟渡しにて運上屋に至る。此所は蝦夷住居なく運上屋斗軒あり。板倉式棟、弁天宮一社、運上屋並居の東は海岸にて西は大河の淀なり。請負場所は皆山奥にあり左の通り

一、上ムカワ場所 麓運治給所、乙名イホカリ、小使ニセトク、外頭立者共ハウシヒ、シユマアイノ、ヒメイス、フンバイ以上四人、人数百人余、家数山住ゆへ不知、請負人阿部屋専八、支配人勘次郎、外番人式人、運上金三拾両、産物干鮭千束程、去年三千束出来、忝束には米にて忝升、酒なれば忝杯、木綿忝尋に付三束、賣相場忝束に付鑓式百文位のもの也。シナ縄百束位、忝束干鮭の代り推茸六千位、買上値段米忝升に付上は四十、下は五十位、外に産物なし。

一、ローサン場所 領主支配、乙名ニセベンケイ、脇乙名フンヒフ、小使にハルシャラク、人数三拾人程、請負人阿部屋傳吉、支配



人五右衛門、運上金貳拾兩。

一、マス場所 牧田源八郎給所、乙名ラツカシテ、小使死、人数拾三人、請負人、支配人右同断、運上金十五兩。

一、ホタナイ場所 蛸崎四郎左衛門給所、乙名ブンカリ、小使死、人数三人、請負人、支配人右同断、運上金五兩。

右三ヶ場所産物合、干鮭去戌年三千束、椎茸六千位、シナ縄百束位、樺皮五拾束、諸色交易値段当所運上屋申合一統の相場なり。前余の通。

一、下ムカワ 佐藤東馬給所、乙名セイメイ、キタヤマ式人、外頭立候ものクーマングル、ゼイキン、シカシコレ以上三人、小使モノコロ、人数百三十人、請負人右同断、運上金三拾五兩、支配人清次郎、産物干鮭四千束、椎茸、シナ縄豊凶に従ひ増減定数なし。

一、アツマ場所 一名ツケツベと唱、厚谷伴蔵給所、乙名クサモツ、フジサン式人、小使サンジキ、人数三拾五人、請負人阿部屋傳吉、支配人文吉、産物干鮭去戌年三千五百束、外椎茸、シナ縄、当年は干鮭七百五十束計の見当と云。

一、ラセツコ場所 厚谷新下給所、乙名イカジバ、小使コヨバン、人数貳拾三人、請負人、支配人共右同断、産物右の内に入。

一、チイカイ場所 岡口彦兵衛給所、乙名クマバラ、小使ヲカレボ、人数拾老人、請負人鳴屋庄七、運上金九兩。

一、イシヤリ場所 今井善兵衛給所、乙名ヌカンランケ、脇乙名コシンシ、小使ヲカウテ、人数貳拾老人、運上金貳拾兩、右式ヶ所請負人、支配人同人、産物合干鮭去戌年貳千五百束、当年七百束位。

一、アツイシ場所 工藤清右衛門給所、乙名フムランケ、小使マンコ、人数貳拾人計、請負人阿部屋伝吉、支配人富蔵、運上金不相知、産物不相知。

一、マ、チ場所 支配人不詰合故、不相知。

ユーブツ進歩して砂浜通り壱里斗りアツマ河舟渡し、夫より砂浜傳へ通行するに流木多くあり。ユルシカベツと云所アツマ河の古川なり、河を越えず原中を通れば此所に出る。蝦夷人共幣を立置く。此辺卯辰向へ返る。皆砂浜なり。北は山林茂り土地焼砂にて柏木多し。式里程にてムカワベツに至る。舟渡しなり、蝦夷家七、八軒林中にあり。海辺山の流根此崎をライバフといふ。」

また寛政九年（一七九七）の『松前東地利』にはつぎのように記している。

「シラライより十里程

ユウフツ 此所ニシコツ十四ヶ所ノ運上屋有リ、産物鮭、椎茸、水ワルシ、此所ヨリサルモンヘツ方角辰ニ当ル。

此所よりヲシユツケウシベ迄一体ノ大広野ナリ、当所ヨリユウハリ嶽東ニ見エ、エサン山、内浦山南ノ方ニ見エル、此所ヨリ石狩江ノ山越エ道アリ。

是ヨリ沢奥ノ惣名ヲシコツト唱フ、当所ニ川有リ、幅二十間位、船渡シ、此川筋一里余上リ

キムンケトウ沼江入ル、此辺一体山遠ク、野ニ木アリ、沼渡リ半里余行

ビタ 此川ヨリ一里半程行キ

ロウサン 川有リ、幅七、八間、川バタニ番小屋アリ、此所ヨリ二里半程登リ右手ニ枝川有リ、マスト云

マス 此辺木立原四方見エス、川幅三、四間、此所ヨリタルマエ山ヲ越エ、タルマエ江出ル道有リ。当所ヨリ坂上リ平地焼砂道、木立

原半里余行キ、谷地ヲ越エタルマエノ浜江出ル。惣道規一日半余。マス川口ヨリ二拾丁程登リ枝川アリ、ウクルメント云フ

ウクルメン 川幅一間位、此辺木立原、此所ヨリマコマエ浜江出ル道アリ、八、九里程。所々小谷地、木立原、平山砂道行キマコマ

エノ浜江出ル也。ウクルメン川口ヨリ一里余登リ左ノ方ニ枝川アリ。ヲセツコト云

ヲセツコ 川幅三、四間、此所ヨリ半里程登リ右手ニ枝川有リ、ユウナエト云

ユウナエ 幅四、五間、早瀬川也。此辺木立原、此所ヨリ少シ行キ右手ニ枝川有リ、モンヘツト云

モンヘツ 川幅三、四間、此所ヨリシヤタエ江出ル道有リ、モンヘツヨリタルマエ山の麓ヲ通ル、木立原、焼砂、カル石交リノ山道

行キシヤタエ江出ル、惣道規十二、三里、又モンヘツ川口ヨリ十四、五間程登リ大滝有リ、高サ三、四丈、幅六、七間、又大滝ア

リ高サ二、三丈幅五、六間、又滝有リ、高サ一、二丈幅四、五間此辺何レモ岩山、木立。此所ヨリ川マ、二、三十間程行キ沼端江

出ル。此所木立原、向ニシコツ山見エ左にタルマエ山見エ右ニエシャリ山遠ク見ユ。沼差渡シ一里半位、タルマエ山ノ麓ツタエ皆

沼ナリ、右ハ茅野、左ハ木立原也。

このように寛政年間に至つてからは各場所の状況が、かなり詳しく記録されるようになるが、『東蝦夷地道中記』は場

所名の脱落も見られる。これを文化五年（一八〇八）の『東蝦夷地各場所様子大概書』と、松浦武四郎の『東西蝦夷地場所境取調書上』との史料によって対照してみると、次表のようになる。

場所対照表（その4）

| 番 号 | 場 所 名            | 「東蝦夷地道中日記」<br>（寛政三年） | 「東蝦夷地各場所様子大概書」<br>（文化五年） | 「東西蝦夷地場所境取調書上」<br>（安政年間） |
|-----|------------------|----------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1   | タル<br>マイ         | （脱 落・？）              | 五 両<br>遠 藤 豊太郎           | 五 両<br>遠 藤 豊次郎           |
| 2   | マ<br>コ<br>マ<br>イ |                      |                          |                          |
| 3   | ホ<br>タ<br>ナ<br>イ |                      |                          |                          |
| 4   | ア<br>ツ<br>マ      |                      |                          |                          |
| 5   | ヲ<br>セ<br>ツ<br>コ |                      |                          |                          |
| 6   | ア<br>ツ<br>イ<br>シ | 工藤 清右エ門<br>阿部屋 伝吉    | 三二両<br>工藤 清左エ門           | 三二両<br>工藤 清右衛門           |
| 7   | ヲ<br>サ<br>ツ      | （脱 落・？）              | 三〇両<br>小平 甚左エ門           | 三〇両<br>小平 甚左衛門           |

|                              |                             |                                   |                             |                             |                       |                           |                      |                       |                  |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------|---------------------------|----------------------|-----------------------|------------------|
| 17                           | 16                          | 15                                | 14                          | 13                          | 12                    | 11                        | 10                   | 9                     | 8                |
| 下ム<br>カワ                     | 上ム<br>カワ                    | マ<br>ス                            | チ<br>イ<br>カ<br>イ            | イ<br>チ<br>ヤ<br>リ            | モ<br>イ<br>チ<br>ヤ<br>リ | 上<br>マ<br>、<br>チ          | 下<br>マ<br>、<br>チ     | 上<br>ア<br>ツ<br>マ      | ロ<br>ウ<br>サ<br>ン |
| 三五両<br>阿部屋<br>佐藤<br>伝東<br>吉馬 | 三〇両<br>阿部屋<br>麓運<br>専八<br>治 | 一五両<br>阿部屋<br>牧田<br>伝源<br>八郎<br>吉 | 九両<br>岡口<br>嶋庄<br>彦兵<br>衛七  | 二〇両<br>今井<br>嶋庄<br>善兵<br>衛七 | (脱落?)                 | 不<br>明                    | 不<br>明               | 二〇両<br>阿部屋<br>直領<br>吉 |                  |
| 六〇両<br>佐藤<br>東馬              | 六〇両<br>麓<br>小兵<br>衛         | 一八両<br>前田<br>藤九<br>郎              | 五両<br>岡口<br>彦兵<br>衛         | 二七両<br>今井<br>新右<br>工門       | 四両<br>佐藤<br>周左<br>衛門  | 沙留<br>場所<br>持添<br>門       | 一五両<br>松前<br>鉄五<br>郎 | 二四<br>九分<br>直<br>領    |                  |
| 六〇両<br>佐藤<br>東馬              | 六〇両<br>麓<br>小兵<br>衛         | 一八両<br>藤田<br>藤五<br>郎              | 五両<br>(補正)<br>宮口<br>彦兵<br>衛 | 二七両<br>今井<br>新右<br>衛門       | 四両<br>佐藤<br>園右<br>工門  | サル<br>場所<br>より<br>持添<br>也 | 一五両<br>松前<br>鉄五<br>郎 | 二四<br>九分<br>直<br>領    |                  |

これによつてみれば、上マ、チ場所知行主の松前鉄五郎が、下マ、チ場所に入れ替り、サル場所知行主小林嘉門が上マ、チ場所所持添えとなつたほか、マス場所の知行主に変更があつたらしいが、他は同一で場所数も合計十五場所である。このことについては『東西蝦夷地場所境取調書上』にも

「ユウフツ場所 当場所之儀は、寛政度前は給地十七軒に有之候処、其三軒は何れの村に而何れの家に而有之哉断絶致し候而不<sub>二</sub>知申<sub>一</sub>候処、寛政頃に成十五ヶ所は相残り、其分所領に相成候由。」

と記している。

また前述の『東蝦夷地各場所様子大概書』と『東西蝦夷地境取調書上』に見られた場所史料は、およそ直轄当時のものと考えられるから、これを天明六年の『蝦夷双紙別録』における運上金高と比較すれば、タルマイ、ホタナイ、モイチャリの三場所を除いて他の場所はおよそ二<sub>一</sub>三倍の増となっており、場所の総運上金高においても天明六年の一六八両に対して、寛政度は「元運上金三百六拾両」<sup>(13)</sup>の二倍に達していることが注目される。この理由は場所請負制による生産技術の進歩によるものであろう。

注(1) 高倉新一郎『アイヌ政策史』昭和十八年七月

(2) 飛彈屋文書、岐阜県益田郡下呂町郷土資料館所蔵

(3) 『新選北海道史第五卷—史料一』昭和十一年

(4) 注(2)に同じ

(5) 吉田武三校注『三航蝦夷日誌下巻』昭和四十六年二月

(6) 松浦武四郎『夕張日誌』『日本古典全集』昭和四年四月

(7) 山田秀三『北海道の川の名』昭和四十七年六月

(8) 扇谷昌康『苫小牧市のアイヌ語地名』郷土の研究第3号別冊 昭和四十六年十二月

(9) 『松前隨商録』市立函館図書館蔵本による。

(10) 注(7)に同じ

(11) 『新北海道史第七卷史料一』による。

(12) 『新しい道史第九巻第四号』昭和四十六年七月

(13) 注(11)に同じ。

#### 四 交易と交換価格

場所請負制の成立によって、松前藩および知行主は直接的にアイヌとの交渉がなくなり、かわりに場所請負人による蝦夷地の介抱<sup>11</sup>交易がなされることになったから、場所請負人が事実上蝦夷地住民と接触を持つことになった。もともと松前藩の直領地には上乘役といわれる監督役が一、二名乗っていくことになっていたが、これも軽物（鷹羽・熊の胆・毛皮・山丹交易品）等の取得が主な仕事で、行政的にはオムシヤのときにその場所の酋長を集めて制法を読み聞かせるくらいのもので、請負人となれあいでも利をはかる場合も多く、監督というほどのものではなかった。私領地にはこうした役人さえ行かない所があり、蝦夷地は全く場所請負人のなすがままに放任されていたのであった。天明八年（一七八八）の『東遊雜記』に

「小姓、馬廻りと言くらひの士は、ソウヤ、アツケシ、クナシリへ渡海せる商船の上乗役を給金とする事にて、一度の往来に凡金三十兩くらひにあたるよし。足輕にても十兩より取事にて、鎗持、草履取に至る迄、交易の為に持行ものに定法ありて、下々たる者は針を持て行事にて、松前の地に於て金壹兩の針を持行ば、凡そ五兩、七兩にはなる物に引かへて歸るよし。」

と記すほどであった。

また、現場で働く請負人の雇人にしても、当時多くの危険をおかして異境に出かせぎするような輩であるから「多くは亡命又は無頼の凶漢、親族に棄逐せられて遠く遁れ来れる輩にして、夷人を指揮するも又直ならず<sup>12</sup>。」と言われるほどで、対アイヌ交易における態度も推して知ることができよう。

請負人が利益をあげる手段は、後になって次第に重要さを失ってきたが、やはり交換による利益であった。交易は全部物々交換で、運上屋で行われた。『津軽紀聞』に

「蝦夷へ代物かへに行船々折よき時は十倍増にもなり、若しあしき折には一ぱいにもなりかぬ。誠に此方の子供の智慧にも劣りおろかなるものゆへ、かへ事の分量もさたまりなし。すへてえぞは金銀不通用の所にて何事も皆代呂物にかへし事なり。」

とあって、その割合も最初は定つていなかったように記しているが、この交換比率については古来からの習慣があつて、それに基づいて行われていた。すでに述べたように不正交換や、交換比率の引下げは、アイヌの反撃を買つて、寛文蝦夷乱の原因にさえなかつたが、乱後、元禄元年（一六八八）水戸の快風丸が石狩で、玄米一斗二升入りで干鮭五束（二〇〇本）という定法になつたといふけれども、その後の交換の割合はどのようになつたであらうか。これについては『蝦夷地一件』<sup>(2)</sup>に、天明六年（一七八六）松前藩の家老松前左膳は、つぎのように陳述している。

「交易の品目当の凡積は、都て松前より蝦夷共え相渡候米八升入壹俵にいたし、重もの交易物と極、品も米を元にいたし、壹俵の代り酒は五升、多葉粉<sup>タハコ</sup>は四把、木綿は貳丈、きせるは五本、庖丁の類は壹挺、小刀は五本、古手に候得は上壹つに米拾俵程、並壹つにて八俵程、鑊<sup>カシ</sup>壹挺は壹俵半の先極置、蝦夷より請取候は、魚油貳斗入壹樽に付米四俵、鮭鱈共貳拾本を壹束と唱、干鮭干鱈は七束に付壹俵、生鮭は五束に付壹俵、あつしと唱木の皮にて蝦夷共着用に織立候品、上壹枚に付式俵半、並壹枚に付壹俵半に取極置、尤其年々の品善悪を以高下も有<sup>レ</sup>之、右は古来よりの仕来にて、蝦夷共も相心得交易いたし候由に御座候。」

とあって、一俵が八升入りとなり、交換する生鮭は五束とされて寛文蝦夷乱以前の状態と同じで、これが蝦夷交換米の一俵の標準であつた。しかしこれらの取り決めが、その通りに行われたものでは決してなかつた。寛政十年（一七九八）、宗谷で蝦夷交易を目撃した幕吏が

「夷人より昆布三尺繩にて一丸にからげたるを二把差出したれば、親腕に冷飯一盃ととりかえたるをみたり。鮭、鱈、鯡なども此ふ

り合なり。甚だ不都合の交易といふべし。これは当所にもかぎらず夷地一体此通りなりといふ。」

(武藤勘藏『蝦夷日記』日本庶民生活史料集成第四巻 昭和四十四年六月)

と嘆いている。これを当時の価格で言えば昆布目方四貫五〇〇目一駄は三五文にあたるから、一升五六文の玄米に換算すれば六合余になるわけで、それを冷飯一杯(親碗は二合五勺)でとり上げられたわけになる。

また交易が正しく行われたとしても、アイヌに与える品物には詐術があつた。『東遊記』に

「酒も式升樽のあげ底にて持渡て代物がへにするなり…(中略)酒は多くは濁酒なり、日本より渡る酒は、多く水をさしたる物なれ共美酒と思へり。」

とあるものや、二斗樽といつて一斗四升だったり、水を調合したり、赤く変色したものなどがあつたり質、量ともに詐術が行われた。

この地方における交易の状態については、寛政三年(一七九二)の『東蝦夷地道中日記』に、上ムカワ場所の交換価格を、つぎのように記している。

「産物干鮭千束程、去年三千束出来、老束には米にて老升、酒なれば老杯、木綿老尋に付三束、売相場老束に付鑓式百文位のもの也。シナ縄百束位、老束干鮭の代り椎茸六千位、買上直段米一升に付上は四十、下は五十位、外産物なし。」

この交易相場で干鮭一束が米一升とあるから八束で米八升となり、前述の天明六年の交易価格八升入り一俵に対する干鮭七束からみて安値であり、寛政四年の御救交易における宗谷交易値段の一俵に付干鮭六束<sup>(3)</sup>というものと比較しても、アイヌにとってはかなり不利な交易条件といえる。『夷諺俗話』に「シコツ川から鮭、夷交易米八升入老俵に付八束位の相場なり。一束は式拾本詰なり。」とあるが、シコツでは早秋で鯖魚(老魚・ホツチャレ)のために安値であつたらしい。また干鮭一束は酒ならば一杯という交換価格については、当時酒一杯というのは「二合五勺入碗にてはかつ



て一盃<sup>(4)</sup>といわれているから、米に換算すれば八升入り一俵につき酒二升という計算になる。これは前述同様に天明六年の記録、米一俵につき酒五升という取り決めに比べて二分の一以下の低さであり、寛政四年の交換価格、米一俵につき酒小樽（四升入り）一つと決められたものに比べても二分の一に過ぎない。これは品質の差異や交通の不便、あるいは米価の騰貴等も考慮しなければならないが、この交易における交換比率は、常にアイヌにとって不利なものであった。

注(1) 東齊元種『東海参譚』文化三年（一八〇六）「日本庶民生活史料集成第四卷」昭和四十四年六月

(2) 『新北海道史第七卷史料一』による。

(3)(4) 串原正峰『夷諺俗話』寛政四年

## 第四節 寛政蝦夷乱と勇払アイヌ

寛政元年（一七八九）、場所請負制による矛盾が、根室、クナシリのアイヌの反乱となって爆発した。この遠因は和人による不正交換や、場所<sup>1</sup>漁場における労働強化に対するアイヌの不満であったが、またその一つには天明の飢饉による米不足によって、米一俵が三升入りとなった故であろうとさえ言われている。<sup>(1)</sup>

ことの起りは、飛弾屋久兵衛の請負場所であるクナシリで、病床にある乙名サンキチが運上屋からもらった酒と飯のために変死したのを、毒殺と信じたのが導火線で、クナシリの各漁場が破壊され、キイタツプ場所<sup>2</sup>で四九人、クナシリ場所<sup>3</sup>で二三人、合計七一人の和人が殺された。変を聞いた松前藩は、二六〇余名の兵をノッカマップ（根室）に派遣し、幕府もまた南部、津軽二藩に動員を命じた。しかし反乱者たちはクナシリ酋長ツキノエの説得によって降伏し、松前軍は戦わずして乱はおさまった。反乱者はクナシリ、メナシを合わせて二〇〇余人であった。

この乱にあたつては、かつて寛文蝦夷乱にみられた各地のアイヌの蜂起などという組織的なものは全く見られず、むしろ東蝦夷地おさつべ（尾札部）よりくすり（釧路）までのアイヌの酋長四四人が、松前軍に加勢し従軍している。この地方のアイヌもその例外ではなく、『寛政蝦夷乱取調日記』に、つぎのように記している。

六月廿七日 天気宣、六つ過発足。昼八時前ゆうふつへ着。——（略）——

一、当所長人達召連候者ども申付候処、早速支度合兼候間跡より茂兵衛召連候者なり。尤しこつ十六ヶ所長人達申付なり。

一、立火の儀申付候処、向はさる領にいかつふえ相立、合火は当所まこまへ相立宣由申達す。其通申付る。

すなわち松前軍は各コタンの酋長に従軍を命じたのであった。これは多分に政策的な意図があつたものであらう。この地方で従軍した長人（酋長）はつぎの通りである。

東夷地え罷下候節途中場所々より召連候長人共左に記す。

ろさんより（あつけし迄） フンヒラ

ますより ヲカシウレ

上むかわより サノウヲカイ

（注はたなじ）  
ちかひより

フンカリ

あつうしより

マンコ

下むかわより

セイケン

おしちこより

コユウクハシテ

ちけへつより

フチサン

ま、ちより（あつけし迄）

チンナシ

いちやりより

ヌカンランケ

むいちやりより（あつけし迄）

タンハクテ

おさつより（あつけし迄）

ハヤムセ

ちひかひより

ケントク

（『寛政蝦夷乱取調日記』）

つまり一五場所のうち一二三のコタンの酋長が名を連ねている。このシコツ、サル（沙流）のコタンは、すでに寛文蝦夷乱以来「御味方蝦夷」とか「御味方コタン」と称せられ、松前藩とは深いかかわりを持っていたらしい。文久元年（一八六二）の『東蝦夷夜話』に

「寛政の初、クナジリ嶋の夷人共、御国人を許多殺害なし、この一挙に他領へ押寄せ、蝦夷地に越年なせる御国人を殲になさんとせしかば、御国人は此ことを伝へき、驚きおそれシャモ地をさして逃れのぼるを、クナジリ夷人はのがさじと後より追ひうち、サルより四里東の方、ニイカップまで来りけり。このときサルングルは、同領フクモミといふ所に待うけて居て、クナジリ夷人を喰ひ留る。其所へ松前の討手駆着き、サルングルを先手として、追ひつ騰りつ戦ひしが、遂にクナジリ夷人を追ひしりぞけ、乍事の鎮まりたるは、全くその頃サルングルの勢盛なりければ、クナジリ夷人の勝ほこりたる銳気を挫き、この所より引返さしむるも、ヲミカタコタンの勲功なりけりとぞ。」

という記事がある。サル、シコツのアイヌが松前軍に参加して、クナシリ、メナシのアイヌの反乱の鎮撫に協力したことは前述の通りであるが、沙流に侵入したクナシリ夷人を迎撃し、これを撃退させたという史実は現在のところ確認されてはいない。

寛政蝦夷の乱は、このように反乱というには余りにも小規模、非組織的で、日ごろの不満が暴発した暴動にすぎないが、この乱で東蝦夷地の酋長達も、そろって「御用蝦夷」と化し、自らの部下を捨てて松前藩に帰服してしまった。かくして寛文蝦夷乱後約一二〇年にして北海道のアイヌは、全く和人の支配に屈服してしまった。寛政蝦夷乱は、その最後のとりでとなったものの、もはやアイヌは組織的な抵抗をする力を失ってしまった。

このようにして松前藩とアイヌとの関係はかつて寛文蝦夷乱以前にみられたような対等の関係は失われ、松前藩は蝦夷に対して政治的にも経済的にもアイヌの統治者に変質した。たとえば、従来酋長が松前にウイマムに行く<sup>(1)</sup>と、藩主は正装して謁見の間に側近く招いて、アイヌの貴賓を招くと同じ方式で謁見していたが、天明ごろになると酋長が通詞に導かれて城門内に案内され、座敷には上げず庭に席を敷いて座らせて謁見するようになった<sup>(2)</sup>という。また寛文蝦夷乱のころ、蝦夷の酋長を「狄の大将」とかオトナと呼んでいたが、その後乙名の名称が従属した酋長に対して用いられるようになった。『北海隨筆』に

「蝦夷村の酋長をヲトナと言。則本国の名主也。松前より令を此の者に伝へて威權あり。蝦夷共慎て此下知に隨ふ。」

とある。したがつて松前藩がコタンの酋長を乙名に任命して部落の統治を任せたのは、寛文蝦夷乱よりのことで、その後脇乙名、小使を合わせて三役としたのは天明以後のことと思われる。乙名は部落の長であり、脇乙名はその補佐役、小使は乙名の命によつて部落の者に号令するのである。また寛政ごろから場所ごとに総乙名、総小使などの役が設けられたが、総乙名は一場所の乙名の上に立つもので、普通はその地方第一の家柄の者をもつて、これにあてたとされている。このほか土産取というものも現われ、年寄りといった役土人を監督する有力者に与えられた称号であつた。この地方における三役を寛政三年の『東蝦夷地道中記』によつて表示すれば、つぎのようになる。

| 場所名  | 乙名     | 脇乙名  | 小使     | 備考      | 場所名   | 乙名     | 脇乙名  | 小使     | 備考     |
|------|--------|------|--------|---------|-------|--------|------|--------|--------|
| タルマイ |        |      |        |         | 下マ、チ  | ?      | ?    | ?      |        |
| マコマイ | ――     | ――   | ――     | ――      | 上マ、チ  | ?      | ?    | ?      | チンナシ   |
| ホタナイ | ブンカリ   |      | (小使死亡) | ブンカリ    | モイチャリ |        |      |        | タンハクテ  |
| アツマ  | フジサモン  |      | サンジキ   | フチサン    | イチャリ  |        | コシンシ | ヲカウテ   | ヌカンランケ |
| オセツコ | イカジバ   |      | コヨバン   | コユウクハシテ | チイカイ  | クマバラ   |      | ヲカレボ   | ケントク   |
| アツイシ | フムランケ  |      | マンコ    | マンコ     | マ     | オツカシテ  |      | (小使死亡) | ヲカシウレ  |
| オサツ  |        |      | ハラムセ   | ハラムセ    | 上ムカワ  | イホカリ   |      | ニセトク   | サノウヲカイ |
| ロウサン | ニセベンケイ | フンヒラ | ハルシャラク | フンヒラ    | 下ムカワ  | キタイヤマン |      | モノコロ   | セイケン   |
| 上アツマ | ――     | ――   | ――     | ――      |       |        |      |        |        |

※ マコマイ、上アツマ場所は廃絶

※ 備考は寛政元年、寛政蝦夷乱に際して松前軍に従つた長人の名。

また、しこつ一六場所を統合してユウフツ場所となつたあと、文化五年に記録された三役等は、つぎのようになつて<sup>(3)</sup>いる。

惣乙名 フンヒラ 脇乙名 リネシリ  
ヲツカシリ シランカト 惣小使 リツケシノ  
サエタリ チヤシカ

並乙名 ロウサン リタンネ 上ムカワ シモレカ  
チノラム

下ムカワ チエケシ イヨノ ヲサツ トテワカイ  
ヲリコシマ アイカシ

イサリ スカンランケ チイカイ ヲカレフ 下アツマ イタリラウシ  
トエカリシテ

ムイサリ コマワカ 中アツマ フサモツ ホタンナイ ヒウキ  
クツサン

並小使 ロウサン ハエリキ 下ムカワ トルコ アツイシ ヲツカシユ  
トルコ

ヲセツコ クワノ イサリ ハンクワ マス コアフカシコロ

タルマイ アメランケ 下アツマ アンカシユ 中アツマ トンナンコロ

以上のように、惣乙名は二名、脇乙名三名、惣小使二名となっている。惣乙名のフンヒラは旧ロウサン場所、ヲツカシリは旧マス場所の出身で、いずれも寛政三年には脇乙名あるいは乙名であった。

注(1) 高倉新一郎『アイヌ政策史』昭和十八年七月

(2) 同 『蝦夷地』昭和三十四年三月

(3) 『東蝦夷地各場所様子大概書』新北海道史卷七卷史料一による。

## 第五節 円空の樽前権現像

### 一 円空の蝦夷地渡来

寛文蝦夷乱が起る少し前、蝦夷地の世情がようやく騒然となろうとするところに、はるばる蝦夷地に渡った奇僧がいた。名を円空と称し、自らは「江州伊吹山平等岩僧円空<sup>①</sup>」と記し、常に窟に住み木の実を喰い、行を修めては予言をなし、一丁の鉈を持って山野を跋涉し、靈地を見つけてはそこに仏像を刻み祀ったという<sup>②</sup>。

そもそも蝦夷島（北海道）における宗教の伝播<sup>③</sup>は、いまをさかのぼる約七百年の昔、すなわち永仁四年（一二九六）、日蓮の高弟日持上人が布教のため渡島したのが始まりで、その後、これに拍車をかけたのが渡島半島南部に「館」を構えた土豪たちの渡来であり、さらにこの時代は日本の仏教史上特筆すべき新教宣布、旧教立てなおしの時期に当たって、布教の波は蝦夷地に波及し、一五世紀の半ばごろには松前地を中心に続々と神仏の祠堂が建てられるに至った。これについて、高倉新一郎は

「もともと神を敬い、仏を信ずるのは和人一般の慣わしであるが、特に郷国を離れた遠い蝦夷地に渡った人々には、神仏に依頼する情が一段と切なるものがあつた。それは、本土との生活は違い、大きな集団から離れてきた孤独感への慰めであると同時に、困苦欠乏に耐えて、しかも敢て事を行なう積極的な勇猛心を湧きたたせる精神的大きな支えであり、そのうえまた、自然採取で天恵に依存する度合いが極めて強い当時にあつては、これら神仏への信仰が、超自然的なものに頼るただ一つの道でもあつたからである。」

（高倉新一郎『北海道の開拓と宗教』北海道宗教大鑑 昭和三十九年八月）

と述べている。

このようにして建てられた神仏の祠堂は、やがて神社、寺院として発達したが、その分布は松前地ばかりでなく、しだいに島内各地へ広められていった。『福山秘府卷之十二』諸社年譜並境界内堂社部によると、享保三年（一七一八）の調べでは、当時城下を除いて一四七カ所の祠堂を数えている。その内訳は、観音堂四〇、恵美須堂二〇、八幡宮及び稲荷社各一四、薬師堂、神明社各六、明神社、弁財天社、山神社各五、荒神社四そのほか地藏堂、毘沙門堂、大日堂、不動堂、権現社、姥神社、雷神社その他となっている<sup>③</sup>。また分布の上でみると、ほとんどが松前地にあつて、蝦夷地のものはわずかに三カ所であつた。同書につきのように記されている。

一、如来堂 造営之由緒年号不分明

東夷地 礎

（朱）「按ルニ慶長十八年此堂建立ナリ。」

一、観音堂

同 宇須

造立年号不<sup>ニ</sup>相知<sup>一</sup>。 神体円空作。

一、辨財天社 （朱）「安永七年ニイタリ一百二十一年ナリ。」

同 志古津

万治元戌年造営。同三年神体ヲ安置。

（朱）「按スルニ実ハ万治三年造立ナルベシ。」

「東夷地礎」および「宇須」は、現在の伊達市の有珠で、「志古津」は千歳である。万治元年は一六五八年だから、寛文九年（一六六九）の蝦夷乱をさかのぼること十一年前にあたり、慶長十八年は一六一三年であるから、これら三つの祠堂は、円空が渡島する以前から、すでに建立されていたことになる。どんな理由で、この地に早くから建立された

のか不明であるが、信仰の対象とする和人の必要性から堂宇を設けたとすれば、かなり重要な土地であったと思われる。

また、『福山秘府』に記録された堂社の造立年代をみると、不詳とするものが多いが、判明している分について言えば、最も古いものでは一五世紀の半ばごろまでさかのぼるが、これは「館」を構えた初期封建性の成立と軌を同じにするものであり、造立年代の判明している大部分は、一七世紀より一八世紀の初頭にかけてのものであるが、これらは主として商場（場所）知行主、あるいは商人等の設立によるものである。さらに、これらの堂社のうち「神体円空作」と注記したものが、有珠の観音堂を含めて二〇五カ所に及んでいる。堂社名は観音堂が一九、八幡宮三、神明社、権現社、稻荷社各一となっている。その造立年代は寛文五年（一六六九）九カ所、延宝七年（一六七九）一カ所、正徳二年（一七一二）一カ所、正徳五年（一七二五）二カ所、その他不詳で、半数以上が寛文五年以後の造立となっている。また注意すべきこととして、当時代の堂社は神仏がしばしば混淆し、その区別の明瞭でないものが多いことである。だから弁財天堂、天神社などに僧侶が別当をしたり、観音堂でありながら社家が奉仕したりする例が珍しくなかったのである。

以上、蝦夷地における宗教の伝播と堂社の形成についての一端と、松前地における円空仏の概略を文献よりながめたのであるが、蝦夷地各地にも円空仏が残されており、当市にも錦岡の樽前神社に、一体の円空仏があつて、これを樽前権現像と称している。これを中心にして、円空の渡来や足跡をたどってみよう。

樽前権現像が、初め有珠の礼文華の洞窟内に安置されていたことを記録したのは、寛政四年（一七九二）有珠に詣でた菅江眞澄であつた。すなわち、その旅行記『蝦夷廻天布利』の六月七日の条に

「シツカリ（注静狩）の崎をへて小川の沖べも過れば、ヒキフセ、アルベヌキの灘傍くほとに、鵜のくぞまりて雪のふれるかとふりあ





洞爺観音の背文（新北海道史）

ふき見つ、行に、ちいさきはなれそのあり、これに笹家二ツ立り、アキノこれを仮屋<sup>カシ</sup>とて栖ぬ。尚榜れてケボロオキといふに至りつ。ここに岩舎の観音といふあり、舟つけてこの窟に入れば、いと長き、またぶり木の棹なと横たへたるに、アキノの漁<sup>イサ</sup>の具とををなにくれ、自在鍵をはしめひしひしととりかけたり。奥深く入れば、五駆の木の仏をならへおけり。そか中の、みぐしたかき仏のそひらにかいたるを見れば、『寛文六年丙午七月、始登山、うすのおくの院の小嶋、江州伊吹山平等岩之僧円空』と記し、いまひとつには『いわうのたけごんげん』其次に立たまふは『くすりのたけごんげん』と、そひらごとに在り、三番の背のなからは朽て、文字のよみときがたく、四番『たろまへのたけごんげん』と、おなじそひらの方にしるしたり。此いつはしらの、ほとけのみかたしろは、みな円空法師の作て、しか記せり。この五の仏の座はそれと見わくべうもあらず。』

と、五体の仏像のあつたことを記し、また有珠善光寺の記事には

「堂のかたわらに木賊多く茂りたる内に小祠ありて、これにも円空法師の作る仏三柱あり。そのそひらに『内浦の嶽に必百年の後あらわれ給ふ』と書、又『のほりへつゆのごんげん』いま一柱には『しりへつたけごんげん』と彫りたり。」

と記した。このうち札文華の洞窟内に安置されていた五体の仏像は、その後どうなつたであろうか。これを七年後の寛政十一年（一七九九）、幕府の直轄により、エトモ場所の詰合となつた松田仁三郎（松田伝十郎の前称）の記録『北夷談』<sup>(4)</sup>には、つぎのように記している。

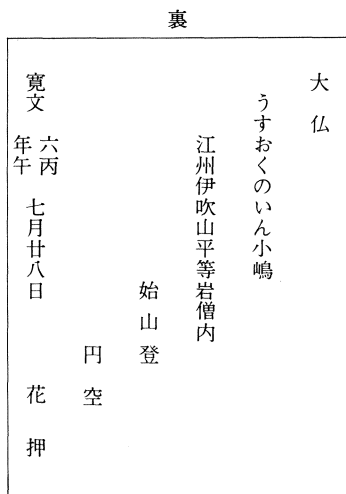
「仁三郎持場中見廻りの砌、アブタ領の内レブンゲ地名と云所有。此所より壱里半程、海岸岩崎にケホエ地名と云所に岩穴有。口さし渡し式間程、奥行六間余、此穴に入て見る処、仏の木像にて四

体有り。取出し見れば、いずれも観音の像にて、内一体は丈ケ一尺五、六にして、裏に年号並名居判彫付有り、外三體は一尺程にして、裏地名斗彫名なし。則別紙のごとし。右仏も時節にして世に出しと、奉行へ届置て、其仏の背に彫付有る地名の山々へ送りて安置す。寛文六午年より此寛政十一未年迄百三十三年に成る。」

その別紙とは、四体の仏像の記録で、つぎのように記されている。

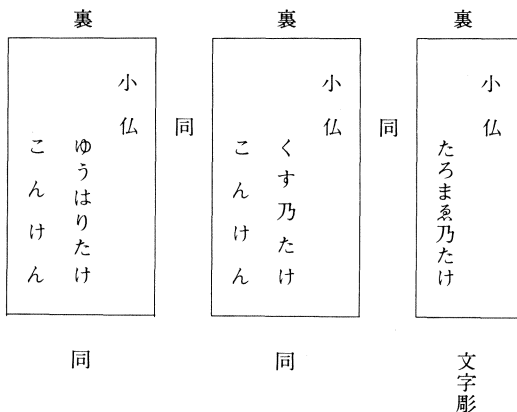
観音木像

丈ケ一尺六寸程



文字彫

丈ケ一尺程

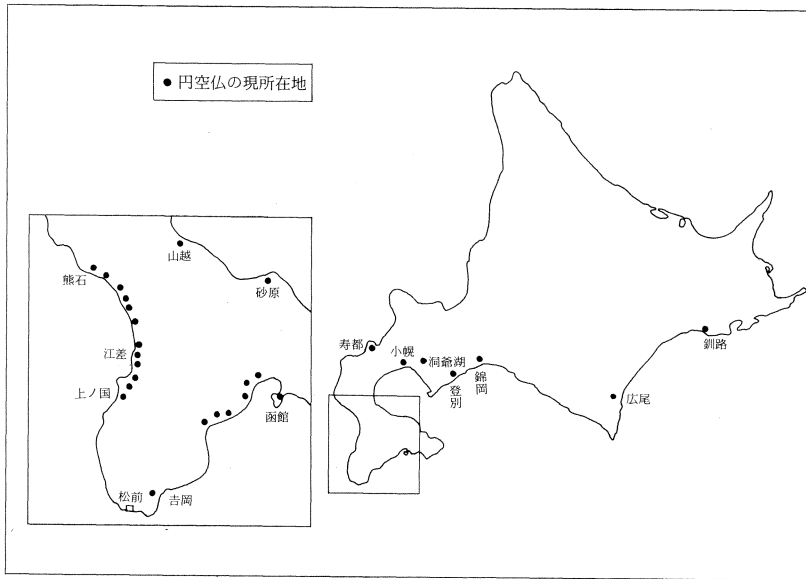


この記録によれば、さきに菅江真澄が「いわうのたけごんげん」と読んだのは、伝十郎によって「ゆうはりのたけごんげん」と読まれ、「くすりのたけごんげん」と読んだのは「くすのたけごんげん」と読まれ、さらに「たろまへのたけごんげん」は「たろまゑのたけ」と読んだ差はあっても、両者の記事は比較的よく合っている。そして伝十郎が「右仏も時節にして世に出しと、奉行へ届置て、其仏の背に彫付有る地名の山々へ送りて安置す。」と記すように、四体の仏像はそれぞれの場所に分散安置された。

まず「うすおくのいん小島」の大きな観音像は、その後文化五年（一八〇八）、堀田正敦の『松前紀行』に

「れぶんげにいたる。宿より見ればむかひの高根に堂あり。

この本尊もとうすのいわやにありしを、なにがしとかいふ僧の船のゆききのやすからんことを祈り、此所にをさめしといふ。夜にいりてかの本尊をもてきたれり。見るにいとこだいなる木仏なるが、『宇須おくのゐん小島、江州伊吹山平等岩僧、寛文六丙年七月廿八日始て山に登る円空』としるして花押あ



円空仏の分布図

り、小島はさきにみし湖の島にて、そのほとりを奥の院ともいひ伝へしとなん。」

と記されているから、この当時はすでに窟を出て、ここの祠に祀<sub>まつ</sub>られていた。したがって他の仏像もすでにそれぞれの地に移されたものとみられる。その移された地は、安政のころ、松浦武四郎が『東蝦夷日誌』に記したごとく、「うすおくのいんの小島」の仏像は、洞爺湖の観音島に、「ゆうはりたけこんけん」は千歳の弁天堂に、「たろまゑのたけ」は垂舞山（樽前山）の拝殿であることは確実である。またもう一つの「くすりのたけこんけん」は、現在釧路市米町の厳島神社にあるが、最初から同所に移したものでどうかは詳らかではない。<sup>(5)(6)</sup>

つぎに「たろまゑのたけこんげん」（以下樽前権現像と略称）の製作年代については、すでに述べたように、かつて礼文華の窟にあつた他の四体の仏像と同時に製作されたものとみてよいであろう。したがって背面に年代の刻文のある「うすおくのいん小島」（以下洞爺観音像と略称）の、「寛文六丙午年七月廿八日、始山登」によって、寛文六年の製作と考えて間違いないであろう。このことはまた、僧円空の渡来年代およびその足跡とも関係する問題でもある。現在のところ、円空作の仏像で年代の銘記されているのは、この洞爺観音像のほか、広尾郡広尾町の禪林寺のもので、これは松前藩家老の蛸崎藏人が、円空に彫<sub>う</sub>らせた上、知行地のある十勝場所に祀<sub>まつ</sub>たといわれるもので、厨子の扉に「寛文六丙午年六月吉日」と記されている。<sup>(7)</sup> また寿都郡寿都町能津登の海神社のものは、「いそや乃たけ、寛文六年丙午八月十一日、初登内浦山、円空。」と書かれているという。<sup>(8)</sup> このような例と、前述の『福山秘府』にみられた円空仏を神体とする堂社の多くが、寛文五年造立といわれるから、円空の松前、蝦夷地の滞在期間は、寛文五年より同六年までの、せいぜい二カ年ぐらいと推定される。したがって円空が渡島したのもおそらく寛文五年とみて大過ないと思われる。また、天明四年（一七八四）の『東遊記』も、円空の消息についてふれているが、これによれば

「松前より東にウスと云処あり、是に善光寺を写して靈仏立せ給ふと云。信州の像は白の上に立せ給ふ。白といへる名によりて善光

寺をうつせる成べし 又東の方ヲヲタと云所に大日如来立せ給ふ。都て蝦夷地に仏の有所は、二百年以前円空法師と云人此地へ来りて、仏像を多く彫刻し、みづから峽岨をふみわけて所々へ安置せり。ヲヲタは大の字の縁にて大日を安置せるなるべし。いまだすへ置ざる仏も多く在りと云。惜むらくは其年月不詳、其僧の伝記も伝はらず、土人の語るを聞けば、学徳兼備りて仙人の如き也と云り。」

と記し、蝦夷地の仏像ある地、すなわち有珠と太田(久遠郡)に来て仏像を彫刻したが、未だ靈地に置かない仏も多いというから、円空の蝦夷地における足跡も、おそらくこの二つの靈地よりは北進していなかったものと思われる。これについて高倉新一郎は

「その足跡は、松浦武四郎の記事の如く、石狩低地帯にまで及んだとは考えられない。せいぜい北は太田岬、東は有珠附近に過ぎず滞在中も二ヶ年位だろう。然し、寛文五・六年といふと有名なシヤグシャインの叛乱前、金掘や鷹匠等が広く往来してゐた際、また旅人の改も嚴重ではなかったから、この奇行の僧の足跡は案外広がったかも知れないが、奥地に納むべき仏像を有珠、ケポロ斗等にとめておいたところから見ると、矢張私の想像が正しいと思ふ。」

(高倉新一郎『郷土と開拓』昭和二十二年五月)

と述べている。

注(1) 洞爺湖観音島にある洞爺観音像の背刻文

(2) 伴蒿蹊『近世畸人伝』平凡社刊。

(3) 扇谷昌康『勇武津弁天社覚書』苫小牧市史編さん八号 昭和四十九年十一月

(4) 大友喜作編『北門叢書第五冊』

(5) 高倉新一郎『郷土と開拓』昭和二十二年五月

(6) 畑宮清一郎『円空の樽前権現像』郷土の研究三号 昭和四十六年十二月

(7) 注(5)に同じ

(8) 森川不覚『北海道の古仏』昭和三十八年三月

## 二 錦岡の円空仏

すでに記したように円空作の樽前権現像は、安政年間には樽前山麓に祀られていた。すなわち松浦武四郎の『東蝦夷日誌』には、つぎのように記されている。

「ユウブツ領

此辺は皆南受の暖地にて、沙浜浪打際より上に(二三丁)路有。野々石一ツなく、鰯屋左右に立並び酒肆茶店もさまさま暖簾さげ、中々に言さへぐ蝦夷人の里とは思はれず。其繁昌いはん方なし。(廿余町)タルマイ(川巾五六間、小休所有)本名ヲタルラマイにて沙路有義也(中略)。

垂舞山の拝殿(三間二間)有。本尊は円空鉦作の観音寛文六酉八月廿八日此処にて作納玉ひと、アブタに持行置しを、文化二乙丑の秋七月再び爰に納むと也。此山昔(年月不知)焼たる由にて此辺り皆五寸斗下は焼沙有。其已前慈覚大師の建立の堂も有しと言伝ふ。」

これによれば、円空の権現像は寛文六年八月廿八日に、ここで製作したと記しているが、前述のように、円空が樽前山まで足跡をのばしたという確かな記録はなく、また八月廿八日というのも、洞爺観音像の背文の「寛文丙午年七月廿八日」とも合致しない。したがって「樽前山で作ったとか、その年号とかは、あるいは翁の創作ではないかと思われる。」と考えた方が妥当であろう。しかし、武四郎が「文化二乙丑の秋七月再び爰に納むと也。」とした記事は、松田伝十郎が『北夷談』で、「其仏の背に彫付有る地名の山々へ送りて安置す」と、寛政十一年(一七九九)に記した内容と符節が合うから、権現像を樽前山ろくに移したのは、文化二年ごろと考えてよからう。なお、松浦武四郎が初めてタルマイに足を踏み入れたのは弘化二年(一八四五)であるが、その記録である『初航蝦夷日誌』に、つぎのように記し



樽前権現像〔錦岡樽前神社〕

ている。

「タルマイ(中略)扱其傍ニ少し樹木有て並樹のかたち有。前ニ朱の華表有。此処ニ上なるタルマイ山の権現様の因縁を板ニ誌るし而掛たり。其あらましをしるすニ此山上ニ観音の像有て靈驗著しき由なるが、此仏像は則行基菩薩の作ニ而大同二年此島ニ渡海し玉ひ、むかしより誰人上るものも無、猛獸毒蛇年古く住て土俗を害することを憐ミ玉ひ、一刀札に而此麓にて観音菩薩の形を彫み而山上ニ持上り安置し玉ひしが、毒蛇猛獸も人を害すること無しと書たるが、何れの苾芻も云草(いいぐさ)は皆極りしことなれとも海外のことなれば途中の暇もいとわでよみて過たりけり。」

この記録では、すでに樽前権現として観音像が祀られていたことは確かである。しかし、ここではこの観音像の由来を僧行基によるという因縁を記した内容を紹介しているが、これは円空作の観音を、行基にすりかえた伝説であろう。

松浦武四郎に前後して、安政三年(一八五六)蝦夷地の実地調査にあたった幕吏榊原鈺蔵、市川十郎による『野作東部日記』<sup>(2)</sup>にも、樽前権現像について記している。すなわち、榊原鈺蔵筆記の項に

「垂前（ミヅノマエ）」（中略）「垂前山西ニ聳テ見ユ。此山往昔温泉有シカ、山焼以来絶シトソ。道路砂深ク原野山々三里余ニ隔タル裾野ツツキ、遙ニ樹林有ノミ、垂前（ミヅノマエ）権現ノ社有。」

とあり、また市川十郎筆記の項には

「麓ニ垂舞権現ヲ安ス。是ハ百七八十年前、近江国胆吹山僧円空ト云モノ、本蝦夷ノ靈区ヲ相シテ觀世音ノ像一体ツツヲ安ス。所謂惠山（エサン）觀音、内涌（ウチノミダリ）嶽觀音、札文計岩屋觀音、湛谷（タマヤ）沼觀音、延別湯沢觀音、垂舞権現、木綿張觀音以上七ヶ所ノ内也。垂前、内涌、湯沢ニ安スルヲ権現ト称スレトモ、正身ハ觀世音ヲ祭ル。意フニ此三嶺皆火山ニシテ、焦天烈地ノ懼アレハ、是災ヲ祓シ為ノ鎮守ニ祭レルナルヘシ。此三嶺ヲ觀音トイハス権現ト称スルハ深意アルヘシ。慈覺大師ノ作ナリト云リ。垂前ニ遙拝所有。」

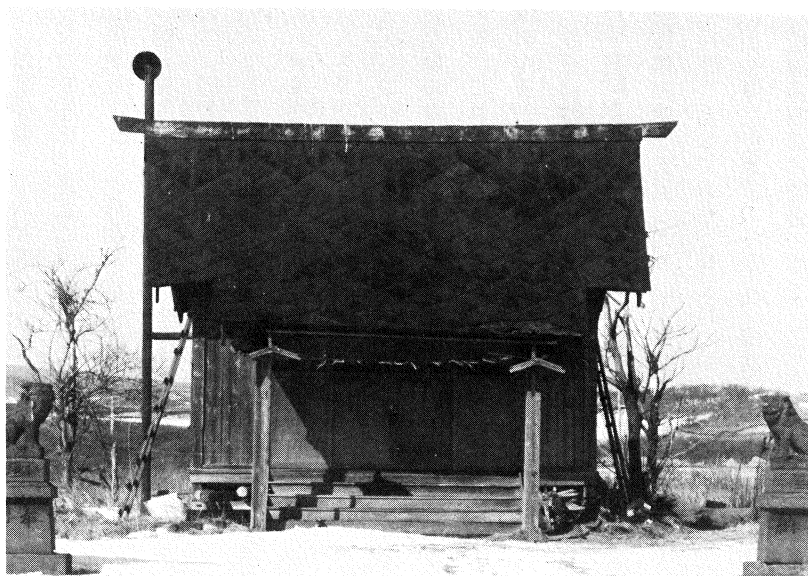
とあつて、樽前権現社があり、円空作の樽前権現が安置されていたことが知れる。また、これが権現と名付けた円空の深意を、火山による災害を払うための鎮守としたものであると述べている。

このように樽前権現像は、江戸時代末まで樽前の権現社に安置されていたものと思われ、この地がユウフツ場所における鰯漁業（イサリ）の中心として繁栄していたころ、場所請負人をはじめ漁業者より崇拜の対象とされていたことは、ユウフツ場所請負関係者である山田文治等が、元治二年（一八六五）奉納した石造手水鉢（3）の存在によつてもうかがうことができる。しかるに時代が変り、明治になつてから政府によつて神仏混淆が禁止され、同六、七年ごろ北海道においてもこれが実施されるようになって、従来の堂社の整理、統合が行われた。したがつて当地方においても、これが実行されたものと思われるが、明治五年（一八七二）の記録によれば

タルマイ

権現社 梁間三間、桁間三間 壹棟  
稻荷社 同 九尺、同 九尺 壹棟（4）





錦岡樽前神社

とあるから、当時はまだ従来通り樽前権現社であったものと見られるが、明治七年、これを郷社樽前山神社として苦細(苦小牧)に移転されたため、長い間人びとのよりどころとしていた樽前権現社は、ついに廃絶されたものとみられる。しかし明治二十年ごろ、樽前地区の人口減覚生地区の人口増ということから、社殿が覚生に移されたといわれるから、明治七年の樽前山神社の苦細移転に伴って、新たに樽前神社を設け、その内部に権現像を同時に安置したのかどうかは詳らかではない。その後、鉄道の開通によって、現在の錦岡駅付近が繁栄するようになったので、大正十二年(一九二三)、再び社殿を移動したが、これが現在の樽前神社であるといわれる。<sup>(6)</sup> 権現像は現在同社に保存されているが、これが円空作の権現像であることが判明したのは、昭和十一年十月二十日、北海道大学の高倉新一郎助教授(当時)の鑑定によるものであった。<sup>(7)</sup> この像の計測値は

|      |             |    |      |
|------|-------------|----|------|
| 全高   | 一尺五寸三分(四六糎) | 蓮轡 | 二寸一分 |
| うち像高 | 一尺四分        | 台座 | 二寸八分 |

台座の幅 八寸五分<sup>(8)</sup>

となっており、背面に「たろまゑのたけ」と陰刻された観音像で、函館称名寺、上磯町中央の八幡神社、寿都町能津登海神社、虻田洞爺湖観音堂等の円空仏とよく似ているといわれる。

樽前権現像のほか、勇弘にも円空作の仏像があつたという記録がある。これは松浦武四郎の『東蝦夷日誌』のもので、同書に

「ユウフツ（中略）川東に（漁や、土人雇小や、台地一ヶ所有）沼有、此小島に弁天社有て円空作の地藏尊を安置す。其前立に如図木像有。是は昔し古桃を以て蛇工が作ると、風を祈り又海上難風の時祈誓して頗る驗有りと聞り。余が按には、是も円空の作ならんと思ふ也。」

と記している。すなわち同社の中に二体の円空仏ありとしている。前者については図の記載がなく、仏像も現存していないので、真偽のほどを説明する資料がない。また、前述の樽前権現像にみられたような歴史的な成立過程からみても、これは疑問としてよいであろう。後者は同書に掲げた図の通りの立像であるが、円空が寛文年間に製作した仏像の作風とは、非常に趣を異にするもので、これについても疑問としてよい。

さらに樽前権現像に関係の深い円空仏、「ゆうはりたけごんげん」（以下夕張権現像と略称）について触れてみよう。これについても松浦武四郎は、『夕張日誌』で「千歳会所（中略）前に弁天社有、石階卅余級を上り、左に八大竜王、右に円空鉦作の像を安置したり。」と記し、さらに像の図を掲げている。すなわち図には「由布婆利山、円空鉦作の像、全長二尺許」としており、背文については触れてはいないが、図によって見る限りでは樽前権現像同様に観音像で、それによく似た作風であるから、樽前権現像同様に、文化二年奉遷の際に札文華の洞窟より移されたものであろう。しかし松浦武四郎は同書の中で



夕張権現像（安政～万延年間・夕張日誌）

「往昔（寛文年間）美濃国の僧円空此岳（注夕張岳）に上らんとて此山に分け入しが終に上り得ず、神所<sup>カミヤ</sup>に七昼夜薬師の神咒を唱て籠り、一驅の仏像を彫みホロレフシベの岩洞に納めて帰りしに、其夜より大雨三日三夜降継ぎ、河水漲り、其仏を押流し、円空のシコツに到る間に、早其像は今の千歳の地に逆上りて有しとぞ。仍て円空其地（千歳の弁天堂）に小堂を築て是を安置し帰りしとぞ。実に此地は役小角、行基、弘法等の大徳だに錫を入れざりし靈山なれば、如此異の有るも宜なる事なり。」

として、円空が夕張岳のふもとの岩洞で製作して納めた  
仏像が、大雨のため千歳に漂着し、それをさらに円空が  
拾って弁天堂を建てて安置したというが、余りにも話が  
出来すぎている。高倉新一郎が

「勿論これは伝説か、翁の創作だろう（中略）。恐らく文化二年奉遷の際夕張にまつられて後千歳に移されたと考へるよりも、最初から、当時その附近の中心であり会所の所在地であった千歳に祀られたものと考へる方が穩当である。」

（高倉新一郎『円空鉦作の権現』蝦夷往来 第十一号 昭和八年十一月）

と述べられたように、円空が夕張岳のふもとホロレフシベの岩洞に仏像を納めたというのは、武四郎の創作で、最初からユウバリの嶽に近い千歳に祀られたものであろう。しかしこの像は現在同社にはなく、行方が不明となっている。

注(1) 高倉新一郎『円空鉈作の権現』蝦夷往来 第十一号 昭和八年十一月

(2) 北海道行政資料室蔵本

(3) 明治初年に樽前より苫小牧に移したものの。鉢には元治二乙丑七月吉日、願主山田文治、支配人山田仁右衛門と刻まれている。

(4) 明治五年『勇弘・千歳両郡引継書類』北海道行政資料課蔵本

(5)(6) 畑宮清一郎『円空の樽前権現像』郷土の研究 第三号 昭和四十六年十二月

(7) 苫小牧東尋常小学校『樽前神社・円空鉈作の権現像』郷土研究叢書 第二十輯、『苫小牧町史』

(8) 注(5)に同じ

## 第二章 幕府直轄と勇払

### 第一節 直轄の経緯と勇払場所

#### 一 ロシアの南下と蝦夷地経営論

松前藩の蝦夷地経営は、藩独特の場所請負制度によって、アイヌを徐々に労働者化して支配を強化した。ことに場所請負商人は自己の経済的利益のみにきゅうきゅうとし、支配人や番人は彼等を酷使したため、交易における秤量上の欺瞞と相まって、和人に対する怨恨と不安が高まり、寛政元年（一七八九）の国後・目梨の反乱を引き起し、和人七〇数人が殺害されることにもなった。

アイヌの最後の抵抗であったこの乱の後、松前藩は直接にアイヌを介抱する旨を申渡すなど多少の改革を行って、幕府に対し表面を模糊しようとしたが、実質的には対策としてみるべきものはなく、むしろ彼等に対する和人の政治的支配が辺境までも進展し、幕閣をして同藩の秘密主義の施政に疑問を持たせることとなった。

一方、この反乱の結果、ロシア勢力の積極的な南下政策が認識されたのであるが、和人の奥地伸張とロシアの千島南進は、両勢力の接触と緊迫をもたらし、幕府をして蝦夷地直轄を決意させる背景となった。

これより先、帝制ロシアの東漸政策は、毛皮動物の獲得を経済的な主因とし、シベリヤからベーリング海を経て宝

永三年（一七〇六）カムチャツカ南端に達し、さらに僻遠の千島にまで南下し、その経営に着手してきた。オホーツク港を根拠として千島方面にまで進出した新興国ロシアは、東洋に市場を物色し、日本と通商を開こうとして、安永七年（一七七八）霧多布場所ノッカマブ（根室）に來り、翌年また厚岸場所ツクシコイに至ったので、松前藩吏は国法を諭して去らしめた。くだって寛政四年（一七九二）九月、女皇エカテリナ二世の使節アダム・ラックスマンが根室に來り、光太夫等三人の漂流民の送還を述べると共に、国書を呈して正式に国交を申入れた。そこで翌年幕府は目付を派遣して使節と引見、交易の談判は国法により長崎でせよと諭示して退去させた。

このロシア使節が來航した数年後の同八年八月、イギリスの探險船が内浦灣に入り、十四日虻田に停泊、引続いて絵鞆（室蘭）に入港、薪水補給と水深測量を行い、二週間後わが勇払地の沿岸を通り、千島に向かつて去った。同船は翌年七月、ふたたび絵鞆に來航して上陸し、薪水を採った後、福山沖に出現したため、城下は人心きょうきようとし、九月津輕藩出兵の命が下った。

このような北海道近海の外国船の出没は、イギリス・ロシアだけでなく、フランスのラ・ペルーズも天明七年（一七八七）樺太西海岸の測量を終え、宗谷海峡を通ってカムチャツカに向かう等、外国船の來航がひんばんを極めた。

幕府は北辺の物情騒然とした中において、海防の重大性を痛感し、蝦夷地の経営を積極的に進めることになり、同十年（一七九八）三月、目付渡辺久蔵等を蝦夷地と択捉島（エトロフ）に派遣して詳細にその実情を調査させ、十二月書院番頭松平信濃守忠明に蝦夷地警備を命じた。

この結果、幕府はその報告にもとづき、寛政十一年（一七九九）一月、東蝦夷地浦河より知床までの地域と属島を向こう七カ年、仮に直轄し、場所請負人を廃して官の直掬とし、アイヌの撫育と授産を図って国防と開発に力を注ぐため、松平忠明ほか四人を蝦夷地取締御用掛に任命、このことを司掌させ、ついで八月、知内より浦河に至る地方も上知

させ、享和二年（一八〇二）七月、ついに東蝦夷地を永久直轄とした。くだって文化四年（一八〇七）三月、西蝦夷地を上知して全島を幕府の直轄経営とし、藩主松前章広を陸奥梁川九、〇〇〇石に移封して、同年十月松前奉行を置いた。

その後十四年を経た文政四年（一八二二）十二月に松前氏の復領となるが、この前後二三年間にわたって幕府による直轄が続けられた。この直轄時代は、幕府の権力と大きな財力が関与して、蝦夷地は急速に開発されるのであるが、わが勇払領もその最たるものであった。このような状況下における北海道経営の論策を概観すれば、次の通りである。

享保代（一七一六年から）以来、本州の開墾の行きづまりから、重農主義政策として蝦夷地内陸の農業的開発が論ぜられた。享保五年（一七二〇）新井白石は『蝦夷志』を編さんして蝦夷地の開拓を論じ、並河天民は物価騰貴による経済的困窮の開策を、蝦夷地開発による豊富な物資に求めようとした。また元文元年（一七三六）坂倉源次郎はこの地の地図を作成して、蝦夷地金銀山の幕府経営を具申し、翌年来り探査、五カ所を試掘する等、蝦夷地の富源に注目するようになった。

くだって明和・安永年間のロシアの北辺侵寇に伴い、仙台藩医工藤平助は、経済的国防開業論の先駆者となった。彼は天明三年（一七八三）『赤蝦夷風説考』二巻を書いて、わが国最初の対露方策を述べ、さらに蝦夷地の開拓に及んだ。その要旨は、まず国防を固めること、抜荷（密貿易）禁制のためロシアと交易を許すこと、その力をもって蝦夷地の金銀山を開くならば、国益の大なることの三点である。

平助の蝦夷地経営論は、北方問題に関心を強めると共に、幕府財政の建直しに殖産事業の積極策を試みていた老中田沼意次を動かし、同五年（一七八五）幕府普請役山口鉄五郎ら五名の蝦夷地調査隊派遣となって、北辺の恒久的経営策が検討されるようになった。

しかし田沼意次の失脚によって、せっかくの方策も挫折となった。しかし当代の商人の繁栄と武士・百姓の困苦を

時代的背景とした経済事情を打開し、経済的蝦夷地開拓論を国防論に結合させたのは、本田利明である。寛政元年（一七八九）の『蝦夷私考』がそれである。しかし彼の開発論をさらに強調した大原左金吾は『地北寓談』および『北地危言』を著して、幕府の蝦夷地経営着手の導火線の役割をなした。すなわち同九年藩主道広との対談を

「兵を強くするの本是国を富すなり。（中略）国をとすは屯田より先なるはなし。是急なり。（中略）富国強兵の挙とあらば（中略）はやく屯兵の制度を出して田をひらき武を講ずべし。而して事あるときは是を以て其力をつくし、事なきときはこれを以て富をかり糧食を蓄うべし。是一挙して緩急ともに備ふるものなり。」

（大金左金吾『地北寓談』）

と述べて、屯田兵制の要道を初めて力説し、その対策を『北地危言』に詳述した。その要旨を摘出すると、まず当時第一の急務のことは、

「近年に至り北の方赤夷（ロシア人）強大に相成り、土を広め候を以業と致し、屢々東南を望み見るの略聞の候とし」と記し、武備の強化にあわせて

「蝦夷教導の事も急務なりと雖も、又是より急なるべきは、南部領内並に松前人の居、東西五六十里の間に民居を充しめ、常に墾田の企なくては此所計もたちかね可申候。」

として、アイヌ撫育と移民奨励の開発を述べ

「さすれば一刻も早く此所へ人民を移して、平日は田植を開き耕さしめ、事あらば防禦に用ひ、治乱共に此土を如レ此広漠の野にして置くべからず。」

とし、浪人等を移住させ

「始は仮木屋を建連ね、各部分をして一伍に一人の長を置き二十五人に一士を添ると申様に編伍の法を以指揮せしめ、外に老農を添え師とし法令を厳にして開地せしめ、（中略）是農兵の制に似て……」



と論じている。彼の屯田兵制の農業開発の所論は、数年後に実施された幕府の蝦夷地直轄に大きな影響を与え、同十一年（一七九九）二月、松平忠明等五有司の幕府あての建議となった。<sup>1)</sup>

この国防的見地からの蝦夷開業論が具体化し、かつ屯田制度論が実現したのが、勇払、白糠における八王子千人同心子弟の団体移住であった。

これを要するに、幕府が東蝦夷地を直轄した理由は、もともと松前・蝦夷地の警備は松前藩の任務であったが、弱体な同藩はみるべき配備もないため、ロシアの南下急進など北辺の危機に直面して、国防上の必要からであり、いま一つは従来場所請負人が私利私欲を貪<sup>もたら</sup>ってアイヌを搾取した悪弊を改めて、撫育介抱することにあった。これらのことを蝦夷地経営の大本と定めて、大綱を実行する幕府が最も心を用いたのは、東地各場所経営の直捌であった。財政難の幕府は、アイヌ交易を直営して彼等を同化しつつ、その収益によって府庫の建直しを図ろうとしたのである。したがって、その内実は場所の経営権を、請負人から取り上げるにあったのである。

注（1）『休明光記（巻之二）』掛り五人の有司商議

## 二 勇払場所の成立

寛政十一年一月に東蝦夷地浦河以東知床の地域の仮直轄に続き、同年八月には、さらに知内より浦河に至る地域も幕府の直轄地となるにおよび、この地方における各場所も場所請負人を廃して幕府の直営とし、一五場所の運上屋もまた一つに統合して勇払に置くことになり、これを会所と改め、ここに「ユウフツ場所」が誕生した。東蝦夷地各場所様子大概書』に

「勇武林川より東の方海岸に前々より有<sup>し</sup>之十五ヶ所運上家を改め、寛政十二年申年より会所老ヶ所に相成候云々。」

とある。

この勇払の地は、地理的には太平洋では山越内と千島方面の中継地点で、また勇払より石狩を經由して樺太にも通ずる近世の東西蝦夷地を連絡するただ一つの幹線の分岐点にあるため、河海両域にわたる交通の枢要地であつた。また勇払の奥地は、シコツと呼ばれて東地における狩漁生産の盛んな地帯の一つであり、産業、交易に大きな地位を占めていただけでなく、当然国防、行政上にも重要視されていた。このことが勇払に会所が設置された主たる理由であらう。直轄に移行したからといっても、すぐに場所としての設備が整備されたわけではなく、川の東には以前からの運上家がただ軒を並べていたほかに、アイヌの出小屋や弁天社があるのみで、勇払川を臨む広茫たる原野こうぼうが続いているだけであつた。直轄の直前、寛政十一年（一七九九）、松前より東蝦夷地を巡つた画家の谷元旦は、五月十二日の条で次のように記している。

「タルマイの山高く聳えたり。山の形内浦岳と分毫も違わず、山の半腹以上は焼出也。ヘツヘツの川と落合海に入。舟渡しを渉り浜通り式里半程行、タルマイの川を渡る。タルマイ川はニシタツフ川と落合て、其外枝川あり。此所舟渡しし、川の手まへ砂の上にて午飯す。―（中略）―また一里程行にコイトイ川を渡る。川の広さ十間余もあるべし。水出て深し、丸太式本縄にて結つけ、筏のやうにしたる橋なり。此所コイトイ川二つ有、前の川は枝也。此通り浜道と原道と二つ有、白老よりユウフツまで海を前にして後は原也。山々は入りこんであり原も沙原にて玫瑰花所々に咲あり風景也。見る所もなし、山野唯野焼の烟雲のごとし。此日五里余りの道砂場にて、疲甚だしくコイトイの昼食小屋にて一宿す。土間の上に蓆簀を置、菰筵にて取圍で夜を明ぬ。

五月十三日 コイトイを出て浜辺二里半程行、マコマイ川を渡り、此所にて午飯す。夫よりサツタツブの川を渡り、ユウブツの枝川有。舟底橋にて渡る。川に随ふて上り、原道を行、渡るに至つてユウブツの川、広三十間ばかりにて川口は海船も入るなり。水急にして深さ三、四尺程も有。二水の落合にて石多し。向いは運上屋八ヶ所立並ぶ。夷人の小屋等も有てよき場所也。コイトイより此辺迄は広原にて山遠し。高山も見へず、道法五里余なり。旅館の後は海にて、まへは原なり。傍に弁天の社あり。社の中に長四



記念碑「勇弘会所の跡」(昭和33年建立)

尺余の木像有。甚だ古物にて像半は朽たり、土人伝ていふ、古しへ船乗のもの古櫓にて刻たるよし、風を祈るに能感応ありといふ。

(谷元旦『蝦夷紀行』寛政十一年 市立函館図書館蔵)

このように、勇弘はアイヌの常住する土地ではなく、季節的に生産物を集荷するための施設があっただけで直轄後の寛政十二年には「此場所蝦夷家なし、人家会所共四軒あるよし。側にユウブツ川あり、舟渡し。」<sup>(1)</sup>という状態であった。しかし、この場所は現在の勇払郡、千歳郡にまたがるほど広大な場所であったため、シコツ出張番屋四カ所を設けて交易業務を行った。すなわち『東蝦夷地各場所様子大概書』に

「寛政十二申年よりシコツ出張番屋四ヶ所に相成、壹ヶ所に通辞老人番人四、五人宛にて勤、左の通場所割有之

ロウサン附 ヲセツコ、ムイサリ、タルマイ、アツイシ、

ヲサツ

上ム川附 アツマ、下マ、ツ、ホタンナイ

下ム川附 マス、チイカイ、イサリ

マ、ツ附 シコツ川 是はサル夷也

×

内マ、ツ出張は沙留場所持添、享和元酉年五月よりユウフツ持になる

と記している。会所には幕吏が詰合ひ、支配人、通辞、番人等を指揮して交易や行政事務にあたつた。会所の詰合幕吏は、寛政十二年の記録<sup>(2)</sup>には

御小人目附 高橋治太夫殿

八王子千人同心 原 新介殿

医師 月輪 安濟

大司馬伊織

とあり、享和元年の記録<sup>(3)</sup>には

勇武津

会所詰合 河西裕助

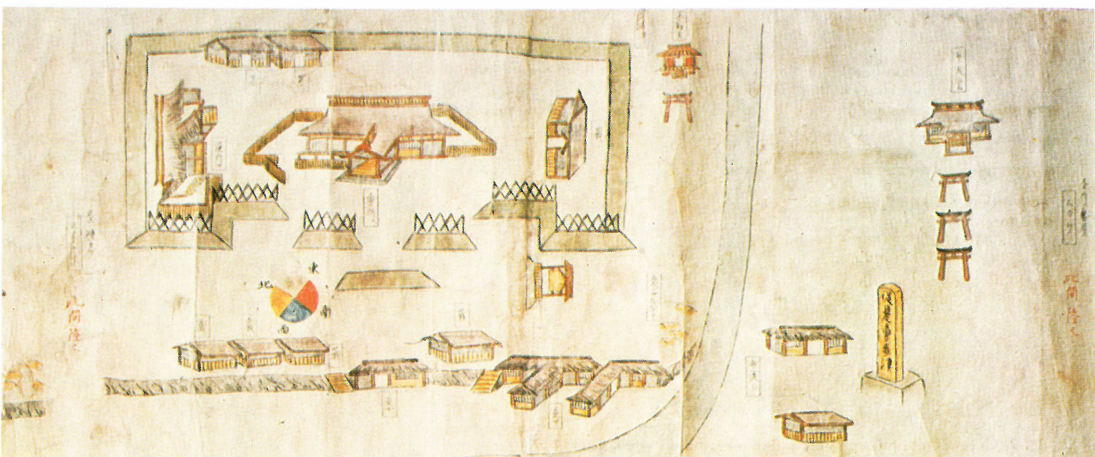
原 新 助

河田甚太郎

望月 三作

支配人 甚左衛門

と記されている。このうち原新助は寛政十二年、兄の原半左衛門と共に蝦夷地役を命ぜられ、勇払に勤務して同心一味の統轄と場所交易に当つたのであり、同じく八王子千人同心であつた河西祐助も、勇払詰合を命ぜられ、新助より約二カ月後に妻子を伴つて着任した。また河田甚太郎は、蝦夷地在住を志願し、寛政十二年十二月廿九日付で在住を命ぜられ、翌享和元年二月江戸を出立、勇払で御用を務め、同年十月帰府した。さらに望月三作は医師として蝦夷地在住を志願し、河田甚太郎同様に在住を命ぜられ、翌年二月江戸を出立して勇払地で勤務、その後病氣のために享和



勇払会所の図（文化6年・東蝦夷地より国後へ陸地道中絵図）〔道立図書館〕



勇払会所の景（安政元年・蝦夷廻浦図絵）〔市立函館図書館〕



三年（一八〇三）正月帰府している。<sup>(4)</sup>

享和二年七月、幕府は東蝦夷地の仮支配をやめ、松前章広から永久上知させた。その後ユウフツ場所における幕府の直営事業は、次第に活発となったものと思われ、文化元年（一八〇四）、従来まで川東にあった会所は波受による決壊が烈しかったため、川西に新たに会所を普請した。その規模は「南北三拾間、東西六拾貳間」にわたる「四方土居」にして、この中に「梁間五間、桁間十八間」という堂々たる建物で、これがユウフツ本会所となった。この本会所の施設をさらに具体的にみると、

会 所 一（十八間、五間、九十坪）

通行家 一（旅舎、十四間、四間、五十六坪）

本 陣 一（詰合幕吏の居所、十一間、四間、四十四坪）

医師舎 一

倉庫五棟のほか駄馬舎

（菊池新一調査による）

となっていたといわれ、また文化五年の『東蝦夷地各場様子大概書』によれば

- 一 ユウフツ会所 老ヶ所 梁間五間、桁間十八間 支配人 老人、同手伝 老人、通詞 貳人、番人 貳拾四人、馬牽 老人、
- 一 下宿所 三ヶ所
- 一 板 蔵 四ヶ所
- 一 荷物板蔵 三ヶ所
- 一 弁天社 老ヶ所
- 一 会所附蝦夷船 貳拾艘

一 会所附持府船 式艘

一 会所附川船 四拾艘

一 会所附馬船 三艘

という規模になって、直轄当初に比べてかなり設備が充実された。しかし海岸は船がかりするような潤はなく

「此所廻船掛潤なし。荷物掛積の前故式、三百石積より以下の廻船を浜え揚船に致し置、日和見極荷物積立出帆也。」

という不便なもので、「廻船入津南西風、同出帆、北風」と天候に左右された。

またこの年には出張番家の経営が改められ、シコツ出張番家四カ所を売場、買場の二カ所とした。すなわち「文化子年五月より、シコツ出張四ヶ所相止め、売場買場両会所と相成。」とした。文化五年（一八〇八）の田草川伝次郎による『西蝦夷日記』にも「千年川に諸色売場買場二軒あり、夷人皆銭に而売買いたす也。」とあるように、これは鉄銭の使用にも伴う交易の合理化を図ったものである。この二つの会所は、さらに文化六年になると、ついに一カ所にまとめられ、そこで売買ともに扱うようになる。文化六年の『東行漫筆』に「魚払底に成に随ひ、外入費も懸り候間、去年賣買打込一ヶ所に成し由。」とあり、これが後の千年川会所（千歳会所）となったものである。なおシコツ（千歳）会所の名称については、当時シコツの受持の幕吏であつた山田鯉兵衛によつて、改名の建議が出され

「ユウブツの内、シコツ川といふ川有。此川の名、となへあしければ改度、其所を受持たる山田鯉兵衛より云。彼川は鶴のあまた居る所なれば、則千とせ川と改む。是も同年の事なり。」  
（『休明光記（卷之五）千とせ川之事』）

とあつて「文化二丑年二月よりシコツ川唱不<sub>レ</sub>宣とて千年川と唱へ候様相成」となつた。かくして千歳もユウブツ会所の出張所として、本会所に劣らない程の重要な地位にあり、その規模も次のように記録されている。<sup>(6)</sup>

千年川

一 売場、買場会所二ヶ所

一 同売場 梁間四間、桁間十六間



買場 梁間四間、桁間二拾四間

一 正一位稻荷社 一ヶ所

一 弁天社 一ヶ所

一 板蔵 四ヶ所

このほか、ユウフツ会所の附属施設としてはイサリフト番家とムイサリ番家があった。すなわち前掲書に

イサリフト

一 番 家 沓ヶ所

一 番 家 沓ヶ所

イサリフト番家は泊所にて、石狩より川筋通り也。是迄は同所夷小家にて旅人泊候所、文化三寅年新規番家泊所相建、むいさり番家は陸地石狩の路筋殊に干鮭稼場故、前々より番屋有り。」

とある。このうちイサリフト番家については文化三年（一八〇六）、遠山景晋、村垣定行等の西蝦夷地巡視を機会に、新たに通行家を建てて千歳アイヌ二人を番人として置くことになった。この二人の飯料として、石狩領上ツイシカリの惣乙名シレマウカのウライ（梁、やな）を一カ所を取り上げたことが、イサリ・ムイサリウライ訴願事件発生の一因となるのである。

つぎに幕府直轄後、ほぼ場所としての機能が整備されたころのユウフツ場所の様子を、文化三年、遠山景晋らに伴つて蝦夷地を巡行した幕吏、東甯元稹の日記『東海参譚』によつてながめてみると

「六月十一日、イシカリ川を船にて浜る。川上へ行程川幅狭けれども、川水は甚だ深し。ハツサブ五軒サツボロベツ夷ヒトキ トウベツトマムタキ夷 ツイシカリ 上陸して泊る。夜更前也。草屋の、たゞ雨露をしのぐのみ（中略）」。

十二日、又川船にて浜る。キベツに入る。左右みな沢にして、川境さだかになし。ユウバリ川合流す。濁流也。此辺にて川幅甚だ狭く六、七間ばかり、左右の岸は万木茂く、藤葛生茂りて、兩岸の枝河上に相交り、わづかに日の光りをもらす。大小の蟲虫船中に入て人を整す。大なるものは灰色也。小なる爪蠅の如く、其毒尾甚た利し。シマ、ツブドウ、シマ、ツフ前松前公地の境也。川中にして天色暮たり。猶行事数里の中、船中闇々たり。イサリに着。時既に三更、兩岸の篝火千点、白昼の如し。

十三日、船。船の長さ六尋ばかり、巾も深さも二尺にたらず。丸木のうつば船なり。千とせ川の会所に宿る。東方は会所といふ。則

西地の運上屋船なりしかども、東方には会所といふもの二軒を置いて、壺所にては夷人の品を買上て、其あたひを遣し、一所にては夷人等のもとむる所の品をあたへゆるとなり。西地とは少し異なるところなり。

〔原頭註―千とせ川、はしめはシコツトウといふを、其音のよからぬを以て、羽太氏はを改めける也。〕

掟

一、邪宗門にしたかふもの、外国人にしたしむもの、其罪重かるへし。

一、人を殺したるもの、皆死罪たるへし。

一、人に疵付、または盗するものは、其程に應しとかめ有へし。

文化二年四月

夷人をいましむるに、法三章としてたれり。只願くは後年に其法度を増(さ)らんことを。

十四日、陸行。キシヤラコツ、山越一里余。ヒッ川、川船に乗る斗。シマケシケクシベツ、沢中に入、湖水の如し。ユウブツに泊る。是則東海の浜也。此川の以北はネモロ、クナシリへの大道にて、馬通行あり。

十五日、陸行。マコナイ、コイトイ、タルマキ橋、此水源は、タルマキの麓大沼より出る。麓まで六里余、此沼水清うして、深き事三百尋ばかり、猶はかるべかず所有。豎七里余、四里余、鱒其外魚あれども、深きが故にとる事あたはずと也。ヲタルマイ山、廿年以前大に焼る事有。よつて此辺に沙石をふらす。厚き事三尺余、今に至ても少しづ、焼る。此麓に松一本有、長さ二丈余、近來其実落て、近辺に数百本の小松生ず。松前より知内迄は松も多けれども、此辺にしては更になき所也。是もまた陽氣北遷の理有り。ベツベシ、ヒヒタイ<sup>十</sup>軒、シラヲキに泊る。

葛西祐介、小川喜太郎出張、祐介は八王子同心にして、此夷地へ出役して、家内引越し居る。妻は先亡し、十一歳の長子と同居す。其家僕の夷童をシコタンといふ。祐介或場へ供に連行しが、会所にて其方は蚤多し。裏の小屋に臥すべしといふ。此夷童、我等は主人の供也。小屋へ行けなれば行へしが、もし主用或時は、面々勤め申さるべきやと答へければ、会所の者ども其返答に困けるよし。祐介が話なり。

ユウフツよりはまして、みな曠野也。

と記している。

注(1) 伊能忠敬『寛政十二年庚申蝦夷干役志』北海道大学図書館本による。

(2) 注(1)に同じ

(3) 磯谷則吉『蝦夷道中記』享和元年 市立函館図書館本による。

(4) 『休明光記(卷之二)』新選北海道史第五卷史料一による。

(5)(6) 『東蝦夷地各場所様子大概書』

## 第二節 八王子千人同心の移住

### 一 蝦夷地出役志願

寛政十一年一月、東蝦夷地を仮上知した幕府は、北辺の防備と開発に力を注ぐため、同年十一月、津軽、南部両藩に各々五百人の出兵を求め、津軽藩は砂原以東、南部藩は浦河以東の勤番を命じた。

そもそも松前・蝦夷地の警備は松前藩の任務であったが、弱体な同藩はみるべき配備もできなかったもので、寛文九年の蝦夷乱以来、幕府は北辺の変事ある毎に奥羽諸藩に後詰をさせ、あるいは出兵せしめたのであった。

このような状況の中で、逸速く北門の農兵たらんとして蝦夷地出役を願出たのが、武州八王子千人同心頭原半左衛門であった。この原半左衛門と弟の新助に率いられた同心子弟一〇〇余人が、蝦夷地白糠と勇払に移住し、警備と開墾に従事したことは、広義の屯田兵制の濫觴らんしょうと認められよう。

「武州八王子千人同心」とは江戸時代に、武州八王子（現在の八王子市）を中心として、西多摩、北多摩、遠くは埼玉県入間郡方面まで、広く分散在住した団体的農兵であり、また半士半商の商人的性格を持った幕府直属の郷士であった。萩生徂来（はぎせい）の武士土着論を継いだ太宰昔台（はぐさひ）は『経済録卷七』において

「昔先王ノ世ニハ（中略）兵ヲバ農ヨリ出セリ（中略）当代ノ八王子ノ千人衆ノ如キハ、屯田ニ似タル者也。（中略）当代ニハ八王子ノ千人衆バカリ、常ニ田舎ニ住テ耕作ヲ事トスル故ニ生産匱カラズ、父母妻子ヲモ優ニ養フ云々。」

として、八王子同心を農兵論形態の模範として説いた。

天正十八年（一五九〇）六月、八王子城の落城後、徳川家康の関東入部に伴い、江戸城周辺の交通・軍事上の枢要地である小仏峠から甲州口の守りと、八王子近在の後北条遺臣の蠢動（しんどう）の警備のため、家康に隨身した九人の小人頭（せうにんがしら）は二五〇人の配下同心ともども八王子に移住・定着し、引き続き軍務に服したのが八王子同心の起源である。



千人同心 野島儀信像  
〔八王子市野島恒久氏蔵〕

慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の役に際して各組は一〇〇人に増員され、一〇組一、〇〇〇人となって名実共に千人同心が成立し、一〇人の頭も鎗奉行所属の千人頭として江戸幕府職制において位置づけられ、役高は二〇〇俵であった。ところで、旧来の軍事的任務は、寛永十二年（一六三五）から將軍上洛の供奉と日光廟の警固勤番に、のちに日光と江戸の火の番にと変ったが、八王子千本鎗の衆とも、長柄同心とも、八王子千人組とも別称していた。

平常の農耕生活の平同心は、平均一人当り一三俵弱のわずかな扶持米だけに、経済生活は決して楽ではなかった。特に天明二年（一七八二）から六カ年にわたった大飢饉以来、農村の疲弊がはなはだしく、商品経済の農村進出による彼等の生活の不安定が重なって、平同心の二、三男厄介者の人口問題と、生活維持の貧窮対策が当面の緊急のこととなっていた。そこで、この問題の解決策を、北方問題の緊迫化に対応する幕府の蝦夷地経営方針の具体化の機会に乗じ、自らの体験を生かして北門の農兵たらんと決意したのが原半左衛門である。

寛政十一年（一七七九）三月、半左衛門は幕府の蝦夷地経営の趣旨を体し、上司の鎗奉行井戸美濃守を通じて、つぎのような蝦夷行役の志願書を幕府に提出した。

八王子千人頭 原半左衛門願立候書付

此度蝦夷地御用被<sub>レ</sub>仰出<sub>ニ</sub>、追々掛り御役人被<sub>レ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候。可<sub>レ</sub>相成<sub>ニ</sub>儀に御座候はば、私儀御用相動申度志願に御座候。併申立に相成候儀は無<sub>レ</sub>之候得ども、辺鄙之産、山野等の儀は聊相心得罷在候得ども、容易に相願候儀は畏入候。右に付、私支配八王子千人同心ども二男三男厄介者の内吟味仕、召連、於<sub>ニ</sub>彼地<sub>ニ</sub>山野駆走等其外相應の御用可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉に奉<sub>レ</sub>存候。左候はば、身命限り出精の儀は勿論、往々彼地御固めのため千人同心一組相立、精勤為<sub>レ</sub>仕候はば、農兵の姿にも可<sub>レ</sub>相当<sub>ニ</sub>哉に奉<sub>レ</sub>存候。殊に格別の御用向、右の者ども此節可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召仕<sub>ニ</sub>、相当の御用も可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>御座<sub>ニ</sub>哉と乍<sub>レ</sub>恐奉<sub>レ</sub>存候。平日辺鄙に罷在候ものの儀、筋骨丈夫、田畑山野等の儀は各心得罷在候儀に御座候。尤御手当等の儀は格別の御入用も有<sub>レ</sub>之間敷哉に奉<sub>レ</sub>存候。依<sub>レ</sub>之御手当の儀以<sub>ニ</sub>別紙<sub>ニ</sub>申上候。何卒右の者ども召連彼地相動候様偏に奉<sub>レ</sub>願候。

以上。

未三月

千人頭 原 半左衛門

(別紙)

以二別紙一申上候。私志願の通被二仰付一候はゞ、千人同心次男三男厄介の内吟味仕、百人程も召連可レ申候。御手当の儀は老人へ御扶持方三人扶持、一ヶ月金貳分づ、被二下置一、道中御伝馬貳人へ老正づ、宿錢老人老伯拾七文づ、被レ下候様仕度奉レ存候。於二彼地一は、御場所見立、田畑開発等の儀は勿論、其外荒業等の儀は、兼々相心得罷在候ども、身命限り出精為レ仕候はゞ、農兵の姿にも相当り、彼地の者どもへ農業等の儀申教、帰郷相願候ものは相返し、居附罷在度存念の者は相残し候様可レ為レ仕候。

一、前文の通御用被二仰付一候はゞ、私弟新助と申者、当時私厄介仕差置候。平日無病に罷在候に付、是又彼地へ召連、私手代りにも仕度奉レ存候。此段申上候。 以上

未三月

千人頭 原 半左衛門

(「休明光記附録卷之四」)

この願立の件は、同年十月蝦夷地取締掛松平信濃守忠明等五名が評議し「一、三男、厄介人等望の者取集差遣候は実に御固めにも相成可レ申。」と、つぎのように上申した。

「去る五月中、御鑓奉行井戸美濃守より差上候八王子千人頭原半左衛門願立候書付ども御下げ被レ置候に付、此節一同掛相談候処、半左衛門儀一跡甚壮者に而、相応御用立可レ申ものに奉レ存候。

其上此度追上地被二仰出候東蝦夷地之内、ユウフツ竝ムカハ、サル辺別て作物相応出来可レ仕土地柄に有レ之、当年浦川表におゐて相試候蚕なども二番子迄出来、野生之桑も相応に御座候而、人手多御座候得ば何程も出来可レ仕儀、殊に八王子辺は専蚕業の儀も相心得罷在候者之儀、旁以後彼地罷越可レ申者老人も多御座候得ば、夫丈御固めの儀無レ疑、全く成、就可レ仕と奉レ存候間、左候得ば、右八王子辺出生仕、年月農業に相馴、山野奔走達者成同心之二三男、厄介人等望之者取集差遣候はゞ、実に御固めにも相成可レ申儀、土地に相馴候上は、右之内より相応差働之者有レ之候はゞ、相撰、蝦夷地場所々相配、差配為レ仕候様仕候はゞ、格別宣可レ有「御座、旁以相当之儀哉に奉レ存候。御手当之儀も別紙申上候ども、先右等之趣を目当に仕取計可レ申、併不案内に而押計申立候儀故、右に而可レ宣」とも極めて難二申上候。是等之儀は得と申談、程能取計候様可レ仕奉レ存候。何への道、此儀掛り私共へ申立、得二差図一取計候様

可<sup>レ</sup>申渡<sup>一</sup>旨、美濃守へ被<sup>レ</sup>仰渡<sup>一</sup>、御座候様仕度奉<sup>レ</sup>存候。左候はゞ、半左衛門招呼、打合、追々取調、相伺候様可<sup>レ</sup>仕と奉<sup>レ</sup>存候。私ども評議仕処如<sup>レ</sup>斯に御座候間、則御下げ之書面三通返上、此段申上候。

未十月

以上。

松平 信濃守

石川左近將監

羽太庄左衛門

大河内善兵衛

三橋藤右衛門

(『休明光記附録卷之四』)

これによると、屯田兵制による八王子同心子弟の蝦夷地開拓の任務のほどが明らかであつて、翌十二年(一八〇〇)正月十四日、願は許可となつた。半左衛門は白糠を、弟の新助は勇払を持場とし、手附の者一〇〇人を五〇人づつ引分け、鉄砲二十五挺<sup>ちやう</sup>づつを備えた。ほかに「玉薬二箱、灯籠九」を賜つたと『桑都日記』にあるが、『休明光記、卷之二』によつて、許可に至る経緯と支度金および持場、武具等の詳細をみると

「八王子千人頭原半左衛門願の通組同心の子弟等召具し蝦夷地江相越御用勤むべきのよし、寛政十二申年正月十四日命ぜらる。是は半左衛門兼ての志願、武州八王子は辺土にて、彼地住居之同心日来耕作に馴たる故、其子弟厄介凡百人程蝦夷地へ召具し、可<sup>レ</sup>然土地に於て耕耘の道を開かせ、則彼等をして農兵たらしめば、一つの警衛たらむよしを、去年中御鎗奉行迄申たりしよし、先達而執政方より其書附を下給ひ、懸り評論の上、可<sup>レ</sup>然よしを申上ける故、今日命ぜらる、所也。半左衛門弟新助も半左衛門手代りとして具召し度よしを願ふによつて、勝手次第たるべきよし正月廿二日執政方より達せられ、則原兄弟、同心共の子弟厄介之内可<sup>レ</sup>然人物を撰び、百人を召具し、三月下旬八王子を發し蝦夷地に至り、半左衛門はシラヌカ、新助はユウブツを持場とし、手附五十人づ、引分ケ、鉄砲二十五挺づ、備へ、警衛を主とし、兼ては耕作をいとなむ。後手附三十人余増人有て、一場所へ十五、六人づ、鉄砲七八挺づ、を備ふ。

半左衛門江戸出立之節御暇金貳枚、在勤御手当貳百俵四物成、月割御扶持方十人扶持一倍、宿代一箇月銀二枚づつ、一日御手当金壹分貳朱づつ被<sub>レ</sub>下候。弟新助は一日銀拾匁づつ、手付の者一箇月金貳分づつ、三人扶持、支度金壹兩貳分、道中本馬貳人江一疋、木錢米代被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之、肝煮も右之通にて、外勤金貳兩二分、支度金貳兩貳分、本馬一人江一疋、小屋頭も右之通にて、外勤貳兩、支度金貳兩也。馬は二人江一疋。

且半左衛門兄弟並手附之者ども蝦夷地へ相越す付ては、往來之御用筋等千人頭志村又左衛門心得、同人日光在勤其外故障之時は、同役石坂彦三郎心得取扱ふべき旨、御鎗奉行懸合之後、出雲守種周朝臣へ申上の上相達す。組頭には川村勝五郎、森田宇右衛門、山本良助、杉本六郎、風祭三左衛門、平同心には小嶋文平なり。」

と記されている。この記述からして半左衛門手附の者一〇〇名の入殖の顛末と、三〇名の増加のこと、さらに千人頭の志村又左衛門等が、蝦夷御用江戸取扱を命ぜられ、八王子同心の組々のうちから、川村勝五郎外四人の組頭が江戸掛りとなつて、蝦夷地における直捌の買上物御用等を勤めたことがわかり、この会所は、四月江戸靈岸島に開設した。

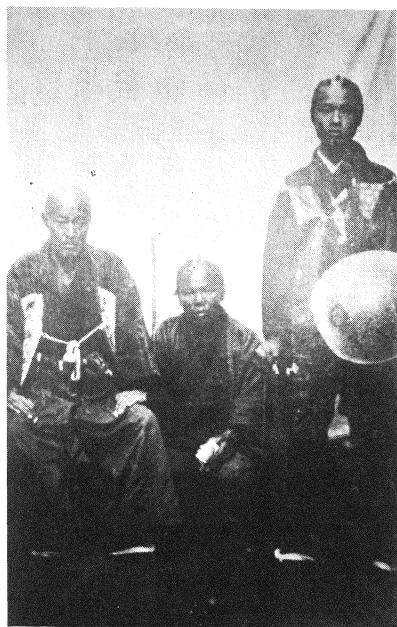
## 二 移住と開拓

蝦夷地御用を許された千人頭原半左衛門と、その手代である弟の新助が、八王子同心子弟の総勢一〇〇人（うち肝煎五人、小屋頭九人。後に一人追加）を引率し、蝦夷地行役の壯図に立ったのは、寛政十二年（一八〇〇）三月二十一日であった。東蝦夷地直轄時代の第一回移住の第一陣が、家郷と訣別する盛大な歓送の様子について、第二陣の河西祐助の弟、塩野適斎は、『桑都日記』に

「是の日、天気快晴、郷党の人士、之を送り玉川の側に饑飯する者数百人、隊長原君は旅服を飾り行装を嚴にす。意氣鷹揚、蝦夷韃靼は論なし。（中略）嗚呼勇なる哉。抑も桑都開闢以来、未曾有の旅行なり。（中略）相伝へて千載一奇事となす。」

と、感動をこめて叙述している。また別書によれば





出立前の千人同心

「二十日、晴天、原新助様四十三人召連、蝦夷地へ御立。二十一日、晴天、原半左衛門様五十七人召連蝦夷地江御出立、八王子より松山海道宇都宮へ。」  
(『石川源治家文書』)

と記していて、二手に分かれて出発したとある。彼等は宇都宮から奥州街道經由、行程二四〇里の三厩から渡海して松前の地南端に上陸したものと見られる。箱館より勇払までの陸行は六七里、白糠へは一四四里であって、幕府直轄の当年、幕命によって松前藩が礼文華の難所を山道開削したことから、新助の一行は海岸沿いに陸行したか、または砂原から室蘭に舟行したのであろうか、彼等が勇払会所で長途の旅装を解いたのは、四月中・下旬ころ（太陽暦の五月下旬すぎ）とみられる。すなわち『寛政十二年庚申蝦夷干役志』の六月廿一日の条に「ユウブツ（中略）此所ノ詰合ハ（中略）八王子千人同心頭原半左衛門殿弟同新助殿なり。」とある。荒蕪こうぶの異邦に足を踏み入れた第一陣は、内外の緊迫した情勢にあつて、海防の重い使命に感動を覚えつつ、はるかに樽前山を眺望し、太平洋の波涛はつちうを感慨深げに凝視したことであろう。

原兄弟が統率した第一陣出発後の閏四月、千人同心組頭杉山良左衛門、石坂武兵衛と組頭見習河西祐助の三人は、蝦夷地在住の命をうけ、各々妻子を携えて八王子郷を辞し、（中略）翌月十日をもって東都を蝦夷に赴いた。（『桑都日記卷之十四』）のであるが、「在住」と称せられたその役料は六人扶持で、在役費用は別に給せられた。

第二陣の彼等は、第一・三陣の原半左衛門手附の者

と、身分・職制が異なっていて、蝦夷地在住の幕吏と同格の立場で警備・開拓と蝦夷交易等にも従事していて、半左衛門の直接指揮下に入っていなかった。奥蝦夷地の関門である山越内に良左衛門が、箱館番所近在の七重村（七飯町）に武兵衛が、勇弘に祐助がそれぞれ家族同伴で在住し、公役に当った。

さらに第三陣は『桑都日記』によると、翌享和元年（一八〇一）二月十日、第一陣の後続隊として「三十人の衆、八王子郷を發し、蝦夷地に赴」いたとあるが、「靈巖島の官舎に到り。」との記事からみて、江戸から海路松前の地に舟行したのであろうか。白糠と勇弘の両地に半数づつ鉄砲携行、分駐したが、「原半左衛門手附の者」とは、この第一・三陣を公称するのである。

さて、わが国で前例のない画期的な、この農兵屯田の实情は、朔風と極寒の中で未開の荒土に一畝一畝精魂を打ち込んだ、文字通り辛酸の日々であった。原半左衛門手附の者の第一陣が入植した直後、納戸頭取格戸川安倫一行に随行した吉田有利の手記『東蝦夷日記』の八月十四日の条に

「優武津御小人目付高橋治太夫並に原新助、小屋頭八木庄藏（中略）当所は家数も多く蝦夷地の能所の場所也。此処に弁天の杜あり。四間四面の宿屋有。」

と記していて、新助は移住当初、勇弘会所にあつて、幕吏高橋治太夫と協同して手附同心を統率していたことがわかる。ところで新助の持場については、従来勇弘説と鷗川説の両説があつた。胤敦は白糠に、新助は勇弘に拠り」（『北海道志卷之二十二』）と、「新助は五十人を以て鷗川に土着し」（『新撰北海道史第二卷』）、さらに「原新助鷗川に移住後、失敗して勇弘に移る」（『苦小牧町史』）とある等、その叙述が必ずしも一致していない。そこで松平信濃守に随つて出張し蝦夷御用掛を命ぜられ、勇弘場所を実際に支配した高橋三平の記録「高橋三平筆記」<sup>1)</sup>によれば、勇弘地は火山灰地に加えて湿地帯であつて、農耕には不適故、地味肥沃の鷗川地を開発場に選定、主力は移住、土着し、勇弘会所を警備

の本陣と定めて交易にも従事していたことが知られる。新助は現地役人と河西祐助の会所詰合と申合せながら、事に当って部下を指揮していたことが明らかとなった。すなわち同書には、つぎのように記されている。

奉伺候覚

河田甚太郎

原 新助

(一)当初勤方之儀は、万事原新助同様会所交易御用向も見習、相勤候儀御座候哉。

半左衛門手附同心、取締且開発之方專出精仕候儀を、重立取扱差図等仕候儀御座候哉。(中略) 当所勇武津ニ罷在候而は、耕作場手遠ニも御座候間、何れ手都合宣方見立、罷在差図等仕度奉存候。

(返答)「ムカワ辺ニ而場所見立住居被致、新助も其辺に可罷在候間、万事心附同人ニも差図等可被致候。」

(二)当初勇武津之儀は、一躰砂地ニ御座候間、耕作出来不申候間、武川より三ツ石迄之内、地所宣敷方見立、開発可仕奉存候。当初ニ罷在候而は、御固而已ニ而耕作仕候地所も御座なく、武川開発場へも手都合愚敷候間、三石より武川迄之内、所々同心共差置、地面宣場所へ耕作可為仕奉存候。私共儀も持場所手都合宣敷方ニ罷在、万端甚太郎申合、同所罷在相勤申度奉存候。

(返答)「サル、ミツイシ南部勤番も有之候間、不及其儀候。ムカワ場広之儀ニ付場所見立、先可被取計候(略)。」

(三)私共儀武川畑作場へ手附一同召連罷越居住仕候間、開発之方へ掛置、出精仕候(略)。

また享和元年(一八〇一)五月廿七日、蝦夷地御用掛に到着した高橋治太夫、河西祐助連名の文書に対して、御用掛は次のように返答している。

附札「書面千人方給扶持代金渡方之儀は、是迄之振合を以会所御入用金ニ込、会所詰名印ニ而箱館より請取置、河田甚太郎、原新助名前ニ而御扶持給請取、手形詰合宛名ニ而差入請取候様可相心得候(略)。」

この附札をみると、千人方(同心)の扶持代金は蝦夷地御用掛の勇払会所入用金に含まれていたこと、また第二陣

程は、後、ストイシカリ、人廿畝、九里、五、六、  
 地、有、不、耐、入、舟、數、九、里、田、田、家、マ、シ、ケ  
 ハ、モ、ウ、ヘ、ラ、ニ、ミ、カ、ト、マ、イ、フ、ウ、レ、ヘ、ウ  
 テ、シ、フ、ラ、フ、イ、ニ、シ、ワ、ノ、ツ、サ、フ、ツ、ウ、マ、レ、何  
 れ、と、石、カ、リ、ウ、リ、ハ、ウ、リ、ウ、リ、

山中、大、花、有、る、麦、村、有、り、是、ウ、リ、エ、ツ、ウ、リ、  
 赤、家、千、軒、と、唱、へ、し、そ、し、且、エ、サ、ハ、エ、ウ、フ、  
 ツ、の、奥、人、大、花、有、る、住、居、手、日、所、川、ハ、石、カ、リ、  
 川、ハ、水、と、有、る、船、渡、し、幾、人、其、川、に、流、て、住、居、マ、  
 二、里、寸、耳、う、て、山、川、奥、家、四、五、軒、川、を、越、大、  
 溪、ウ、リ、四、里、寸、耳、う、て、南、千、人、頭、東、は、在、支、間、其、間、  
 有、且、知、千、人、在、住、間、多、岐、て、村、形、を、作、成、せ、  
 家、他、有、り、是、迄、東、家、と、有、る、暇、隙、を、是、れ、  
 一、且、夕、は、有、り、お、と、有、り、有、り、田、畑、他、物、を、

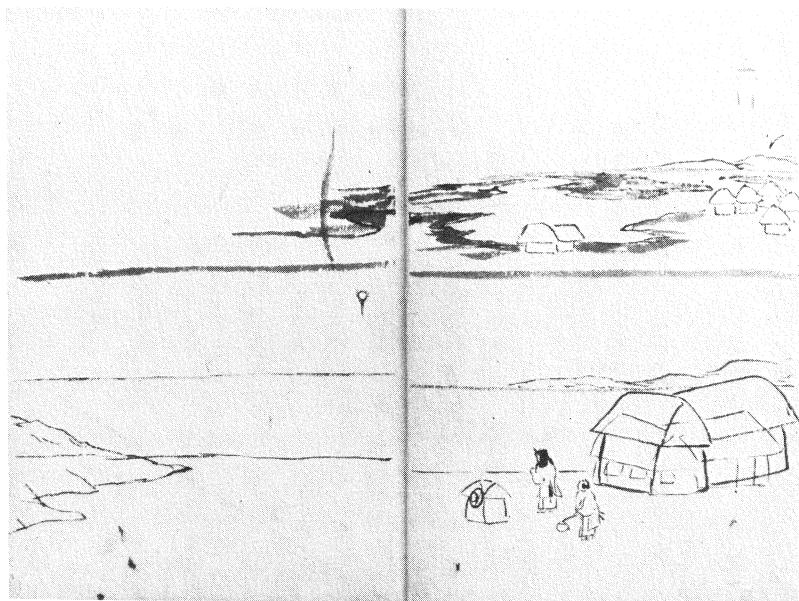
此、成、り、在、住、千、人、人、本、ま、し、如、く、ふ、り、  
 何、れ、も、有、る、ふ、伏、有、る、ふ、伏、有、る、  
 死、し、獨、り、た、客、有、る、是、と、怖、れ、て、有、  
 是、を、て、根、據、を、移、り、或、ハ、箱、館、近、に、  
 引、越、既、段、段、新、に、立、地、の、各、所、へ、移、  
 住、し、て、千、人、家、一、軒、と、ふ、く、え、の、暇、隙、  
 平、野、と、荒、果、孤、獨、の、持、家、と、有、り、其、  
 箱、館、近、に、移、り、住、居、し、

千人同心の記事（文化6年・毛夷東環記）

の祐助は河田甚太郎ともども会所詰となつて在勤、原半左衛門手附の者の拓警事業に關した会計事務と管理部門をも処理して、新助が担当する現業部門と両輪の關係にあつたことが明らかである。

さらに高橋と河西の両詰合は、勇払場所の最高地位者として、産業、交易だけでなく、司法をも併せ支配していたことは『勇払・石狩論所一件』にみられるアイヌ漁業権紛争において、兩人が直接裁断を下して関与し、自らの直轄経営である勇払場所のアイヌを援護したことも明らかである。要するに、八王子同心子弟の行役に關した蝦夷地の機構は、箱館役所（享和二年二月蝦夷奉行、同年五月箱館奉行、文化四年松前奉行）が総轄、勇払会所詰の役人が出先機関となつて、上司の指令を現業の千人方に示達したものとみられる。したがって半左衛門は蝦夷地志願の形式をとつたが、その内実は幕府の東蝦夷地経営の一環としての下命であつて、独自の私的事業ではなかつた。

では、このような性格をもつた彼等の開拓の状態はど



鵜川の景（寛政11年・東游奇勝）

うであつたろうか。鵜川を畑作場に選定方、指示をうけた千人同心は、現地に移って開拓に精励したが、その場所は今現在の鵜川町汐見地区であつたことは明らかである。すなわち文化五年（一八〇八）の『毛夷東環記』に

「ユウフツより一里、アツマ川、大川なり。舟渡し、夷人此川に添て住む。夫より二里半斗にてム川、夷家四五軒、川を越大塚あり。曰く是より南千人頭原半左衛門開発畑場有。且此処千人同心在住、酉年始めて村形を作、御雇同心共入加家数拾三軒何れも玄関形を仕附たる家作なり。是迄夷家もなき曠野なるに、一旦夕に格別の村となりたり、田畑作物色々。

此武川在住千人同心本書の如くなりしが、何れも水土に不<sup>レ</sup>伏故か、多分病死し残りたる者も是を怖れて事に寄せて脇場に移り、或ハ箱館辺江引越、頭役原新助を始め各所々へ移住して、今は家一軒もなく、元の曠野、平野と荒果、狐狸の棲家となりて、只築地、屋敷形のみ残り。」

と記述していて、耕作場づくりの実状がわかる。

汐見地区あたりのチンコタンの古老の口伝によれば「エンドトノ（江戸の武士）がコタン浜の近くで耕作していた。」<sup>(2)</sup>とあり、この開発場は開墾地積数十町歩と伝え

られる。その收穫の概要を、實質的に村形をつくつた二年目の享和二年（一八〇二）十二月、箱館奉行に提出した報告<sup>③</sup>によつてみれば

武川場所開發作毛收納書

|     |             |
|-----|-------------|
| 大 麦 | 貳石七斗        |
| 小 麦 | 八斗          |
| 粟   | 貳斗          |
| 大 豆 | 拾三石九升       |
| 小 豆 | 六石六升        |
| 蕎 麦 | 八石六斗        |
| 黒 豆 | 七斗四升        |
| 菜 種 | 貳斗八升        |
| ノ   | 三拾貳石四斗七升    |
| 此俵数 | 八拾壹俵七升 但四斗入 |
| 外   |             |
| 大 根 | 壹万八千本余      |

但此外野菜物種々作附出来候

右之通武川場所において出来候二付、此段申上候。

戌十二月

以上  
原 新助

とあつて、辛酸の結実のほどが知られる。

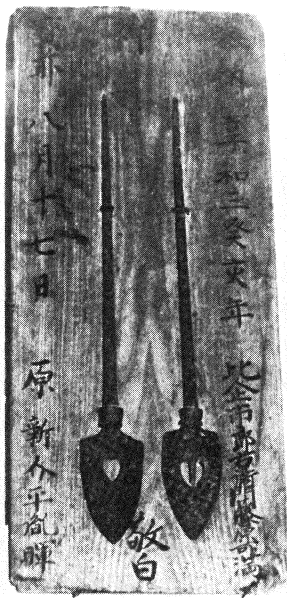
また、勇払から鷗川に至る中間の厚真川の下流地帯にも手附同心が移駐していた。安政三年（一八五六）の『東蝦

夷地道中記』に

「宿の出口に川有（中略）此の先に公儀御番所有之、御鉄炮□り千人組同心勤番のよし。然に御番所には見得不申候、御鉄砲師と見得申候。」

と記している。なお、この浜厚真から千人同心の墓碑が発見されており、様似等澗院過去帖にも「アツマにて死」と記されているから、勇弘より移駐し、南部藩士と協力して、この地の警備にあたっていたことが知られる。

さらに、沙流川下流のサルフト付近でも千人同心による警備がなされたといわれ、「サル場所は十五、六名で鉄砲七、八挺程度であった」（『門別町史』）というが、確かではない。しかし、門別町稲荷神社に、サル会所詰合比企市郎右衛門と原新助が連名で寄進した「鉄製かぶり形、槍先二本」（享和三年、八月十七日）の絵馬が残されているところを見ると、この地にも千人同心手附の者が持場として警備に当たっていたものであろう。



門別町稲荷神社鉄製槍先（門別町百年誌）

このように蝦夷地農耕開拓の最初の団体移住である彼等は、自給自足を建前としたのであったが、北辺寒冷不順の気候は、居住施設の不備に加えて、栄養失調による浮腫病等の風土病の続出をみるに至り、移住後一、二年の間に新助持場の十二人が不帰の客となり、一同が気おくれするという惨状を呈した。暖地の関東地方出身の彼等が、いかに苦難を極めたかは、河田甚太郎・原新助の具申でも明らかである。すなわち「高橋三平筆記」に

「半左衛門手附同心共儀、先達而被仰渡御座候儀故、当地へ

着仕、猶又得与承候処、手附同心共一統出精仕候へ共、開発之儀は去申年寛政十二年庚申初年之儀故、当地へ着仕候て家作其外道作  
等人夫掛候間、開発之方一向抄取不申、一同恐入候。

当春ハ開発之方重ニ出精可仕存込ニ御座候処、當時も流行仕候病氣ニ而、病人多く其上死亡仕候者數多御座候ニ付、一統此節氣後レ  
ニ相成罷在候。」

と記している。一方『桑都日記』には、移住初年の寛政十二年の条に早くも

「六月九日、横井八五郎は病に因り蝦夷より歸到す。市川彦太夫これを護送す（中略）是より以後、蝦夷より歸る者、皆この徒なり。」  
とあり、また翌年の八月の条に

「庚申春、原隊長に属して蝦夷の役に従ふ者、往々彼の地に客死する者、今に十有九人なり。茲に於て白銀一錠を其の家族に賜ふ。  
蝦夷の地たるや霧霧鬱々として開かず、時氣亦、固より我が日域と相反す。是に於てか（中略）不和の時氣に中りて、死亡する者、  
茲に十有九人なり。病みて歸り死する者數人。是より後、死者二十余人、其の他、我れ之を知らず。御雇同心漸々歸到する者止まず。」  
とし、さらにその直後二〇人が歸到したとある。

このような開発畑作場における悲惨な現状に対して、箱館奉行も座視することも出来ず、同心方に対して健康の保  
持と越冬についての対策を指示し、また生活上の規律等についても注意を与えている。すなわち「高橋三平筆記」に  
よれば

奉行衆被成御渡候書面

原半左衛門同新助手附之者共、病氣之者多有之候は、畢竟冬中凌方不宜故と相聞候。先第一家作之儀、甚不当之趣相聞候間、形容ニ  
不抱小屋を多く建、床をうき疊を入、四方之囲を手厚にいたし、囲炉裏等手当いたし、随分凌方宣様致可申事。

冬中酒食も飽、住居いたし候より病氣も発し候儀ニ付、夫々無ニ手透ニ産業を為致可申候。先其荒増左之趣ニ可ニ相心得候。  
緋網其外網類等仕立、入用之場所々々へ相廻し、御買上にいたし候ハ、其者之助成ニも相成可然事。



—(中略)—

草履、草鞋、縄等並筵などの類たりとも、運動之為ニ候間、勝手次第織立候様可致事。大工業、木挽並鍛冶等其外心得候者有之候ハ、面々其業をいたし候様可致事。

—(中略)—

馬九正右之者共へ預ケ遣し候間、段々蓄息致し候様可致候。

銘々勝手之儀ニ候へは、畑作之儀は如何様ニも骨折候事勿論候。

右之外ニも品々相考、面々冬分手透無之様働方為致可申候。畢竟右等之儀指揮不行届故、病人も多有之、中ニは死失ニ至候ものも不

少候間、吃度心を相用、運動第一可心掛様差図可致候。

(享和元年)

酉五月

とあり、さらに「無縁疊百式拾疊、夜着蒲団之内 四拾」を支給している。これによつてか勇払地では翌年より死亡者の数は激減したが、白糠地では依然死亡者はあとを絶たない有様であつた。<sup>(4)</sup> 享和三年(一八〇三)における八王子千人同心の数を『休明光記附録卷之四』によつてみると

「千人同心子弟厄介之者

百三拾人之処、病死或帰府之者有之

当時は八拾五人。」

と記している。以上のように白糠・勇払両地の病氣帰国と、異境病没の悲劇的な苦難の足跡が記録されていて、蝦夷行役の約四分の一が此辺の地に永眠したのであつた。千人頭原胤敦は、和歌「初春」と題し

年立かえる はるの曙

と詠じているが、蝦夷地における手附同心の辛酸の生活を描写して、なお余りがある。

ちなみに勇払場所関係分を、様似等澍院の靈名簿<sup>(5)</sup>（文化四年撰）によってみると、つぎのようになる。

井上忠左衛門 寛政十二庚申十二月九日、智海禪透居士（ユウフツにて死）

鈴木<sup>(弥曾八)</sup>八十八 享和元辛酉正月十一日、見道祖性居士（ユウフツにて死）

栗原 長吉 享和元辛酉正月十二日、徳光院紹輝居士（アツマ詰）

田宮紋右衛門 享和元甲子二月三日、忠道全義居士

森田 勘治良 享和元甲子二月五日、義忠山道居士

青木平左衛門 享和元甲子二月十日、賢翁剛居士（アツマ詰）

浅沼卯之助 享和元年二月十九日、暁堂義窓居士（アツマ）

村田<sup>(野)</sup>宇助<sup>(卯)</sup> 享和元年甲子三月十日

井上 長次郎 享和元辛酉四月十五日、志山道剛居士（アツマにて）

板木 源八郎 享和元年四月廿日、柏庭宗樹居士（ユウフツ）

飯田 一作 享和元辛酉五月十八日、（ユウフツ）

小嶋 宗十郎 享和元辛酉、智藏即満居士

小林重右衛門<sup>(佐忠太)</sup> 享和二壬戌四月十日、利山貞居士（ユウフツにて寂）

秋山 忠太 享和三亥四月十五日、波底澄心居士（シツカリにて溺死）

河西 梅 享和三年五月廿二日、清涼院蓮室浄香大姉（ユウフツ）

河西 祐助 文化四年丁卯九月三日、義照院善岳賢忠居士（ユウフツ詰合）

最初の物故者である井上忠左衛門は、第一陣の小屋頭であり、秋山佐忠太は同じ肝煎筆頭で、山越内詰合として勇

弘から派遣され、第二陣の杉山良左衛門を補佐して交易に従事していたが、小砂万部口前浜（長万部）沖で難船して溺死したのである。<sup>(6)</sup>

第二陣の河西祐助の妻梅女は、厳しい辺境に分け入り、寒地での苦難の生活を送ること四年にして勇弘生れの二才のみどり児と、八王子から伴った五才の橘太郎（知賢）とを残して、勇弘原野に果てたのであった。行年二五才。防人の夫祐助の胸中はいかばかりであつたろうか。菩提を弔つて祐助が建立した角塔こそ、東蝦夷地における和人性最初の墓碑であつた。

文化四年（一八〇七）八月、夫の祐助は、若年寄堀田攝津守正の有珠巡察に際して、病をおして送迎し、原新助ともども査閲をうけたが、数日後の九月三日病悪化し、春秋三七才を一期として妻の跡を追ひ、有珠官舎で客死し、善光寺に葬られた。<sup>(7)</sup> 蝦夷公役にあること七年有余、悲壮な殉難の人となつた祐助と、その妻の合葬墓を、嫡男知賢が文化七年（一八一〇）三月、同寺内に建立、供養した。<sup>(8)</sup>

祐助の弟松兵衛知良は、妻栄を携えて兄に代り、翌年五月十日蝦夷地に向かった。調役下役として勇弘官舎に在勤したとみられるが、一月余りの七月二日、兄の跡を追うが如くにして病没した。『桑都日記』に「三十才（略）葬千国泰寺」とあることからして、八王子千人方ゆかりの白糠地方の公役に出張中、物故したとみられる。祐助兄弟の遺骨は、八王子市千人町宗格院の河西家墓地に葬られている。

ところで天涯孤独の遺児となつた橘太郎が、下僕に伴われ、肉親の遺骨を捧げて帰郷したのは翌五年（一八〇八）四月のことであつたが、同六年秋七月、叔父松兵衛に代り調役下役を拝命、肉親の遺業を継承して蝦夷地に立つた。<sup>(9)</sup> このように、蝦夷地御用に事故者があつたときは、その系累が代つて公役に従事したのであつて、悲運を一家に担つた河西家がその好例である。

以上の千人同心による警備と開拓のほかに見逃すことの出来ない事跡として、皆川周太夫による日高山脈横断調査があった。寛政十二年、原新助の指示を受けた皆川周太夫は、天險難所の日高山脈越えをして虻田に至り、人跡稀な未開未知の山間を克服して、内陸横断交通路を調査、計画していた。この詳細な土木見積書を添付して、蝦夷御用掛松平忠明に提出した報告書は、札幌に至る今日の日勝線のコースと、彼の地名、地図がほとんど同じであるだけに、大塚唯一郎等ともども当時としては、最新の知識と技術に精通した八王子方が、土木工事にも参与したことは注目される。同年十二月付の報告書によると

「原新助殿を以被仰付候につき、八月十九日(太陽暦の十月七日)遊武津<sup>注</sup>出立、九月十三日戸勝川口ヲホツナイ(天津)<sup>注</sup>ヨリ入、同川筋並に砂留川筋見分仕抜、三十三日目砂留会所江罷出、十月二十三日ム川江入、同二十五日相下り、同二十八日遊武津ヨリシコツ(支笏)<sup>注</sup>に入、石狩領サツポロ(札幌)に通、同川筋見分仕、二十四日目十一月二十一日阿武田(虻田)<sup>注</sup>江罷出候二付、絵図面より陸地通船場取調新道切開迄、船方旅宿屋船頭牛馬牽之類迄、御入用別紙書面之通見積仕候。尤道造方之儀は八王子千人同心、南部勤番足輕當時御詰合罷在候故、此者共江被付候方にも可有御座哉と、道造方斗別段に積立も両用御入用高之儀申上候」

(千葉小太郎『寛政日勝道路考』郷土十勝第四号 昭和三十九年三月)

と記している。当代の国防の重要性は、八王子同心や南部勤番兵による道路の開発を、緊急のこととしていたことがうかがわれる。しかしながら、この雄大な内陸交通路の計画は、至難な条件下にあったため、実現をみるに至らなかった。

注(1) 前田夏蔭・目賀田守蔭共編『千島志料』万延元年 北海道行政資料室本。

同編『蝦夷志料百十』国立公文書館本。

(2) 古老辺泥和郎口述。

菊池新一『蝦夷地八王子千人同心史序説』多摩文化十四号、十五号、昭和三十九年・四十三年

(3) 『千島志料』巻第百十七・本蝦夷部土産第廿七之七。

- (4) 白糠の原半左衛門手附者の物故者は、厚岸町『国泰禪寺過去帖』によると、十七名であつて(菊池新一採録)、入植一、二年で他界している。
- (5) 菊池新一採録
- (6) 『光明休記附録卷之十』原半左衛門手附秋山左仲太溺死御届書
- (7) 『桑都日記』卷之十四・下
- (8) 昭和四十六年秋、墓碑の遺存が確認された。
- (9) 『桑都日記』

## 二 箱館奉行転属

八王子千人同心が苦闘を重ねた鶴川、白糠の開発場の耕作は、病人の続出と客死に加えて帰国者が多く、意の通りにはならなかった。入植四年目の享和三年になると、五五人が脱落して実に四割にも及んだ。

文化元年(一八〇四)二月二十五日、千人頭原胤敦は箱館奉行支配調役に転役となり、加賜一〇人扶持をうけた。半左衛門は手附の者を「其の手当を高に直し、同心と唱え申度き旨」と願ったが、当時箱館奉行の基礎が定まらない故、「地役のもの」と唱え、身分進退は奉行の手限りに取扱い。」との暫定的な取扱いとなつて、結局、箱館奉行の地役御雇に転属となつて召抱えられ、残留者は全島各場所に出役して、それぞれ活躍したのである。

したがつて、入植四年にしてせっかくの開発場は放棄となつたが、その背景には前年に蝦夷地経営費五万両を半減する等、幕府の蝦夷地政策の消極的転換に伴う、出先事業の整理、縮小の事情があつた。この時の千人同心の去就を半左衛門は、つぎのように上書している。

「百三十人の在住、生死を督し書して以て之を上つる。

此の時に値り箱館に在る者九人、白糠に在る者二十六人、武川に在る者四十三人、山越内に在る者一人、歸到せし者十九人、死亡者三十二人。」

〔『桑都日記』卷之十四。〕

さらに六月には二〇人が帰国したため、残留者は半減となった。

下って文化四年（一八〇七）、幕府は西蝦夷地を合わせて全道一円を直轄し、支配向きも増員となったため、五月朔日をもって

「箱館在住千人同心子弟厄介之者共（中略）武拾俵式人扶持之高に仕、役名之儀は、箱館奉行同心と相唱抱入候」

（『休明光記附録』一件物卷二）

として取扱われるようになった。ここで第一・三陣の千人同心子弟の身分は、正式に決ったのであって、八王子同心二、三男の彼等の生活問題も一応解決をみるに至った。

第二陣の組頭格三人のうち、箱館在七飯村在住の石坂武兵衛（千人同心丙組組頭、高三〇俵一人扶持）に引き続いて山越内詰の杉山良左衛門（戌組組頭、高二三俵一人扶持）と、勇払在住の河西祐助（庚組組頭見習、高二〇俵一人扶持一〇俵）は、同年三月箱館奉行支配調役下役に「新規御抱」えとなり、高三〇俵三人扶持となった。他方、千人頭石坂彦三郎等の蝦夷地御用江戸掛は、御用ずみとなった。

ところで、勇払地の統轄者原新助の身分は、箱館奉行の支配下にあったが、彼の職務は蝦夷地最初の官営牧場である「有珠・虻田牧」の開設であって、箱館奉行戸川安論は、新助と福井政之助を牧場の支配取調役の掛員に任命した。有珠長流別原野に南部馬を放牧し、富川牧、岡山牧、平野牧、豊沢牧の四牧場で繁殖させ、勇払、白老をはじめ全島各場所の伝馬用、駄送用に供したが、一八年後の文政五年（一八二二）正月調べによると、一、五五三頭に達してい

た。

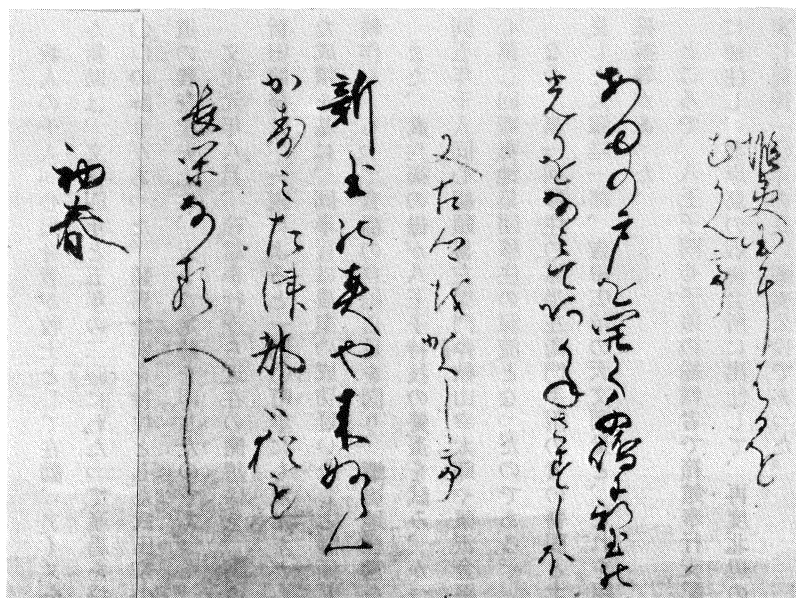
数人の千人同心出身者が牧士として在勤、アイヌを使役して管理にあたったが、北海道の官営牧畜の草分けとなった新助は、文化四年と五年の二回にわたって産馬を將軍家に献上し、賞賜として白銀七枚をうけ、恩賞として月俸一〇口の辞令があった。騎馬鎗術を特技とした武田家小人組の伝統は、石坂武兵衛等の七重村開発場の経営と共に、北海道の農畜業史上に、大きな足跡を印したのであった。

文化元年八月、箱館奉行から近在の開墾係を、調役山田鯉兵衛、下役村上次郎右衛門と共に任命された武兵衛等の新田開発は、一説によると一四〇町歩にも及んだとも伝えられている。石坂が前後五年にわたった試作乃至耕作をした成績を基に、同奉行は農業の成功疑いなしと評価し、箱館備金壹万両という大金を使い果してまでも数力村を開田耕作し、もって食糧の自給自足を図り、蝦夷地経営を確実にしようとしたのであった。

また、武兵衛の母が八王子特技の養蚕を試み、かつ機械を近郊の百姓共に伝授したが、当代これらの開発の事跡が同五年千人同心組頭喜左衛門倅秋山幸太郎や栗沢金平等数十戸の養蚕、紡織業の七飯村藤山郷の開業となり、千人同心第二回蝦夷地集団移住の源流となったのである。

なお、第一回移住の原半左衛門手附の者の警固と土地開拓の活躍は前述の通りであるが、そのほか、伊能忠敬が実見した犬塚唯一郎、吉田広治の天文測量と、これを駆使した千人同心の斜里山道の完成や、阿寒山の硫黄、明ばんの採掘等があった。

ところで、八王子同心子弟の総轄者で箱館奉行支配調役に重用された原半左衛門は、文化五年（一八〇八）、江戸に帰住し、霊岸島の蝦夷会所に出仕して、再度北辺の地に赴任しなかった。翌年十一月十八日、千人頭に復帰したが、実に前後一〇年の長い蝦夷公役であった。



原半左衛門自筆の和歌〔八王子市 粟沢豊一氏蔵〕

同七年、命を受けて『新編武蔵風土記稿』の編さんを主宰し、同年（一八一三）三月九日、病により没し、八王子上野の本立寺に葬られた。時に八一才、諡して「勇香院殿入道了潜日輔居士」と碑面に陰刻された。北辺開拓の文字通りの先覚者である原半左衛門の碑文は、一部定かでないが、つぎのように記されている。

原了潜入道平胤敦之墓

君諱は胤敦、平姓。源族通称半左衛門（略）安永五年職を継いで禄を承く。寛政三年日光に干役し、五年撰に騎馬御覧に應ず。是に於て拝謁し、賜物あり。十二年部下の子弟百人を率いて蝦夷に隸し金二枚を賜わる。文化元年、箱館奉行支配調役となり十口を加俸さる。二年、役を罷めて帰し、拝謁して金及び章服を賜わる。九年、命を蒙りて本州多摩郡地誌を撰す。十四年、職を辞し薙髪して了潜と号す。文政九年隸下の地誌を撰す。上、銀十枚を賜わる。十年二月九日病没す。寿八十一。乃ち宅南の本立寺、先塋の次に窆（ハナミヅ）す。枳、勇香院殿入道了潜日輔居士と諡す。君、人となり弘毅寡欲にして、穎敏、人に過ぐ。植村氏の女を娶る。先ず卒す。継室は其の妹を以てす。



安政五年戊午嘉平五月

源友徳撰、本州書

勇払地の指揮者で、在役の後半を蝦夷地牧場の開祖として活躍した弟新助の墓は、兄の左側に並んでいて、「樹徳院殿宝玉日明居士、文化十三年正月十三日、六十八才」と刻記されている。現在、八王子市の文化財として保存されているこの墓碑こそ、北海道開拓の先覚者として、再認識されるであろう。

注(1) 『休明光記附録卷之六』

## 第三節 直轄下の警衛

寛政十一年(一七九九)、東蝦夷地直轄に伴い、幕府の命によって十一月津軽、南部藩兵各五百人づつの蝦夷地派遣となり、津軽藩は砂原以東浦河までと、エトロフ島シヤナ、南部藩は浦河以東根室、クナシリ島トマリを勤番するこ  
ととなった。後両藩は箱館に元陣屋を設け、南部藩は根室、クナシリ、エトロフに、津軽藩は砂原、エトロフの振別に勤番所を置いて警固に努め、文化元年四月、永久警備に任ぜられた。

文化四年(一八〇七)三月、幕府の西蝦夷地上知、直轄にあたって、東蝦夷地は南部藩が、西蝦夷地は津軽藩が警備した。これらの警備は

「重役之者二三人宛並足輕千人程、御用地年限中為相詰候様可致候事。

都て御用向之儀、長崎表黒田、鍋島両家之相勤振合に可被心得候事。」

との両藩主への達しにあるように、土地経営開業の任務をもっていなかったが、国防に併せて農耕開墾の兵農の御用

をしたのが、ほかならぬ前述した武州八王子千人頭原半左衛門以下手附の者の勇払、白糠両地の屯田であつた。

文化四年（一八〇七）四月、露船二艘がエトロフ島西岸ナイホに來襲して番屋を焼き、さらにシヤナをも侵したが南部、津軽藩の守兵三〇〇人の中に、八王子千人同心が加わつていたことは、『桑都日記』に

「惠登呂津府の難、戸田又太夫は死す。小玉嘉内、中村小一郎は逃匿し、橋本幾八、小嶋勘藏、羽生定次郎、井滝長藏、糟與七、大場千藏は走り去り、南部、津軽両家の衆は戈を倒して防ぐ。」

とあるが、文化元年（一八〇四）、箱館奉行御雇となつた千人同心は、各地に在勤しただけでなく、遠島にまでも勤番してゐたことが知られ、この小嶋は、勇払からの派遣者とみられる。

また、同書によると、八王子千人同心は、当初から南部、津軽両藩ともども異国船來航の非常の時における勤番のこと、さらに箱館表、江戸表急報の任務をもつてゐた。すなわち享和二年（一八〇二）三月、大嶋栄次郎外二名の同い書に

「若異国船根諸、惡消へ漂流仕候節は、其場所より原半左衛門手附、南部、津軽之勢向寄之方へ、申遣人数呼集め勤番いたさせ、異国人は則上陸申付、其場所ニ留置、早速箱館へ御届申上、帰国申渡候儀は其節之御下知相待罷在候様可仕旨、此程奉伺候処、伺之通御下知御座候。然所箱館表へ私儀被差置候ニ付而は、萬々一場所ニ寄漂流之儀、箱館へ申越候節は、前文之通勤番手当等申談、其段早速江戸表へ申遣候儀与相心得可申哉奉存候。此段奉伺候。以上」

と記している。この異国船來襲等の重大事変特報の江戸表急使は、八王子同心子弟たちであつた。

「松前奉行は大貫専助、天野喜右衛門に命じ飛檄を東都に上る（中略）行程三百余里。五日を経て六日目中に至り列相大炊頭土井公の官庁に傳き、檄書を上る。」

〔蝦夷志料卷第十四〕高橋三平筆記

〔桑都日記〕卷之十四下編、文化四年の条

文化四年四月、露船のエトロフ侵入と戍兵逃亡の通信任務を託せられた右の兩人を

「是の命に於けるや、寐ず憩はず、粥を嚙り腹を盈さず、馬に跨り其力を盡し、能く国家の用を済して事を竣る。剛勇卓犖と謂ふ可し。原君の人を挙ぐるや暨ありと謂ふべし。」

（『桑都日記』卷之十四下編 文化四年の条）

と、筆者は讃辞を呈しているが、八王子千人方の江戸幕府あて早馬の昼夜兼行の飛報は、両藩兵の増員を促し、秋田、庄内二藩の出兵下命の達書となって、六月、箱館集合の総員三、〇〇〇人を、各地に分駐警備を固め、九月、西蝦夷地を松前藩から引継いだ。

このエトロフ乱の箱館奉行羽太正養陣立人数一二三人の中に、原半左衛門兄弟以下二〇人が配属されたことは

「エトロフ乱妨後御備並奥地へ御固として（略）南部、津軽両藩」

「羽太安芸守様御陣立人数（略）」

原半左衛門 馬 上下拾人

原 新助 上下八人

近藤 新八 上下三人

メ 百一十三人

（『千嶋志料』）

とあり、箱館奉行直轄の御固兵の一割は、八王子同心が占めていた。また、大砲、鉄砲の最新兵器を配置していたことは

「鉄砲持 八人 甲箱持 貳人

大筒持

先道具式本

四人

徒方人

物 持

式人

馬之口

式人

御奉行 侍

六人

〔千嶋志料〕

でわかり、勇払地方の部署は、新助以下千人方が、鉄砲装備の上であつた。

幕府は六月十五日、四藩の部署を次のようにして警固せしめたが、同年秋に至り南部、津軽両藩の兵、若干を残留そのほかは帰国させた。

箱館

南部兵

三四三人

(外に砂原三十人を分遣)

秋田兵

五九一人

浦河

南部兵

一〇〇人

厚岸

同

一三〇人

根室

同

一三〇人

国後

同

三四〇人

福山

同

一三〇人

庄内兵

三一人

津軽兵

三三〇人

江差

同

二〇〇人

宗谷

二三〇人

斜里

一〇〇人

露船のエトロフ、シヤナを侵して暴掠した変報に、東蝦夷地各場所の人心が動揺し、勇弘以東にあつては、妻子を遠隔の地に避難させるの止むなきに至つた。このような混乱の最中に、四月十八、十九日、異国船が津軽海峡を通過したため、流言、蜚語がすこぶる騒がしくなつた。当時、勇弘、鷗川、沙流在住の和人妻子が、勇弘川を上り美々を越えて、内陸の千歳会所に難を避けたことや、文化元年原兄弟手附の者が、箱館奉行に勤務替へとなつた後も、かの河西祐助が同奉行調役下役「新規御抱」の身分で、勇弘に駐在して大筒の警固にあたつていた。津軽藩士山崎半蔵は文化四年五月の日記に、つぎのように記している。

「五月廿四日、大雨、ホロヘツ逗留、福井政之助ヨリ南部家ノ人数、エトモ、モロランノ内へ五十人詰ハ難遣トノ由申来リトテ、皆力ヲ落セル様子。

廿五日、細雨、ホロヘツ出立シライ寓リ。支配人治兵衛曰、ユウフツヨリノ趣ニ候ヘハ、箱館澗口へ異国船一艘相臨ミ混乱至極、地役マテ陣羽織ヲ着シ、市中へ廻文ニハ、婦人小児共ハ山ヘニテモ引取ラセ候様トノ由トソ。

廿六日、曇、シライ立、ユウフツ着。河西祐助詰合ニテ、俄ニ竹手把及櫓木棒多ク剝ラセ用意アリ。祐助曰、疊ニ丁ナラハ普通ノ筒ニテハ通シ得マシト云フ、予日、二、三丁マテモ寛東ナシト云ヘハ、然ラハトテ三文目五分筒へ葉込、丈夫ニ致シ打セシカハ、五疊マテ通シケル。見ル人々笑止ノ顔色ナリシ、夫ヨリ竹手把ヲ試ミンニ、一抱程ツ、三丸並へ置タルハ輒ク通レリ。予曰、疊ニテモ竹手把ニテモ間タ三間計宛隔テ置テハ、玉の拍子ニテモ寄レトモ、二把ハ抜貫ク事アレトモ三把ヲ打貫クコト難シ、試シコトアリト申ケレハ、然ラハトテ打セシニ左コソアリシ。

廿七日、晴、祐助曰、今日ハ西地へ可被返積リニ付、人足手当申付置キシニ、如何ニモ都合成兼候。箱館ノ様子ヲモ実否聞届、西へ被越候方可然。右ノ為メ旁トモ被存乍迷惑逗留可被給ト、止宿。今日昼頃箱館ヨリ河西へ来書アリ。其趣ニハ異国船共箱館ヲモ様子相伺候躰ニ付、場所ノ手配方左ノ通り云々、且ツ彼船共箱館澗口引退候趣トモアリ。無別条御互安心セリトノ事。

廿八日、朝雨、今日サル、シノ在住折原政吉妻、同支配人ノ妻、ムカワ地役ノ家内、河西祐助子、同召使ノ女、其外何人ノ家内妻妾

カ、様々恨ミ言ヲ申泣喚キ、晴レ着ノ帯衣裳ヲモ惜ミ労ル心モナク、泥沙ニ引マフレ歩ミ得ヌ。足血ニ染ミテ急キ舟々へ乗行有様頻リニ戦国時代ノ事トモ思ヒ出サレケル。是ト申モ婦人ヲハ彼等ニ探リ出サレヌ様、深山ノ中ヘニテモ早フ立除ケサセヨ杯、重キ御役ヨリ触出ス振合ナリシカハ、下々ニ至リ夢想ニ騷クモ理ナリ。

今日祐助挨拶被見居候通り、千歳山中ハ婦人廓ニ可然積リニテ、上下ヨリ差掛ケ、斯ク多勢參ルヲ当所へ扣ヘ置クコトモ成難シ、存ノ外川舟多ク入用故、氣ノ毒ナカラ今日逗留給ハリ、婦人立仕廻明日出立可被成トノ事。

廿九日、細雨、鳶小頸長ハ病氣ニ付、ユウフツヘ残、鳶権内附添申付置。

晦日、ユウフツ出立、会所下タヨリユウフツ川船ニテ登リ、間モナク菰渥川ニ連リ、蒼々タル柳ノ中舟行一里計ニテ、急ニ伏雷ノ響甚シ、乗組一同驚キ晴天ナルニ何事ソト面ヲ見合スレハ、夷人共笑テ蛇蚊ノ声ナリ不可驚トソ。此川二里程行、ウシヨ沼へ出ヅ。此沼周廻五里ト云フ、川端一里計舟行、又川へ入、二里半行キビッへ上陸、行二里計ニテマ、チ川、土橋アリ。夷家三、四、是ヨリ僅行

千歳、ユウフツヨリ八里ト云フ、此所元シコツナリ。唱悲シトテ享和壬戌年千歳ト改、会所アリ。造酒所アリ。屋棟建簷多シ。

一 弁方天ノ社アリ、五間四面ノ拝殿、三間四面ノ奥院金具惣滅金。

日光上野ノ堂塔ヲ拝スルカ如シ。陰ニ正一稲荷ノ堂アリ、二間四方ノ拝殿、四尺方計ノ奥院、山河清閑、水石寄新風景深厚霊得云ン方ナシ。去年マテニ成就セシト云。

一 寓リユヘ参詣セシニ、頃日逃集リシ婦人等会所へ多ク出テ、浜ノ様子ハ如何ニ末タ別条ナキヤ、今晚ニテ御止宿ト承レハ安心ナリ、一両日モ逗留成マジキヤ、若シ旅館手狭ナラスヤ会所ハ手広ナリ、斟酌ナク同宿ナサレヨカナシト、皆泣ナカラ云フソ稀有ノ有様ナリキ

六月朔日、千歳川舟ニテ二里程下リシユマ、ツフ…」

文化四年（一八〇七）六月、各藩兵の部署が示達されたが、八王子同心関係は次のとおりであつた。  
〔山崎半蔵日記〕市立函館図書館蔵本

箱館 吟味役格 山田 鯉兵衛

調役 原 半左衛門

調役下役 石坂 武兵衛

勇武津 同 河西 祐助

在住 中川 半次郎

松前 吟味役 高橋 三平

調役下役 杉山 良左衛門

イシカリ 同 河西 祐助

(『休明光記附録別卷二』)

これによると、調役筆頭の半左衛門以下八王子千人同心の第二陣の三人は調役下役の身分で、それぞれ各地の警固にあたっていて、特に河西祐助は勇払に兼ねて石狩の地をも所掌、太平洋と日本海を結ぶ枢要地で勤番していた。なお、五月露船ルウタカの礼文、利尻島来襲事件に際して祐助は「りしり島見合御用に付」とて、遠島にまでも広範囲に活躍していた。

さて、翌文化五年（一八〇八）、幕府は仙台、会津の二藩に命じて出兵させ、南部、津軽両藩ともども各地を警備させたが、原半左衛門は南部藩に協力し、虻田場所を前年から鉄砲携行の戍衛を指揮していた。

南部太膳太夫 人数 百人

シヤマニ 牛袋 右衛門

ニイカッブ 長野 七太夫

シツナイ

ウラカワ 右京 助太郎

ミツイシ

シラオイ

ホロヘツ

福井 千馬助

サル

竜崎八郎左衛門

エトモ  
ウス

石井 善藏、鈴木 覚次

アフタ

去卯年罷越す、御鉄砲式人

竹内 五郎助、原 半左衛門

サワラ

重松 熊五郎

(『千嶋志料』)

この虻田警固の達しは、弟新助の伊達、虻田官営牧場の開祖と経営による、八王子千人同心在勤の経緯に基づくものと推測される。

下って、同七年（一八一〇）、千人同心組頭出身の調役下役、石坂武兵衛は、エトロフ島に派遣され、翌年六月、露国船の将ゴローニン外七名をクナシリに拘引した折に面接し、糧食、薪の給与等にあたった。<sup>(1)</sup>

これを要するに、直轄にあたつて蝦夷地経営の基本方針である警固を主任務とし、幕命によつて東蝦夷地の勇払と白糠に移住した八王子千人同心子弟は、文化度の全島収公に伴う戍兵需要の増大によつて、箱館奉行所屬となつて全島各場所の地役として在住しただけでなく、南千島各島や利尻島までも戍衛にあたつたのははじめとして、各方面に前後一〇年間にわたつて活躍したのである。したがつて、八王子同心の蝦夷地公役を、開発場放棄の側面だけで一概に失敗したと評価することは当を得ない。彼等の屯田の試みは、安政二年（一八五五）十月、幕府の農業主力の施策の背景となつて、本州武士層の後幕領期における在住の前駆的役割を果し、明治代屯田兵の源となつた。



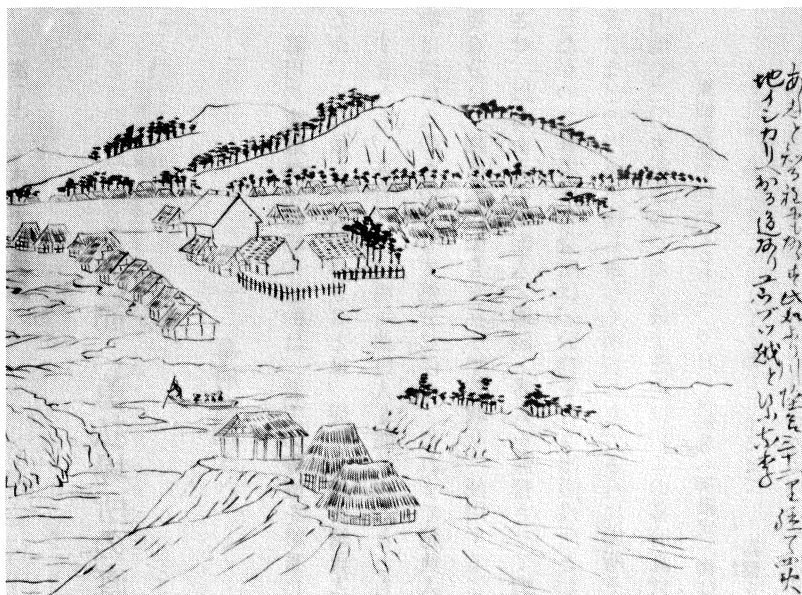
## 第四節 勇払場所の直轄経営

### 一 幕府直捌き

幕府の東蝦夷地直轄の目的は、北方の警備を嚴重にするかたわら、アイヌに対する撫育政策を推進することにあつたが、その最も注目すべきことは、従来の場所請負人を廃して幕府自らが直轄経営にあたつたことである。

すなわち、幕府はまず場所請負人を罷免するとともに、各場所の運上屋を引継いで直営とし、その前日までの出產物は請負人のものとして処分に任せ、これまで請負人が使用していた建物や漁船、漁具、あるいはその他の道具で心要な分は、相当の代価を支払つて買収し、使用することにした。また、各場所の会所には役人（詰合という）を駐在させ、以前からの支配人・通詞・番人を監督させて蝦夷交易を行い、あるいはアイヌを使用して場所経営を始めた。したがつて各場所の会所は、公務を行う出張役所としての性格を帯び、建物も会所のほかに旅宿所、倉庫、作事小屋、番屋などの附属建物も著しく増加した。さらに場所そのものも整理または整備され、統廃合によつて、その数は東蝦夷地で二〇カ所となつた。最上徳内は、この幕府直営になつた会所の有様を見て

「東蝦夷地御用地となりて、交易の会所等へ御勘定・御徒目付・表火の番等、帖面を控へ、大錢、針、きせる、小刀等、是迄時の商人の仕来し態にて、わらんじの類ひに至るまで、十露盤せろばんを取て精密に書留る事なり。具足を突たる役人のする事にては、却て御威光も軽くなり、永続の治りかたも行痛む事なるべし。」



勇払会所の図（文化年間・東蝦夷地道中見取図）（道立図書館蔵）

（吉田常吉編『蝦夷草紙』昭和四十三年）  
と、武士の商法に危惧を抱いている。

各場所の生産物は、官船または傭船によって積出されこれを箱館に送り、官吏の手を経て商人に売捌かれた。すなわち場所の産物は、江戸に直航することもあったが多きは箱館に送り、役人の検査のち入札を告示し、高値の者に落札払下げられた。また場所の仕入品は、毎年十月に奉行所で取集め、検査、認可を経て、奉行の定めた御用聞に命じ、彼等が諸国に注文を発し、貨物を箱館に輸送して倉庫に入れ、必要な都度、蔵出しして送状に値段帖を添えて各場所に発送した。また、不時の追注文や仕入品に不足のある時は、臨時買と称して箱館市中の間屋から購入することもあった。

では、勇払場所における生産は、どのような状態であったろうか。まず文化五年（一八〇八）の『東蝦夷地各場所様子大概書』によって、アイヌの生活をながめてみると

「勇武津は近辺に山も無く、海岸かけ払の浜辺にて浜手に住

居無、薪木も不自由也。浪立荒き片瀬、海岸も無き所故、夷人も三里より拾里余迄の内所々に引住居也。此処に稼なけれ共、廻船出入の場所又は奥地えの道筋故前々より会所あり。」

として、海岸には住居はなく、三里から十里ほどの奥に住んでいた。また鷓川や厚真川の流域では

「武川はトカチの山続、川丈凡二十里余の内川上を上武川と言、夷人住居す。川下を下武川と唱へ夷人住居也——(中略)——あつま川は西蝦夷地ゆうはり山に続き、川丈拾六、七里の内夷人住居也。」

と記している。また当時、ユウフツ場所におけるアイヌの戸口は

「蝦夷家数 貳百九拾九軒

惣人数 千貳百三拾八人

内男 三百九拾六人 男幼年 貳百参拾八人

女 三百九拾六人 女幼年 貳百八人

と記しており、人口一、二三八人は東蝦夷地クスリ場所(釧路)について、第二位であった。食料については

「四季共に魚<sup>釣</sup>にて取続き来候得共、海漁無し数故川漁をして夫食とす。初秋よりは千年川にて鮭漁有、是を重の食にし産物に出す也。場所に寄、粟、稗、大豆、小豆少し作れとも、千年川場所は先年タルマイ山焼、右の焼砂にて作物生立難く所多く有、うはゆり、ふ

くしや等を取糧にもする也。」

とあつて、川漁によるサケが主で、それに若干作物や野生植物を従としたものであった。したがって彼等の食料獲得手段の主たるものは、千年川等におけるサケ漁であり、これがまた産物として会所へ売渡し、その代価をもって生活の必需品を買うということにあつた。

つぎに、ユウフツ場所における生産面についてみれば

「男は春の内椎茸を取、其外稼なし。三月末より夏まで男女共千年川場所より冬稼の産物干鮭式里程の山中を背負運び、夫より五里余川船にてユウフツ迄積下、船積の手伝等にて、是迄海漁もなき故に、御用地になり春夏の内海漁試稼を始、秋より冬は千年川にて鮭漁のみ稼也。」

女の場所により作物をも少々仕付、又はうはゆり、ふくしやの類を取食物の糧に致し、厚子を織、男女着用にする也。」

と記していて、彼等の労働の中心は千歳川を中心としたサケ漁と、千歳より勇払までの干サケ等の運搬にあつた。

千歳川は、古くから蝦夷地の中でも有数な漁場として知られており、漁期が来ると各地からアイヌがやって来てサケ漁を行った。同書「佐留場所大概書」に

「御用地以前は、ユウフツ場所内マ、ツと申所え左留夷人毎年秋に至鮭漁致し来候処、文化元子年よりマ、ツえは不<sub>レ</sub>参、ユウフツ附千年川の内にて漁場受取今に至り、毎年頃より夷人遣し鮭漁出稼為<sub>レ</sub>致云々。」

とあり、また、「同新勝府（ニイカッブ）大概書」にも「文化元子年より勇武津奥ムイチャリ川へサケ漁出稼仕云々」とある。このようなにぎわいをみせたユウフツ場所のサケ漁における生産高を、文化五年（一八〇八）の『東行漫筆』によつてみると

文化五年  
去辰 一ヶ年出高

一、干 鮭 壹万八千四百三十九束

干 魚 六千五百五束

一、アタツ 貳千四百六十五束

アタツ 八百七拾五束

ムイシャリ出張買上

メ 貳万九百四束

干 魚 千六百拾七束

サル出張買上

内（右の内訳）

干 魚 貳百十五束

トカチ出稼買上

干 魚 壹万百貳束

千歳川買上

アタツ 千五百八十五束

と記し、トカチよりも出稼としてやって来たことがわかる。干サケはサケの内臓を取り除き、一本まま乾いたものでアタツはサケを三枚におろして頭骨を除き、尾をつけて片身を四ツ割にして干し上げたもので、それぞれ二〇本を一束と称した。

このようなユウフツ場所の生産上の地位を、直轄六年目の資料によってみると、つぎのようになっている。

文化二年、「東蝦夷地・エトロフ」の収支決算高

ヤムクシナ井場所

仕入高 一三五二両一分永九九文一分

払高 四三三両二分永二四六文六分

差引 (一)九一九両

アブタ場所

仕入高 一〇六〇両永一九二文四分

払高 一一二八両二分永二四三文九分

差引 (十)六八両

ウス場所

仕入高 九七八両永二二七文四分

払高 九一七両永三二文六分

差引 (一)六一両

エトモ場所

仕入高 四四七両三分永四分

ホロベツ場所

仕入高 二四三両二分永一九〇文四分

払高 (一)二〇四両

差引 三九九両永一七二文

仕入高 二二六両三分永八四文九分

払高 (一)一六三両

差引 三八五両二分永一二四文四分

仕入高 二二〇両一分永一九八文五分

払高 (一)一五五両

ユウフツ場所

仕入高 四一八両三分永七四文六分

払高 一二二六両永九〇文二分

差引 (十)八〇八両

苫小牧市史 上巻

産物

塩鮭 一五〇本

アタツ 四一二文

乾鮭 四〇五貫

寒塩引 一一四文

椎茸

熊胆

サル場所

仕入高 五四五両二分永一五七文九分

払高 四四二両二分永五〇文四分

差引 (一)一〇三両

ニイカッブ場所

仕入高 八〇両永二一九文四分

払高 二七四両三分永五五文四分

差引 (+)一九四両

シツナイ場所

仕入高 一二三両三分永七八文五分

払高 三三九両一分永一三三文四分

差引 (+)一〇六両

ミツイシ場所

仕入高 一二二九両二分永六文八分

払高 一〇八四両二分永二〇一文九分

差引 (+)八五五両

ウラカワ場所

仕入高 八八九両二分永一文八分

払高 五九九両三分永一四三文四分<sup>(八)</sup>

差引 (一)二九〇両

シヤマニ場所

仕入高 一五三六両一分永一九八文三分

払高 一〇五〇両二分永一六六文四分

差引 (一)四八六両

ホロイズミ場所

仕入高 八八五両三分永三七文

払高 一九二五両三分永五三文四分

差引 (+)一〇四〇両

トカチ場所

仕入高 六二三両三分永一四六文八分

払高 七六六両永一五一文五分

差引 (+)一四三両

クスリ場所

仕入高 二三七八両二分永九七文七分

払高 二六六一兩永六〇文九分  
差引 (十二八三兩)

アツケシ場所

仕入高 二三八〇兩三分永二四〇文四分  
払高 二四八四兩二分永一六七文四分<sup>(四)</sup>  
差引 (十一〇四兩)

子モロ場所

仕入高 六五七九兩一分永四六六六分  
払高 五二〇五兩永二八文五分  
差引 (一三三四兩)

クナシリ場所

仕入高 四六六〇兩三分永二二文二分

払高 三六五二兩二分永一八三文六分  
差引 (一〇〇八兩)

エトロフ場所

仕入高 五〇六五兩一分永一八五文三分  
払高 三九一五兩一分永二四七文九分  
差引 (一一五〇兩)

總計

仕入高 二八八〇一兩  
払高 三一一一兩  
差引 (十三二〇兩)

(『休明光記遺稿』卷之五)

これによれば、東蝦夷地二〇カ場所の中で、九場所が黒字で他は赤字となっており、ユウフツ場所は、黒字経営の最たるものであった。また、当場所の交易は、干サケ、アタツのほか塩サケ、椎茸、熊胆などを主としており、東蝦夷地屈指の実力を占めていたことがわかる。享和元年(一八〇四)の『東夷周覧』に「請負ト言イ蝦夷地場所場所ヲ請負テ夷人ノ教育ト号シ、実ハ交易ヲ専ラトナスナリ。」とあるように、場所を蝦夷介抱という名目のもとに託したものが、その内実は蝦夷交易にはかならなかった。すなわち財政難にあえぐ幕府としては、蝦夷地における場所請負人を廃して漁場を直営し、全生産物を会所に集中して、商業資本を排除し独占の利を得ようとしたもので、蝦夷の労働力収取の形態等は依然として封建的であったのである<sup>(2)</sup>。

さて、前述のごとく、千歳会所に集荷された産物を、ユウフツ会所に運搬して船積みにして市場へ送るためには、アイヌが使役された。享保元年（一八〇一）の『東夷周覧』に

「三月末ヨリ夏マテ男女トモ冬稼ノ産物、過狢魚ヲ「シコツ」ヨリ二里ノ山中ヲ背負ヒ、夫ヨリ五里余川船ニテ積クダシ「ユーフツ」浜ニテ船積ノ助ケヲナス。」

とあるように、賃金による労働にも従事したことが明らかである。秋より冬に至る期間に千歳川流域と各河川において漁獲したサケは、千サケに生産されるため、翌年まで囲い込みとなるわけで、これを過狢魚と称したが、その数量も莫大<sup>びげ</sup>な教に上ったものと思われる。このアイヌに支払われる賃金の高を、『東行漫筆』によって見ると

一、ムイザリ 千歳川  
出張 千歳川迄

壱束 五文宛賃銭

夫よりビッ迄出て又五文賃銭、メ十文ニ当ル、外ニ五合ツ、壱升

○ 千歳川は不漁付ビッを出す斗二付、五文、外ニ五合

右二方共、賃納式文充増、七文にして、五合の介抱を止め、差引式万束と見て、銭百貫文の□□成也。夷人に都而当年より取極候由。

○ ビッよりユウフツ迄、船下り

壱束 二文、五合、是を壱文増三文として、五合の介抱を止候由。

とあつて、千サケ壱束（二〇本）につき、ムイザリより千歳を経て美々までは、賃銭一〇文のほか米一升となつていたが、今年から現物給を廃止して一四文、また美々より勇払までは三文に取り決めたというのである。

すでに述べたように、当時千歳には売場、買場の二会所を設けて交易の合理化を図つたが、それより前、幕府は寛政十一年に東蝦夷地に鉄銭一万貫を回送して、通用させた。従来は米をもつて交換の標準を決めたが、実際に米が貨幣のように交易の仲介として流通したわけではないから、その計算は複雑で、大量の交易に対しては勘定が入りくみ



商人による搾取が公然と行われていたことは明白であった。

幕府はこれらの弊害を改めるために鉄銭の通用を許し、単に交易の仲介物としてだけでなく、資金にもこれを使用して、物々交換の弊を除こうとした。通用を鉄銭に限ったのは、金、銀、銅がアイヌを経て外国へ流出するのを防ぐというねらいもあった。そして、鉄銭の通用にあたっては、幕府は価格の基準となる錢相場、米相場を蝦夷地限り、公定として変動することなく、相場はその当時の交換価格をもって永久とし、みだりに改めることを禁止した。すなわち、各場所に対してつぎのような告示をしている。

定

此度鉄銭通用仰せられ候に付、金米相場左の通り

一、金一両に付、錢六貫二十文、金一步に付、一貫五百五文

一、米一升に付、錢五十六文、但石米六十四文

右の通心得致可通用者也

寛政十二年申年

優武津場所

(『苦小牧町史』)

しかし、ユウフツ場所における鉄銭の使用は「文化子年五月より…(中略)売場、買場両会所と相成、錢交易始。」とあるように、文化元年(一八〇四)より実際に開始されたらしい。『東行漫筆』の資料は、この錢交易による相場をつぎのように記している。

一、鮭 千歳川 千鮭二十本二付、四十文買入、塩切なし、皆千鮭にて仕上る

一、椎茸 千歳川買入、四五本、一本五千入、百二付五拾六文の買入

また、その他の品の買入価格と交換比率をシラオイ場所で見れば、次の通りである。

苫小牧市史 上巻

シラライ場所買入値段

一、生鮭 壹本 拾壹文

一、棒鱈 壹束 百文

一、干鮭 壹束 百文

一、昆布 壹貫目 拾文

一、鮑 油 壹升 八拾文

一、椎茸 小物百二付 七拾文

一、干鮑 壹束 百貳拾文

一、煎海鼠 百目二付 五拾文

一、布海苔 壹貫目 二十八文

一、キナンボ 油一升 六拾貳文

一、焚枕 六貫目 五十六文

一、熊胆 上 錢貳貫文より八百文迄、米貳斗四升より壹斗貳升迄

下 八升より貳升迄、錢六百文より貳百文迄

一、熊皮 大 壹斗六升位、錢壹貫文

小 八升位、五百文迄

一、鷺の尾 大鳥老把、米八升位、並にて貳升位

錢大鳥三百文位、並百文位

玄米八升二代ル品

一、中形 貳丈白貳丈五尺貳寸

一、夷鑪 壹挺

一、間切 十二枚

一、中鎌 八枚

一、杣 六升

一、きせる 四本

一、木綿針 四拾本

一、皮針 貳拾本

一、かもかも 四ツ

一、中銅針鑊 六拾匁

一、酒 三升

一、田代 貳挺

一、火打 拾貳枚

一、夷碗 八ツ

一、地廻たばこ 四把

一、縹 四十繰

一、金引苧 百六匁

一、ひさけ 四ツ

一、中鉦 四枚

一、丸箆 四枚

一、壹升徳利 四ツ

一、板折敷 四拾

このように交易における相場を貨幣によって示し、積極的に鉄銭の流通を図ったものとみられる。すなわち、その結果として

一、蝦夷人同志の間でも交易が出来たから、今迄交易の出来なかった遠隔の地からも産物を買集めて是を会所にもたらす蝦夷人も出て、市場範囲が広まり、産物も従って増加した。

二、蝦夷人乱費の弊は、錢を通用させてからは是を匡正することが出来、貯蓄心が生じて「錢を貯へ置、米、酒、多<sup>た</sup>葉<sup>は</sup>粉<sup>こ</sup>等程よく求め其余の錢を溜置、古手布子の一つ宛も求め、己も着し、妻子等にも着する心」が出来て来た。

(高倉新一郎『アイヌ政策史』昭和十八年七月)

などの効果があつたようであるが、實際は和人間の支払いに利用され、蝦夷の間には普及しなかつたようである。<sup>(4)</sup>

注(1) 北海道漁業調整課『北海道漁業史』昭和三十二年

(2) 奥山亮『北海道史概説』昭和三十三年

(3) 『東蝦夷地各場所様子大概書』新北海道史第七卷史料一による

(4) 高倉新一郎『蝦夷地』昭和三十四年三月

## 二 請負制の復活

幕府による東蝦夷地の直掬制については

「末年以来、東蝦夷地御試用地に相成、元掛之節より夫々之役人ども場所々江差遣し、町人ども等之不正を糺し、介抱専ら二取計

候ニ付、蝦夷人ども難有がり、伏従厚く相成候。此度拙者ども奉行被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候後、やはり右之姿を追而取計、蝦夷人ども産業繁栄いたし、益伏従厚く相成、異心等無し之様精々世話致候ニ有<sub>レ</sub>之候。」

〔休明光記附録卷之九〕

と、享和二年（一八〇二）箱館奉行が上司に報告しているように、一応は成功したと見るべきであろう。しかし、この直捌制実施においては、かなりの経費を要し、幕府勘定奉行はしばしば経費の節約を厳達し、新田開発費は削減、新規事業は認めぬという有様で、計画は挫折し事業縮小で進まざるを得なかった。たとえば、直捌における交易の場合、蝦夷に供給する日用品をはじめ漁具や網などといったものを商人より仕入れ、これを蝦夷と交易し、交易して得た産物を再び商人の手を経て販売するという状態であったから、民営に比べて手続きがはなはだ煩雑で、そのうえ幕吏は経済観念に乏しく、無駄な経費を要し多くの利益を望むことができなかった。

これについて幕府の勘定奉行は、交易のことは商人の業であるから、これを相応の者に委任して手当を与え、自力で仕入れさせて、仕入金高のいくぶんを利得とするようにし、幕吏はこれを監督するのみに止めたならば、経費や人員も節約できるであろうという意見を述べた。これに対して箱館奉行は、松前藩時代の弊害をなくし、蝦夷が喜んで服従するようになったとき、旧に復するのは良策ではないとの反対意見であったが、幕府の勘定奉行の意見が直接の理由となり、幕府は文化七年（一八一〇）、エトロフ島の請負を高田屋嘉兵衛に命じたのを始めとして、ついに文化九年（一八一二）、直捌制度を廃止して場所請負制を復活することにした。

かくて、九月七日各場所の請負を入札としたが、その入札法および条件は、つぎの通りであった。

（一）西蝦夷地は従来松前（すなわち福山）の者に限って入札させたが、今後は東蝦夷地とともに松前、箱館の者は誰でも随意に入札すべきこと。

(二)落札者には希望によって、場所にある会所、船舶、倉庫、漁具仕入品の残りなどを払い下ぐべきこと。

(三)山越内から三石までは小場所であるから、一人で二、三か所を入札しうることを。

四運上金は毎年六月、十月の二回に分けて上納すべきこと。

(五)請負場所に新しい漁業を起こす際には、あらかじめ出願して許可を得べきこと。

(六)官用書状の継立または急便継送などは、遅滞なく行なうこと。

(七)官吏および警衛の士卒が通行する際には人馬の継立などさしきわりのないようにすること。

(八)従来会所に使用していた支配人、番人などをそのまま雇使することは随意であること。

(九)蝦夷人の介抱はもちろん、蝦夷人に対し不正の取扱いをなすべからざること。

(一〇)異国船または怪しい船を発見したならば、すみやかに箱館に注進すべきこと。

(一一)猊虎、矢羽、熊胆、熊皮その他の軽物類は元価をもって官が買い上げるから、一品たりとも隠すべからざること。

『新北海道史』第二卷通説一

その他があげられ、入札は何場所三カ年期、運上何ほど（ほかに秋味運上、海鼠引運上、鱒運上等がある場所は別株に記入すること）、四カ年期ならば何ほど、五カ年期ならば何ほど増加と記し、最高金額をもって落札者と定められた。その結果、ユウフツ場所は

金六百拾壹兩壹分 松前 阿部屋仁兵衛

金五百十二兩一分 松前 白幡屋庄三郎

金三百八十六兩一分 松前 中田屋利兵衛<sup>(一)</sup>

右の三人のうち、松前の阿部屋仁兵衛が最高金額で落札し、文化十年（一八二二）から七年間の請負場所となった。その運上金額は、直轄前の三六〇兩と比較して、約二倍近くの入札高となった。これは直捌きによって場所の生産が

著しく発達したことを物語っているが、商人同志の競争のせり上げで高値となったことによるといわれる。

場所請負制の復活により、文化九年以後、請負人は土地人民の支配や賞罰の権限はなかったが、半官半私の事務を執ることが多くなった。その主な義務は次の通りである。

- (一) アイヌに対する撫育、介抱。即ち日用品の供給等を入念にすること。
  - (二) 毎年二期（六月、十二月）に運上金を分納する外、運上金の二分に当る積金（二分積金）を出すこと。
  - (三) 運上屋、荷物蔵及び寺院の修復又は再築の事。
  - (四) 煎海鼠御用品（特定場所のみ）年々献納の事。
  - (五) 煎海鼠干鮑等の俵物、諸色（昆布、鰯）等の収獲増加を図る事。
  - (六) 役人警備兵等の通行、旅泊に便宜をはかり、派兵している各藩の本陣的役割を果たす事。
  - (七) 公文運送人馬継立の事。
  - (八) 難破船救助の事。
  - (九) 外国船発見次第急報の事。
  - (一〇) 御備米は年々仕入米を以て積替える事。
  - (一一) 治安維持のため、松明三百本、草鞋三百足、幕串百本等年々新規備替、並びに備品の整備をする事。
  - (一二) 臘納賄捕獲次第上納（特定場所のみ）及び軽物（鷹羽、熊胆、熊皮、縞鼠、海豹、蝶鯨等）は公示価格で買上に応ずる事。
- （白山友正『松前蝦夷地場所請負制度の研究』昭和四十六年四月）
- などがあり、それを遵守しなければ処罰されるし、場所請負人を罷免されるというものであった。このように場所請負人に課せられた業務は各般多岐にわたっていたから、請負人も場所経営に当っては、それ相当の人員を現地に送って、これに対処させた。

当時ユウフツ場所についてこれらを知る資料は極めて乏しいが、文化十年（二八一三）場所請負関係者によつて勇  
武津弁天社に奉納された金鼓（鰐口）の銘文によれば、つぎのとおりである。

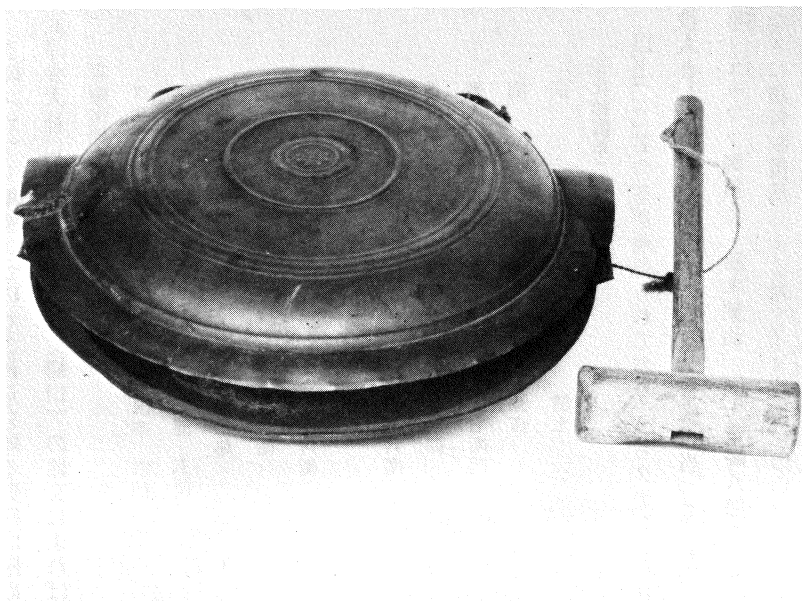
東蝦夷地勇武津場所

|             |       |    |     |
|-------------|-------|----|-----|
| クナ（シ）リ詰御雇医師 | 根本 宗仙 | 同  | 岸太郎 |
| ユウフツ 同      | 三浦 玄徳 | 同  | 太郎吉 |
| ユウフツ場所内支配人  | 善三郎   | 同  | 吉蔵  |
| 同 見習        | 金兵衛   | 同  | 和吉  |
| 通辞          | 与四兵衛  | 同  | 金四郎 |
| 同 見習        | 市蔵    | 同  | 清助  |
| 帳役          | 老郎兵衛  | 同  | 重蔵  |
| 番人頭         | 与四郎   | 同  | 岩松  |
| 番人          | 久右衛門  | 同  | 富蔵  |
| 同           | 源吉    | 馬牽 | 権太郎 |
| 同           | 清七    | 飯焚 | 亀吉  |

文化拾酉年二月吉日

以上二二名の名が連ねられており、うちクナ（シ）リ詰御雇医師を除いて二一名の構成であつた。このほか、場所詰合  
役人として幕吏が詰合つて行政、警備に當つていた。当時の幕吏は『勇弘・石狩論所一件』によつてみると「文化四  
年 ユウフツ御詰合 鈴木寛治 同 竜崎八郎左衛門」と記されている。

つぎに請負制復活による対アイヌ政策については、従来通り何ら変更がないから安堵すべしと、つぎのように諭示した。



〔神社比恵弘勇〕口鰐社天弁

蝦夷人え申渡

- 一、御制札三条の趣、可二相守一事。
- 一、公儀を重じ、親を大切にいたし、夫婦兄弟むつまじく、万事正路可レ致事。
- 一、喧嘩口論堅く禁止、島中仲よくいたし悪たくみを以つくのゐ等取候儀、決て致間敷事。
- 一、年頃になりしものには、女房を持せ可レ申候。一人にて妾を二人以上持候儀致間敷事。
- 一、漁業交易の儀は、請負被二仰付二候得共、仕入物等不自由なく相廻し候事は勿論、万事御手場所の通、聊相替儀なく取扱候事に付、請負人共の手につき、一同出精相働、永久繁昌致候様、心掛可レ申事。
- 一、其方共取扱向、其外都ての儀、御手場所中と相替儀は無レ之候得共、万一非分有レ之哉、又は難二心得二儀候はば、詰合え可二申立一事。
- 一、御役人当地え下り候事は、皆夷人衣食之艱難等無レ之様に、物々似御趣意被二仰付二候条、厚御仁恵の程忘却不レ致、難レ有可レ存候。依ては未々の夷人老人孤独の者共に至る迄、難儀不レ致様、可二心付一事。
- 一、夷人共、若病氣の者有レ之候はば、会所に可二申出、医師



も被<sup>二</sup>遣置<sup>一</sup>候事故、葉等被<sup>二</sup>下置<sup>一</sup>候間、其旨可<sup>二</sup>相心得<sup>一</sup>事。

右申渡の通、能々相守、惣夷人共えも為<sup>二</sup>申聞<sup>一</sup>、若異国船等見得候節は、会所より差図を請、島中取締方、平日とも可<sup>二</sup>心付<sup>一</sup>事。

『新北海道史』第二卷通説(一)

場所請負人の義務の条のうち、二分積金と備米積替えの制度は、文化九年の直捌制廃止によって生じたものである。備米積替えとは

「幕府は東蝦夷地直轄の際、各場所にも非常備米を分け、箱館備米の姿で場所毎に数十石ないし数百石を貯蔵して不時に備えた。これが文化十年(一八一三)直捌きを廃止した後は、場所請負人に保管を命じ、請負人の仕入米とは別に、毎年廻送する仕入米の内から積替させることにした。」

(渡辺茂『北海道郷土史事典』昭和四十年十二月)

というもので、二分積金とは

「文化十年、二分金と称して東西各場所請負人に命じ、新たに運上金の百分の二を年々松前奉行に差出させたもので(中略)、これをもって市中備米の購入、米倉の修繕、倉番の手当などにあて、町年寄に保管させ、貸付けを受けたものは年一割の利子を添えて返納した。」

(渡辺茂『北海道郷土史事典』昭和四十年十二月)

とある。ユウフツ場所の備米は、各場所同様文化三年(一八〇六)より設けられたと思われるが、その記録は見当らない。『松前蝦夷戸口其他』<sup>(2)</sup>によれば

文政五年年、御本国之部より公儀御引越ニ相成候東蝦夷地御備米左之通り

として、「ユウフツ場所、貳百九石八斗」と、記され、また安政三年の記録には「ユウフツ、備米貳百九石八斗 此俵五百貳拾四俵式斗」と記録され、この数量は直轄のころと变りなく遵守されていたらしい。

注(一) 『伊達家御用留』

## 第五節 勇払越え

### 一 記録からみた勇払越え

一七世紀のころ、いわゆる前松前藩時代は、松前から蝦夷地に行くには、二〇〇石乃至五〇〇石積の縄綴船によるのが普通で、特に奥地へ行くにはほとんど船路が利用された。これは、当時の蝦夷地における陸路は、全く困難を極めたからで、路と言ってもアイヌによる踏分け路を行路としたもので、かつアイヌを案内としなければ通行できなかった。正徳五年（一七一五）の『松前志摩守差出候書付』に

「一、蝦夷地より鳴々への渡り、十四、五里隔候所渡海船は、タカセ船程の縄とちの蝦夷船にて渡海仕候。

一、蝦夷地広狭の義いか程と申儀極て申がたく候。大低西の方ソウヤ迄、順風すぐれ候へば、船路五日路御座候。東の方ノツサフと申所迄も船路五日余も御座候。ノツサフより北の方ソウヤ迄の船路も、五、六日の積にて御座候。是は船頭水主等船の走り口にて申ならはし候積りにて御座候。

蝦夷の国の中は山多く有之候故、所により蝦夷人の通ひ申候山道、所々に有之候。此の方の人は破船などの節、稀に罷通り候故行程の積り曾て相知不申候。蝦夷地難所多く、人居無之に付、所々廻り申候て、見届候儀仕がたく候。」

と記すように、一八世紀の初頭でさえ、蝦夷地の交通はこのような状態であった。

蝦夷地における陸路の輪郭が、ややはつきりと文献に登場するのは、一七世紀中葉から十八世紀初頭にかけてのこ

ろである。すなわち『津軽一統志』に

下の国道積

一、松前よりくんぬい迄 四日

一、くんぬいよりうす迄 二日（但七里の渡有）

一、うすよりしらおい迄 二日

一、白笈よりさる迄 二日

一、さるよりしふちやり迄 一日

と松前より蝦夷地への陸路の所要日数が記されている。このうち、くんぬい（国縫）より、うす（有珠）までは、噴火湾の沿岸を回るルートがあつたが、静狩〜礼文華の険しい山道となるため、国縫より海路をとつて有珠に至る方法が主に使用された。また同書に

一、うすより十里ゑとも迄 此間三里計  
やち道有由

一、ゑともより七里半 たるまい迄

一、たるまいより四里半 いふつ迄是はしこつと申浜にてご座候由

一、いふつより四里 むかわ迄

一、むかわより二里 さる迄

とあり、海岸線に沿つて陸路があつたが、もちろんアイヌの踏分け路によるものであつた。

元禄十三年（一七〇〇）の『松前嶋郷帖』や『元禄御国絵図』に記された地名や蝦夷居所を見れば、すでに海岸線に沿つた陸路の存在をうかがうことが出来るし、さらに勇払より石狩に至る内陸の交通路も知られていたのである。

すなわち、この東西蝦夷地を結ぶ内陸路は、後に「千歳越」あるいは「勇払越」といわれた著名なルートであり、当時蝦夷地における内陸路として唯一のものであった。すなわち『松前鳴郷帖』には、つぎのように記されている。

いしかりよりいふつまでの蝦夷居所

一、ぬまかしら 一、夕ばり 一、あつ石 一、つうさん 一、おさつ 一、いちやり 一、つうめん 一、島まつふ 一、いべち

また 一、ついし狩 一、かばた 一、めいぶつ 一、夕べち

この地名は必ずしも石狩より勇払までの順序には並んでいないが、ほぼ内陸路に沿ってあったことは、『元禄御国絵図』からみても一致している。つまり同絵図によつてみれば、いぶつより川をさかのぼつて内陸に入り、ひょうたん形をした二つの沼を舟で越え、ぬまかしら付近に上陸、これより陸路となり、志こつ、つうさんを経て「四里四方程の沼」(長都沼か)を舟で渡り、いちやり、つうめん、志まつふ、ついしかりを経て石狩に至るルートが示されている。「いぶつ」は現在の勇払で、これは「イプツ」そのものの入口Vという交通路の入口を意味するアイヌ語であつて、古くからアイヌによつて開かれた内陸路であつた。文化五年(一八〇八)の『終北録』に

「西湖とは千歳(支笏)の長津沼をいふ。長津と宇都内(注ウトナイ湖)の水派は美々の原僅かに一里を阻つるのみ、剝舟は原上を提携して行くべし、故に支笏の舟越とはいふなり。」

というのがあるが、これは古い時代のアイヌの交通方法を示したもので、ウエベケレ(昔話)にも伝承されている。この内陸交通の状況については、『津軽一統志』にも

「石狩川口よりいへちまたと申所迄三日余御座候。此いへちまたよりしこつ、ゆうはりのぬまへ小船にて往来仕候由。」

と記され、また『寛文拾年狄蜂起集書』<sup>(3)</sup>にも

「はぼろよりしこつ、しらおい道筋、はぼろよりのぶしやと申所へ陸一日下り、のぶしやより川口迄二日さがり、いへつ川一日、一日

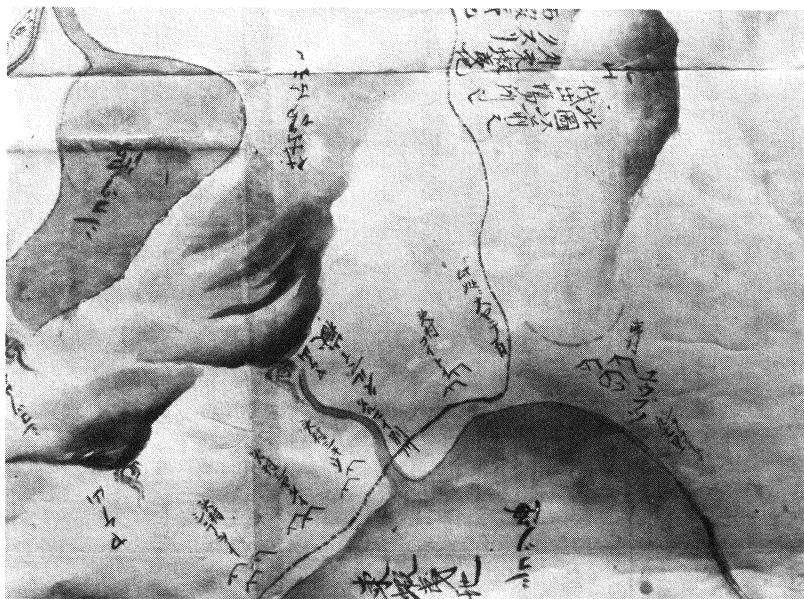
(羽幌)

(支笏)

(白老)

(信砂)

(江船)



石狩山伐木図〔岐阜県下呂町郷土資料館〕

舟に乗り登也、夕はりの沼一日乗り、夫より陸一日、日中し  
こつの浜へ出申候由。山々平地にて成程足場能御座候由申候。<sup>(3)</sup>  
などと記されているから、石狩よりしこつの浜（勇払）  
への路が、早くから開かれていたことがわかる。

一八世紀の半ばごろ、場所請負制の成立によって生産  
商業活動が活発化してくると、いきおい海路、陸路によ  
る人々の往来も繁くなってきた。元文二、三年、金鉱探  
索のため蝦夷地に来た坂倉源次郎は、『北海随筆』（元文四  
年）のなかで

「シコツよりユウバリの通路を追て亦西夷地の大道を開き、  
イシカリ川に船通路なす時は、東西の通路猶々自由たり。」<sup>(4)</sup>

として、東西を結ぶ内陸交通路開削の遠大な計画を披瀝  
している。

宝暦三年（一七五三）、石狩一三場所を請負った飛弾屋  
久兵衛は、同五年に石狩山の蝦夷檜（エゾマツ）の伐採を  
開始したが、そのころ描かれた『石狩山伐木図』<sup>(5)</sup>によれ  
ば、石狩からサッポロ川沿いに川をさかのぼり、内陸を  
山越えして東蝦夷地ゆうふつへ通じる山道を記している。

これは後に天明五年（一七八五）、林子平による『三国通覧図説』にみられる蝦夷図で、「石カリよりイブツ此間二十五里ノ山道アリ」としたものに似ている。

天明六年（一七八六）、幕吏佐藤玄六郎は蝦夷地調査の結果を『蝦夷拾遺』で、内陸路について次のように記した。

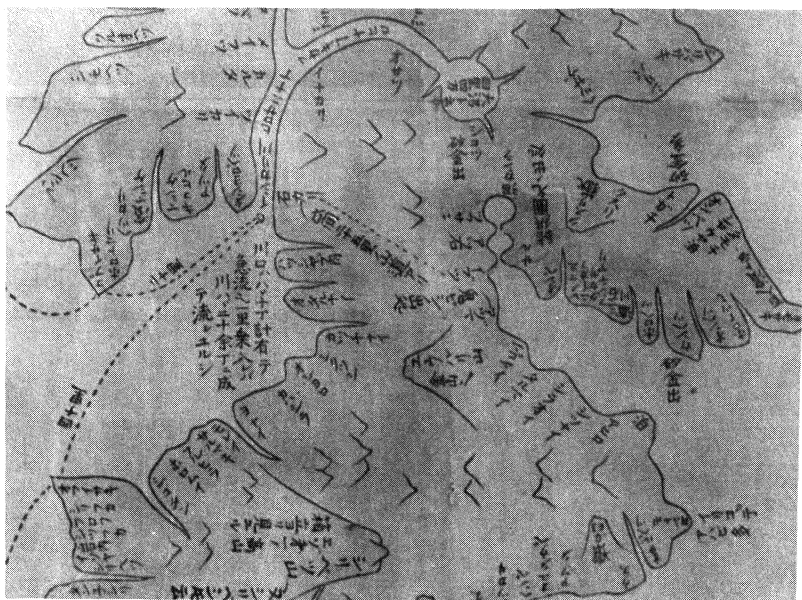
「イシカリ（中略）此地島中にての大河有り。蝦夷皆其流に臨て居、源は東部の地メナシ、ユウベツの諸山より流出で、遙か下り三川と成り、一川は北に流れてテシホ浜へ落るを以て是をテシホ川と云。其一片島の中央を西に流れ、諸山の谷川合流してイシカリ浜に落つ。即ち是をイシカリ川と云。蝦夷の川舟百里余は昇れども、其源の里数詳なる事を不知、左右平原の地広々として草木肥え、其幅員も難計。又流れに浜り、シコツ川に至り、僅の陸路を隔て、ユウフツ川に移り、南に向ひ行程四十里に不足して東海の浜に出づ。」

東海の浜とは勇払の地のことである。この記録は、蝦夷地の実地調査によるためか、『寛文拾年狄蜂起集書』などの聞書に比較して、格段の正確さがある。

寛政年間に入ってから、クナシリ・メナシの乱（寛政蝦夷乱）や、外国船の出没等があつて北辺がにわかに注目されるに至つて、つぎつぎと松前藩士や幕吏等による巡検が行われた。この結果、内陸路についての詳しい記録も残されるようになった。寛政四年（一七九二）、幕府が宗谷場所を試みた御救交易の一行に加わつた串原正峯の記録『夷諺俗話』に、「石狩川シコツ越の事」について、つぎのように記している。

「ソウヤより松前へ帰郷の節、イシカリ川より夷船にて東蝦夷地シコツといふ所へ出たり。イシカリ出舟して其夜はトマ、タエといふ所に止宿し、此川筋止宿はみな二日目イベチといふ所へ着船。三日目シコツえ出たり。夫より山越をしてビビといふ所より又船に乗る。此所よりは夷の丸木船にてユウブツといふ所へ着船せしなり。イシカリより川路山越とも三十六里余なり。」

この記録にあるように、石狩より勇払に至る内陸路を「シコツ越」と称し、これに要する日数は四日であつた。



三国通覧図説付図（天明5年）

また、寛政十年（一七九八）、幕府の蝦夷地調査に同行した武藤勘蔵の『蝦夷日記』<sup>⑦</sup>によれば

「<sup>七月</sup>廿五日、シコツ越とてイシカリ川を船にて登る道あり。此道を出立す。トイシカリといふ所にて船中に泊す。

廿六日、未明に出船、イザリ川といふ所にて日もくれ、又々船中に泊す。二夜とも大小便は上陸し、山中へ通ふ。其たびに蚤の如き虫、股膝頭の下、足の甲まで一面真黒にたかり、むさき事がぎりなし。山中には熊、兔など沢山居るよしなり。

廿七日、夕がたシコツに着船、一日逗留。

廿八日、同所出立。船路にて東蝦夷地ユウブツに着船。一日逗留。」

と記し、四日間行程で勇払に至ったことを述べておりまたこの内陸路を「シコツ越」と称している。また寛政十一年（一七九九）幕吏遠山金四郎の『未曾有記』<sup>⑧</sup>にも「口蝦夷と奥蝦夷を弁する处は、瓢箪の中くびれたる形の所をシコツ越とての山路有と云。」と記しているから、この内陸路は初め「シコツ越」と唱えられていた。

以上のように、幕府直轄以前の内陸路は、石狩より舟

でさかのぼり、途中ツイシカリ（対雁）イチヤリプト（漁川河口）、シコツ（千歳）で止宿し、さらに山道を越えてビッヨリまた舟行し勇払に至る四日の行程で、その距離はおよそ三六里と称せられていた。

注(1) 扇谷昌康『千歳越えの記録―その歴史と現状』苦小牧地区自然保護関係調査報告書、昭和四十八年三月

(2) 『苦小牧町史』昭和十五年五月

(3) 『日本庶民生活史料集成第四巻』昭和四十四年六月

(4) 大友喜作編『北海隨筆・松前志・東遊記』北門叢書第二冊、昭和四十七年四月

(5) 飛弾屋文書『石狩山請負伐出之場所』

(6)(7) 注(3)に同じ

(8) 市立函館図書館本による。

## 二 沿岸路の整備

寛政十一年（一七九九）、東蝦夷地が幕府の直轄地となるに及び、幕府は国防と開拓の必要から、特に箱館からエトロフにかけての交通施設の整備を急務として主力を注いだ。すなわち

「蝦夷の地は盡く嶮岨にして通路自在ならず、所としては人人蹟を絶え、其海岸搔送り舟をもつて漸々に通路をなすといへども、風順よからざれば舟行の道をたち、徒に風を待て日を送る。かくては事あらん時急を告るに妨あり。亦常に往来の煩ひなれば、ことごとく道を開て通路をつけ、往来の煩なからしめ、又数里の間旅宿なければ、旅行のもの野宿の勞にたえず、前にいふ所の官舎を建て旅宿とせん。先是等の数事をさしあたる所の急務として手を下さむ。」

（『休明光記巻之一』）

という方針で、幕府は蝦夷地各地の交通路の整備に着手した。



道路の開削は、寛政十年（一七九八）、近藤重蔵によるビタタヌンケ、ルベシベツ間の山道開削が、蝦夷地における道路開削の嚆矢であつた。翌十一年には様似山道、猿留山道を開削させた。また長万部、虻田間も寛政十一年、松前藩に命じて開削に着手したが完成せず、文化三年に至つてようやく竣工した。

このような努力によつて、蝦夷地の交通は未だ完全とは言えないまでも、風浪の日でも人馬の通行には差支えがないようになり、また従来の迂回する所には近道を開いて里程を減じ、交通には大いに便宜を与えた。享和三年（一八一〇）、『休明光記』は次のように記している。

「東蝦夷地エトロフ嶋迄松前より凡三百里、箱館より二百七十余里也しが、追々場所々々にて山道をひらき、近道を附たる程に、今の里程左のごとし

（中略）

ホロベツよりシラライ迄、七里七町、但休所アイロ

シラライよりユウブツ迄、九里、但休所コイトイ

ユウブツよりサル迄、八里、但休所ムカハ

また、幕府は道路の開削と同時に、各地に旅宿所を設けた。東蝦夷地では初め会所と同じであつたが、後に宿泊には別棟を設けるようになり、これを旅宿所または通行家と呼んだ。さらに場所と場所との間の道々には昼休所あるいは小休所などを設け、また大川には渡船を置いて、交通の便宜を図つた。ユウブツ場所におけるこれらの事情を、文化四年（一八〇八）の『蝦夷地海陸道法図説』によつてみると

一、シラライより 九里、コイトエ昼所迄四里半、同所入口有、船渡、エソ家拾軒斗有、会所前弁天ノ小社アリ。

是ヨリユウブツ迄砂浜ナリ。サタイ迄一里半斗、同所入口有、船渡、エソ家二軒斗、是ヨリコイトエマテ三里ノ間、所々川有、何レモ橋アル也。

コイトエ昼所、小屋等エソ家一軒有、是ヨリヘツヘシ迄二里廿四町、此間川有、歩行橋アリ、ヘツヘシ、エソ家アリ、是ヨリエウフツ也。一里半余ノ間、川二筋有、何レモ橋アル也。

一、エウフツヨリ 八里、下武川昼所迄四里余、同所入口川有、船渡、会所杯モ近辺ノ大会所也。通之内番付之板蔵八番迄見ル。鮭サルマテ

大漁ノ場所ノ由、通ノ内エソ家五、六軒有。出口左ノ方弁天之社アリ。

是ヨリホンヘツマテ二里半斗。同所入口川アリ、船渡、エソ家拾二軒斗有。

是ヨリアツマ川迄一里斗、同所船渡也。

是ヨリ下武川迄一里半斗、新野道之中程、小休所有。

下武川入口、川有。船渡、同所八王子同心者開発畑アリ、作物相応ノ内、右御同心是ヨリシラヌカ迄ノ間、百五拾人ノ在住之内、文化元年不<sub>レ</sub>残御引払也。

下武川昼所也、是ヨリサル川迄三里廿町之間、チウタイ番所迄四五町、エソ家アリ。

是ヨリモンヘツマテ拾町斗、同所エソ家アリ、是ヨリサル迄二拾町斗也。

とあつて、施設の整備のほどが知られる。

当時ユウフツ場所は、「下宿所、三ヶ所」といわれ、その宿泊料は

「南部、津輕勤番、並蝦夷地通行の者旅籠代

一、泊一昼 錢五二十五文、但夜具持参の者は百五文

御用地支配人、通詞、番人 一泊一昼錢九十六文

一、御役人家来へ夜具貸候は、損料夜具一つ錢六文

一、駄賃本馬一疋の割合一里四十文づつ白老へ、一里十四文づつ砂留へ」

とされていた。また、この記事にあるように通行家は人馬継立も取扱い、急を要する場合は、早馬、早走、早船などの用意がされ、これには会所の番人およびアイヌが人足として使われた。

東蝦夷地で馬が使用されたのは、寛政蝦夷乱の折、松前軍が馬二〇頭を持って砂原から絵鞆へ渡ったのが最初である。その後、その馬を留めたのか、有珠で若干飼育され、様似までの運搬に使用されていた。<sup>(2)</sup>さらに寛政十一年、東蝦夷地の山道が開削されると、幕府は馬六〇頭と牛四頭を南部から購入して、これを各場所に配当して駄馬の用に供した。この駄馬については『休明光記卷之二』に

「先達て出立の官吏ども、南部に於て馬六十疋、牛四疋を買上り、場所々々に畜ひ置て日用を弁せしむ。此牛馬廻りたる時、蝦夷人共はじめて見るがゆへに、驚き恐れて近寄ものなく、後にはつかい馴て悦事かぎりなし。此牛馬年々に子を生じて、今蝦夷地にみちくたり。」

と述べている。文化四年（一八〇八）の田草川伝次郎の『西蝦夷日記』によると、当時、ユウフツ場所の馬は「千年川、馬四十疋程有之」「勇武津に馬四十疋程有之由」とあり、また文化六年（一八〇九）の『東行漫筆』には「馬五十匹」と記しており、馬は駄馬としてばかりでなく、後には千歳のサケを運搬するための荷馬車用にも利用された。

人馬賃銭は、享和三年（一八〇三）、一里に付き人足一人銭二〇文、馬一頭銭四〇文とし、山道は人夫賃二割増しと定められた。<sup>(3)</sup>なおユウフツ場所における規定については、前述のごとく、馬一頭一里につき、白老へは四〇文、沙流へは一四文となっていた。

注(1) 市立弘前図書館本による。

(2)(3) 『新北海道史第二巻通説一』

### 三 内陸路の開削

東西蝦夷地の連絡路としての役割をもつ「シコツ越」の内陸路は、幕府直轄下ではどのような状態であつたろうか。直轄二年目の享和元年（一八〇一）、この地を通つた幕吏磯谷則吉の『蝦夷地道中記』は、つぎのように記している。

「四月（注五月四日）、辰刻過小舟に乗りてユウフツ川を登る。凡十間余にして浅き川なり。二里斗にして湖に至る。廻り凡三里もあるべし。中央を通りて又一里半斗にしてビッ<sup>①</sup>と云所に至、三四家ありてシコツより鮭を運送す。此所にいたり川内いと狭くしてチブさへ横たへかたし。

チブは蝦夷舟の名、巾二尺四五寸、長一丈斗り、木をくりて両端に一尺斗の板を付、木の皮を以て結付たり。是より林中を行事半里にして左右眼の及限甘棠の花盛なる事壹里に及ふ。其景色行過かたく覚ゆ。

ロウサンと云所の会所に至、某公より道をはやめよと手残し為れば、いそぎ支度して申刻過ウツロ舟に乗

此舟は巾二尺斗、長二間斗の太木をくりたる也。棹取の夷人三人、番人一人惣而七人座したりて、自由なりかたし。シコツ川を下る。早き事矢のことし。壹里半斗にしてオサツトウに至る。周廻凡五里斗もあるべし。

湖沼などの事を夷人唱てトウと云、本邦にても池、沼の事を堤といへば、是もツツの事にて塘なるべし。

ロウサンより三里余にしてイヒツと云所に至る。」

また石狩より内陸路を利用して勇払に至つた記録としては、文化三年（一八〇六）の『東海参譚』があるが、すでに本章第一節において述べた通りである。さらに文化三年の記録によれば「ユウフツを發此日東海を離れ西浜に貫き出づ。是をユウフツ越といふ。」と記している。これらによれば、内陸路のコースは前代同様であるが、従来「シコツ越」といわれていた内陸路は、「ユウフツ越」とも称していたことが知れる。その里程は

勇武津よりビッ迄

五里

ビッより千年川迄  
 千年川よりイサリフト迄  
 千年川より石狩迄  
 武里  
 五里  
 凡廿五里



川舟の図 (安政4年・石狩日誌)

といわれ、したがって勇払より石狩までは水路三〇里、陸路二里で、合計三二里の行程であったことになる。

(『東蝦夷地各場所様子大概書』)

水路を航行するには普通、アイヌの丸木舟を利用した。『蝦夷地道中記』の記事にみられるとおり、勇払川でチブと称した蝦夷舟は「巾二尺四寸、長壹丈斗り、木をくりて両端に壹尺斗の板を付、木の皮を以て結付たり。」というからこの丸木舟というのは板綴舟、または縄綴舟といい、アイヌ語でイタオマチブといわれる種類のものであり、また千年川に使われたという「ウツロ舟」は「巾二尺、長さ二間斗の大木をくりたる也。」としたもので、これは普通の丸木舟、アイヌ語で「チブ」といわれるものである。昭和四十一年七月、当市沼ノ端勇払川河岸で丸木舟が発掘されたが、これによると五隻のうち三隻がチブで、他はイタオマチブであった。それぞれの大きさは七〜九メートル程度で、種類による差異はないが、チブには櫂<sup>かい</sup>あるいは棹<sup>さし</sup>などの推進具があったが、イタオマチブには発見されていない。これらの丸木舟が勇払川の河岸に、繫留された状態で発見されたことは、文献上の史実を裏付けるものとして、貴重な資料である。<sup>(2)</sup>

文化四年、西蝦夷地が上地となり、蝦夷地がすべて幕府の直轄地となったが、この年、石狩からシコツ越で勇弘に  
来た田草川伝次郎の日記<sup>③</sup>に、つぎのように記している。

「十月十日

一、朝五時頃イシカリ出船川筋上る、船中に而昼弁当、トウベツより少し行日暮、夜九時過ツエシカリへ着、泊小家に而食事いたし  
明日食物仕入等同所に而為致、曉七時出来に付同所出船兩人にて図会一艘

□蝦夷人並蝦夷地稼之もの共は、川筋くり舟に而往來いたし候へども荷物も多く其上雨天等之節不弁利之趣に付、舟之儀忠兵衛  
より相糺候處、左候は、図会に而弁当可致旨、猶又自分へも承合に吉場所支配人昨夜來候間、図会宣候旨申遣、尤くり舟よりは  
舟行遅く候旨申聞之

一、イシカリ川筋左右山不見、一円平地林木茂り川岸川柳一円有之、折々鮭漁小屋あり、是はイシカリ川口よりサッポロ迄之間、川  
丈け百里余之蝦夷集り鮭漁の所のよし、秋味荷物積出し夫より銘々食料を取干上げ、追々本宅へ戻る此節もいまだ漁小屋に居るも  
のも有之、今日も帰舟多有之

一、石狩川筋右之方に川尻有之分

ハツシャブ

サッポロ□トウベツ其外夷家あり

ツエシカリ

ツエシカリ泊小屋は川尻より余程左にあり、左には川無し

一、行程凡十二リ

くり舟に而も短日之頃は朝六時頃より出精候而も夜に入よし

一、ツエシカリ泊小屋は石狩より建しよし、誠之小屋也

十月十一日己卯 晴昼前より雨夜中不止寒風無之

一、明け七時頃ツエシカリ出船、イベツプトより夜明、シユママツケ辺に而日入、夜九時頃に至り雨強風も出、蝦夷人こゝえ難儀之由ニ付、川岸に船繋ぎ岡に而火を焚、夷人番人等夜を明す

但船中に而昼食は致す、夜食は焚所無之に付不食

一、ツエシカリより一り程行、右ヘイベツプト川筋へ曲る、川尻に而は巾四五十間あり、追々細く成、水深し、此川筋左右とも石狩川同断、両川とも川中立木流還り所々有之、舟路六ヶ敷

但ブトは川尻之事也

一、イベツ川左はユウバリ川尻あり、右にシユママツ川筋あり、夫より繋船之所迄枝川無之

一、行程繋船之所迄凡十二三り

十月十二日庚辰 雨暁少々雪降風無之寒

一、六時頃繋船之所より出船、暫行イチャリプト泊家より番人迎舟に而來、昨夜來候所行違ひシユママツケ迄引返し候由申聞、朝五時過イチャリプトへ着、泊家へ止宿

但イチャリプトよりユウブツ□なり、シコツ<sup>千年川</sup>とも云<sup>川</sup>会所より番人來取扱、平生は明家のよし、然ども大成家作に而玄閑座敷も二

間、次之間も三ヶ所程勝手広く道中本陣風之作り也

一、イベツ川筋右に枝川イチャリプトと云ふ、直に川口に泊家あり

一、イベツ川上はシコツ沼のよし

一、行程二り程

一、シコツ迄陸路有之旨石狩支配人申聞候に付、泊家番人に承候処、野地水深く蝦夷往來も無之由、尤シコツ川尻迄は図合に而宣、同所よりハシコツより川舟相廻候段申聞候に付、石狩より附添來番人へシコツ川尻迄図合に而相越候段申渡

一 (中略) 一

一、イベツプトよりイチャリプト迄川筋泊家夷家等無之

一、石狩よりイチャリブト迄行程

凡二十五里、是はシコツ番人に尋問所右之通答ふ、其外石狩之もの杯に尋候而も里数不 此里数相当なり

十月十三日辛巳 暁雪少降寒 明より曇夕方薄晴風無之寒寛方

一、五時前イチャリブト出船、ヲサツ蝦夷乙名家に而昼弁当遣ひ、同所迄石狩図会に而來同所迄千年川よりくり舟数艘、此方乗船はアツツ舟と唱來たり舟程の舟に、屋根附なり、夫より右船乗替七時過千年川へ着、泊会所

一、今日は水増有之、ヲサツ迄図合相越水少き時はヲサツ沼口より小舟のよし

一、ヲサツより千年川枝川、夫より千年川上る、此川水流早、夫ゆえ図会は不通

— (中略) —

一、ヲサツは沼へ落る川なり、千年川より小川也、此川少し上り夷家あり、同所に而昼休又元の沼へ戻り千年川枝川へ入、沼を行は少しなり

— (中略) —

一、行程四り半程

十月十四日壬申 雨大降東風気寒寛夕方雨止申の風大に強寒強

一、五時過千年川出立、ビビ迄陸路、同所番家に而小休、同所より乗船ビビト番屋に而昼弁当遣、七時前ユウブツへ着岸、泊会所

一、陸路平地に而先年タルマエ山焼砂降候由に而、道筋其外一円焼砂故道至而よし、尤左右一円平地

一、ビビより小山連る、ビビ川の源也、山間より出る水なれども末に沼ありて水渴く事なしと也、源より通船相成

一、乗船はアツツ舟に而屋根無之、文右衛門先へ行、とまにて屋根仕立乗、荷物も少々積入、外荷物くり舟に而行

一、道筋陸路二り程、ビビより沼迄二り程下り、沼三十丁程渡此沼長一り程夫よりユウブツ川下る二り余

— (中略) —

一、ユウブツ辺迄都而焼砂地也、石狩よりは迄始終左右山無之渺々たる平地なり



— (中略) —

一、行程七リ。

この記録にあるように、石狩より千歳まで四日、千歳より勇払まで一日で、合計五日を要している。これは文中にもあるごとく、石狩より千歳川口までは図会船を利用したためで、船足が遅くしかも千歳川は急流のために、丸木舟に乗りかえている。図会船とは

「長七間、巾七尺、深貳尺五寸、鮭、鮭等都て漁船にこれを用ゆ、此度巡行乗船にもみな此船を用ゆ。」

(武藤勘助『蝦夷日記』)

とあるように、当時としては比較的大きな漁船で、沿岸の舟路に用いられたものであった。だから普通の場合に比べて一日多い日数となったものである。当時、石狩から千歳までの所要日数は、前代同様に三日で、千歳より勇払までは一日の合計四日となっており、道中の宿泊地はツイシカリ、イチヤリフト、千年川(千歳)で、ツイシカリ、イチヤリフトには番屋があつて旅宿の便を図っていた。

また、勇払より石狩へ出るには、前述の『蝦夷地道中記』のように、一日で越えた例があるが、それは特例で、普通は「千年川より石狩迄川路貳□里余、石狩二日にて下る。」とあるように、二日路の行路であつた。これは、勇払、美々川の流れが緩慢で、溯行には大した障害もなく、また千年川より石狩間は、距離こそ長いが流れに随うので、溯上よりずっと早かつたことによるものである。

さらに当代における交通路の整備については、内陸路の開削がある。すでに述べたように、寛政十二年、皆川周太夫による内陸路の計画は、惜しくも実現をみるにいたらなかった。しかるに文化年間になって、ユウフツ場所の惣支配人をしていた山田文右衛門によって、美々、千歳間と、千歳、漁太間が開削された。『新選北海道史』に



美々山道付近（昭和49年）

「ビビ、千歳間は文化中修築して馬車を通ずる様にした。千歳、漁太間六里も亦文化中に開鑿されたと言はれて居る。」

とあり、また『北海道道路誌』<sup>(5)</sup>にも

「ビビ千歳間は文化年間開鑿せる所にして車馬を通す。又千歳漁太間六里も文化年間に開鑿せり。」

とし、さらに

「文化年間開鑿せる千歳越、千歳ビビ間は山田屋文右衛門の開く所なりしか其後文右衛門は勇払場所請負人となり千歳も同場所内にありて従来多額の鮭を産せり是れ蝦夷地に於て荷馬車を使用せる嚆矢にして特筆すべき事件たり弘化の頃は千歳に馬二十七、八頭、車二十挺許ありしと云ふ。」

と記している。もともと美々、千歳間は古くからアイヌの踏分け路であつたものであり、また千歳、漁太間も「シコツ迄陸路有之旨、石狩支配人申聞候に付、泊家番人に承候処、野地水深く蝦夷往来も無之。」<sup>(6)</sup>というように、踏分け路程度はあつたらしい。それが、東蝦夷地が幕府の直轄となるに及び、ヲサツをはじめイチャリフトで獲れた産物は、石狩へ出さずに流れの急な千歳川をさかのぼつて千歳で陸揚げし、そこから美々まで陸送して、再び

美々から勇払に運ぶという不便なものであった。また美々、千歳間の山道も『東夷周覧』に

「三月末ヨリ夏マテ男女トモ冬稼ノ産物過狢魚ヲ「シコツ」ヨリ二里余ノ山中ヲ背負ヒ、夫ヨリ五里余川船ニテ積クダシ「ユーブツ」  
浜ニテ船積ノ助ケヲナス。」

というように、大量の生産物を運搬するために、かなりの労力と日数を要するので、これらの面を改善するために行われたのが、これら荷馬車道の開削ではなかったろうか。また、その開削年代は、記録では文化年間ということであるが、おそらく文右衛門が場所惣支配人をしていた文化五、六年を前後するところであろうか。いずれにせよ、松浦武四郎が

「従<sup>レ</sup>是は文化度山田屋文右衛門なる者切開きしと云街道なれば道巾広く、秋過る頃はイザリ・ムイザリの鮭を牛馬車の三品にてビ  
ッに下る道なり。」

(松浦武四郎『西蝦夷日誌』)

と記したように、馬の背や牛車によつて大量のサケが運ばれるようになって、この山道は正しく産業上からみても重要なルートとなったのである。

注(1) 『苫小牧町史』に、文化三年七月四日会津の儒者高津奏平及南部館野瑞光、所録の従軍記という。

(2) 苫小牧市教育委員会『苫小牧市沼ノ端丸木舟発掘調査概要報告書』昭和四十一年七月

(3) 田草川伝次郎『西蝦夷日記』

(4) 『東蝦夷地各場所様子大概書』

(5) 北海道庁『北海道道路誌』大正十四年六月

(6) 注(4)に同じ

## 第六節 勇武津不動と千人同心墓碑

蝦夷地における宗教の伝播については、すでに前章第五節においてその概略を述べたが、東蝦夷地が幕府の直轄となつてから仏教史上特筆すべきものとしては、蝦夷三官寺の設立があつた。すなわち幕府は文化元年（一八〇四）、有珠に善光寺（浄土宗）、榛似に等澍院（天台宗）、厚岸に国泰寺（禪宗）を建立し、善光寺は山越内から白老まで、等澍院は勇払から幌泉まで、国泰寺は十勝以東と島々までの地域を受持たせ、それぞれ米一〇〇俵と一二人扶持、金四八両の寺禄を受け、住職は本州の高僧をもつて任命した。

そもそも徳川幕府は宗教の中央集権化を図り、末寺や出張所的な堂庵は許可されていたらしいが、新寺の建立は文化元年（一六五八）以来禁止していた。したがつて文化元年、三官寺を建てる際にもこの禁止令が問題となつていたのであるが、

「蝦夷地へ此方より参り居るもの死亡の時葬るべき場所老ケ所も取立、墓守の僧差置、なお追々都合次第少々宛も取立申度、新規の寺院建立の事は元禄年中停止のよし聞及びたりといへども（中略）蝦夷地は外国の境にて追々御世話もある事なればくるしからず（中略）蝦夷地へ在勤の者末々までにては人数も不<sub>レ</sub>少、南部、津軽より参り居る者もあり、夫等の内死失の時、簡易に取計の爲にも成べきにより、寺院ありてしかるべし。新寺造立は制禁たりといへども、彼地往々宗門等取締にも可<sub>レ</sub>然哉、尤夷人共葬理の事は仕来りを変へさする杯いふ事にはあらず、彼等自然と本邦の風俗に移り来る事を亦制すべきにあらず。」

（『休明光記巻之五』）

という理由で設立された。それは当時千島方面に南下していた、ロシアのギリシャ正教（キリスト教）の進出を防ぐ



勇武津不動（勇弘）

ためと、北辺警備兵の精神的安定をはかり、死者が出た場合の弔葬のためなどに備えたものであった。<sup>(1)</sup>すなわち前者の意図は、直轄開始と同時に各地の場所々々の会所に、つぎのような「法三章」を制札に掲げ、それを遵守することを定めていることから理解できる。

掟

- 一、邪宗門にしたがふもの、外国人にしたしむもの、其罪重かるへし。
- 一、人を殺したるもの、皆死罪たるへし。
- 一、人に疵付、または盗するものは、其程に応しとかめ有へし。

文化二年四月

（東寧元稹『東海参譚』文化三年、「日本庶民生活資料集成」第四卷）

また、これは仏教ではないが、近藤重蔵がアイヌと和人の同化を図るため、アイヌの間に伝えられているオキクルミ伝承を、義経渡島の伝説に巧みに利用して、日高門別のシノタイ浜に義経の木像を安置して小祀を建てるなど、幕府の宗教政策の態度をうかがうことができよう。

当時ユウフツ場所は、前述のように様似等澍院の管轄下あつて当地には寺院はなかったが、弁天社や不動堂の小祠があつた。弁天社は直轄以前より勇弘川を隔てた東側にあり、不動堂は会所の東位に位置していた。この不



勇武津不動尊堂〔勇払〕

動堂が、現在勇払の妙見堂にある「勇武津不動尊」(波切り不動)の前身であろうと思われる。不動尊は長さ〇・九〇メートルの石面の正面に不動明王を陰刻し、台座に「勇武津不動」、側面に

享和三年癸亥五月建之

願主 高橋 治太夫

河西 祐助

支配人 甚右衛門 庄兵衛

通詞 重次郎 吉兵衛

与四兵衛

金兵衛

外惣番人

と刻まれている。

すなわち、この不動尊は享和三年(一八〇三)五月、当時のユウフツ詰幕吏高橋次太夫と、同河西祐助等によって建立されたものであり、当時の社会状況から、外には外敵退散、内には災害病魔の廃除、家内安全を祈って、

当地に來た武士や会所關係者等の不安動揺を除こうと願ったものといわれる。<sup>(2)</sup> また時代はやゝ下るが、この不動尊に奉納された守り札に、つぎのようなものがある。

弘化第三二年

象頭山

奉修不動明王護摩供二夜三日家内安全祈攸

五月吉良日

金光院

慶応二寅年

豊浦山

奉納不動明王護摩供二夜三日海上安全如意満足祈処

神上寺

これを見ると、後には海上安全を祈る海運業者や漁業者の間にも信仰されていたことが知れる。このように不動尊に対する信仰は幕末期を通じて民間にも強く支持されたが、土地の人々はこれを「波切り不動」と呼び、つぎのような伝説さえ生まれている。

「享和の頃、マコマイに夜ごと夜ごとにあやしい火があがる所がありました。近所の人は不思議に思ったけれども、おそろしがつて誰も近づいて見る人はありませんでした。そのうちに、あまり噂が高くなつたので、放つてもおけなくなつて、有志の人々が相談し火のあがる場所を掘つて見た所、不動さんの御像が出て來たのです。お不動さんは人に踏まれるのがおいやだったのでしよう。有志の人々はそのお不動さんを持歸つて勇弘にお祀りしました。それがこの「波切り不動さん」なのです。」

(近江謙三『勇弘に現存する石仏の研究』)

勇武津不動尊とともに、当代の面影をしのぶ手がかりとなるのは、現在も勇弘の地に遺存されている千人同心の墓

碑であろう。千人同心の記事については、すでに第二節に述べたが、これに関係ある墓碑は、わずか四基にすぎない。しかしここには千人同心以外にユウフツ場所関係者等和人の墓碑もあり、これら一八基を「蝦夷地開拓移住隊士の墓」として、昭和三十一年三月十日、苦小牧市記念物史跡第一号に指定されている。以下これらの墓碑について述べればつぎのようになる。<sup>(3)</sup>

## 一 八王子千人同心子弟とその家族

### 1 井上忠左衛門

寛政十二年庚申十二月九日亡「武州多摩郡関戸村産、千人同心小屋頭」と墓の右側に刻まれているこの人は、異境勇払の地に入殖したその年の瀬に不幸永眠したのであって、文字通り八王子方第一陣百名の最初の犠牲者である。法名は墓碑には刻記していないが、様似等澍院の過去帳には、前述第二節のように記録されている。かの『桑都日記』に原半左衛門に従った第一陣の「百人の衆姓名載者如左」の九人の小屋頭の六番目にその名前があつて、職制上の役職者である彼は相当の年配者とみられ、不幸酷寒の凍土に永眠したのであるが、「施主井上林蔵」と左側に記してある。

### 2 小嶋宗十郎源正芳

寛政十三年辛酉正月十五日亡。墓の右側に法名を「智蔵即満居士」と、左側に「武州多摩郡野呂村産□施主身寄中」と刻まれている彼は、忠左衛門の没後わずか一月足らずで、この地に伏したのであって、墓石の材質、墓形ともに井上と同じであるが、苔むした軟質の墓の文字も一八〇年近くの風雪に荒されていて、文字の一部は明らかでないが、『桑都日記』の名簿と『等澍院記録』からして、彼であることが考証される。

### 3 井上、村田、森田、浅沼、飯田、青木。





蝦夷地開拓移住隊士の墓

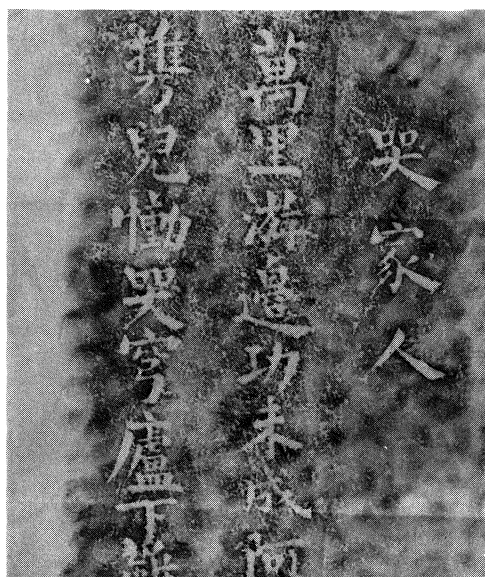
前記の二基と同質のこの合同の墓は、どのような事情によってか半折しているため、下の方の名前が不明である。裏面に「有塚…、精霊…、文政辛…、建之…」と列記してある。文化四丁卯年（一八〇七）三月、幕府が全島一円を直轄支配したのに伴って、河西祐助は箱館奉行の調役下役に、原兄弟配下の手附の者は、正式に同奉行同心の身分に登用されて、多くの者は白糠、勇払の入殖地を引揚げ、さらに文政四年辛巳（一八二一）、蝦夷地の松前復領に伴い、幕府関係機関の撤収となったが、この機会に物故者有縁の者たちが合同墓碑を建立して、冥福を祈ったものと推測される。

ところで『等澍院過去帖』によると、「原半左衛門手附者」と特記し、「井上長治郎 享和辛酉四月十五日 アツマニテ」「森田勘次郎 享和元申子二月五日」「浅沼卯之助 享和元年二月十九日 アツマニテ」「飯田一作 享和元年辛五月十九日 ユウフツ」「青木平左衛門 享和元申子アツマ詰」「村野宇助 享和元年申子三月十日」とあってこの氏名は『桑都日記』の名簿と一致している。なお「村

田」の姓は、この名簿と『等樹院記録』にはないが、右の「村野」姓と同一人物と考えられる。彼等は浜厚真の川口に駐在して警固に当たっていたが、入地の初冬のきびしい寒気にたえず、相ついでこの地に病没したのであって、同地の「有塚」のこの合同碑を後年半折して勇弘に移したものと考証される。

4 河西梅女

「清涼院蓮室浄香大姉 享和三癸亥歲五月二十二日亥中刻寂」と正面に、裏面に「東蝦夷地勇武津在 河西祐助知節 猪子氏女俗名梅 行年二十五才」と刻記した悲哀の人・「夜泣き梅女」のこの墓は、東蝦夷地最初の在住家族の墓であることは先に触れた。左面に陰刻した



河西梅女墓碑拓本の一部

哭家人 河西知節

萬里游邊功未成 阿妻一去旅魂驚

携兒慟哭穹廬下 難盡人間長別情

（萬里の邊に遊びて功未だ成らず

阿妻一たび去つて旅魂を驚かす

兒を携えて慟哭す穹廬の下

（？ 難し難し人間長別の情）

の七言絶句こそ、二人の幼兒を残して他界した愛妻を恋う夫、祐助が詠じたのであって、後の世の人の涙してもなお余りあるばかりである。墓碑群のうち最も大きく、

家紋刻みの硬石のこの墓は、今に至るまで碑の文字が鮮明であつて、おそらく八王子近在の関東石材を、河海を舟行して勇払に揚げ、安置したものとみられる。

## 二 箱館（松前）奉行の役人とその家族

後幕領時代に他界した人たちばかりであるが、年代順に掲げると

### 1 喜多川普治安親

硬石材の墓の正面に、「安政四丁巳年七月十一日」の没日とともに刻まれた法名は「澄月院円心成徳居士靈位」とあつて、台石に「喜多川」と横書し、裏面に氏名が右のようにある。同姓の貫一が「勇払同心」とあることから、この人は勇払詰合の役人であつたと認められる。

### 2 三宅五郎治藤原美忠亡姉

「淨地院蓮妙香大姉」と正面に刻まれているが、『等樹院記録』では「ユウフツ詰合三宅五郎治母」とあり、墓の没年は安政五戊午年五月二十一日と記している。ちなみに安政三年正目以降の箱館奉行御用留中より諸役人をみると

「調役下役鈴木庄助伴見習蔵郎、同心木村源次郎、三宅五郎治、右の通場所詰候間其段心得、尤も下役以下家内相連候間、無差支様手配可致候」

とあつて、妻子同伴の五郎治は一時増毛詰となつていたが、慶応代（一八六五より）に苫小牧に移住し最古老となつた八戸伊与吉翁の談話に

「公儀ノ役宅（注勇払会所）三棟、同心二人、上役二人居レリ。同心ニハ三宅五郎次（後ニ増毛詰トナル）云々。」

（『苫小牧町史』昭和十五年）

とある。

3 鈴木庄助重秋・鈴木歳郎妻香女

墓の左側に

鈴木庄助重秋 文久三癸亥六月二十二日寂

鈴木歳郎妻香女 同年八月十日寂

と刻み「鈴木歳郎源重禮造之」と結んである家紋入りの硬石材の墓は、調役下役として勇払場所詰合の最上位の役人であつた父と、わが妻を葬つて建てただけに、梅女の墓について一きわ目立っていて、父子二代にわたつての勇払上役在住の活躍がうかがわれよう。

墓の正面に「全性院積善餘報白菴居士」と記し、『等澍院記録』の「ユウフツ定役鈴木庄助」の法名と一致している。また妻香女の法名は「芳月院貞心清容大姉」と刻まれて併記され、台石には「鈴木氏」と横書きしてある。

4 保坂忠蔵

文久癸亥年八月十六日没のこの人の法名は、正面に「秋峯静覚居士」と刻記し、右側に「三宅義忠造之」、左側に「俗名保坂忠蔵」とあつて、勇払同心三宅五郎治の有縁者とみられる義忠が建てたことがわかる。

5 喜多川貫一源重安

文久三癸亥八月十八日没日の彼の墓は、「鈴木歳郎源重禮造之」と左側に記し、正面に「徳光院晴岳了善居士」とあつて、家紋の下に法名が刻まれていて、『等澍院記録』と合致している。この記録に「ユウフツ同心」と添書きしていて、前の鈴木氏の墓とともにこの墓は石材の質からみても、両者が遜色ないだけに、両家の関係が殊の外深かつたとみられる。

さて、以上の墓碑のうち、文久三年（一八六三）死亡者が三墓もあるほか、後述の山田家番人六人も同年であって『等澍院過去帖』によると同一、三年死亡が多い。このことは、同二年五月より全国的に流行した麻疹が蝦夷地に侵入、勇払にも及んだための犠牲者と推測される。

#### 6 松村精之助藤原喜政

慶応三丁卯四月九日死亡のこの人の法名は、正面に「朝安院知温流居士」とあり、蝦夷地の幕領代最後の勇払同心の役人であったことは、八戸氏の談話に、「勇払場所上役の鈴木庄助の子息歳郎氏の死後、定役松村精之助同心が来住した」とあることでもわかる。

台石には「松村氏」と横書きされている。

### 三 勇払場所役人の家来

#### 1 市助

「帰覚院元禪定門」と正面に、「比企市郎右衛門家来美濃大垣 市助」と左側に刻まれたこの人は、『等澍院記録』に「帰覚了元禪定門」とあって院号がない。

さて主人の市郎右衛門は、幕府の東地の直轄支配に伴い、西丸目付の現職で蝦夷地入りし、近藤重蔵とともに各地を調査した人である。市郎右衛門は、八王子同心子弟の勇払地統轄者原新助と連名で、門別稻荷神社（沙流場所）に絵馬を寄進していることからして、八王子方は沙流場所の警固にも当たったことがわかり、市助は勇払会所と八王子方の公役にも関係したものと察せられる。

#### 四 勇払場所請負商人山田家の番人

##### 1 徳兵衛外五名

「文久三癸亥年死亡之墓 当所番人 各俗名 徳兵衛 鉄五郎 林吉 興市郎 吉松 友吉」と正面に、「施主山田仁右衛門」と右側に刻んである彼等六名は、麻疹流行による犠牲者であろうか。

仁右衛門は山田家中興の人である第十四代文右衛門の末弟の家柄であつて、十六代文右衛門清富の身内として、勇払と沙流等の各場所を、現地で支配経営していた。永年にわたつて勇払場所を経営し、産業、経済に、特に昆布投石法の創業や、美々道路の開削だけでなく南樺太の開港等々、大きな足跡を残した山田家の使用人のこの墓は、場所請負制度の史跡としての意義が見出される。

#### 五 身分不詳の墓

##### 1 志村為善居士位

正面に右のように刻記しているこの墓は、風雨にさらされて左右側面の文字が判読できないため、俗名、没日を明らかにし得ない。

##### 2 破額禪満信女

正面に刻まれた法名の文字の女性は、勇払在住のしかるべき人物の家族であることがうかがわれるが、俗名、没日は全く不明である。

##### 3 法名 釈瑞光

左側に「南部大畑郡」とあって、正面に「法名 釈瑞光」と刻まれていて、台石に「尾張屋」と横書きしてあることから、おそらくは勇払場所に関係した商人とみられ、幕領代に南部人の来往があったことが明らかである。

#### 4 與吉

「釈俗與吉」と正面に、「亡天保六年」と右側に、「未正月二十日」と左側に刻んであるこの人は、その年代からして勇払場所請負商人山田家の上位勤人であろうか。ちなみにこの項の四基と同様に、この人も『澍院記録』には所収されていない。

#### 5 文字不詳の一基

風雨による侵食のためか、全く文字が判読不能となっている墓碑である。

以上、史跡の墓碑を類別すると、八王子千人同心関係は四基の九人で、うち一基は在住女性である。勇払場所詰合の役人関係は七基八人で、うち一基は婦人で、その家来は一基一人となっている。つぎに勇払場所請負人山田家の使

墓碑配置図

#### 地藏

|            |             |
|------------|-------------|
| 徳兵衛<br>外5名 | 松村精之助       |
| 小嶋宗十郎      | 釈瑞光         |
| 破額禪満信女     | (文字不明)      |
| 與吉         | 井上名<br>外5名  |
| 井上忠左衛門     | 三宅五郎治       |
| 保坂忠蔵       | 喜多川善治       |
| 志村為善居士     | 鈴木庄助<br>外1名 |
| 市助         | 河西梅         |
| 喜多川貫一      | 佐藤嘉五郎       |



勇武津地藏（勇弘）

建立とともに、勇弘場所一帯の産業の発展と、多くの人々の生活の安泰を祈願してこれを建てたものと察せられる。

なお、以上に記した「蝦夷地開拓移住隊士の墓」は、元来はこの付近に散在して残されていたものを、昭和三十一年十一月、墓碑を移動して掛小屋および休憩所の建築を行い、墓域を整備した。しかしその後、付近は日本ヒューム管株式会社の工場の一角となり、再び条件整備を目的として、昭和四十八年八月、「勇弘開拓史跡公園」の中に墓碑が移設され、現在に至っている。

さらに千人同心の墓碑に関連することとして付記したいのは、勇弘詰幕吏河西祐助とその妻梅女の合葬墓である。このことについては、すでに第二章第二節の中で触れたごとく、昭和四十六年秋、その墓碑が有珠善光寺内に遺存されていることが確認された。墓の碑文を見れば、まず右側面に

「先君子俗称祐助姓河西名知節字伯義以安永元年臘月十七日生於武陽八王子郷寛政十二年庚申五月役蝦夷文化四年丁卯夏撰調役下役

用人は一基六人であつて、このほかに身分が資料的にみて不詳なのが五基五人で、このうち女性一基一人は身分が確実である。これを要するに苦小牧地方開発の先駆者の十八基二十九人の霊が、この地に葬られていることが考証される。これらの墓碑の配置は、前図の通りである。

ところで、この墓地の旧休憩小屋に安置されていた軟石造りの柔和なお地藏さんについて記すと、その背面に「為曉益有生 鈴木重禮造之」と刻記されていることから、勇弘詰最高位の役職の重札が、前述した肉親の墓碑



在役前後九年同年秋九月三日以病客死宇須時三十七葬善光寺。」

とあり、また左側面には

「先妣諱梅性猪子氏曾陪先君在蝦夷四年享和三年癸亥五月廿一日以病客死勇武津時年廿八合葬先君之墓。

千時文化七年庚午春三月

男 河西橘太郎知賢建之。<sup>(4)</sup>

と刻まれている。碑文は祐助の弟で、『桑都日記』の著者塩野適齊の草稿によるものと推定される。

なお、梅女の没日は二十一日とあって、夫の建てた勇弘地墓と『等澍院過去帖』の二十二日と一致していないが、後者の没日をもって通説としたい。

注(1) 須藤隆仙『北海道仏教史』『北海道宗教大観』昭和三十九年八月。

(2) 近江謙三『勇弘に現存する石仏の研究』郷土の研究第二号、昭和四十二年四月

(3) 菊池新一『蝦夷地開拓移住隊士の墓考』郷土の研究第二号、昭和四十二年四月。

同『蝦夷地八王子千人同心史序説』多摩文化十四・十五号、昭和三十九・四十年。

(4) 菊池新一採録



# 第三章 松前家復領と勇払

## 第一節 復領後の藩政

幕府による蝦夷地直轄は、北方からの外患侵略に備えながら、旧来の松前藩による旧幣を除去し、原住民であるアイヌの撫育、教導をはかるために商業資本を排除し、施設を整備して、生産も画期的な飛躍をみせた。しかし、もと幕府の政策は依然として封建的で、加えて軍事上の失費と商業資本の重圧に抗しきれず、日本の経済、政治は蝦夷地一円に行きわたり、その植民地としての基盤を整える役割を果す結果となった。

ところが、その後ロシアの東方進出は、ナポレオン戦争（一七九六—一八一五）後のヨーロッパ政局の回復等のため不活発となり、北辺の風雲もいつか平穏に戻って、幕府の蝦夷地経営も消極化するに至った。これに加えて当時の蝦夷地の経営は、困難に瀕した幕府の財政に負担を課するようなことはなかったとしても、また著しくこれを助ける見込みもなく、折から松前家の幕閣に対する政治工作が効を奏し、ついに文政四年（一八二二）十二月、つぎの諭書のとおり「旧家格別の儀」によって、松前氏が再び蝦夷地一円を支配することになった。

松前志摩守

一、其方儀、最前蝦夷地の手当行届兼、難「捨置」様子に付、東西蝦夷地追々上地に被「仰出」、年来従「公儀」御所置被「仰付」候処、奥地島々迄連々御取締相整、夷人撫育、産物取捌等、万端居合、安堵の事に候。其方儀、彼地草創の家柄、数百年の所領に候得ば、旧家格別の

儀を被<sup>二</sup>思召<sup>一</sup>、比度松前蝦夷地一円、如<sup>二</sup>前々<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>返下<sup>一</sup>旨被<sup>二</sup>仰出<sup>一</sup>候。彼地是迄の主法無<sup>二</sup>遺失<sup>一</sup>相守、異国境要害の儀厳重可<sup>二</sup>取計<sup>一</sup>の旨、御沙汰候。

一、此度松前蝦夷地被<sup>二</sup>返下<sup>一</sup>候に付ては、取来九千石は上り候——(下略)——。

文政四巳年十二月七日

〔『新北海道史』第二巻通説一 昭和四十五年〕

すなわち、その理由とするとところは、奥地の島々まで取締りが整い、蝦夷の撫育や産物取捌きなども万事軌道に乗つて、心配がなくなつたので、蝦夷地における草創の家柄で、数百年の所領としていた松前氏に、特別の配慮によつて復領を許すというのである。しかし、その裏には『水戸烈公上書』に

「西丸様(徳川家斉)御初政の頃は、老中にも正しき者御用ひ被<sup>レ</sup>遊、御政事向格別に御世話被<sup>レ</sup>遊候節には、松前をも取かへ被<sup>レ</sup>遊彼地御備も御手厚く候ゆゑ、一切ヲロシヤ人も松前蝦夷へ立入不<sup>レ</sup>申候処、其後水野出羽守を御用ひに相成、何事も一人にて扱申候歟の処、此者一寸の処は利口に見え候得共、古今の義にくらく、海防等の事よくわきまへ不<sup>レ</sup>申候故、文政中松前に頼れ候者、神田橋(一橋家)へ申込、同所より申立、出羽守へも松前家より金銀莫大贈り申候故、海を境にて被<sup>二</sup>差置<sup>一</sup>候程太平無事は無之と申に相成、御返しに相成候歟に承り及申候。」

〔『新北海道史』第二巻通説一 昭和四十五年〕

とあるように、松前氏が老中水野忠邦にとり入り、莫大な賄路を使つて神田一橋家を動かし、時の將軍家斉に請願した結果であるといわれ、あるいは天保九年(一八三八)の『北陸対問』に「十式三ヶ年之間には大金御捨に相成候故、松前家へ御返しに相成候趣之取沙汰に相聞候。」とあり、小野寺謙が『蝦夷奇観附録』に

「所在の吏人皆利を営むのみにて、開墾の大義に力を竭すべき人少なくて、夷地より出る運上七万両程に官より二三万両を加へ給ひて、其功業の今に存するものは道路の開けたると運上屋の結構なるのみなり。……官にて御取行有りて年々御損毛のみ故……又々

廟議かわりて松前候へ一円御歸しありたる也。御歸しありても是又利の爲めのなす処なり。」

七月

(高倉新一郎『アイヌ政策史』昭和十八年)

と言わしめた如く、松前氏復領の原因は、幕府の財政上の原因によるもので、要するに蝦夷地直轄は、幕府にとつては利するところが少なかった<sup>(1)</sup>というのが内実であろう。

かくて松前家は文政五年(一八二二)治所陸奥梁川から家老蛸崎将監、松前内蔵、用人工藤八郎右衛門を松前に派遣し、四月十四日まったく引継ぎを完了し、松前氏が再び蝦夷地を領することになった。幕府はこの引継ぎが終了するとともに各地のアイヌ一同に酒を与え、役土人等に対して次のような申渡しをした。

#### 申渡

其方共儀、御上地以来今年迄、久々蒙<sup>レ</sup>御恩沢<sup>一</sup>、御用向無<sup>レ</sup>滞相勤、且平蝦夷人共迄平生睦敷申合、漁業出精いたし候に付、場所都て御静謐にて、御奉行にも御安堵に被<sup>二</sup>思召<sup>一</sup>候。

一、蝦夷人撫育、産物取捌等、取扱方其外御趣法の義は、都て是迄從<sup>二</sup>公儀被<sup>二</sup>成置<sup>一</sup>候様相心得可<sup>レ</sup>申段、松前志摩守へ被<sup>二</sup>仰渡<sup>一</sup>場所御返し被<sup>レ</sup>下候儀に付、是迄相替候者無<sup>レ</sup>之候間、一同安心いたし、猶又此末念を入可<sup>二</sup>相勤<sup>一</sup>候。

一、此度松前家役人、場所為<sup>二</sup>受取<sup>一</sup>罷越、今日引渡相済候間、其旨相心得可<sup>レ</sup>申、且其方共平生蝦夷人共へ申付方行届、年来御用向大切に相心得、申付方を相守り候事にて、場所取締りも宜、聊無<sup>二</sup>別条<sup>一</sup>引継相済候に付右為<sup>二</sup>御祝儀<sup>一</sup>、蝦夷人一同へ、清酒濁酒銘々被<sup>二</sup>下置<sup>一</sup>候間、難<sup>レ</sup>有可<sup>レ</sup>奉<sup>二</sup>頂戴<sup>一</sup>候。

一、御上地初年より、数年蒙<sup>二</sup>御仁恵<sup>一</sup>候段、難<sup>レ</sup>有奉<sup>レ</sup>存、尚此末共、朝暮□□□忘却無<sup>レ</sup>之心掛様可<sup>レ</sup>申候。

右の趣申渡候条、平夷人女子其外一同へ、不<sup>レ</sup>洩様、寄々申聞可<sup>レ</sup>置候事。

午 五 月

(『新北海道史』第二卷通説一 昭和四十五年)

また、松前藩からもアイヌに対して、つぎのような申渡しをしている。

申 渡

当年より松前蝦夷一円、從<sup>ニ</sup>公儀<sup>一</sup>御返地被<sup>ニ</sup>仰出<sup>一</sup>候に付、比度場所引渡に相成候間、其旨可<sup>レ</sup>存候。撫育方は勿論万端是迄の御主法を相守候様被<sup>ニ</sup>仰渡<sup>一</sup>候に付、一同只今の通相心得、安堵いたし、産業を営み候様、場所中蝦夷人共え、不<sup>レ</sup>洩様可<sup>ニ</sup>申聞<sup>一</sup>候。

午五月二日

〔『新北海道史』第二巻通説一 昭和四十五年〕

この申渡しにあるように、松前藩による復領後の政治ならびにアイヌ撫育の方法等は、挙げてこれまでの幕府の慣例にしたがって行なわれることとなった。

まず松前藩は、蝦夷地支配の機関として各地に勤番を置いた。勤番は単に警備だけでなく、行政監督をも任務とするもので、請負人によって場所に派遣される雇人の監督、あるいは請負人の任務である交通設備の実否を確かめ、新規事業の検分ならびに許可、積取荷物の検査、伐木の取締り、軽物の買入れおよび密売買の取締り、献上品仕立方の監督等万般の取締りに当<sup>（タ）</sup>った。その配置は直轄時代の機構を、だいたいそのまま受継ぎ、要所々々に一年交代の勤番が配置された。すなわち東蝦夷地では山越内、絵柄、様似、釧路、厚岸、根室、国後、択捉の八カ所、西蝦夷地では石狩、宗谷、樺太の三カ所の合計一カ所で、物頭以下一六〇人をもって、これに当らせた。これにはユウフツ勤番はなかつたらしく、ユウフツ場所ほどの勤番下にあつたかは明らかではないが、しかし天保九年（一八三八）の『北陲対問』によれば、つぎのように記されている。

東蝦夷地

一、ヤムクシナイ 詰合之役人上下六人

是はヤムクシナイよりシラオイ迄の場所支配役所也。

六匁筒四挺、貸具足五人前

一、エトモ 詰合九人、内上下三人、徒上下二人、足輕四人

百目筒老挺、三十目筒老挺、五十目筒老挺、十匁筒老挺、

是は海防一方の由、公迎の扱之節は此所には無之場所之由、松前にて去る亥年より出来候由。

一、ユウブツ 人数六人、内上下三人、足輕三人。

是はユウブツよりミツイシ迄之場所支配役所也。

一、シマヤニ 人数七人、内上下三人、医師二人、足輕二人。

十匁筒三挺、六匁筒二挺。

是はウラカハよりトカチ迄之支配役所也。

(以下略)

これによれば、その後ユウブツ勤番所が増設されて東西蝦夷地を合わせ一二カ所となっており、ユウフツ場所は、寛政代の直轄以来から、依然として東地の国防、行政上の枢要地であつたことが明らかである。

天保十四年（一八四三）、松前藩は勤番を二〇二人に増員し、ほかに場所請負人派遣の番人を在住足輕として三〇〇人を配置した。翌天保十五年のユウフツ勤番の配備状況は

頭役士 一騎

徒士 一人

在住足輕 二十五人

兵器 旗一流 鉄礮三門 二百目 一門 小銃 十匁二挺 五匁五挺、手鎗 十五筋 足輕具足 六領、同笠 六枚、幕 六張

となり、人員も兵器も一段と増強された。<sup>(3)</sup>

しかし、このようにして漸く復活した松前の統治も、幕府の期待したようにはならなかった。一四代藩主章広の没後は、若手あるいは無能の藩主が続き、そのため藩政は老臣の専横、あるいは奸臣<sup>かんしん</sup>がはびこるといった状態で、綱紀はゆるみ、政務は乱れ、前時代に幕府が鋭意改革したものは、全くくずれてしまった。すなわち『北陲対問』に

「蝦夷地へ出張の役所は、其支配の場所を老箇年に老度位廻り候而已。尚又場所通ひの船舶より届書請取而已。何の勤めなしに居候様子に相聞申候。」

とあり、また『堀・村垣廻浦上申書』に

「右勤番のもの、年々輪番五箇年目一周仕り、家中手当と号し、夫々所務を棄<sup>(4)</sup>といひ、相詰居候儀にて、平時閑暇の節、武技砲術調練等心懸候義等無<sup>(4)</sup>心候。」

といった有様で、しかもその費用はことごとく請負人の肩にかけられ、負担は年々増すばかりであった。それがまたアイヌに転嫁されるのは当然で、交易の不正、酷使となり、かつて行われた弊害は、再びはなはだしくなってきた。また藩でも

「その方共<sup>(5)</sup>（注請負人）も知るとおり、蝦夷人と申すは何程手当よく致してやつても限りのないもの、是はこれまで其方共の請負所の振合にてよし。」

というような有様で、最も重要なアイヌ撫育すら犠牲にして、一切を場所請負人にまかせ、その財力にすがろうとした。松前藩は、この非政が外部や幕府にもれることを極度に警戒し、アイヌに日本語の使用を禁じ、または直轄時代に作った道路の修理はおろか、橋梁は落ちるに任せて交通を遮断し、内陸事情の調査を妨げるといった方法を敢てとっている。

松前藩の内政がこのような折から、文化十年以来およそ十年ほど姿を見せなかった外国船が、復領して引継ぎの



終った翌文政六年（一八二三）八月五日、早くも幌泉沖に現れて水を汲むとの通報があり、福山から物頭柴田浦太が一隊を率いて赴いたのをはじめ、同八年（一八二五）六月五日には勇払沿岸に出没、天保二年（一八三一）六月二十六日には、外国船一隻が内浦湾に現われて、ウス場所オヒルネップに上陸、翌二十七日、一六人が上陸して伐木を行ったが、松前藩の一番隊が出動し、発砲してこれを攻撃したので逃去ったという事件があった。

さらに天保三年（一八三二）に榎法華沖、同五年（一八三五）には福山沖に現れて、福山および白神砲台から発砲してこれを駆逐、同年八月四日に様似近海にも姿を見せ、弘化元年（一八四四）五月五日には、室蘭に來泊して翌日退去したが、松前藩は一番隊、二番隊を繰出してこれに備えたところ、同月二十一日また室蘭に來泊し二十三日退去するということがあり、さらに十月五日、また外国船一隻が室蘭沖に現れるという、いずれの国の船とも知れぬ外国船が、傍若無人に領海を航行するようになった。

これらの外国船の出没に加え、一方国内的には天災や飢饉に見舞われることが相次いだ。すなわち文政五年（一八二二）には有珠岳の大噴火によって、人的、物的に大きな被害を受け、また天保三年（一八三二）は、奥羽地方一帯に、翌四年は全国的な凶作となり、蝦夷地への米の移入が著しく減少して、食料が不足となり、窮民は野草、木の実海草を採って補食した。松前藩では米倉を開き、富商に命じて貯蔵穀物を出させ、混食を奨励するなどの救済に努めたので、一人の餓死者も出さずに済んだ。ついで天保六、七年（一八三五―三六）は、また全国的な凶作に見舞われ、なかでも奥羽、関東、北越地方は大凶作で、餓死する者がおびただしく、蝦夷地への米の移入が一時全く絶えて、食料に困難を極めたので、藩は商人に命じて九州から米を移入させると共に、富豪たちもまた米穀、塩魚を供出して救助に努めたので、幸いにも餓死者を出すことなく終った。

このような内憂外患の絶えることのない状況の中で、松前藩の出費は増加の一途をたどり、これが直ちに藩財政の

主要な財源であつた場所請負人への運上金の増額となつた。しかし、これら商業資本は加重する支配者からの負担をカバーするために生産を増加しようとし、これが交易の不正やアイヌの虐使とつながつたことは、すでに述べたとおりである。もちろん勤番役人は、これら請負人の不正や虐使を知らなかつたわけではあるまいが、それを糾明することができないほど、藩財政は弱体化していた。アイヌ住民の怨嗟<sup>えんさ</sup>の声は、再び識者の眼を蝦夷地に向けさせ、北方防衛と、アイヌ撫育のための蝦夷地再直轄が論議の焦点となつた。そしてこれを早めたのは、神奈川条約による箱館開港であつた。

注(1)高倉新一郎『アイヌ政策史』 昭和十八年七月

(2)『新北海道史』第二巻通説一 昭和四十五年

(3)『北海道志』卷之二十二

(4)(5) 注(1)に同じ

## 第二節 勇払場所の経営

### 一 請負人山田屋の独占

復領後の松前藩の場所経営は、前松前藩時代とは異なり、各場所を分割して藩主直領地とか家臣の知行地として支配させる形をとらず、幕府直轄時代における方法を踏襲して、松前地および蝦夷地をすべて藩の直領地とし、これを一手に請負わせる方法をとつた。

したがって、文政五年（一八二二）松前藩は、幕府から版図の引継ぎが終ると、場所請負人に対しては、年季中そのままに場所を請負わせた。

この時代、ユウフツ場所の請負人は、『東西蝦夷地運上調全<sup>(1)</sup>』によれば

文政四巳年ヨリ寅年マテ

拾ヶ年季

ユウフツ

一金 貳百五拾兩 運上金

請負人 山田屋文右衛門

証人 栖原屋 茂 八

と記され、松前家復領の文政四年（一八二二）より、天保元年（一八三〇）までの一〇年間にわたって山田屋文右衛門の請負地となった。文右衛門は、すでに幕府直轄時代にはユウフツ場所の総支配人をしており、また文化年間には留萌場所請負人栖原屋の支配人をしていたので、ここに初めて場所請負として登場したのは、栖原屋の力添えのあったせいであることは、証人として名を連ねていることからうかがえよう。この山田屋文右衛門とは『山田家系譜略記<sup>(3)</sup>』によれば、同家中興の祖といわれる第一四代文右衛門有智である。

このあと、天保二年の場所請負の更新期に至っても、引続き山田屋が場所請負人となった。すなわち『天保十二年東西蝦夷地場所附<sup>(4)</sup>』に

ユウフツ

天保二卯年より酉年迄七ヶ年

一、金貳百拾兩

一、秋味之儀は貳千七百石以上出増積取節は百石二付、金七両づ、上納可<sub>レ</sub>致、但切廻二相成積取節は、前文百石二付、拾七両之

割合を以、半金上納可<sub>レ</sub>致

一、金五兩

貳分金

ノ一

宿 廻

証人 ㊦

宮 川

とあつて、天保二年（一八三一）から同八年（一八三七）までの七カ年であつた。ノ一印は山田屋の屋号であるから、引続いて山田屋がユウフツ場所を請負つていたことが明らかである。当時の運上金二五〇兩は、従前通りであつたが、秋味（鮭）については二、七〇〇石以上の出産積取りのある場合は、一〇〇石につき一七兩を別に上納した。ただし切廻となつた場合は、一〇〇石につき八兩五分に上納金が半減されるという契約であつた。切廻とは収獲した鮭がその年の船積に間に合わず、塩を切つて翌年まで廻うものである。また「貳分金五兩」とは、請負人が場所請負の年期更新に際して、冥加（報償）として納めた一種の献納金で、その後年々定率を決めて賦課されるようになった。ここでは運上金の二分、すなわち五兩と決めたものである。

ついで、ユウフツ場所請負人および運上金等については、『天保十二丑調 松前租金録』<sup>(5)</sup>に

ユウフツ

ノ二印 山田屋文右衛門

地店 栖原別家分、元手代

一金 貳百五拾兩

とあり、また『福島屋文書』<sup>(6)</sup>の「東西蝦夷地御場所、運上金揚り高並夷人人別控」によれば

ユウフツ

蝦夷家二百廿四軒

人 別男 五百五十一人  
女 五百十三人

千六拾四人

運上金 二百五拾兩

金五兩 二分積金

秋味三千五百石以上出増積取之節ハ、百石二付、金拾七兩上納、切囲二相成候節ハ、半金上納可仕候。

右三千五百石之内七百石、天保十四亥年正月御有免被仰付候。

請負人 山田屋文右衛門

証人 栖原仲藏

宿 京屋平八

名主 宮川半右衛門

天保九戌年より辰年迄

と記されているから、天保九戌年（一八三六）より弘化元辰年（一八四四）までの七カ年も、山田屋文右衛門の請負であった。しかし文右衛門有智は、天保十二年（一八二九）に没しているので、請負人は一五代文右衛門喜長と思われる。喜長は若くしてより江戸深川に移り住み、ほとんど家業を見ずに終ったといわれるから、全く名目のみの請負人であつたらしい。

弘化二年（一八四五）は、山田屋の請負期限の更新の年に当たっているが、これについて確かな資料はあまり見当らない。しかし、嘉永六年八月吉日写という『松前御運上場所持控』<sup>(7)</sup>によると

一、ユウフツ

箱館 へ田 山田屋寿平

運上金

✕

貳百五拾兩

一、サル

同 人

✕

と記され、さらに山田屋寿平は、アツケシ場所も六百兩で請負っているから、前後の資料の関係からみて、弘化二年（一八四五）より嘉永五年（一八五二）に至る七カ年にわたって、山田屋寿平の請負であったことは明らかである。山田寿平は、一六代文右衛門清富の弟である山田寿兵衛で箱館にある山田屋の別家である。すでに一五代文右衛門喜長は、天保十三年（一八四二）、四四才をもって没しているから、山田屋寿兵衛が跡を継いでユウフツ場所の請負人となったものと思われる。

嘉永五年（一八五二）よりは、また山田屋文右衛門の請負うところとなるが、この文右衛門が一六代文右衛門清富と称し、以後明治の初期まで場所請負人として才腕を振るつた、ユウフツ場所の実権者であった。記録によれば

嘉永・安政年間（自嘉永五年、七ヶ年季）

松前 山田屋文右衛門

二百五十兩

外（積金）五兩

秋味三千五百石以上百石ニ付十七兩ずつ切囲半金

（白山友正『松前蝦夷地場所請負制度の研究』昭和四十六年四月）

と記され、嘉永五年より安政五年（一八五八）までの七カ年の期限をもって請負っている。したがってユウフツ場所は、松前家復領以後のいわゆる後松前藩時代（文政四年～安政元年）の三年を通じて山田屋の請負場所となっていた。なお山田屋は、このユウフツ場所のほか、サル場所（文政四年より）およびアツケシ場所（天保十年より）の請

負人をも兼ねていたのである。

注(1) 文政二年より文政四年までの運上金調、北海道行政資料課蔵本

(2) 田草川伝次郎『西蝦夷日記』文化四年

(3) (4) 北海道大学北方資料室本による。

(5) 注(1)に同じ

(6) 市立函館図書館本による。

(7) 注(4)に同じ

## 二 鰯漁業の発達

松前家復領下のユウフツ場所における漁業生産のうち、特に注目されるのは鰯漁業の発達である。弘化二年(一八四五)、この地を訪れた松浦武四郎は、その記録『初航蝦夷日誌』<sup>(1)</sup>に、つぎのように記している。

ユウフツ 従二白老場所一九里。享和三改。九里余。

(中略)

天保□□年改

ユウフツ御場所運上金

一、金貳百五十両 上納 請負人 松前唐津内 山田屋文右衛門 ㄨ印

秋味二千七百石目見込、其上百石二付十七両冥加金上納之事、切廻二相成節は十七両三ツ割上納  
文化九申年改

土産 鮭、アタツ、根縄、干鮭、椎茸、寒塩引、紫根等也。

弘日、是は昔之事ニ而當時ニ而は干粕を第一と致し候事は、則タルマイの分ニもしるしたるごとし。

鮭はまた此処のもの多し。他場所漁業相終り而より後ニとること也。松前地漁業と同じ時節に相成候。其魚班<sup>(鮭)</sup>にて肉白ニ有。魚少し味よろしからず。故ニ江戸ニ而も両ニ三本位は子モロより下直<sup>じ</sup>なり。又節も又子モロは秋の彼岸前後なれども此処は冬気のかかり口ニとること也。

此外鹿皮鹿角多きこと前ニ云がごとし。」

すなわち、幕府直轄時代の文化九年（一八一二）、当場所の主要産物であつたサケや椎茸にかわつて、当代は干粕が第一であると記している。干粕とはイワシのメ粕のことであつて、メ粕の生産が可能となるほど、イワシ漁の生産があつたわけである。同書のタルマイの条に

「鯛小屋多きが故ニ、小商人並ニ茶屋様之ものも出張其繁華なることは東部第一番也。（中略）是より東しばらくの間市町の如く鯛魚屋ツ、きて見事なること也。」

とあつて、タルマイ浜はその中心であつた。その生産高は、天保十年（一八三九）の『松前秘説』に

ユウフツ      サケ      貳千石      イワシ      貳万五千石

と記されたほど、その生産高は東蝦夷地で群を抜いていた。

ユウフツ場所においてイワシ漁業がいつころから開始されたかということについては、詳しい記録は見当らないが、寛政十二年（一八〇〇）、すでに白老場所のアイロ（アヨロ）において、鯔油搾取のため釜三個を据付けたというのが最も古いといわれ、文化・文政代の蝦夷記録を集めた『雑記』によれば、ユウフツ場所の産物は「鮭、小鯡、筋子、魚油、（中略）その漁船百五十隻、漁小屋三十五軒。」というから、このころよりイワシ漁業が開始されていたとみてよからう。

その後、ユウフツ場所におけるイワシ漁業は順調な生産を続けたらしく、安政元年（一八五四）の『蝦夷大観』には、



当場所の産物を次のように記している。

|    |   |       |          |      |
|----|---|-------|----------|------|
| 産物 | 鮭 | 千五百石目 | 前海鼠      | 百五拾斤 |
|    | 鰾 |       | 鹿皮、鹿肉、熊皮 |      |
| 鰾  |   | 八千石目  |          |      |

漁獲されたイワシは、当時ニシンやマスなどとともにメ粕に製造されて、盛んに本州市場の需要を満たした。当時のメ粕の製造法については、『松前秘説』に、つぎのように記している。

「鯡、鱈槽の製法は、其場所の磯辺に竈を拵へ、はし□里の大鍋を懸け魚を湯煮して、夫を方二寸位の木にて四方に建貫を通し、四方板をはめ上下より押木輾轆メにして水油は下へ出るやうにし、又其下には板流有之、其向ふの方に溜桶を掘込置て、夫へ流込やうに仕懸ケ、鯡鱈を焚たるを其俣にして上ケ候へは、骨も身も一ツに碎くると云、夫を干上げて糟と称し、又油を仕分候て、油は樽詰とするといふ。」

また『松前産物大概鑑』によれば、その製法と当時の相場の様子を

一、干鰾<sup>ほしか</sup>老俵

目形拾三貫匁入

是ハ網引仕候ヲ其俣干上ケ小莚ニテホシカ莚ト唱ヘ有之候小俵造リシ立ニ御座候。

一、鰾メ粕値段

砂金拾匁

此錢六貫文ニ付目形五拾老貫匁位

是ハ釜ニテ煎絞リ候粕干上ケ式釜テ式拾貫匁入老俵之見積リ。十釜ニテ油四斗入老挺之積リニ御座候。

一、鰾油四斗入老挺ニ付

砂金五匁七卜位

此錢三貫四百式拾文

是ハ當時下落之直段ニ御座候。

と記し、また煎海鼠<sup>いりこ</sup>については

一、煎海鼠直段

壹斤目形百六拾匁

小判壹両ニ付式拾四斥替

是ハ生海鼠ヲ煎候テ干上ケ候、長崎御用俵物之外賣買ハ無御座候。

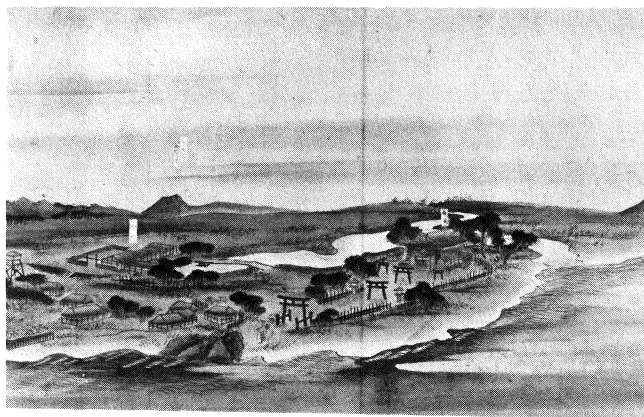
とある。

このように、生産物の上からみて、粕や煎海鼠が新たに登場したということは、今までアイヌの生産に依存してきた場所経営が、請負人による漁場生産、すなわち巨額の資本を投下することによって、漁獲を増大する漁場経営に変質したことを物語っている。つまり、従来までユウフツ場所の主要な生産物であった千歳川沿岸等のサケ漁のほかに、新たに沿海漁業としてイワシ漁が主要な地位を保持するようになったのである。

このイワシの漁獲高を高め、イワシ粕の生産を増大したもう一つの理由は、タルマイ浜を中心とした「二八取<sup>にちちり</sup>」の発達である。二八取とは漁獲の二割を請負人に納め、八割を自己の収人とした和人の追鯨業者のことである。松前藩は、はじめ蝦夷地に和人の居住を禁じていたので、場所請負人はアイヌを使用するだけであったが、一八世紀末になると凶漁と本州における飢饉のため、蝦夷地に渡来する流民が多くなり、藩は天保十一年（一八四〇）、増毛以北への漁民の出稼ぎを許可し、安政二年（一八五五）には、神威岬以北への婦女子の居住を許すなどの措置をとらざるを得なくなった。このような社会的条件によって、和人の出稼ぎは次第に増加し、主として漁業労働者としてアイヌの労働力を補充する役割を果たしていった。

この場所における二八取の状況について、松浦武四郎は『初航蝦夷日誌』に次のように記している。

「タルマイ（中略）箱館より二八取多く出来り居て鰯小屋多きが故ニ、小商人並ニ茶屋様之ものも出張、其繁華なることは東部第一



ユウフツ会所弁天社の図（年代不詳）〔北大北方資料室〕

番也。其式八と云割方は漁獵のもの二分は運上屋請負人に納（おきめ）、八分を我が納とする也。然し此式分之運上は上（かみ）え納るにあらず。皆請負人の収納となる也。其故に此場所請負人は只此二八の運上に而漁事一切無と而も利の有る場所なりとかや。又西部ヲタルナイ等もこ、と同じ事二而、二八にて自分漁は無とても宜しき由也。」

このようにタルマイ浜は、二八取や場所請負人等の漁場が立ち並び、東蝦夷地における第一の場所となった。しかも場所請負人は「漁事一切無と而も利の有る場所也。」とあるように、アイヌの労働力の著しい減少で、漁場生産に不便を感じている際でもあり、なにもせずに漁獲物の二割を取得することが出来るばかりか、彼等に仕込みをし、その産物の売却権を得て利益を増すことができた。さらに同書には

「此二八取の若干なることを云ば、鰯取中間と申もの有て箱館市中より同在に五十三軒有とかや。此株また今ふやすこともなりがたく先年より右の通りに有るとかや。其老軒に而も大なるに到ては八十人、百人ツツも漁者を南部、津軽辺に雇入ること也。小きといえども二十人、三十人位ツツ雇入る。六尺釜而煮干粕と致し運送すること中々筆状しやすきにあらず。またこ、に右出稼之者共より沖ノ口役所差出置候証文の言葉、因にこ、にしるし置こと也。

差上申一札之事

私共何事之蝦夷地江為ニ自分一稼罷越度奉レ願候処、願之通御聞濟被一成下一難レ有仕合ニ奉レ存候。

依レ之左之通被一仰渡一候

一、前々被<sup>二</sup>仰出<sup>一</sup>候通、御法度之趣堅可<sup>レ</sup>申<sup>二</sup>相守<sup>一</sup>事。  
一、御場所御詰合御役人様御下知は勿論、万事支配人江承合、御場所御差支<sup>二</sup>不<sup>一</sup>相成<sup>一</sup>候様相心得可<sup>レ</sup>申候事。  
一、蝦夷人を掠め非道之儀、且悪心を以夷人と申合等仕間敷、御場所<sup>二</sup>而取揚候荷物は不<sup>レ</sup>残場所江相納、密売買等之儀堅仕間敷候事。  
右之通被<sup>二</sup>仰渡<sup>一</sup>同承知奉<sup>レ</sup>畏候。万<sup>一</sup>相背候義後日相聞候ハ、急度御咎め被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>。依<sup>一</sup>札差上申処如<sup>レ</sup>之

何月何日

何場所所  
(阿場脱)

稼方 何方之誰

則かくの通りなり。因に出す。皆是を沖ノ口に出し置出稼に行こと也。」

と記し、南部、津軽方面の漁民が、箱館または近在のイワシ業者に雇われて、小規模のもので二、三〇人、大規模な組になると八〇人から一〇〇人の漁夫をまとめて漁場を経営していたことが知れる。そして「御場所<sup>二</sup>而取揚候荷物は不<sup>レ</sup>残場所江相納、密売買等之義堅仕間敷候。」というように、荷物(漁獲物)は場所請負人に納め、密売買は堅く禁止されていた。したがって、タルマイ浜のイワシ漁業の発達によって、場所請負人の利益もまた増大したであろうことは想像に難くない。

当時タルマイ浜のメ粕は蝦夷地の最上品とされ、箱館に集荷されて本州に移出され、関西方面では畑作の肥料として用いられたが、このような社会的背景もあつて、イワシ漁業の発達をみたのである。当時ユウフツ場所におけるイワシ漁業の地位を、『蝦夷大観』<sup>3)</sup>の資料によってみれば次表のようになる。

鰯・または鰯ノ粕出産高

| 場所名    | 鰯<br>(石) | 同ノ粕<br>(石) | 場所名   | 鰯<br>(石) | 同ノ粕<br>(石) | 場所名   | 鰯<br>(石) | 同ノ粕<br>(石) |
|--------|----------|------------|-------|----------|------------|-------|----------|------------|
| ヤムクシナイ | 七二〇      |            | シラオイ  | 五九〇      |            | ミツイシ  |          | 一五〇        |
| アブタ    | 四八〇      |            | ユウフツ  | 八〇〇      |            | ウラカワ  | 六三〇      |            |
| ウス     |          | 三二         | サル    | 八〇〇      |            | サマニ   |          | 三二〇        |
| エトモ    | 七〇〇      |            | ニイカップ |          | 七一九        | ホロイズミ |          | 三〇         |
| ホロベツ   | 七〇〇      |            | シズナイ  |          | 七三〇        |       |          |            |
| 鰯      |          |            |       |          |            |       |          |            |

かくして当代のユウフツ場所は、従来の対アイヌ交易を主とした経営から、請負人による漁場経営に移行し、生産も飛躍的に増大してイワシ漁業ノ粕生産においては蝦夷地第一といわれる場所に発展したのである。

注(1) 吉田武三校注『三航蝦夷日誌』上巻 昭和四十五年三月

(2) 『北海道史』第一巻

(3) 市立函館図書館本による。

### 三 アイヌの漁場労働

ユウフツ場所がイワシ漁業で活況を呈したところ、この地の住民―アイヌの生活は、どのような状態にあったろうか。このことについて、安政二年(一八五五)、ユウフツ、サル両場所の請負人山田屋文右衛門が、箱館奉行へ提出した書類を『東蝦夷地請取申口』<sup>(1)</sup>より抄録してみると、つぎのように記されている。

東蝦夷地サル御場所寒暖其外御尋之段ニ乍恐左之通御答奉申上候

(中略)

一、稼方□□之儀は、例年三月より四月中頃迄、於所々蝦夷人食用之鱈、鮎其外釣物為仕候。其年漁事ニ寄、□□産も相成申候。春彼岸入より入梅至迄之間、ユウフツ蝦夷人ニ組合ニ、西蝦夷地アツタ、ヲタルナイ西場所江、先年より鯿漁業為仕候。

一、四月下旬より五、六、七月、二百十日前方迄小鯿並雜魚、煎海鼠、昆布、鰯漁業仕候。且又前々之仕来りニ付、二百十日頃より土用迄之間、ユウフツ蝦夷人と組合せ、西地イシカリ川尻之内、於所々鯿漁業出稼仕候。

猶又秋彼岸より冬至頃迄、ユウフツ持場於千歳川筋ニ、為食料鯿漁業為仕候。

双方漁業相済候上、蝦夷人之儀は銘々住所江早々遣置、十月より十一、十二、正、二月之間勝手次第鹿猟為仕候。

一、寒暖之儀は平年十月下旬より雪積り、初十一月ニ相成候得は、段々寒氣強く、十二月より三月ニ至、積雪二尺位、二月上旬より追々雪解ニ相成申候。

一、四月より五月之間、布子、袷、七月は単衣より袷、八、九月は袷より布子着用仕候。

一、サル御場所之儀は、ユウフツ勤番所之持場ニ御座候。賄方之儀は見廻之節三□にて五十五文宛、奥地シヤマニ、アツケシ、子モロ、クナシリ、エトロフ勤番並松前表より臨時出役往返共、老路ニ付式拾五文宛請取候仕来りニ御座候。

右之通御尋ニ付奉書上候。以上。

安政二卯年四月

東蝦夷地サル御場所請負人

松前唐津内町 山田屋文右衛門 印

これはサル場所についての報告書であるが、ユウフツ場所におけるアイヌの労働状況も同時に記されている。これによって当場所におけるアイヌの労働を季節別に概観してみると

春 鱒、鮎、鯡（にしん）等の漁業

秋 鮭漁

夏 小鮭、雑魚、煎海鼠、昆布、鰯等の漁業

冬 山獺

と大別され、春彼岸より入梅ころまでは西蝦夷地のニシン漁の出稼ぎ、四月下旬より二百十日前まではユウフツ場所のイワシ漁に駆り出され、二百十日ころより土用までは、再び西蝦夷地イシカリ場所のサケ漁の出稼ぎとなる。そして秋彼岸から冬至までの期間は、従来の仕来りによって千歳川のサケ漁があり、これで自らの食料や荷物（交易用の干鮭）の生産をするわけで、自由に労働できるのは冬の山獺ぐらいなもので、一年を通じてほとんど生活の資を求めて労働を強いられるという状態であつた。

天保九年（一八三八）の『北陲対問』によれば、隣接のシラライ場所におけるアイヌにおいても、蝦夷人別三六〇人のうち

百二十人―壮者にて漁業並薪取人足等に召遣ふ者共。

二百四十人―老若男女病者等にて漁事等へ召遣兼候者共、尤沖出之外には女人年若の者共も召遣候様子に相見候。

此人わけは国主へ書上候趣の面、全ぐ用に相成候者は八、九分有し之様子ニ相見へ候。

と記しているように、会所（漁場）に所属して労働者化したアイヌの実状を読取ることができる。

このように、松前家復領時代に入ってから、アイヌは漁業労働をはじめとして、道路工事、交通上の使役から、会所、役所、番屋の炊事、小使、夜番、畑番、見張番、鍛冶や、大工の手伝、杣、薪切、炭焼きに及び、さらに武士の槍持にされたり、果ては医師、足輕にも一人づつつけるという事も起つたといわれる。

漁場の番屋では人別帖を設けて、山地のアイヌを強制的に漁場へ送り、労働力に余裕があれば同じ請負人の経営する他の場所へ、女、子供でも容赦なく移動させた例があり、また、ひとたび、漁場労働者として浜に移されれば、数

年または永久に故郷に帰ることが許されず、故郷には老人、幼児、不具、病人のみとなり、荒廃してしまうコタン（部落）もあつた。当時、場所経営がアイヌにとつて、いかに過酷であつたかは、松浦武四郎の『近世蝦夷人物語』<sup>(2)</sup>によつてみると

「東蝦夷地サル場所は素浜にて漁業少なく沿海凡八里斗なるが、山に入る事は凡二十五里にも成、サルフツ、アツヘツ、フクモミ、ケリマフ、カハリ等といへる川あり。依て此川筋村居多きが故に、人家凡三百軒、人口千三百余人になりたり。故に此の地請負の者、当所人数をアツケシ、石狩、アツタ、ヲタルナイ等へ遣し出稼をぞ致させ召使ひけるに、其使ひ方、実に彼地へ行候や、一年にて戻り候事やらんまた二年三年も置る、やらんも斗り難く、家に残し置かる妻等に其留守を伺ひ番人、稼方等のもの行、強姦致し、行々は妾等になし、左候時は其夫を三年、五年となく出稼場所に置いて故郷へは帰し不<sub>レ</sub>遣、また女の子ども行候時は、理非の辨もなき稼方番人等の為に強姦せられ、または□□等なさる、事有<sub>レ</sub>之、それが為に産れ附かざる不具となり、また船方、漁師等の為に病毒を伝染して終に療養とも不<sub>レ</sub>得、はかなくなるもの多きが故に、実に出稼と口に言はゞ六親眷属泣悲しみて生涯の別れの様に覚え、彼地へ行哉昼夜の差別なく饑はらにて追役せらる、が故に、帰り来らざるまでは実に家にあるものは出稼の者を案じ、出稼の者は家に残し置夫妻または親子を案て居ける事なりけるに、其事は三才の見たりとも恐れざるは無（下略）。」

と記している。サル場所の請負の者とは、山田屋であるが、山田屋は同時にユウフツ、アツケシ場所の請負人でもあつたことは、前項においても述べたとおりである。さらに山田屋はイシカリ、アツタ、オタルナイにも出稼ぎの漁場を持ち、労力の不足をユウフツ、サルアイヌに求め、強制的に浜に送つて使役したのであつた。一年の出稼ぎが、三年あるいは五年とされて酷使され、故郷に残した妻子や、恋人もまた出稼ぎに出た男たちを待ちわびるのであつた。このような悲しい心情を、今も日高地方に伝わる、つぎのようなヤイシヤマ（叙情歌謡）によつて汲みとることができ

ヤイシヤマネナ、肝が焼けるよ



私の殿御よ、どこにある村か

その名を、くそ石狩

貧乏石狩、だということのか

其処にお雇になつているので、こんな思い思われる

仲だったのに、逢うばかりも

出来なくなつて、しまつたのだ、

風になりたや、鳥になりたや

そうしたなら、くそ石狩へ

今日ここからでも、飛んで行こう

そうするならば、私の殿御に

今日ここからでも、すぐ逢えるがなあ、

私の殿御よ、こうしてるこの今

何の仕事も、していなさるか？

私の恋しい殿御、こんなに思っているのを

どのように本当に、思つて下さるだろうか？

風になりたや、お前のからだの上へ

するりさわる、ばかりもしたいよう

なのだになあ、

(『石狩町誌』昭和四十七年三月 石狩町)

つぎに漁場労働に従事させられたアイヌの収入高を、イシカリ場所の例でみると

春ニシン漁 一人玄米八升入俵、七俵から五俵

秋サケ漁 一人玄米八升入俵、六俵から五俵

となつてゐる。すなわち春三月ころからニシン場の準備をしてニシン漁に当り、それを済ますと今度はサケ漁の用意をしてサケ漁にかかり、秋の土用半ばというからおよそ十月下旬までの稼働で、通計七ヵ月間働いて、上等の者が玄米八升入俵一三俵であるから玄米一石四升の給料であり、下等の者はわずかに八斗の収入よりなかったことになる。<sup>(3)</sup>また介抱米と称して、アイヌに給与されたものは

一、春隣場へ鯨漁出稼仕候節は

蝦夷人一日一人に付玄米五合宛、外割鯨等見斗い候

右の通り介抱仕候

但し元小屋前居残り蝦夷人共へ介抱方前同断に御座候

一、秋中鮭漁業の節は

蝦夷人一日一人前に付玄米七合五勺宛焚出し仕候て相渡申候

右の通り介抱仕候

(「石狩町誌」)

とあつて、春ニシン漁では一人一日玄米五合、秋サケ漁では七合五勺が支給されたのである。これらがイシカリ場所におけるアイヌの現状であるが、ユウフツ場所から出稼ぎに強制させられたアイヌも、おそらく同様の扱いを受けたものと思われる。このように漁場への出稼中に、食糧として介抱米を支給されたにしても、その給代(給料)は微々たるもので、当時イシカリ場所における和人の給料、すなわち

支配人 一人給金三十兩

番人 一人に付給十五兩より七、八兩まで

稼方 一人に付給十五兩より七、八兩まで

と比較しても、いかに安い賃金で稼働されたかがわかる。

一方、ユウフツ場所におけるアイヌの労働条件は、どのようなであつたろうか。今これを示す具体的な資料はない。参考にシラライ場所の例を『北陸対問』<sup>(4)</sup>によつてみると

「夷人召遣候日は、一日ニ玄米にて七合五勺ツツ遣す。此外に一日の給代玄米三盃遣す。但一盃には二合半也。是を代鑑ニ致し壹盃の代鑑十五文の定、二盃の代鑑は四十五文也。併金銭ハ通用無レ之故、此代リニ諸品を渡ス。此諸品ト申は

台盃、ホカイ、耳タライ、湯次、榛、木綿之類、古着之類、清酒、濁酒、玄米、麴、きせる、煙草、刃之類  
是等之内ニ而夷人好之品ヲ値積ヲ致候而渡ス（中略）。

人足等之召遣候日ハ、濁酒壹盃ツ、為レ吞候、但壹盃ハ貳合五勺也。」

とあつて、介抱米は一人一日七合五勺、給代は同四五文であつて、金銭の通用はなく、これを現物に換算して日用品を受取るという具合であつた。この給代は漁期の終りに、前借りしていた品物と差引勘定で支給されるから、下りになる可能性や、ごまかしの入る余地が多分にあつたらしい。

また、当時の交易の価格については、つぎのように決められていた。

一、夷人共より会所へ買上候品々、是ハ夷人共飯科之場所より取揚候生鮭、干鮭外ニ山より取候品々

生鮭壹本之代 鑑十五文

干鮭壹数之代 同 五文

カバ皮壹貫匁ニ付 同 九文

苦小牧市史 上卷

シナ皮沓貫匁ニ付

鐙 廿文

柏木之皮沓貫匁ニ付

同 五文

椎茸数十二付

同 廿 文

是は場所ニより高下有し由ニ候へ共、沓ヶ場所切ニ先年より致来候外ハ不相成候由。私ニ値段等直し候義ハ不相成、公儀扱の節斯様取計候由ニ付、右ヲ見合取改候由。西蝦夷地ハ扱方も余程違候也。

此代の米、酒、麴、たばこ之類ニ而渡す

但玄米沓升ハ

鐙 六十文

酒沓盃ハ

同 五十文

麴沓升ハ

同 百文

煙草八十匁玉

同 百文

此相場ハ公辺御扱之節より、年之高下ニ不<sub>レ</sub>拘毎年定式の相場也。

(国友善庵『北陲対問』天保九年)

これを見ると、生サケ一本は玄米一杯(二合半)にしかならず、酒一杯を求めるには、干サケ一〇本を要する計算になる。  
このほかに軽物(毛皮類など)の価格は

一、熊の胆沓匁ニ付

鐙 百文より百十文迄

一、熊の皮沓枚ニ付

同 四百八十文より七百廿文まで

一、鹿の皮沓枚ニ付

上 六百文、中 五百文、下 四百五十文迄

但ユウブツ、サルは三百文より百五十文まで

一、狐ノ皮沓枚ニ付

鐙 百文

一、テンノ皮壹枚二付 鐐五十文

一、川ウソノ皮壹枚二付 鐐四百文より二百文迄

とあるように、これも「先年公辺御扱の節、定被置候通、其年の豊凶ニ不拘合ニ如斯<sup>(5)</sup>。」とされていた。

しかし、この交換比率は常にアイヌにとって不利であり、かつ出稼ぎ和人のそれと比べても、はるかに低いものであったことは確かで、次表によっても明らかである。

生産物買入価格における日本人とアイヌの相違(安政二年十勝場所)

| 品名 | 数      | 量 | 日本人(A) | アイヌ(B) | B/A   |
|----|--------|---|--------|--------|-------|
| 干鱈 | 二〇本    |   | 二四〇文   | 八〇文    | 三三・三% |
| 干粕 | 二〇本    |   | 三〇〇文   | 九〇文    | 三〇・〇% |
| 昆布 | 四貫五〇〇匁 |   | 九〇文    | 三五文    | 三八・九% |

松前復領期のアイヌ戸口表

(奥山亮『アイヌ衰亡史』による)

| 年          | 戸<br>数 | 人   |     | 計     | 口 |
|------------|--------|-----|-----|-------|---|
|            |        | 男   | 女   |       |   |
| 文政五年（一八二二） | 三二二    | 六五二 | 六一〇 | 一、三二二 |   |
| 安政元年（一八五四） | 一三三八   | 五九三 | 五八二 | 一、〇七八 |   |

このように、アイヌは場所請負制下にあつては、請負人の独占的支配によつて、産物は安値に買上げられ、加えて安い賃金で使役されるなど、二重の搾取を受けていたといえる。だから復領下の住民―アイヌの生活は、決して豊かなはずもなく、次第に進展してきた漁場生産活動に、いや応もなく組み入れられ、部落は荒廃し、漸次解体しつつあつた。この側面を『文政・安政年間野作戸口表其外<sup>(6)</sup>』によつて、ユウフツ場所の戸口の推移をみれば、上記のようになっていく。

すなわちユウフツ場所は、戸口ともに減少傾向にあることがわかる。その原因は、移住、混血、疾病等、種々あるうと思われるが、最も大きなものは流行病による死亡と、過酷な使役による家庭―部落の崩壊によるものとみられ、

当時の対蝦夷政策の結果を、雄弁に物語るものといえよう。

注(1) 市立函館図書館蔵本による。

(2) 『日本庶民生活史料集成』第四巻

(3) 『石狩町誌』昭和四十七年三月 石狩町

(4) 国友善庵『北陸対問』天保九年、市立函館図書館蔵本による。

(5) 注(3)に同じ。

(6) 北海道大学北方資料室蔵本による。

## 第三節 ウラエ訴願事件

### 一 事件の背景と原因

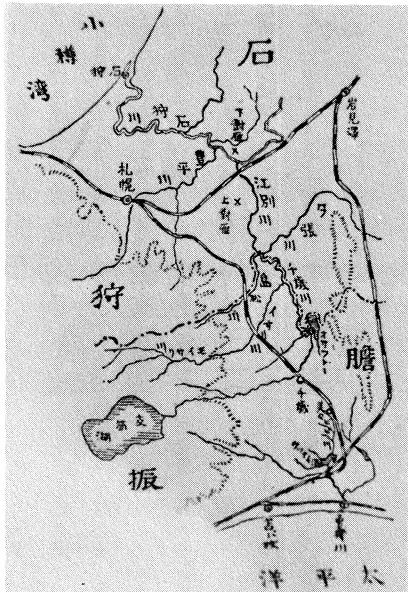
この時代に最も注目される政治問題に、イサリ、ムイサリ、におけるウラエの訴願事件がある。この事件は、いわゆる前幕領時代に始まり、松前藩復領の文政四年に至って、ようやく解決を見た行政訴願で、イサリ、ムイサリ川(恵庭市)におけるサケ漁場の所有権をめぐり、二一年間にわたって勇払アイヌと石狩アイヌ、幕府公領地と松前藩私領地、更には勇払場所請負人と石狩領場所請負人等の利害に関係した大問題であった。

石狩川とその支流の諸河川を擁する、いわゆる石狩低地帯は、古くからサケ漁に富んでいたばかりでなく、その他の天産物も豊富であったから、その川の流域はいくつかの場所に分けられ、和人との交易も盛んに行われていた。す

なわち、石狩低地帯の南半分はシコツ一六場所に、北半分は石狩一三場所に属していた。その境界は、千歳川の支流シママップ川（島松川）としており、千歳川は石狩川の支流でありながら、シコツ一六場所に入られ、シママップ川とユウバリ川（夕張川）は、石狩場所に属するという、極めて複雑な場所区割となっていた。しかしこれは、いわゆる行政上の分け方であつて、サルンクル（沙流アイヌ）系の千歳アイヌは、古くから石狩川の本流まで進出して漁労を営み、あるいは居住していたのである。これについて『土人由来記』<sup>1)</sup>は、つぎのように記している。

イサリ、ムイサリ土人由来ノ事

一、ムイサリ土人の根元者、男土人者ホロサン（注 平取町幌去）ノ生、女土人は昔は地名ヒホクシと申て当時ノニイカッブ（新冠）生にて夫婦ニ相成、サル（沙流）ニ永住致し居候得共、其頃はサル山々ニ鹿獺も無之畑作等も格別無之、飯料乏敷難渋ニ付、夫婦ニて段々相談いたし候には、様子承り候所イサリムイサリと申て、夏より秋迄鱒、鮭、雑魚沢山ノ由ニ候間、其処へ参り永住致し候はば、安心ニ相成可申と夫婦一決し、夫よりムイサリ江相越、子供盛長致し候後、父母共病死致し候得共、元古郷サルへ帰ル事も不相成、其所ニ永住致し居、シリマウカと申者ノ代ニ相成候節、ヲサツ村惣小使サハシリと申ものの姉モンカランケ呉遣し夫婦ニ致し、縁組ニ相成ムイサリニ永住為致候由、全千歳土人に相違無之候。其以前鮭、鱒引網等相開ケ不申由、元来右引網ノ初りは元ヒホクより相初り、尤もクゴ系ニて拵候小網引立候処、可成リノ漁事有之其近辺ニ而右ノ網拵方相習ひ候而網仕立、夫よりイシカリ川江も当所網一統遣



ウラエ事件関係図（高倉・アイヌ研究）

し右大川ニ而引立候所、相応ニ漁事有之、至而弁利宜敷候故、又ユウフツ領ニ而モ追々相仕立、イシカリ大川へ持下り漁事いたし候得共、右網は元来ユウフツより相初り候事故、イシカリ土人共方ニ而聊故障無之、勿論イヘツフトより川上ノ千歳川筋ノ儀は、旧来千歳川領ニ而、土人共差し而シコツ土人と相唱来候由、春先より夏分迄はイシカリ大川通ニ而小網引立、飯料魚漁事致し来、秋ニ至り候得は、小川々々へ登り鮭ヲ取ルニシコツへ来り、小川ノノ鮭漁いたし互ニ睦敷相凌居候処、其頃イシカリ表へ色々ノ品々積入候商内小廻船、年々川入いたし土人共と交易いたし、夫をイヘツフトより上ノ千歳土人共浦山敷存候とて、右交易ノ品々イシカリ土人へ願入候処、早速承知有之、其頃は千歳土人共、矢羽、獺皮、其外ノ類沢山ニ持合候故ニ、イシカリ土人申二者、相応ノ世話可致候間、右之品々持下り可申と内談有之、夫より段々と相互ニ睦敷相成り候而、イシカリ土人共イヘツフトより上ミノ方ニ勝手ニ仮住居いたし居候由ノ処、夫成りノ永住ノものも有之候由ニ候得は、イヘツフトより上ミは昔より全千歳川領ニ相違無之、今ニ至ル迄川筋落口迄イヘツフトと唱来り候は正敷証拠有之趣、土人共慥成聞伝ニ候事。

右者後年為心得、ユウフツ会所より写取置候。」

このように、イヘツフト（江別太）より上流は昔から千歳川領に属しており、ムイサリに永住したシレマウカも、元来はサル系の千歳アイヌで、上ツイシカリの総酋長となつていたといえ、イサリ、ムイサリに漁業権を有していた者であることが明らかである。

また、この事件に関係のあるユウハリ川（夕張川）のアイヌについても、同書には次のように記している。

ユウハリ土人由来ノ事<sup>(2)</sup>

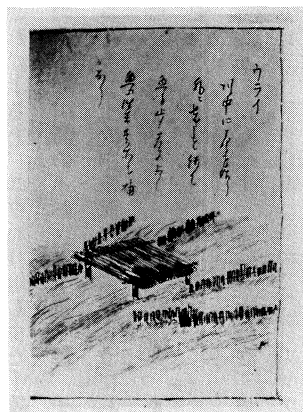
一、ユウハリ者往古より千歳川領ニ而、同川筋イヘツフト迄ノ間、左右小川野山共千歳土人共自由ニ徘徊致し候。其頃ユウハリニ而住居ノ土人も無之、右ユウハリ土人ノ初リヲ尋れハ、元トカチ土人ニ而有時古郷カムイ吞ノ節、言分甚悪敷事有之、数多ノ土人共より憎を受、右等ノ事ニ付女房土人変死いたし、免而も此所ニ住居難致存、同所立去リサル領アヘツト申土人村へ相越、頭役ノ土人コクワヌと申もの方ニ世話ニ相成居、年月重り候故右コクワヌよりトカチ土人へ申聞候者、古郷へ再ヒ帰り度存念有之哉ノ段相



尋候処、同土人申ニは如何様成事有之候共、古郷トカチへは罷歸り候存念は毛頭無之、何卒此所ニ永年住居致度趣達而相頼、依之前コクワヌより再ヒ申聞候ニ付、左様ノ心得ニ候へは、以来其方儀当所土人ニ致し遣し可申と契約いたし其後数年相過、前コクワヌ風と心付事之、右トカチ土人へ申聞ニは、扱其元も当所ニ永住いたし居候而も、聊差支無之候得共、其元ニ内談いたし度儀有之、サル川上ニ当而、ユウハリと言高山有之、其麓ニ小川数有之、尤千歳川領ニ而其川々へ鮭沢山ニ登り候間、御輕物ニ相成候驚、獺其外毛物沢山、殊ニ土地至而宜敷、千歳川へは道近ク候間、右之処へ住居ヲ求候而者如何ニ候哉ノ段申聞候処、トカチ土人申候ニ者、幸望ノ土地ニ候間何卒其処江引移り度と願出候ニ付、夫より支度為相整、右ユウハリ川之右手ニ居家を取建候処、兼て承り候通、鮭ヲ沢山喰物ニ相成候。色々ノ草根沢山ニ有之、其外山獵ノ弁利、大ニ宜敷処ニて何も不自由無之、年月相凌候得共它人ニ而者永住難相成、夫より千歳川ノ下もチカエと申土人村へ地里近ニ候故、同村より女房土人貰ひ受候処、追々子供三、四人も出生有之、右子供等段々盛長ニ随ひ、兄弟ノもの共不和にて中惡敷候故、右兄弟ノ内マライ、シユクハイと申所へ勝手振分り住居致し、尤其所は千歳川土人共、夏分ニは畑作致候場ニ而年々土人も込合候事故段々睦敷相成、互に嫁嫁ノ縁組ニ相成候而、千歳川ランコウシと申所よりも彼地へ頭役土人引越永住致し、依之段々土人々別大勢ニ村々も相殖候得共、イヘツよりシユマ、フ辺ニイシカリ土人の居住老軒も無之段、前々より土人共申伝ニ候。夫ニ付申上候儀者、往古よりユウハリ山権現ノ御像、今ニ至ル迄千歳川ニ安置し有之儀者無相違事ニ御座候。」

これによると、ユウハリ川もまた千歳川領であつて、その住人はやはり沙流系のアイヌとなつた者が移住してきたもので、同川筋のイヘツフトまでは、千歳アイヌが自由に狩漁できる獵区となつていた。しかもこの区域は「イサリ、ムイサリ土人由来記」にあるように石狩川のアイヌ達も入り込んで仮小屋を作つて漁をする入会の獵区であつて、むつまじく生活を営んできたのであつた。このように千歳川や江別川の流域における漁業権についてはアイヌによる歴史的な背景があつた。

しかるに寛政十一年（一七九九）東蝦夷地の幕府直轄によつて、島松川を境にしてシコツ一六場所が公領地となるに及び、翌十二年（一八〇〇）ユウフツ場所詰合の幕吏である高橋次太夫と河西祐助が、千歳川支配人の重次郎を通



ウラエの図（苦小牧町史）

じて、イサリ、ムイサリにあるシレマウカのウラエ三カ所のうち、ムイサリのウラエ一カ所を没収してしまった。『土人由来記』に

「申年（寛政十二年）より東蝦夷地御用地ニ被仰出、ユウフツ御詰合高橋次太夫様、

河西祐助様より千歳川支配人重次郎と申ものを以被御渡儀候は、ムイサリニ於而御領入夷人ウラエニ而漁業致候事は不罷成故、右場所引払可申旨、尤以後東西一統御用地

ニも被仰出候ハ、其節者元成ニ可申付候儀ニ御座候得者、無換引払申候。」<sup>(3)</sup>

と記されている。ウラエとはUrae、アイヌが川魚をとる仕掛、すなわち梁

のことで（第三編 アイヌ時代第三章苦小牧地方のアイヌ参照）、シレマウカがウラエを設置していたムイサリは、イサリ（漁川）の支流で、サケが産卵のため溯上するので、漁猟には絶好の場所であった。ところが勇払詰幕吏は、私領地のシレマウカは、公領地に入つて漁猟してはまかりならぬという、従来までのアイヌの仕来りに無知であつたのであるか、かかる歴史を無視して入漁を禁止してしまつたのである。

加えて、その後文化三年（一八〇六）、幕府目付遠山金四郎と、勘定吟味役の村垣左太夫が西蝦夷地巡視の際、当時宗谷方面への通路としてようやく重要視されてきた千歳川の交通を整備することになり、イサリフトに通行家を建てることになった。そしてこの通行家の番人にリキヤとカシヒタの二人の千歳アイヌを置くことになったが、その飯料にあてるため、シレマウカのウラエ二カ所のうち、一カ所を没収する旨を、勇払支配人手伝をしてシレマウカに達せしめた。すなわち、この事情は『土人由来記』によれば

「イサリフト式ケ所ウラエ、無別条所持渡世も仕、私並ウタレ迄飯料魚取揚、少々残りノ分は産物トシテ運上家へ差出居候所、寅年中（注、文化三年）遠山金四郎様、東西御廻場被為遊候ニ付、イサリフト江御通行家御取扱所御普請ニ而、ユウフツ川支配人手伝嘉

五郎と申もの普請方ニ参り、シレマウカ呼出申聞候者、此度当御普請出来、是より番夷人リキヤ、カシユヒタ番人年中差出候ニ付、飯料取所無之候間、右ウラエノ内壹ツ番人江相渡し、残壹ツは其方共飯料魚取揚可申候様被申付(下略)<sup>(4)</sup>と記している。

ここにおいてシレマウカは三カ所のうち二カ所まで取上げられては、一族渇命に及ぶべきと見て、上ツイシカリ通詞へその返還を訴えた。しかし、「御威光ヲ以被仰付候儀ニ御座候得ハ、無撓事と申上候。」とあるように、幕府の威光には何んとも致し方なく、いずれ西蝦夷地も幕領となるのだから、その時を待つて願出よと諭され、そのまま泣き寝入りとなつてしまつた。

注(1)(2)『土人由来記』イサリムイサリ土人由来ノ事 北海道行政資料課蔵本

(3)(4)(5)文化十年イシカリ元小家支配人調書『土人由来記』

## 二 石狩アイヌの訴願

文化四年(一八〇七)、西蝦夷地も幕府直轄となつて、東西蝦夷地ともども公領地となるに及び、翌文化五年(一八〇八)、上ツイシカリの惣乙名シレマウカは、ウラエ設置権の回復を訴え、次のような願書を同場所支配人を通じてイシカリ詰役人に提出した。

乍恐以書附奉願上候

一、私儀古来より於ムイサリにウラエ式ケ所持来候処、東御領御初年ノ節、御領私領地境御糺ノ上御引上ケ被仰付、乍恐何共当惑仕候。其後ムイサリへ河西祐助様御出被遊候ニ付、奉願上候ニは御領ニ相成私所持ノウラエ御引上ノ儀奉恐入候。尤イシカリ、ムイサリノ儀者、地領も両家ノ御支配ニ候得共、是迄無差支筋ニ而□ニ漁業仕居候。何卒元成ニ被仰付被下度候旨、難渋奉願上候処、随分尤成筋、乍去御領ノ地所私領ノウラエ不相成趣、何れ式ニケ年ノ内ニ者、イシカリも御領ニ相成候哉、其節は元成ニ被仰仕候

間、夫々差扣候様被仰付、無扨押而御願も不申上難渋仕居候。

元来ムイサリノ内私ウラエノ儀者、昔三代以来下地より蝦夷人大勢ムイサリへ向クジヲ仕掛候得共、無防方漸クツクナイヲ以而取鎮候事ニ相成り、ムイサリ有合ノ宝ヲ差出候而頼候得共、無聞請ニ付私方へ願出候二者、此度ノ大難救ひ呉候様、乙名始メ一統実ニ願故、持合ノ宝ヲ噴無事相済、其返礼と而ムイサリノ内勝手次第ウラエ見立被下度、往々共家督ニも相成、右返礼仕度一統相談ノ上出来仕候。右ノ訳柄故蝦夷人より者、一言ノ子細も無御座候。此段御憐愍下置度奉願上候。ウラエ御引上ノ後は、無詮方外川々へ参り漁業仕候得共、家内相統も相成兼乍思、持合ノ宝ヲ以干魚買入、是迄家内相統仕候。最早宝もなく尚又先祖より持来ノ家督ニ□申訳無御座と存居候处、風と病氣に取付、倅共も若年差当り難渋仕候。何卒御憐愍元成ニ被仰付被下置候へハ、先祖ノ手前家内も相統仕、難有仕合ニ奉存候。乍恐此段奉願上候。

右之趣、上ツイシカリ乙名シリマウカ病氣ニ付、名代サイラフニヲ以願出候ニ付、奉申上候。何卒御憐愍被下置度奉願上候。以上。

文化五年 辰壬六月十一日

支配人 儀兵衛 印

イシカリ御詰合様<sup>(1)</sup>

すなわち、ムイサリのウラエの没収された顛末を述べ、かつイサリのウラエは、かつて下地（東蝦夷地）のアイヌがムイサリに攻めて来たとき、シレマウカの祖父が償いを出して事をすましたため、その報酬としてウラエ設置権を与えられたもので、アイヌ同士では何等の支障もなかった。しかし、直轄によってウラエ没収後は、家内の食料にも事欠き、宝物を出して干漁を買い飢えを凌いできたが、もはや宝も尽き果てた上に病氣になり、倅共も幼く難渋しているので祖先以来の漁業権を元通りに返して欲しいと嘆願したのである。

幕府直轄によって幕領地内のイサリ、ムイサリにおける出漁を禁止されたのは、シレマウカばかりではなかった。下ツイシカリの乙名レタリカウクも、その倅ヌカンランケがイサリの乙名と親類であったため、同族のホロソイキキ

メンカ、シャシカリ、ゴホシャ、クヒル等とイサリのヲルルウシに干サケ漁に行つていたが、同所が幕領となると共に出漁を禁止された。また上ユウハリのアンラマンテは、その地方のサケが不漁なので、ムイサリの乙名ヌカンケ（ヌカンランケ）に宝物を差し出して、ムイサリでサケ漁の権利を得て、毎年干サケ漁に出漁し、同じく上ツイシカリのカシユウシは、シレマウカの母の妹の子であつたため、シレマウカの所有するムイサリ川下のウラエ場所一カ所を譲り受けて出漁していたが、これも幕府直轄によつて寛政十二年に禁止されてしまった。そのためレタリカウクは、文化五年六月廿三日下ツイシカリ場所通詞をもつて、アンラマンテ、カシユウシ兩人も同年六月ユウハリ場所支配人を通じて、旧権の復活方をイシカリ詰役人に訴願したのである。

そこで幕吏も捨てて置けないので、さつそく取調べを開始した。この取調べの結果、ユウフツ場所の惣乙名ヲツカシレ、イサリ乙名ヌカンランケ、ムイサリ乙名コマワカ外乙名一統は、支配人甚右衛門、通詞与四兵衛連署を以て、次のような答弁書を差出した。

まず上ツイシカリ惣乙名シレマウカの訴願に対しては、

イシカリ場所上ツイシカリ乙名シレマウカ方よりムイサリノ内ウラエノ儀願出差出候処、今度千歳川会所へ私共一統被呼出、イシカリ乙名シレマウカ御願ノ筋承候処、昔三代以前東蝦夷地より大勢軍を向けムイサリ乙名小使小前のもの共より願出候二付、無撓シレマウカ方より相應の宝を出し、右札としてムイサリの内勝手次第ウラエ相建候様申出候得共、イサリ、ムイサリ、千歳川、両武川、両所アツマ住居の面々一統、其儀は相不申候、尤古来より今迄夷人振合として混雜ケ間敷儀者、隣時相互ニ会合少々宝を以万端取鎮め候儀者、何れ仕来り事ニ御座候得共、シレマウカ口書を以願出し候儀者、私共一同先祖代々より及聞不仕候。勿論ムイサリ、イサリ場所ノ儀、元松前志摩守様御時代ノ節は、前通りムイサリ場所は佐藤周左衛門様と申御方ノ御知行所ニ御座候、然者其節ハ請負人と請負人様ニ異論も在之候。一躰シレマウカ儀イシカリ場所ノ由、上ツイシカリ乙名二候得共、同人先祖より私共領ノ内下イサリニ住居仕候。然者古来より段々ニ縁組ノ訳を以、夷人夷人の内談ニ而ムイサリノ内ヘウラエ為建候様ニ相聞候。勿論私共夷人ノ儀ニ候得

者、和人格別□も所持無之□々ニ御座候間、古来ノ儀申上候も奉恐入候。兎角右様ノ姿ニ而シレマウカヘウラエ被下置候而者、ムイサリに住居ノ者共一統難決にも相成候間、兎角是迄の姿ニ御差被置被下度奉願上候。尤シレマウカ家内難儀ノ趣願出候は、飯魚のミ被仰付、ウラエ並産物ムイサリニ而漁業致し候儀相成不申候。以来ムイサリ江入漁業仕候而は、畢竟違乱ノ事ニ御座候間、乍恐前書ノ通り御聞届被下置度奉願候。以上。

辰閏六月

ユウフツ場所

乙名 惣中

甚右衛門 印

与四兵衛 印

(文化五年六月 ユウフツ土人答書)

とあつて、シレマウカの口書のウラエ設置権の由来は先祖代々より聞いたことがない。しかし親族、同類なるがために、この権利が与えられていることを認め、飯料としての漁はよいが、ウラエ設置や産物の漁業は相成らぬとして反対した。またレタリカウクの訴えに対しては

イシカリ場所下ツイシカリ乙名レタリカウク願書を願出候趣、被仰聞委細奉承知候。右乙名儀者、私共一家ノ者には相違無御座候。其縁ヲ以同人内談ニ而イサリ場所ノ内小川を賃、飯料等も少々取揚候様仕候得共、松前家中金井新右衛門様と申御方之御知行所ニ御座候得共、御地領<sup>(通)</sup>へも不申上、レタリカウク私共内談ヲ以漁業為仕候所、当所請負人より格別ノ呵在之、其後私共御地頭今井新右衛門様ノ御耳に達し、場所取調に被相遊御下り候様、松前表より申来候。間もなく一統御用地に相成二候付、御領私領場所境ヲ以御引、尤最寄場所者一家縁類ノ内ヲ以我儘ニ御知行所ノ内賃、飯料等為取候儀者、其私共心得違ノ取斗、何共奉恐入候間、此上者石狩一家親類共共、イサリ場所へ御入不被下置様、偏に奉願上候。勿論ユウフツ、千歳川ノ内、漁場も不足御座候間、近年ノ打統ノ不漁、彼是以私共並ウタレ共一統、産物出方飯料も難決仕候間、御聞済被下置度奉願上候。以上。

閏六月

ユウフツ場所 惣乙名 ヲツカシレ

イサリ 乙名 ヌカンランケ

ムイサリ 乙名 コマワカ

外 乙名 一統

支配人 甚右衛門 印

通詞 与四兵衛 印

(文化五年六月 ユウフツ土人答書)

というように、レタリカウクは一家の者には相違ないが、その縁で、内談によってイサリ場所の内の小川を貸して飯料をとらせたが、知行主に断らなかつたので、ひどく叱られ恐れ入っている次第で、最近ユウフツ、千歳川の漁場も不足し、また不漁続きのため、石狩の親類といえども、入漁は断りたいと述べている。

また、上ユウハリのアンラマンテや上ツイシカリのカシユウシ等の件についても同様に、イサリ、ムイサリ川に同人等を入漁させないよう懇願するというものであつた。

このように、わずか三カ所のウラエ設置権をめぐる紛争ではあるが、石狩アイヌにしてみれば死活に関する生活問題であつた。すでに『土人由来記』にみた通り、夕張アイヌも対雁アイヌも、共に千歳アイヌであり、居住地が異なつていても、ともに千歳川を利用することは、この地方のアイヌの仕来り(習慣)で、何等異論のなかつた問題であつた。しかも勇払アイヌは、これらをすべて肯定しながらも、石狩アイヌの入漁を知行主や請負人に断らずに行つた私契約であるなどと主張している。その背景については

「石狩アイヌを入れて漁事をさせたのでは、産物は石狩に持ち去られて千歳会所に交易に出る鮭がすくなくなるため、場所支配人の入智恵があつたことは当然である。シレマウカの場合、飯料は許しても交易にするほどの鮭またはそれを採り得るウラエ漁の禁止を

嘆願したのは、このことを暗黙のうちに語っている。」

（高倉新一郎『アイヌの漁業権について』昭和十一年九月『アイヌの研究』）

と、高倉新一郎は述べている。ともかく、その争点は何人が見てもシレマウカ等の申し分が明瞭であるにかかわらず、当時石狩詰役人井上喜左衛門は、勇払詰役人鈴木寛四郎、竜崎八郎左衛門に照会した結果、東西蝦夷地とも幕府の直轄地であっても、東蝦夷地に属した勇払場所の交易は一切幕府直捌きなるに反し、西蝦夷地石狩領は従前通り請負人の請負制度なるところから、勇払アイヌの主張を容れ、わずかにシレマウカには川筋漁獵を許可してウラエ場は復旧しないという政治的な解決をしたのであった。<sup>(2)</sup>

ところが、その後不漁の続くこと兩年、シレマウカ夫妻も次第に老いて言語も自由にならず、しかもその子は幼いので、ついに石狩運上屋の介抱を受けるようになった。しかるに文化十年（一八一三）、東蝦夷地の直捌きが廃されてユウフツ場所も請負人支配となつたので、同年六月、上対雁通詞およびトクヒラ支配人の奥書をもって、再び訴願を石狩詰役人平島長左衛門に向けて提出した。

乍恐書付ヲ以奉願上候

先御領主様迄東蝦夷地千歳川内ムイサリ江ウラエ持秋中者、鮭漁いたし家内相続仕来候所、申年（注 寛政十二年）より同所御用地被仰出、ユウフツ御詰合高橋治太夫様並河西祐助様江被仰渡、御領私領入会漁業致し儀は不被罷成候間、無撓右場所引払申候。尤以後一統御用地にも被仰出御座候は、其節は右成渡世も御捨免被下置積り蒙仰、難在奉畏居候得共、其歳憎ノ不漁統ニ在之、家内暮方極難渋いたし、先祖親代讓請ノ宝ヲ以、年々飯料□調取統候得共、次第暮込格別難儀仕候処、卯年（注 文化四年）東西御用地被仰出、悦入差配人儀兵衛ヲ以、当御詰井上喜左右衛門様へ奉願、ユウフツ御詰鈴木寛次様、竜崎八郎左衛門様迄、元成被下度被仰越、川筋論加希迄二者、御免被下候得共、ウラエ御用捨ノ沙汰無之、其節推而可奉願と奉存候得共、御上様奉恐入差扣罷在候。別而式三年以前より大不漁引続、殊ニ私夫婦老体罷成、仲幼年と申漁業並二者不行届キ、此節者無手段運上家願介抱取続キ候得共、長々ノ儀ニも



不罷成当惑仕、既ニ漁業勝手宜敷処見、移可申と心掛候得共、ムイサリ川漁場は昔より引続親より譲受、下川住家ニ相定候所、只今所替いたし先祖葬所打捨候而者、第一不孝ニ相当り自ら難渋渴命仕候にも引払兼居候処、当酉年（注 文化十年）ニ東西一統請負被仰出、猶東地先祖振合ヲ以、漁業渡世罷成候様奉承候処、殊更高橋様、河西様より奉蒙仰候儀も御座候間、右ウラエ元成被成下候へハ、少々ノ場所故、干鮭差出候而も不苦候間、御慈悲ヲ以被仰付被下度奉存候。左候得者、家内不及申、親類迄も幕方行届キ重々難在仕合ニ奉存候。依之書付ヲ以奉願上候。以上。

西六月

上ツイシカリ

惣乙名 シレマウカ

前書ノ通り願出候ニ付相糺候処、相違無御座候。依之御取次奉申上候。御聞届被下度候は、私共迄難在仕合ニ奉存候。以上。

西六月

イシカリ内

上ツイシカリ通詞 幸 吉 印

トクヒタ 支配人 善二郎 印

イシカリ御詰合様

（文化十年六月 シレマウカ願書）

すなわち、シレマウカが生計困難の故と、祖先以来の墓所を回復して孝道をつくしたいという理由から、二度目の訴願を行ったのであった。当時、上対雁場所は家数三七軒、一四八人と数えられているが、ウラエ設置権を取り上げられたため、つぎのように離散している。

一、家数七軒、人数廿六人。千歳川ノ内、イサリフト

是はシレマウカ並サエラフニ同弟共ウタレに御座候。代々住居仕候。

一、家数三軒、人数九人。イシカリノ内、ハツサフ場所。

是はシレマウカウタレに御座候処、ムリサリウラエ相止候に付、当分取続カセリ越罷在候。

一、家数貳軒、人数八人。イシカリノ内、トウヘツフト

是はシレマウカウタレ御座候。粟、稗、苦青もの取勝ニ御座候ニ付、代々住居仕候。

一、家数六軒、人数百五人。イシカリ内、上川。

是は先年松前勇高様御知行所ノ節、西蝦夷地テシラ御場所御用人様御知行ニ御座候処、不漁ノ年引越ノ節、支配人耆人ニ而□帶仕候ニ付、其假差置、尤鱈、鮭等も喰料差支有場所ニ無御座候。右人数取扱方勝手ニ相成候。其後人別御調ノ節、上ツイシカリ人数ニ相成候。

(文化十年十一月 上ツイシカリ、下ユウバリ、トクヒタ通詞調査)

すなわち、わずか七軒だけが食料だけでも不足のイサリフトのウラエを頼りに生活していたのであった。

ウラエ返還の嘆願に、石狩詰幕吏平嶋長左衛門が取調べに着手すると、シレマウカに同情する材料は続々と集まった。同年十一月、イシカリ場所支配人、上ツイシカリ通詞、同番人が、上ツイシカリ小使サエラフニ、シレマウカの娘イテシネチ兩人について調べたところ、シレマウカの訴えに誤りがないことがわかったし、上ツイシカリ通詞、下ユウハリ通詞、トクヒラ通詞の調査でも

「シレマウカウラエ御取上ケ相成候後、既に十ヶ年余ニ相成、シレマウカ暮方追々不手廻リニ相成、代々持伝候蝦夷宝物等売払難渋ノ趣ニ御座候。請負人よりも心付遣し置候。依之同夷ムイサリウラエノ儀者、元ノ形ニ被仰付度旨、年来申罷候。」

と報告している、さらに同年十一月になって上ツイシカリ通詞幸助(吉)とイシカリ場所支配人善三郎は連名で、シレマウカのために嘆願書を提出した。

乍恐以書付奉願上候

一、イシカリノ内上ツイシカリ惣乙名シレマウカウタレ、サエラフニ並シレマウカ娘イテシネチ御答書ヲ以奉申上候通り、旧来所持三ヶ所ノウラエ御取上ニ相成、殊ニ近年不漁統、其難渋暮方不行届所は、是迄運上家ニ而取統置候得共、同夷人共身ニ取り末々事□□ムイサリノウラエは勝手宜敷、殊ニ漁高も在之候間御取上、残りムイサリフトウラエ相渡し申候にも、ムイサリウラエ御差戻し相成候様、被成下度願出候。尚又同夷人共申上候通り、御私領迄は千鮭式千束余も差出候処、只今ニ而都而一兩年運上家より暮方不足ノ処取統候儀も在之候得は、夷人共行末案事罷有候。尤孫兵衛儀は、イシカリノ内五ヶ所一円請負仕居候得は、場所数にも御座候間、御蔭ヲ以繰合候得共、数年に相成候而は□ニ難渋ニおよび、殊ニ年季明キニ罷成候へは、跡御請負御領内も聞きニ可相成と奉存候。右シレマウカ儀老衰仕、耳は聞へ候得共、言語不叶啞同様ニ罷成、近年漁場ノ儀相難キ罷在候間、右のものの様生ノ内先祖ノ通りムイサリ耆ヶ所御差し戻し被下置候様仕度奉存候。何卒御憐愍被下置、願ノ通り被仰付被下候は、右夷人ウタレ不及申、私共重々難在仕合奉存候。依て書付ヲ以奉願上候。以上。

文化十四年十一月

イシカリ内上ツイシカリ (吉) 幸助 印

同 支配人 善三郎 印

イシカリ御詰

平嶋長左衛門殿

(文化十年十一月 上ツイシカリ通詞等願書)

さらに同年十二月に至って、石狩一三場所のうち米屋孫兵衛請負の五カ所の場所、すなわち、ハツサフ、下ユウハリ、上ツイシカリ、シママツ、トクピタ等の通詞と、米屋孫兵衛の支配人善三郎が連署して、嘆願書を石狩詰幕府に提出した。特にウラエ復旧の条件として

「当時は東西蝦夷地一円御請負仰渡候ニ付、ユウフツ御場所請負人阿部屋仁兵衛儀も、ムイサリウラエ御運上金御上納此ニ組入置候

儀も御座候間、其段は仁兵衛へ孫兵衛より熟談仕、ムイサリ御運上見込ノ金子は、孫兵衛増金上納可仕奉存候。」

（文化十年十二月 石狩場所支配人等願書）

と述べ、シレマウカも年齢七十余にもなるのだから「年来ノ大望成就仕、如何斗難レ在奉レ存候。」として、ウラエ設置を懇願し、シレマウカの後援をしたのであった。このような場所請負人等の動きについては、高倉新一郎は

「米屋にしても、ムイサリのウラエの復活によつてそこから上る産物を取得し得るのみならず、シレマウカからの介抱を免かれることができるのであるから、熱心にシレマウカの後援をしたのである。」

（高倉新一郎『アイヌの漁業権について』昭和十一年九月）

と述べている。

石狩詰幕吏の平嶋長左衛門は、これらの一件書類をもつて勇払詰役人に掛合つたが、遂にこの時も何らの解決を見ずに終つてしまった。

その後、さらに六年を経過して文政二年（一八一九）に至り、時の石狩詰幕吏長谷川仲右衛門・上原熊次郎兩人は、この事件調査のため親しく上対雁に至り、つぶさにシレマウカ方の主張を聞いた。当時シレマウカは既に没し、その子シリコノエが跡を継いで惣乙名となつていた。シリコノエは事の始終を説明し、ウラエの取戻しを嘆願したのであった。上原熊次郎は長い間蝦夷地の通詞を勤め、また長谷川仲右衛門も寛政以来数十年蝦夷地の事に従つていたため、アイヌの慣習にも理解が深かつたらしく、シレマウカ方の訴えを正当と見なしたらしい。早速熊次郎は通詞代ならびにシリコノエ、小使サエラフニを伴つてユウフツ場所に至り、熟議の上勇払アイヌにウラエの返還を命じたが、勇払アイヌは承諾せず、止なくムイサリはユウフツ場所ではあるが、対雁アイヌも入れて漁業し、漁獲したサケは両アイヌで折半することを取決めた。しかしシリコノエはこの入会漁業に甘んずることが出来ず、遂に着業するに至らなかつた。こ

の間の事情を『土人由来記』によってみれば、石狩アイヌは

「卯年（注 文政二年）石狩ユウフツ一件ニ付、長谷川仲右衛門様、上原熊次郎様御兩人御場所へ御下着被遊候節、御席ヶ間敷御願ニも候得共、当御詰合様より御添慮御請、右ウラエノ儀一通り奉願候処、上原熊次郎様並通詞代其外私共兩人ユウフツ江罷出願上候得共、元成ニ御返し被下置候御沙汰も取極り不申、其俣罷歸り当惑仕居候。」<sup>(2)</sup>

と述べ、これに対して勇払アイヌは

「卯年上原熊次郎様イシカリより御通行ノ節、イシカリのシリコノエ、右ウラエ取戻し度旨願出候処、早速同所蝦夷人サイラフニと申もの江取戻し被仰付候節、双方頭蝦夷人共江御申渡しノ儀

一、ムイザリノ義当御場所領、右ウラエニ而荷物取高半分訳ニ差出旨被仰付、難在御請候得共、其年も漁業等も不仕捨置候間、不相変当蝦夷人へ為致云々。」

（文政五年八月 ユウフツ土人願書）

と述べている。

しかるに文政四年（一八二二）、はしなくも松前氏が再び蝦夷全島を復領することになったので、翌五年三月、シリコノエ及びサエラフニは、ことごとく従来の経過を記述して、石狩支配人ならびに通詞の奥書のもとに、三度目の訴願を行った。

乍レ恐以書付願上候

一、イシカリ内、上ツイシカリ乙名シレマウカ住所東地千歳川内イザリ、ムイサリに先祖代々旧来より所持ノ干鮭場ニ而ウラエ三ヶ所持来候ニ付、先年よりイシカリ秋味漁事相済候後、住居蝦夷人共一同罷歸り干鮭漁事致し、冬中より翌春夏頃迄ノ飯料漁事仕、夷人一同暮方ニ不自由無之様相凌ぎ罷在、ウタレ共迄案心仕候。且飯料外度干鮭漁事仕候得者、凡干鮭式千束余もイシカリ運上家へ荷物ニ差出し来居候処、去ル寛政十二申年より東蝦夷地御用地ニ被仰出、高橋次太夫様並河西祐助様御兩人御詰合被遊候。其節千歳川

支配人重次郎と申ものニ御座候。然ル処御兩人御詰合様より支配人重次郎ヲ以而被仰渡候儀者、イザリムイサリニ於而、御領私領入合夷人共ウラエにて漁業致候事は不相成候故、右場所引弘可申旨被仰渡、尤以後東西一統御用地にも被仰出候は、其節は元形可申候様ニ被仰付、難在奉畏居、無挽引弘申候。其後漁場等持不申候ニ付、上ツイシカリ夷人一同年々飯料不足難洩致し罷在候。然共、其頃迄は少々漁事方年柄ニより宜數年も御座候得共、近年打続不漁ニ而ウタレ一同極難仕候。遠山金四郎様東西御廻場被為遊候ニ付、イサリフト江御通行家建、御取扱御普請ニ而ウウフツ支配人手伝嘉五郎と申もの普請方参居、シレマウカ呼出し申聞候は、此度当所御普請出来、是より留守居番人夷人千歳川夷人リキヤ、カシヒタ兩人江、元三ヶ所所持ノウラエノ内イサリフトニ在し候分壹ヶ所相与申候ニ付、其節少分成り共御悦び被下置候間、残り式ヶ所ノ儀は元成リニ被仰付度奉願上候。

其後文化四年卯年東西一円御用地ニ被仰出、難在相悦ひ、ウラエ御戻し被下度段、其節当所詰合井上喜左衛門様江、元小家差配人儀兵衛願書ヲ以奉願上候処、ユウフツ御詰合鈴木覚治様、竜崎八郎左衛門様迄被仰遣、右ウラエ一件ノ儀何卒元成り御返し被下置候段奉願候得共、御用捨御沙汰も無之、其節強而可奉願と存候得共、御上様へ奉恐入、差扣罷在候。夫より年々不漁皆無ニ而夷人共一同難儀暮方当惑致し罷過候。

其後文化十四年東西蝦夷地一統請負地ニ被仰出難在仕合せと奉存候。依之右ウラエ先年ノ振合ヲ以御請、漁業飯料渡世仕度義ニ付奉願上候得共、元成ニ被仰付候義も無御座、誠ニ奉恐入候得共、当惑罷過候。前々より難洪至極致し候内、老親も相果、若年ノ我等ウタレ共手段無之、是迄運上家預り御介抱取続候得共、行届兼難儀仕居候。然ル処去ル卯年石狩ユウフツ一件ニ付、長谷川仲右衛門様、上原熊次郎様御兩人御場所へ御下着被遊候節、御席ヶ間敷御願ニも候得共、当御詰合様より御添慮御請、右ウラエノ儀一ト通り奉願候処、上原熊次郎様並通詞代其外私共兩人ユウフツ江罷出願上候得共、元成ニ御返し被下置候御沙汰も取極り不申、其假罷歸り当惑仕居候。御上様へ対して度々願上候義も奉恐入候得共、大勢ノ夷人ウタレ共極難致し、勿論近年は格別之不漁続ニ而難洪而已ニ付奉願上候。

且当年東西蝦夷地一円松前様へ御返地ニ被仰出候ニ付、蝦夷人共一円大悦至極ニ奉存候。依之右旧来ノ漁業飯料取揚ウラエノ儀式

ヶ所、元成り御返し被下置候様奉願上、是迄何拾年と無、度々願上候得共御用捨無御座、蝦夷人共一同歎願奉存間、是迄年来預り御厚恩難在仕合御冥加ニ相叶、何卒以御憐愍願之通りウラエ元成りニ被仰付候得は難在奉存候。何分此段幾重ニも奉願上候。以上。

午三月

同 小使 サエラフニ

イシカリ内上ツイシカリ

願主 惣乙名 シリコノエ

イシカリ御詰合様

前書之通り願出候ニ付相糺候所、相違無御座候。依而御取次奉申上候。何卒御聞届被下置候は、私共難在仕合ニ奉存候。以上。

イシカリ 支配人 源右衛門 印

同 通詞 平 八 印

(文政五年 シリコノエ願書)

この訴願に対して、勇払アイヌも場所支配人儀左衛門、通詞勘吉が副署の上、ユウフツ小使代シヤハシリ、同並乙名代イヨメ、惣小使クツケシヌ、惣乙名代マウケサン、惣乙名ラクコシマ等連署して激烈な反訴をした。その申立ては

乍恐以書付奉願候

一、当御場所領千歳川筋イサリ、ムイサリウラエノ内、イシカリ蝦夷人シリマウカ持ウラエ老ツ在之、右飯料取仕候得共、先年東蝦夷地一円御用地ニ相成り、西蝦夷地御私領イシカリ並ユウフツ境ノ儀は、シマ、フ川境目ニ御座候。然ル処当ユウフツ領ノ内にイシカリ蝦夷人入交り漁業いたし候節は、混雜可有之ニ付、先年御詰合様より御糺ニ預り、右入交り漁業ノ儀、御差留被下置候様奉願上

候処、御聞濟被成、右ウラエユウフツ蝦夷人持ニ仕候ニ付、イシカリ御詰合様江御申達、熟談ノ上当地蝦夷人へ被仰付漁業仕候処、去ル卯年上原熊次郎様イシカリより御通行ノ節、イシカリのシリコノエ、右ウラエ取戻し度旨願出候処、早速同所蝦夷人サイラフニと申もの江取戻し被仰付候節、双方頭蝦夷人共江御申渡しノ儀

一、ムイザリノ儀当所御場所領、右ウラエニ而荷物取高半分訳ニ差出旨被仰付、難在御請候得共、其年も漁業等も不仕捨置候間、不相変当蝦夷人へ為致候処、当年一円御返地相成候処、左候右シリコノエより旧来ノ義申出、右ウラエ□以取戻しノ儀願出候由当惑仕候得共、始終御上様へ奉願上候段恐入奉存候。依之右ムイザリウラエノ義同人へ差戻申候間、右之趣相違無御座候ニ付御答奉申上候。

一、イサリフトウラエノ儀取戻し度趣、此度被仰付奉畏候得共、右ウラエノ儀乍恐元来イシカリ夷人春夏鱒ウコイ魚取にウラエ拵、漁業仕候得共、秋味ノ節は是迄イシカリ蝦夷人ウラエニ而漁業不仕候段、乍恐御答奉申上候。右ウラエ差戻し候節は、当御場所蝦夷人一同難渋仕候間、何卒右ウラエノ儀は、御免被仰付被成下置度奉願上候。以御憐愍御聞濟奉願上候。

一、右ウラエ是外取戻し度候は、乍恐イシカリ蝦夷人弁□無之儀ニ御座候間、無挽四分ニ奉存候。依之イシカリ領分小川筋ニ相応ノウラエ場所漁業出稼可相成地有之候。私共一同難渋仕候間、乍恐奉願候。右ニ付イシカリ領分川筋へウラエ三ヶ所ノウラエ拵、漁業仕度奉存候。依而御互一年ノ川筋ノ事故、双方入交り漁業有之上宜敷儀と奉存候。右之段乍恐御憐愍双方之願之通り御聞濟被下置候は、一同難在仕合ニ奉存候。

右之段奉願上候。 以上。

文政五年八月

ユウフツ 小使代

シヤハシリ

同 並乙名代

イヨメ

同 惣小使

クツケシヌ

同 脇乙名代

マウケサン

ユウフツ御場所

惣乙名

ラクコシマ



ユウフツ御詰合様

前書ノ通、頭蝦夷人一同より願出候ニ付、相糺乍恐通弁仕候処相違無御座、何卒御憐愍ヲ以願之通り御聞済被下置候は、私共一同並蝦夷人共難在仕合奉存候。以上。

ユウフツ御場所支配人 儀左衛門 印  
同 通詞 勘 吉 印

(文政五年八月 ユウフツ土人願書)

というもので、ムイサリのウラエは先に返還したが、いままたイサリブトのウラエも返還する。しかし古来石狩アイヌは、このウラエで秋味漁をしたことがないので、サケをとることは禁じて欲しい。強いてこれをするというなら、勇払アイヌの難渋は必然だから、勇払アイヌも石狩川筋の小川に三カ所のウラエを造り、いままでそれぞれ独占していた川で双方が入交って漁業することを許されたい旨を主張し、問題は更に石狩川筋における入会権にまで拡大し、対立はますます烈しくなっていた。もちろん、この背後にはそれぞれの場所請負人の利害があつたことは見逃せない事実であろう。

注(1) 文化五年六月十一日シレマウカ願書『土人由来記』

(2) 石狩町『石狩町誌』昭和四十七年三月

### 三 紛争の解決

前述のように石狩・勇払両アイヌは、それぞれ蝦夷地第一といわれたサケの宝庫をめぐつて、一方ではアイヌの慣習を盾に、他では幕府の制度を盾にして己れの利益を得ようとしたもので、それに利害の一致する両場所の請負人が、たがいに自領のアイヌの後押しをするという具合で、問題の解決はますます困難な様相を呈していた。それに加え事件は次第に感情的な衝突も加わり、異常な事態となってきた。

しかし松前藩は、復領の場所引継ぎが終るや否や、同年八月二十二日この紛争に判決を下し、シリコノエの訴願を採納し、勇払アイヌに対して右ウラエ場所は今春夏秋冬ともに、永世シリコノエに引渡すべき旨を厳命するとともに、また勇払アイヌの請願も入れて、その受渡しは双方熟談の上なすべきことを達したのであった。かくして両アイヌは熟談の末、つぎの「イシカリ、ユウフツ両所土人談合書」<sup>(1)</sup>をつくつた。

#### 乍恐奉差上一札ノ事

一、当御場所ノ内にイシカリ夷シリマウカウラエ所式ヶ所有之候内、壹ヶ所は先年上原熊次郎様より被仰付有之候ニ付、早速願主シリコノエ江相渡申候。同壹ヶ所イサリフトに有之候分、以願書奉願上候通りシリマウカ畑作ノ節飯料ウラエニ有之候。秋味漁業中は右ウラエより産物出来候儀無之候処、今度新ニ春夏秋冬中迄永々シリコノエへ可相渡旨御上様より被仰付恐入奉畏候。以願書奉願上候通り訳合ニ付、御憐愍ヲ以夷人共双方熟談ノ上受取渡被仰付被下置度願出候処、御聞濟被下置難在奉存候。依之私共熟談仕候処、元来是迄右ウラエ持来り候夷人ノ儀シリマウカ妹モンカラケと申者並シリマウカ妻子供共ニ、右ウラエより飯料取助荷仕有之候ニ付、親類ノ事故右老母共存命ノ由、不相変飯料取為致置申度候。尤シリコノエ老母も在之、伴夷人共イシカリ引網漁業ノ時は、モンカラケ子供共取掛り、ウラエ取拵、右老若ノ者介抱為致候ニ付、四人のものへ是迄之通り預け置申度奉存候。若又右老女共相果候後者、シリコノエより別段差遣ウラエ為持候節は、飯料ノ儀は是迄ノ通り双方親類ニ而分け、持余処有之候而産物出来候節は、イシカリ運

上家、千歳運上家へ等分ニ差出し可申候。尤此ノ訳合儀は、先年シリコノエ、サイラフニ親類のものイシカリのウタレ無人ニ付、右ウラエ拵置候時節俣有之候。其節モンカラケ子供シャハシリ其外当千歳川夷人イサリフト住居ノ夷人共立寄難見捨置、夫々取掛り世話いたし、ウラエ拵旁右老母共介抱仕有之候ニ付、右ノ趣熟談ノ上双方納得仕候ニ付、乍恐以書付奉申上候。尤ウラエ儀ニ付、以来聊違乱仕候儀毛頭無之候。

乍恐此段御聞落被仰付被下置候様奉願上候。 以上。

午八月廿二日

イシカリ内

|        |     |       |
|--------|-----|-------|
| 上ツイシカリ | 惣乙名 | シリコノエ |
| 同      | 小使  | サエラフニ |
| ユウフツ   | 惣乙名 | ヲリコシマ |
| 同      | 脇乙名 | マウケサン |
| 同      | 惣小使 | クツケレノ |
| 同      | 並小使 | トイカクシ |
| 同      | 同   | シャハシリ |

御立会

石狩

吉田右十郎殿

前書之通夷人共熟談ノ儀は、私共立会仕候処相違無御座候。以上。

イシカリ 通詞  
ユウフツ 通詞

平八 勘吉 印 印

すなわち、この和談書で両者は次のような協定事項を申合はせたのであった。

一、従来此ウラエを持つて来た者は、シリマウカ妹モンカラケ（千歳アイヌ）ならびにシリマウカ妻子と共にこのウラエから飯料を取って生活して来たのであるから、新しい権利者シリコノエも、彼等とは親類関係にある事故、これ等老女が存命中は、このウラエは従来通り彼等の飯料取場としておく事。

二、ウラエの利用も、シリコノエがこれに当らず、シリコノエにも老母があつて、伴達が石狩に引綱に行っている時はモンカラケの子供達がウラエを拵え、それから得た飯料でその老母を養育する事故、従来利用していた通りにこれを預けて置く事。

三、このウラエで従来生活して来た老女が死んだ後は、ウラエの所有者シリコノエが他のアイヌを派してウラエを利用するのは自由であるが、この際にも、飯料だけはこれまで通り、千歳・石狩の区別なく親類に分配し、残があつた時は石狩・千歳両運上家に等分して差出すこと。

四、これは、上対雁の同族がすくなくて、ウラエを作り兼ねた時は、モンカラケの子供シャハシリ其他の千歳川筋のアイヌ・イザリブト居住のアイヌ等が見兼ねてウラエを作つて老女を介抱した謝礼の意味である。

（高倉新一郎「アイヌの漁業権について」 アイヌ研究 昭和四十一年）

かくて同年八月廿二日勇払方から惣乙名ヨリコシマをはじめマウケサン、クツケレノ、トクカクシ、シャハシリ連署、支配人、通詞の奥書をもつて、石狩詰役人に対し確かにシリコノエ方にウラエを引渡した届書を差出し、また同日付で石狩方よりシリコノエ、サエラフニ連署、石狩支配人代盛兵衛、通詞平八の奥書をもつて、勇払詰役人笹井俊次郎あてに引請の届書を差出すとともに、さらに

「以来の儀は右ウラエノ儀ニ付混雑ケ間敷願上申間敷、双方睦間敷致し飯料漁事可仕候。尤此末大漁出精仕候上は、千歳川運上家、イシカリ運上家へ千鮭飯料外出高ノ内、当分分け差出候積り（下略）」

（文政五年八月二十二日 「イシカリ土人念書」）

という念書を提出した。また同日松前藩からは、石狩・勇払両役アイヌに対して、つぎのような申渡しをして、今後願いがましきことのないように厳達した。

申 渡

イザリ、ムイザリウラエノ儀ニ付、当夷人シリコノエより願書差出候处、公儀ニも難捨置被思召、場所引渡ノ節、右願書御当家へ御引継に相成、松前表ニ於而御沙汰之故、イシカリ御詰合より願ノ通り被仰渡。則今日双方熟談ノ故ウラエ請取渡相済候上、以来共ウラエノ儀ニ付、願ケ間敷儀決而出間敷候。右之趣、子孫迄も能々言伝可申事。

右之段申渡し候。

午八月廿二日

イシカリ

ユウフツ

役夷人共江

(文政五年八月二十二日「申渡書」)

このように寛政年間より始まったこのウラエ訴願事件は、二十一年目にして全く解決した。その原因は幕府直轄による行政区域の変動により、アイヌの慣習に通じない幕吏によつてもたらされたものの、直轄行政の大きな進展の中で余りにも不幸悲惨な代償であつた。

注(1) 文政五年八月二十二日「イシカリ、ユウフツ両所土人談合書」北海道行政資料課蔵本

## 第四節 復領下の勇払

当代に入ってから、漁場開発によるイワシ漁業の発達、美々山道の開削による交通網の整備等によつて、産業や交通の面で、ますます重要性を加へつゝ、あつたユウフツ場所の状況を、弘化二年（一八四五）、この地を調査した松浦武四郎の『初航蝦夷日誌』<sup>(1)</sup>によつて、ながめてみよう。

ベツベツ 此処白ライ、ユウフツ境也。小川有。巾六間。浜に鰯小屋多し。此辺より二八取多く出張る也。蘆荻多し。境杭従<sup>レ</sup>是西白ライ領分六里二十八丁としるしたり。此川より東ユウフツ領なり（中略）。

是より 野道またしばらく。此辺り惣而浜辺には鰯小屋多し。行ことしばし二而

タルマイ川有。橋を架る。側ニ小休所有。ユウフツより番人共来り茶を煮て昼弁当を持来るなり。惣（すべて）此タルマイは此辺りの惣名なるかと思わる。こは此上な山もタルマイ岳と云名高き処也。また箱館より二八取多く出来り居て鰯小屋多きが故ニ、小商人並ニ茶屋様之ものも出張其繁華なることは東部第一番也。其式八と云割方は漁獵のもの二分は運上屋請負人に納（おさめ）八分を我が納とする也。然し此式分之運上は上（かみ）え納ることあらず。皆請負人の収納となる也。其故ニ此場所請負人は只此二八の運上ニ而漁事一切無と而も利の有る場所なりとかや。又西部ヲタルナイ等もこ、と同じ事ニ而、二八に而自分漁は無とても宜しき由也是より東しばらくの間市町の如く鰯魚屋ツゞきて見事なること也。

此二八取の若干なることを云ば、鰯取中（仲）間と申もの有て箱館市中より同在ニ五十三軒有とかや。此株また今ふやすこともなりがたく先年より右の通ニ有るとかや。其老軒ニ而も大なる二到ては八十人、百人ツツも漁者を南部、津軽辺に雇（ヤトヒ）入ること也。小きといへども二十人、三十人位ツツ雇入る。六尺釜而煮干粕と致し運送すること中々筆状しやすきにあらず。またこ、に右出稼之者共より沖ノ口役所差出置候証文の言葉、因ニしるし置こと也（中略）。

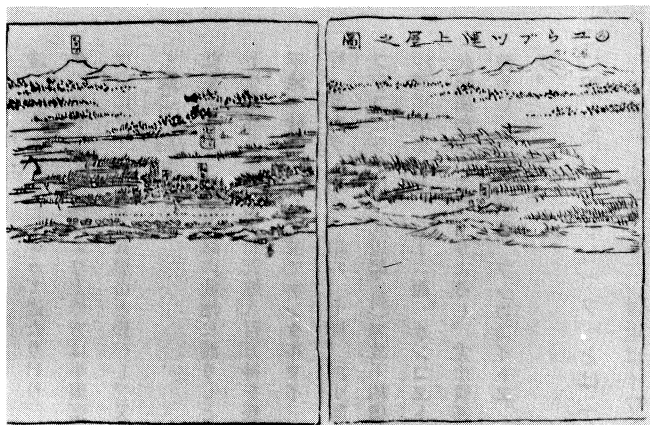
扱其傍ニ少し樹木有て並木のかたち有。前ニ朱の華表有。此処ニ上なるタルマイ山の権現様の因縁を板ニ誌るし而掛たり。其あらましをしるすニ此山上ニ観音の像有て靈驗著しき由なるが、此仏像は則行基菩薩の作ニ而大同二年此島ニ渡海し玉ひ、むかしより誰老人上るものも無猛獸毒蛇年古く住て土俗を害することを憐ミ玉ひ、一刀札に而此麓にて観音菩薩の形を彫み而山上ニ持上り安置し玉ひしが、毒蛇猛獸も人を害すること無りしと書たるが、何れの苾芻も云草(いいぐさ)は皆極りしことなれども海外のことなれば途中の暇もいとわでよみて過たりけり。

タルマイ山 扱此処より上の方は半腹迄は雜樹繁茂し、然りといえども其上に到りては赤瓦山処々ニ峨々たり。岩崩有て山脈則シコツ山にツゞき、実に其形奇と云べし。又此山石狩川上より見る時は大二異にし而長き山也。故ニ其形を西部の部ニも置また前ニしるし置こと然り。

弘案するニ、行基菩薩の此地に渡りしと云も、彼歩行好な坊主故ニ是もよろしかるべきが、相成ることならば阿部の比羅夫等が初而下りし時ニ此山上ニ而天地八百万神を祭りし等申伝え與なばありがたかるべきものをや。

平地 砂道よろし。並てホンタルマイ 川有。橋巾五間。越而フシコタルマイ 番屋以前は此辺りニ有しと聞。小川有。平地しばし行 ヲホヲ 川有。巾六、七間。漁小屋多し。タルマイ下りの船皆此沖十四、五丁位ニ懸る。鰯漁斗りのところなり。半り斗行而フシコニシタウ 此辺船(瀬)無故干粕積船皆沖にかゝり而其故ニ陸ににぎやか也。夷人四軒有。小流有 アリニシタウ 魚屋多し。沙道平坦也。七、八丁ニ而 ホンコエトエ 小川。橋有。草原也。越而 コイトイ 小川。橋有。此処小休所板番屋有。小流二すじ。此辺南向にして日当りよろし。尤土質甚肥沃なり。此辺より上ニ 沼 有。蘆荻青々とし而何れを沼とも分ちがたし。又道すじ虎杖玫瑰多し。二八小屋有。フシココイトエ 並而ルエノエ並而 トフマコマフ 細流れ有。二八小屋多し。此辺り往来より上沼大きく見ゆ。

ここに記した「トフマコマフ」とは「トマコマイ」のことである。当時は道の山手に大きな細長の沼が続き、これから小川が流れており、この付近はイワシの二八小屋が立ち並ぶだけの寂しい所であった。ここは現在の樽前山神社の



ユウフツ運上屋の図（弘化2年・初航蝦夷日誌）

浜手、元町の一角にあたるが、この記事は、「トマコマイ」が文献に登場した最初の記録である。

二十四、五丁行而 マコマイ 小休所。川有。此辺海岸。夷人小屋二軒並二八小屋有。此処にも鉄沙（砂）多し。一リ半斗行而サツタフ 細流。川有。山の方沼有。蘆葦（葦）多し。其端と云も岸と云も草二而分ちがたし。道は平坦二而砂道よろし。直なること線のごとし。ロクモツトイ 最早此処に出るは東西中々目の及ぶもの二あらず。少しツツの沙山の上二到りて見る二只曠々たる野原、其あひ／＼と何れを岸何れをはてとも分ちがたく、沼多くし而うしろの方に只タルマイ嶽の見ゆるのミのこと也。此辺冬分雪ふり積りし時、山より鹿の出（いで）来りたるを夷人ども逐廻し而打ころす也。其もろきこと如何二もおもしろき様二覺ると語れたり。惣而此山住の夷人ども皆肉喰毛衣にて、多分魚類よりも鹿肉を好むと聞り。其皮と角と多（おおく）江都また加賀、越前の敦賀辺へ運送することなるが、値段も甚以下落し而有しが此比やう／＼と少しなをり来りしと聞けり。此地に勤番の人数凡一ヶ年二六、七十正ツツは皆打ころすよし也。是二而此処二鹿の多きことをしるべし。委敷は物産志ニ出ス故爰ニ略しぬ、等平坦しばし二而 タナシリ 此処運上屋前の入口也。並びて直干ユウフツ 從二白老一九里。享和三改。九里余。此地南向向嶋第一の暖気なる処といへり。うしろ北の方沼多く前は砂浜にし而、左リタルマイ、東サル辺の土地（二）対し而 此辺り少し湾をなしたり。又山遠くし而薪二はとぼしけれども、チトセは此附場所故此沼を冬出し置。其自由もまた妙なり。裏の方沼多くして而船通用至極よろし 運上屋 南向。前二土手を築、玄関、座敷美々敷建たり。



勤番上下とも止宿所ニなる。又西部ソウヤ、唐太両場所勤番並石カリ勤番半分程も此処に川通りを来り、止宿し而馬繼立ニ相成事。馬多し。水わろし 非常備藏 有。並ニ 勤番所 運上屋の東ニ立たり。前ニ藏多し。又櫓を高く築而此上ニ上り魚の群来るを見る。夷人小屋二十余軒。会所の向ふ之浜ニ有る也。にぎやかなる所也。船澗運上屋並凡五、六丁より十丁位沖にかゝる。砂浜ニ而錠(錠)懸りわろし。鎮守社 運上屋の西タナシリの分(部)ニ有。往来より少し傍ニよる也。

(中略)

日本経緯度実測 從江戸式百八十五里三十一丁

一、極高四十二度三十六分 同一十三分 從<sub>二</sub>白ライ会所<sub>一</sub>八里二十九丁

勤番人数

目付代 上下四人 徒士上下式人 足輕式人

此処白ライより三ツ石迄を支配する也。目付代一ケ年物成百三十兩余、徒士老人前百式十兩位、足輕百兩位、小者中間四十兩位ツツニ相成由。秘女屋久辺志ニしるす故爰ニ略しぬ。

弘曰、ユウフツ、是は緩なる川と云よし。又日本記中ニ胆振鉏(鉏)の字有。如何なるものならんや。諸君の考をまつ也。又土人の云ニ此海岸にむかし弁天の流れよりし事有。其故ニ名づくるなど云へり 船澗 三十石、五十石のもの又此川末ニも入る也 地藏堂 運上屋の東ニ有。小堂を建たり。川 巾三十間余。船の古板をもて橋を架るなり。此処ニ而鮭漁をする也。

扱此川より船路ビツフトへ行チトセ道有。是は此処へしるすべきなれ共、此道唐太より帰るさ石かり川よりチトセへ出、此沼へ出たる故ニ西部の部ニ書し而こ、には略しぬるもの也。尚再航の部を閲玉えかし。何ぞ此処ニ有ものをしるさぬと笑玉ふとも意日記の名を冠らすればなるべし。

渡りて 砂山の上ニ 小祠 有。何神を祭るやしらず。並而礮台 少しの堤を築而其陰ニ大礮式挺を備ふ

備百目老挺 備五十目老挺 拾匁五挺

尤右五挺の拾匁は運上屋元ニ有るなり。

弁天社 上なる沼の中ニ小島を築、船板もて橋を架、是を渡りて行こと也。社並に拝殿、竈堂等頗る美事ニ而其蘆荻の中に突出したり。島のさま風景よろし。又浜の方に鰯魚屋有。

会所（日誌では運上屋）のあるユウフツは、幕府直轄時代に設備が整えられたため、日誌にみられるように各種の建物のほか、弁天社、地藏堂、鎮守社等の社堂もあつて、東地第一の場所としてのにぎわいを見せた様子がわかる。また交通の要地として、西地ソウヤ、カラフト勤番やイシカリ勤番の士の半分程が、ここを経由するために止宿するので馬の継立の設備もあり、海岸は物資の輸送のための船が沖がかりするといった有様であつた。

八、九丁行 ルサニ 上ニ沼有。砂浜道よろし サツトウ 上ニ沼有。小川有。四間斗巾。板ばし有 トユツフ並而ヘコモツヘ小川。板橋有。上ニ沼有。草原道よろし トワシユマ 又トアツマとも云。少しの川有。橋有。越而

アツマ 川有。巾三十間。舟渡し。上ニ沼有。渡し守夷人小屋有。此川上遠しと聞。又土人の云ニ此川上はユウバリ辺より落来るともいへり。此処の乙名ニヘロクといへるものは東部第一番の家柄ニ而、宝物も多きよし聞けり。又判官様も此家の養子となり玉ひし等云伝ふ也。東部夷人此家を敬尊すること主のごととかや。尚委細は次ニしるしニ故ニ略しぬ。川際夷人小屋五軒。越而二十五丁斗行 ライチヤシノシケ並而ユルシカベツ 川有。巾十八間斗。橋有。越而少し行 チクニロシケ 夷人小屋有。越而 イキサラ 小川有。はし有 コノロ 小川。はし有。浜辺鰯小屋。越而しばし行 ムカワ 大川有。幅六十間。舟渡し。夷人小屋有。昼休所なり。從ニユウフツ一四リ半といへり。上武川下武川といへる処有よし。此川源ニタムニ山と云有。是より蛇含石出るとかや。すこし行半里斗 エキシヤラ 並而トントエ 此処より少し山様なる岡道ニ入る也。海岸を行而も道よろし。然し夏分は皆此山中を行がよろし。十丁斗行而 ヲヒシヲマコツ並而カムイトエニ 神の有る沼と訳する也。土人の云ニ此沼は小さけれども神居て漁をすることならずと。少し上ニ夷人小屋有るよし。又七、八丁行而 フィハフ 細流有。步行渡り。小休所。此処ニ境杭有。從レ是西ユウフツ領十三里六丁とするす。小休所有。皆サル場所より来り而茶を煮てもてなす也。此辺岡山にし而樹木多し（中略）

|                                       |          |       |
|---------------------------------------|----------|-------|
| 一、從 <sub>ニ</sub> ベツベツ <sub>一</sub>    | タルマイヘ    | 十四丁   |
| 一、從 <sub>ニ</sub> タルマイ <sub>一</sub>    | ホニタルマイヘ  | 十八丁   |
| 一、從 <sub>ニ</sub> ホニタルマイ <sub>一</sub>  | フシコタルマイヘ | 三丁    |
| 一、從 <sub>ニ</sub> フシコタルマイ <sub>一</sub> | ヲホラヘ     | 十八丁   |
| 一、從 <sub>ニ</sub> ヲホラ <sub>一</sub>     | フシコニシタウ  | 十九丁   |
| 一、從 <sub>ニ</sub> フシコニシタウ <sub>一</sub> | アンニシタウ   | 十四丁   |
| 一、從 <sub>ニ</sub> アンニシタウ <sub>一</sub>  | ホニコエトイヘ  | 十丁    |
| 一、從 <sub>ニ</sub> ホニコエトエ <sub>一</sub>  | コエトイ     | 八丁    |
| 一、從 <sub>ニ</sub> コエトイ <sub>一</sub>    | フシココエトイヘ | 十八丁   |
| 一、從 <sub>ニ</sub> フシココイトヘ <sub>一</sub> | ルヘノエヘ    | 二十八丁  |
| 一、從 <sub>ニ</sub> ルヘノエ <sub>一</sub>    | トフコマコマイ  | 八丁    |
| 一、從 <sub>ニ</sub> トフマコマイ <sub>一</sub>  | マコマイヘ    | 二十一丁  |
| 一、從 <sub>ニ</sub> マコマイ <sub>一</sub>    | サツトウヘ    | 一リ十五丁 |
| 一、從 <sub>ニ</sub> サツトウ <sub>一</sub>    | ロコモツトイヘ  | 二十七丁  |
| 一、從 <sub>ニ</sub> ロコモツトイ <sub>一</sub>  | タナシリ     | 六丁廿間  |
| 一、從 <sub>ニ</sub> タナシリ <sub>一</sub>    | ユウフツ会所ヘ  | 二丁四十間 |
| 一、從 <sub>ニ</sub> 会所 <sub>一</sub>      | ルサニ      | 九丁    |
| 一、從 <sub>ニ</sub> ルサニ <sub>一</sub>     | サツトウヘ    | 二十丁   |
| 一、從 <sub>ニ</sub> サツトウ <sub>一</sub>    | トコフツヘ    | 七丁    |
| 一、從 <sub>ニ</sub> トコフツ <sub>一</sub>    | ヘコモベツヘ   | 十九丁   |

|               |          |        |
|---------------|----------|--------|
| 一、從ニヘコモベツ一    | トアツマヘ    | 一丁廿間   |
| 一、從ニトアツマ一     | アツマ      | 十四丁    |
| 一、從ニアツマ一      | ライチャシノシケ | 二十二丁   |
| 一、從ニライチャシノシケ一 | ウルシカベツ   | 十九丁四十間 |
| 一、從一ウルシカベツ一   | チクニロシケ   | 三丁     |
| 一、從ニチクニロシケ一   | イキサラ     | 三十二丁   |
| 一、從ニイキサラ一     | コノロヘ     | 六丁     |
| 一、從ニコノロ一      | ムカワヘ     | 十八丁    |
| 一、從ニムカワ一      | トンニトイ    | 十八丁    |
| 一、從ニトンニトイ一    | ヲヒシヲマヘツ  | 十一丁    |
| 一、從ニヲヒシヲマヘツ一  | カムイトアニ   | 九丁     |
| 一、從ニカムイトアニ一   | ファイハウヘ   | 八丁     |

是よりサル会所支配(下略)

弘化三年(一八四六)、松浦武四郎はカラフトに渡り、その帰路石狩より川筋をさかのぼって、さらに勇払えをしているが、その記録を『再航蝦夷日誌』によって抄録してみると

ユウバリ (中略) 扱また是より半り溯りて番屋有 此処西部の境目也。下石カリ運上屋支配。此番屋より上は皆東部ユウフツ支配。チトセ受なり。從ニ石カリ運上屋一十六り半余。

蝦夷行程記

從ニトイシカリ一イベツフトヘ

一り

從ニイベツフトー シユマ、ツフ 五リ

此処より上ユウフツ支配也。

シユマ、ツフ 從ニツイシカリ一六リ。上陸す。此処番屋有。中飯す。側ニ弁天杜有。尤雨天の時等又は短日には多く此処に而止宿す。又別ニユウフツ運上屋元より之出稼番屋有。惣而此場所へ多くユウフバリ出稼家を立て獵漁する也。又此処より枝川処々え有。何れニも出稼する由なり。夷人小屋二、三軒有。土地肥沃にして野菜よく出来たり。李多し

シユマ、ツフ 番屋運上金

一、金四十兩 上納

別金五兩 差荷物代

土産 前ニしるす如し

扱是よりチトセ領分也。上ること東ニ向て行ニ キナチャウシ 小川有。兩岸蘆荻繁茂して雜樹陰森としてもものさびし。五六丁斗にして ヤマンコテウシ 又しばし上りて ホロシリ 漁小屋有。夷人小屋式軒斗。少し斗山え入て有よし。並てしばしまた行ウリシウウシ 此迎え来るや山中処々ニ細道有る也。兩岸蘆荻多く又山え入。沼も処々に有るよしなり。並て フシコベツ 古川と詠する也。此処元はウコトイ、タクと言しや。むかしは漁事有し由なれども今はなし。扱しばし蘆荻多き中を行て番屋ニ着なり。

蝦夷行程記

從ニシユマ、ツフ 境目一

キナチャウシヘ 二リ

從ニキナチャウシ一

ヤマシユテンウシヘ 五丁

從ニヤマシユテンウシ一

ホロヒリヘ 六丁

從ニホロヒリ一

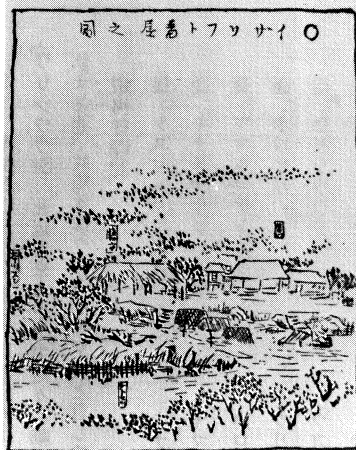
ウリシウウシヘ 七丁

從ニウリシウウシ一

ウコトイ、タク 八丁

從ニウコトイ、タク一

イサリフト 十丁



イサリフト番屋の図  
(弘化3年・再航蝦夷日誌)

イサリフト 從ニツイシカリ一十一。此処漠々たる曠野にして処々此辺沼有。又枝川も網を曳けり。沼は左右に有て到而湿深きところ也。此処ニ到リ四面とも山と云は少しも見ることなし。藏の屋根え上らばシコツ山見ゆる也。番屋大きく建たり。弁天社、藏々有。チトセ支配所也。夷人小屋五、六軒。此辺皆隠元豆、豆、稗、粟、黍、ジャガタ芋等を多く作りたり。土肥沃にして甚よく豊熟せり。夷人ども熊、鷲を多く飼えり。又鶴多きよし。夷人毎日臼にて沼菱を搗て是を平日の食料とす。又鹿皮を多く着料ニせり。尤肉を干して是も平日の食ニ当るよし

皮、等なり。扱此処より公料のせつは、チトセ迄陸道有し由なれども今は其道絶たり。

実におしきものぞと思ふなり。凡陸にて五里半と聞り。

此処にて川二つに分る 一ツは右の方本川にし而シコツ沼ニ及ぶよし。番屋前十間斗にし而枝川ニ上る。此巾凡十二、三間。尤深サ尙尋半より二尋斗也。急流にして水至而清冷也。本川はシコツ嶽、サツポロ嶽の間より落来る。本川幅十五、六間。深凡二尋も有よし聞けり。扱枝川の方を溯ることしばしニ而 ショトンナイ 並てしばし行 ソウンベツ 此処に枝川有るなり。越て ヒトウシ此辺り雜樹も大ニ少しなり。四面追々沼多くなり。水勢緩くし而蘆荻多し。しばし行 フシコユウバリ ユウバリより落る川筋此処ニ来しなれども今は洪水の節川すじ違ひて此方へは落ざるよし。少し沼の辺りを行て カリンバ 枝川有。四面皆蘆荻にして沼多く、シコツ山見え染(初)る也。越て少し行 カマカ 從ニイザリフト番屋一三りと聞り。此処湖水の待にして茫々たる見通しなり。西南シコツ嶽、東北ニユウバリ嶽見ゆる。湖水の岸皆川柳、蘆荻繁茂し番屋老軒有。此処へ上陸して中飯する也。弁天社有。藏有。夷人小屋有。土肥沃にし而野菜もの能出来たり。

扱此辺り鹿多きやらん。湖水え鹿の足を多く枹(薪)としてひたし有たり。皆食料に用ゆ。又夷人小屋の前ニ菱を庭に干たり。

是また此処の喰料か。罷、驚を家毎かひ、夷人皆鹿皮を着す。其形ち他場所の夷人と大ニ異なれり。此処よりも小川を五、六渡りてチトセへ行道有よし聞侍りけり。(中略)。扱少し斗蘆荻の中を行て

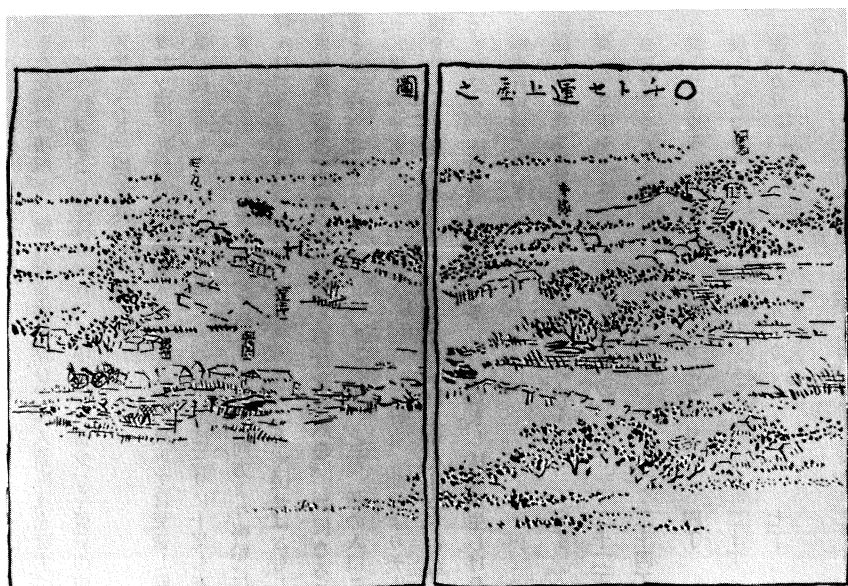
ヲサツフト 越て五、六丁にして

ヲサツ沼 此処へ出るや湖水にして凡向の果とては見通し難く、夷人ども二聞ニ此通る処は東の一隅にして、此沼は凡中程にて幅二里、長七里も有。又此沼の奥ニ大沼有。是は三りに十里も有と申ける。実ニ此辺は目も届かざる野原故ニ其位の沼も湖水も有る様ニ覺えける也。少し行蘆間を分て棹さし行ば又向方より夷船に棹さし、其船先ニ直佇立して括櫓を携え来る様は水許(濤)塞の阮家(げんけ)の三人共かとも思わる。其風趣実によく図せばおもしろかるべし。先其荒増を前ニ挙置もの也。扱此沼は海を隔ることも三十里斗也。其に此処にておるものは比目魚也。如何なることやらん。珍しとせばしるし置もの也。是より沼の傍を凡式リ半斗蘆を分て行やうやうの事ニ而又 ホンベツ と云。沼の入口ニ来る。此処小川にして是よりまた川に入るなり。此川を シユツベツ と云也。漁屋有。急流也。夷人小屋二、三軒有。此処よりチトセえ陸道有ると聞り。此辺ニ而鹿を多く見たり。又沼の中は鶴と雁と鴨を見たり。夷人共の申けるニ七月の中旬より八月の下旬迄は此辺り実につる多しと。最早此比ニ而は少き由申ける。川を上りてマ、ツフト 枝川有。兩岸雜木多し。またきしは蘆荻生しけりたり。是よりまた少し斗行番屋へ着也。

蝦夷行程記

|            |         |      |          |       |      |
|------------|---------|------|----------|-------|------|
| 從ニイサリフト一   | シヨトンナイ  | 三丁   | 從ニカマカ一   | ヲサツフト | 八丁   |
| 從ニシヨトンナイ一  | ソウンベツ   | 二十二丁 | 從ニヲサツフト一 | ヲサツ沼  | 八丁   |
| 從ニソウンベツ一   | ヒトウシ    | 二十四丁 | 從ニヲサツ沼一  | ホンベツ  | 十八丁  |
| 從ニヒトウシ一    | フシコユウバリ | 四丁   | 從ニホンベツ一  | マ、ツフト | 一十二丁 |
| 從ニフシコユウバリ一 | カリンバ    | 二十丁  | 從ニマ、ツフト一 | チトセカヘ | 六丁   |
| 從ニカリンバ一    | カマカ     | 七丁   |          |       |      |

等なり。



チトセ運土屋の図（弘化3年・再航蝦夷日誌）

此処ユウフツ支配番屋有

チトセ 從ニイサリフト一六里。比間寛政度ニは陸道有し由。今は纔ニ存せる斗也。夷人共は是を往来す。願ハクは此道筋を開き置度事ぞ。

此地川有。四面皆曠野にして雜樹陰森として、其西北南とも二十丁、十五丁を隔て、沼多し。川巾此処ニ而十五里、石川にして流れ急也。本名シコツ。訳し而此川上ニシコツ山と云山有。又麓にシコツ沼と云沼有より流れ来るが故ニ此処をシコツと云し也。然るを

休明光記

此処シコツ川と云たりしが、其名悪ければとて其処受持たる山田鯉兵衛の云ふニよりて、彼川は鶴も多く居ればとてチトセと以後号くべし

とかや。其よりし而今はチトセと号る也。

扱此処番屋より一丁半南ニ弁天社有。少し高き山にし而石階数段を上る。此処ニ而見る時はシコツタケ、タルマイ嶽西ニ見え、ユウバリ東北の天末ニ望む斗目ニさわるもの無。前ニ橋有。舟板の古きをもて架り。川の向にも夷人小屋有。惣而夷人十余軒。皆隠元豆、馬鈴芋、粟、黍、稗を作る。土地肥沃也。番屋 運上屋と云。大きなもの也。藏々多



し。又此処二馬有る也。又車をもてビ、迄運送する也。扱此川源へ是より上る時は夷人多く部落すると聞り。其場所之名はトヘトマリ、六軒。アツイシ、三軒。カマケ、五軒。ニセトク、十六軒等有。何れも酋長有て皆此処へ出来る也。鮭漁のミして其余は前二も云ごとく比目魚、鱒の類は皆我が糧斗也か。又沼菱、鹿肉、干鮭等をまた四時の食二當ると聞り。

衣服はより奥多くは鹿肉也。尚前二しるせしかば爰に略しぬ。此処の夷人も石カリ川上の夷人の様子と同じ事にて、人間を見ざるもの多しと聞り。然れどもタルマイ辺え却而近き故二、其辺二時とし而出るもの有りと聞。扱弁天社の辺り夷人小屋、熊、狐、驚、周鳥（おおわし）鵜等を飼えり。実二此処又大ニ風土ことなりたり。

当場所は東部ユウフツ支配なるが故運上金略レ之

土産 鮭 一切

其外 熊皮、椎茸、軽物、矢羽出る由也。又此辺り沼二而は潜竜魚、鱒、比目魚等有。然りといへども是また纔の事なるが故二、荷物二なる程の事二もあらず。

扱此場所は如何なるものに而東部ニ附候哉。惣而此川源皆石カリニ落るが故二、惣而石カリ支配所二有べき処なりとぞ思ひけるに。

（中略）扱二十二日。雨少し降れども晴るを待て出立しぬ。出立して此処より荷物は皆馬に而送り、多き時は車二而も送る也。此間秋味最中二は皆車馬ともに往来すると。其故番屋元二は馬も車も留有たる也。此道は六十年前山田屋文右衛門と申ものが初めて切墾し由也。其迄はわずかの山路と聞侍りけり。故ニチトセ、ユウフツの二場ともに此山田屋文右衛門などの未だ請負をして、其後公料及び増々此処繁昌せし也。実ニ国家の大切とも云べし。運上屋元馬二十七、八疋、車は式十輛斗也。打貫門を出て平坦道よろし。左右雑樹陰森として道は皆白砂也。夷人小屋二、三軒有る。

マ、ツ 平山。雑木立。小川有。土橋を架る也。越て ヌフノシケ 此処少し峠をなす也。此処よりシコツ沼見える也。並て キサ  
ラコツ 並て ヲホコツ 此処又小川有。少しの坂有。越て ルイカウノコツ 越えて坂を下て小休所ニ着也。

蝦夷行程記

從ニチトセ一

マ、ツ

六丁

從ニマ、ツ一

ヌフノシケ

三十丁

從ニヌフノシテ一 キサラコツヘ 十四丁 從ニルイカウコンコツ一 ルヲサニ 五丁

從ニキサラコツ一 ラホコツヘ 八丁 從ニルヲサニ一 ビッ小休所 坂下る也

從ニラホコツ一 ルイカウコンコツ 六丁

ミミ(ビッ) 從ニチト七番屋一山道式リといへども近きやニ覺ゆ。此処小憩所有。うらに夷人小屋式軒有。此山中ニ而焼たる炭を皆此処へ出す。是よりして□□に□□也。又秋味は此処に□□□□り積来り□より小舟に而送る。此処より上船す。其船右カリ川の如し。皆菅屋根を作る。是より蘆葦深き中を行ことしばしニして バンケビ、扱此処惣而ミ、なれどもビッと詛る也。枝川有。此辺り沼とも陸とも不<sub>レ</sub>附して蘆葦深く生繁る。しばし此中を行て ヒホイカリ 並て同じく中を行て ヲハンケウ 此処兩岸樹木一株もなし。只蘆葦の高き事凡一丈ニも及ぶ中を行て ベンケナイ 枝川有。並て バンケナイ 並てまた小憩所ニ到る。

蝦夷行程記

從ニビバ一 ハンケビ、 二十六丁 從ニベンケイナイ一 バンケナイ 七丁

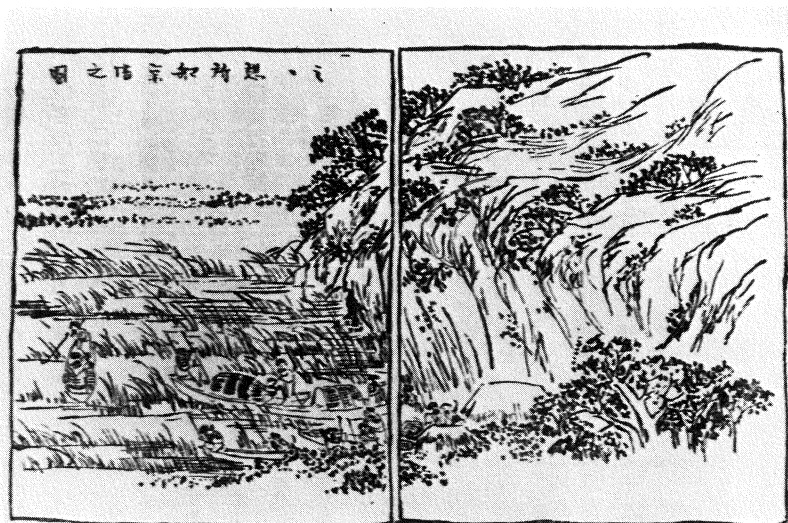
從ニハンケビ、一 ヒホイカリ 六丁 從ニバンケナイ一 ビッフト 三十丁

從ニヒホイカリ一 ヲハンケウ 十八丁 等皆蘆葦の中斗也

從ニヲハンケウ一 ベンケナイ 三丁

ミ、プト 小休所有。從ニビバ一式リ半と云り。此処蘆葦の中斗にして少しも異なることなし。此処へ上陸して昼飯す。ユウフツより此処に迎ニ番人老人来る。則昼飯もユウフツより持来り居也。

此処番屋老軒。夷人小屋式軒有。何れも蘆ふき也。並に長屋有り。此処へユウバリ、シコツ岳の二ツ前ニ見ゆ。其外目ニさわるもの少しもなし。只茫茫たる蘆葦原にして何もなし。此処より上船して五、六丁にして沼ニ出る。此処を ウツナイ と云也。此幅広くして限りしがたし。只目の及ぶ丈は沼ニして其片はしを行こと也。蘆葦深し。行ことしばし ウツナイ原 と云。雑樹の立木原ニ出る。此中をまた棹さし行ことしばらくしてまた沼ニ出る。此辺りえ来るや桃花魚(ウグイ)多しと聞ける。ユフル 此沼ニ又落



蝦夷舟付場の図（弘化3年・再航蝦夷日誌）

来る小川有。曠原広沼渺々として目のかぎりなし。並て  
ヲタケシ 此処ユウフツ運上屋のうらに当る。沼の中、鱒、  
鮭、桃花魚、比目魚等多しと聞り。岸ニそうて行ことしば  
しニ而 アヒラフト 等越てまた蘆葦の中を過てしばしニ  
して運上屋ユウフツ元に着しける。扱此処に來りしニ未だ  
此場所ハ鮭漁のうわさ少しもなし。如何なることやらんと  
聞しに此処ハ石カリより六十里建（遠）き由を語りけり。  
已上東部領分境より十五里と聞り。

蝦夷行程記

|          |       |     |
|----------|-------|-----|
| 從ニヒッフトー  | ウツナイ  | 十四丁 |
| 從ニウツナイー  | ユフルヘ  | 四丁  |
| 從ニユフルー   | ヲタケシ  | 十八丁 |
| 從ニヲタケシー  | アヒラフト | 十八丁 |
| 從ニアヒラフトー | ユウフツ  | 一り  |
| 等なり      |       |     |

則此処東部ユウフツ運上屋也。（下略）

以上のように武四郎の調査記録は、まことに詳細にわたるもので、当時の様子を知らるために極めて貴重なものである。つぎにこの武四郎による調査の九年後、

蝦夷地巡察の命を受けて蝦夷地入りをした、幕府勘定吟味役、村垣範正の『公務日記』<sup>(2)</sup>によつて、当場所の様子を抄録すれば、つぎのとおりである。

四月廿四日 昼前雨後晴

一、今朝五時シラオイ出立一リ九丁

シヤタイ

小休一リ半

タルマイ

同 廿七丁

ニシタフ

同 一リ

コエトエ

昼休一リ半

トマコマイ

小休一リ

マゴマイ

同 一リ

サツタフ

野立一リ

七時ユウフツ江着泊、九里半、

(中略)

一、タルマイ辺より当処迄昨今鰯漁初る相応のよし。

一、シラライニ而役土人並極老ニ遣し物例之通別ニ記す、以来同断

四月廿五日 朝小雨後晴、六十四度、五月節二入

一、調物も有之ニ付、ユウフツ逗留、

(中略)

四月廿六日 曇、昼頃晴、六十八度

一、今朝五半時勇武津出立一リ、平原斗リ

トマムノスケクスヘ

小休一リ

ウツナイ

小休一リ

少々道密林中道

ビッフ

同廿四丁

平地立木多し

ウエンナイ

昼休一リ廿町

少々山道あり、新道十七丁程出来道よし

ルイカンコツ

小休一リ半

平地道極よし

八時過千歳川会所江着泊、六里半余

(中略)

四月廿七日 朝曇昼頃より晴

一、今朝五時前千歳川出立、同所より乗船千歳川通イサリフトニ而昼飯、休、又候船ニ而津石狩江半時着、通行家泊、船路十五里

(中略)

×

×

×

×

五月朔日

朝小雨夕晴

寒暖計六十度

一、今朝五時千年川旅泊所出立一リ半

ルイカンコツ

小休三十丁

ビッ

同

苦小牧市史 上卷

此処より乗船、ユウフツ川を下る。三十丁過て

ウエンナイ

昼休

上陸中飯又船ニ乗四里

九半時過ユウフツへ着船、会所へ泊、六里半 (中略)

一、サル詰笠原源吾来る。

五月二日 晴 六十一度

一、今朝五時ユウフツ出立

一里

トユウフツ

小休三十六丁

マツマ川

同 一リ七丁

渡船、是より柏林多し

イルシカヘツ

同 一リ十四丁

ムカハ

昼休一リ十丁

渡辺

ユウフツ、サル境より八丁

フィバツ

小休一リ八丁

サルフト

同 一リ

船渡し

トンニカ

同 一リ

七時前サル会所江着泊

九里

一、ユウフツ支配人金兵衛都て行届候ニ付出立前呼出し褒美遣す

一、同人江縮綿老反遣す

一、鈴木庄助江二百疋遣す、塩辛等出候二付

一、同心北川晋次、番代庄助次男幸松、昨日申渡済て礼に出る。

(中略)

×

×

×

×

閏七月廿二日 曇昼前時々雨、辰己風強し 昼後晴 六十八度

一、今朝六半時サル出立、ムカハニて昼休 夕八半時ユウフツへ着。会所泊、八里余。野原斗至てよし、見所更ニなし、サルヘツ、

ムカハ両川渡船也。

一、ユウフツ勤番所前台場有之、着掛見分致す。百目筒三挺あり、当所勤番頭役河野藤藏、徒士老人、足輕四人、在住二十五人。  
一、役夷人十人江例之通酒まつり遣す

(中略)

○ムカワ 川巾七、八十間、渡船、昼休腰掛小屋あり、野道同様

十八町

○コノロ 同断

一里

○イルスカヘツ 小休所一ツ、イルシカヘツ川端三十町余にて川を渡り

一里

○アツマ 川三十間余、渡舟、小休所あり。

十一町

○トアツマ 小川、板はし

苦小牧市史 上卷

十六町

○ヘコモヘツ 野原

十一町

○トユウヘツ

三十町余

○ユウフツ 勤番所前台場、午二十分ニ向、水面より一丈二尺余、鉄二百目筒二挺、同百目筒二挺有。ユウフツ川三十間程、板橋

を渡り会所一軒。請負人山田屋文右エ門、運上金貳百五拾兩、前二千年ヘリニ有之、御用地之節当所ニ引、元々場所ハ番屋同様

ニ相成、勤番所一軒、月交代、旅宿所一軒、藏十四、諸小屋五、夷家三軒、人別十三人、雇夷小屋二軒、弁天社外小社二。サルよりは迄九里、酉亥ニ向海岸野原斗也。

一、此辺ニ限り村と唱候場所多くあり。サル川ヘリハ御用地中畑作仕附、今ニあわいへ出来るよし、牛十五、六疋一昨年より初て同置、山手へ運送ニ遣ふよし、石狩越道なり。

ムカハ水源エウハリ山麓迄十二里、

アツマ川 十里程

漁業小鯡、いわし三百石目、いりこ百斤、鮭千二百石目、鹿五、六百枚。

掛り澗無之、野掛りなし。

閏七月廿三日 晴今晩八時雷鳴西北之風強、雨折々有、六十五度

一、今朝六半時前ユウフツ出立、コイトイ昼休、八時シラオイ江着、会所泊、九里道斗、道よし。

(中略)

○ユウフツ西ニ向、タルマイ山を向ニ見て、広野を行□く場所ニて所々出水也。

ロコモツナイ 小川、板はし。



一里

○サツトウ 小川、板はし。

一里

○マコマイ 同断、小鯡、鰯漁場あり、過て小休所有。

一里

○トマコマイ 同断、同断漁場あり。此辺よりタルマイ山を右二見て申西二向ひ行。

十八町

○コエトイ 小川、板橋、同断漁場あり、昼休。簾体之腰掛小屋あり。

四町

○ホンコエトイ 小川、板橋。

十四町

○ニシタフ 同断、同断漁場あり。

一里

○ヲホフ 小川、板橋、五、六町過小休所あり。タルマイ権現小祠あり。

十四町

○ヘツタ々 川巾二十間、板はし、ユウフツ、シラオイ境

(以下略)

以上のごとくで、これが幕府再直轄の前年におけるユウフツ場所の姿であった。

注(1) 吉田武三校註『三航蝦夷日誌上、下』昭和四十五年三月

(2) 市立函館図書館蔵本による。



## 第四章 幕府再直轄と勇払

### 第一節 再直轄の経緯と警備

嘉永六年（一八五三）六月、アメリカ水師提督ペリーが、軍艦四隻を率いて浦賀に来航し、わが国に和親通商を求める国書を提出しその後抜錨したが、翌安政元年（一八五四）正月、ふたたび軍艦八隻をもって浦賀を通過し、進んで神奈川沖に停泊し、前年の確答を促した。幕府は儒者林大学頭および町奉行井戸对馬守に命じて神奈川において応接させ、同年三月、一二カ条にわたる神奈川条約が締結され、翌二年三月から伊豆下田、松前地箱館の港を開港することに決定した。すなわち、同条約第二箇条に

一、伊豆下田、松前地箱館の両港は、日本政府に於て、亜墨利加船舶薪水、食料、石炭欠乏の品を、日本にて調候丈は給候為め、渡来の儀差免し候。尤下田港は約条書面調印の上、即時にも相開き、箱館は来年三月より相始候事。

（『新北海道史』第二卷通説一 昭和四十五年）

というほか、日本近海に漂着する船舶はこれを扶助し、漂民を開港場に送り帰国させるというものであった。

このような動きに対し、かねてから虎視眈々たるイギリス、ロシアもこれを黙するはずがなく、同年八月にイギリス、九月はオランダと続き、さらに十二月ロシアとそれぞれ同様の条約が締結され、徳川幕府三〇〇年の鎖国の扉はついに破られたのであった。

幕府はこれらの条約にもとづき、安政元年六月箱館奉行を置き、竹内保徳ならびに堀利熙を奉行に任命したが、こ

れは先にアメリカと締結した条約第五箇条の

一、合衆国の漂民其他の者ども、当分、下田、箱館逗留中、長崎に於て唐、和蘭人同様閉籠の窮屈の取扱無<sup>レ</sup>之、下田港内の小島周り七里の内は勝手に徘徊いたし、箱館港の儀は、追て取極め候事。

『新北海道史』第二巻通説一 昭和四十五年

によつて、四月二十二日、条約追加一三条を決定し、箱館遊歩区域を半径五里と定められたことから、同年六月二十六日、幕府は松前藩に対し、箱館ならびにその付近五、六里の地方を返上することを命じ、同月末日箱館奉行の設置をみたのであった。

このように蝦夷地が国際的な関係をもつようになると、松前藩の如き小藩が広大な蝦夷地を経営することができないのは当然で、まず、何よりも国防上の問題が論議の焦点となつた。

これより先、安政元年三月、蝦夷地巡察の命を受けた当時の目付堀利熙、勘定吟味役村垣範正らは、九月に意見書を幕府に提出し、対蝦夷政策の重要性を、つぎのように主張している。

「文政度御戻地以来、矢張旧領の時の通り、右漁利而已相恃み、請負商人共へ山林數沢海辺夷民の進退まで一切相任せ置、運上金、仕向金のみを所務といたし、運上の高下に依て人品を相違はず、場所引受申付置候向共も有<sup>レ</sup>之、又は請負のもの正路の人物にても纔に三、五年に一兩度ツ、見廻り、或は更に支配人へ相任せ置、他国に住居仕候者も有<sup>レ</sup>之、一切右場所支配人の心一杯に差配仕候<sup>ニ</sup>。」と述べ、松前氏の蝦夷地政策は、旧態依然の状態であり

「賃米・賃錢・其外酒・煙草・礼服等遣し物に付ては、品々姦計を設け、夷人を欺き候類不<sup>レ</sup>少、饑凍に及び候老人、小兒等も顧ず風波甚敷節も強て漁事相働せ、溺死等致し候もの年々有<sup>レ</sup>之候由、生き残り候足弱の者共、別段撫育手当も不<sup>レ</sup>仕、又は越年致し候節は、メノコ<sup>夷婦をメノコ</sup>を奪ひ妾に致し候類を始め、惨刻の扱ひ方不<sup>レ</sup>少（中略）先年の如く江戸より御世話有<sup>レ</sup>之候様日夜希望致し。」

として、蝦夷が請負人の虐使にたえかねて、幕府による撫育を望み

「外国の船々度々渡来遊歩等に托し、此地の容子夫々偵察仕候上は、天理を表と致し、荒蕪を開き、人種を繁息なし、撫育を加ると唱、夷民を手懐け、その欲する所をあたへ、追々誑誘いたし候はは、元より彼我の辨へもなき蝦夷共に候へば、支配人、番人等の惨毒を免れ候を幸に存じ、變動帰服可<sup>レ</sup>仕は必然の勢に有<sup>レ</sup>之、左候得は事実辞柄共に如何とも為がたき運びに相成可<sup>レ</sup>申哉と甚心配仕候。」  
と言ひ、今後箱館開港によつて、新たに出入する外国人に帰服するかも知れないことは、單なる杞憂<sup>きゆう</sup>として見逃すことはできないことであり、よつて

「唐太、エトロフ、クナシリ初、島々並東西蝦夷一円、西者乙部村、東者箱館最寄知内まで上地被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>、西在江差村より東小谷石村まで城付領分として御据置、外相應の替地、内地におゐて可<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>下置<sup>一</sup>。」

〔蝦夷地御開拓諸御書付御伺書類』新選北海道史第五卷史料一〕

という意見であつた。これらが蝦夷地再直轄を決定する根拠となつたばかりでなく、上地後の幕府の基本方針となつた。  
かくて幕府は安政二年（一八五五）二月、これらの意見をほぼ受け入れて、松前藩に対して東部木古内以東、西部乙部村以北の東西蝦夷地島々までを上知させ、その警衛、收納、アイヌ撫育の一切は箱館奉行に管轄させた。

箱館奉行は、蝦夷地の各要所、すなわち東蝦夷地五カ所、西蝦夷地四カ所に分け、各地に調役下役に同心、足輕を添えて在勤させ、さらに主要地には調役を置いてこれを統轄した。また組頭を各地に巡回させて取締りに当らせた。  
安政三年におけるこれらの配置は、次表のごとくである。

| 調役在勤地（下の場所を受けもつ） |                | 調役下役在勤地          |                  |
|------------------|----------------|------------------|------------------|
| 室蘭               | 山越内、フレナイ、室蘭、勇弘 | 調役在勤地（下の場所を受けもつ） | 調役下役在勤地          |
| 様似               | 沙流、静内、様似、幌泉、十勝 | 寿都               | 久遠、瀬田内、島小牧、寿都、岩内 |
| 厚岸               | 釧路、厚岸、根室       | 石狩               | 古平、余市、小樽内、石狩     |
| 国後               | 国後三人           | 留萌               | 浜益、増毛、苫前、天塩      |
| 択捉               | 択捉三人           | 宗谷               | 宗谷、斜里            |
|                  |                | 久春古丹二名           | 久春古丹四名           |

（『新北海道史』第二巻による）

勇弘場所は室蘭詰の持場に属し、当初在勤した幕吏は、安政三年（一八五六）二月の『東西蝦夷地場所詰名前書』<sup>（1）</sup>によれば

ユウフツ 下役 鈴木 庄助

同心 木村源次郎

同 三宅五郎治

と記し、また『苫小牧町史』には

「ユウフツ下役一人、同心二人、ユウフツ詰、調役下役鈴木庄助、同心木村源次郎、三宅五郎次、ユウフツ支配人代嘉兵衛、右調役面々は在勤、下役同心は在住にて妻子召連れ引移り候」。

とあつて、妻子を同伴して在住、防備・産業・行政の全般にわたつて所掌していた。なお下役は、安政六年（一八五九）から定役と改められている。



ユウフツの図（安政6年・延弑歴検真図）〔市立函館図書館〕



ムカワの図（安政6年・延弑歴検真図）〔市立函館図書館〕





蝦夷地の警衛は、箱館奉行の重要な任務であつたが、その指揮下にあつて実際に働く兵力は、前直轄時代と同様に奥羽諸藩に求められた。しかし前時代には主として南部、津軽の二藩がこれに當つたが、安政二年（一八五五）四月、仙台、秋田、南部、津軽および松前の五藩に命じ、それぞれ持場を定めて警衛させた。これは同元年正月、堀利熙、村垣範正の蝦夷地調査の上申に、北辺防備の急を説き「屯田農兵の遺制に倣い、夫々耕地により新田開発産物取立方」を強調したことによるものとみられる。

このうち仙台藩は東蝦夷地シラオイからシレット岬までの一帯ならびに島々を持場とした。すなわち『箱館蝦夷地場所割之儀ニ付奉<sup>レ</sup>伺候書付』<sup>(2)</sup>によれば

（慶邦、仙台城主）  
松平 陸奥守

右東蝦夷地シラライよりシレット岬まで惣体、並エトロフ、クナシリ島々共一円持場之積、

元陣屋 ユウフツ

出張陣屋 子モロ、アツケシ、エトロフ、クナシリ

とあつて、元陣屋をユウフツに置くように指示された。それで同藩は藩士を派遣して持場を調査したが、現地入りした同藩備頭三好監物の伺書には、つぎのように記している。

（安政二年）  
十月廿日差出

一、三好武三郎伺

ユウフツ之儀は元陣屋と被仰渡候間、打入地形探索仕候処、一面之郊原野、谷地沼多候て、陳屋築立可<sup>レ</sup>申地形無御座、第一水之手不自由ニ相見得、且海岸通より平山木立も相見得候□、踏分見分仕候処、山体一筋ニは□罷成雨天之節は窪地之濁水ニ成居同様ニ相成、水気拔兼早続相成候へは、右窪地之一円平砂と相成水一滴も無之、井水迎も湧出之程無覺東地形有之、且ユウフツ之内チトセと唱候

処、可然場所も有之哉ニ御座候得共、海岸より七、八里も相隔居、諸事不弁利之場所ニ御座候間、右ユウフツ西寄之所々見分仕候処、是又可然処無之□□場所シラオイ見分仕候処、会所元より三拾町程山手江相成、チャシコツと申所、ウトカンヘツと申小川有之、水之自□由、水性も宣相見得山林繁茂仕、ユウフツより引籠候得共、地形出地足場所ニ御座候間、元陣屋場所替之儀、相伺候様仕度奉存候。全躰之儀は陸奥守江も申聞候上申上候様可仕候得共、先以御内意相同候上、夫々取計申度此段申上候、以上

十月廿日

（『仙台、秋田、津軽、南部諸藩家来伺』安政二年 市立函館図書館蔵本）

すなわち、ユウフツは国防上、要衝の地ではあるが、地理的、地形的にみて陣屋構築には不適當であるゆえ、元陣屋はシラオイへ変更して欲しいということであつた。かくて仙台藩の意見が容れられ、安政三年（一八五六）春、これが許可となり、仙台藩は総勢三百余名を蝦夷地に派遣して警衛に当たるとともに、シラオイに元陣屋を構築した。同四年（一八五七）、箱館奉行堀織部利熙の全島および南樺太の廻島に際して随行した、島義勇の巡行日記『入北記』によると、白老元陣屋は「詰人三百人計りと云とも上下三百はなしと推案す。」とあり、また安政三年（一八五六）の『野作東部日記』の市川十郎筆記の項に

「（会所ノ）北二十丁隔テ仙台陣屋ヲ建ツ。左右皆郊野鹿ノ伏スル処（中略）陣屋南ニ向ヒ其地二万坪余、其外匝の地三十七万坪、陣屋東宇土勘山有テ川谿間ヨリ出ツ、水頗清冷、又北ニ茶師古津山アリ、陣営ノ東西平丘ノ上ニ仙台ノ秣場ノ榜示ヲ建ツ。」

とあつて、左右に川を従え、背後に山を負つた天險を巧みに利用した陣屋であつた。

これより前、安政二年（一八五五）、仙台藩の三好武三郎（後の監物）の実地調査により、七月、仙台藩は上書して蝦夷地の警衛は遠隔かつ広大なので、永久守備の基礎を立てることは容易でないから、警衛地はことごとく領地とし

政務をはじめすべてについて委任を受けることができれば、漸次屯田の法をもって山野を開き、蝦夷を撫恤教化して永久の法を立てることができると陳述した。けれども当時幕府は、蝦夷地の措置を改正しようとしていた時なので、これを許すところとはならなかった。

しかるに安政六年（一八五九）に至り、先に仙台藩の陳情を容認しなかった幕府は、九月二十七日、仙台、秋田、南部、会津、庄内、津軽の奥羽六藩に対し、蝦夷地の開発守衛は当時専要の事につき、蝦夷地の内を分割して守衛、開墾等、特別行届くよう取計らうべしと命ずるに至った。こうして同年十一月、各藩の領地と警衛地を定め、翌万延元年（一八六〇）四月、現地の引継ぎを行った。すなわち、『蝦夷地之内領分被<sub>レ</sub>下地等二被<sub>レ</sub>仰出<sub>（三）</sub>候書付』によれば、仙台藩は

「東蝦夷地シライ領、トカチ領、並アツケシ領より子モロ領ニシベツ境迄、其余クナシリ島一円、エトロフ島之内、為領分被<sub>レ</sub>下<sub>（一）</sub>之。クスリ領並ユウフツ領よりホロイツミ領迄、エトロフ島之内シヤナ御警衛被<sub>レ</sub>仰付<sub>（二）</sub>候。委細は御勘定奉行、箱館奉行可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>談候」。とあつて、ユウフツ場所は引き続き仙台藩の警衛地となつたのである。同六年における仙台藩の配置状況をみると「白老元陣屋一一九人、外に備頭氏家秀之進の隨身七人、厚岸出張陣屋三四人、根室出張陣屋四二人、国後出張陣屋四九人、択捉出張陣屋四四人箱館勘定奉行七人（奉行大高弥右衛門）、総勢三〇三人」であつて、<sup>（四）</sup>戍兵の三分の一程度を遠島の警備に充てていたことが知られ、いかに千島の守備を焦眉の急としていたかが分明である。

勤番の藩兵は、当初一カ年間在勤とし、各組から若干名づつを選抜のうえ派遣していたことは、同藩の江刺郡岩谷堂『高橋家古文書』<sup>（五）</sup>によつて知られる。すなわち

「此度松前御陣屋番老ヶ年御組より廿人被相廻候様御首尾合奉承知候。人数調書上仕候様御首尾合之趣、一組切打寄吟味仕候処先年より相勤例も無之、依而仲間一統内々吟味罷有申候二者、何卒床々より割合巡列ニ以相勤候様被成下度段」

とあるのがその一例であつて、岩谷堂一番立ての足軽二十人は、川崎、前沢の各組同輩と共に目付四竈英馬に引率されて、同年三月二十六日、仙台を立、歩目付高橋健吉等役職の外医師二人と作事方が同行し、蝦夷地白老に向かった。その後文久二年（一八六二）まで岩谷堂からは、前後一二回にわたつて蝦夷地戍衛のため下級士卒一一〇人が出立したと記録されている。<sup>(6)</sup>

その当時ユウフツには勤番所一軒と、武器蔵があつたことは、安政元年（一八五四）の『蝦夷大観』にみえているが、安政二年の『公務日記』に

「ユウフツ勤番所前台場有之。差掛見分致す。百目筒三挺あり。当所勤番頭役河野藤蔵、徒士老人、足軽四人、在住二十五人」とあつて、ユウフツには台場も設けられ、この地方屈指の備えをしていたことが知れる。

注(1) 仙台市宮城県立図書館本。

(2) 『蝦夷地御開拓諸御書付御伺書類』新選北海道史第五卷史料一

(3)(4) 安政六年『仙台藩士道中手控帳』市立函館図書館蔵本。

(5)(6) 高橋梵仙所蔵本。菊池新一『幕末に於ける蝦夷地の拓警について』北海道経済史研究所第二四輯

菊池新一『仙台北藩の蝦夷地警備について』大東文化大学「経済論集」第五号

## 第二節 幕府の対蝦夷政策

幕府の再直轄下における蝦夷地の統治上、最も重要視されたのは、前述の堀、村垣らによる意見書のとおり、対蝦夷政策である。安政二年（一八五五）二月、蝦夷地本古内以東、乙部以北の地が直轄となるや、箱館奉行は同年七月直ちに蝦夷政策を立案し、八月幕府の許可を得た。それは幕府の対蝦夷方針をよく物語っているもので、場所詰役人請負人に対して、つぎのように諭告している。すなわち、その案文は

支配向一同心得並場所々々請負人申渡案

一、漁場請負の儀、是まで仕來の通御据置相成候に付、精々入念候様可<sub>レ</sub>致、尤夷人共人別並御手当方は、厚き御主意有<sub>レ</sub>之、御直配有<sub>レ</sub>之候に付、漁業手伝等為<sub>レ</sub>致候敷、山林伐木又は船手其外召遣し候節は、其旨詰合役人へ相願可<sub>レ</sub>申、月限りを以御貸渡可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。右貨米撫育品渡方員数等は、惣て仕來の通相心得、場所々々都合次第其期を定、都て公辺出役のものへ為<sub>レ</sub>差出<sub>一</sub>、米・煙草・其他品物共、正銘に用意可<sub>レ</sub>致旨、申渡様可<sub>レ</sub>仕哉。

一、支配人、番人等夷女を妾と致し候儀、夷人等内心不伏罷在候而已ならず、嫁娶の期に後れ、独身のもの多分有<sub>レ</sub>之由、右は松前家仕來にて、東西共奥蝦夷へは、本州の婦女立入候を禁じ、支配人等妻子有<sub>レ</sub>之ものも独身にて詰越罷在候に付、内々夷女を妾と致し候ものも多く有<sub>レ</sub>之候由の処、今般は文化度御光規に倣ひ、役々妻子を携へ、奥地までも引越候御仕法に付、支配人、番人等も妻子を携へ、奥地まで罷越、土着致し候儀、勝手たるべき旨、申渡候様可<sub>レ</sub>仕哉。

一、夷人仕來にて住居罷在候場所限り嫁娶いたし、外場所とは縁組不<sub>レ</sub>致仕癖有<sub>レ</sub>之、此儀請負人共、其他の夷人外場所へ出候へば、夫丈け稼人相減じ、おのづから漁業も手廻兼候を厭ひ候より起り候仕癖の由に候へ其他場所へ出入有<sub>レ</sub>之候へ者、又他場所より入人有<sub>レ</sub>之候理にて、假令差跨り候地へ、親類姻家出来候共、差支の儀有<sub>レ</sub>之間敷、且今般蝦夷人共は支配向預り居、其時々受負人へ

御貸渡の積りに候へば、旁以以来場所内にかぎらず、年頃の男女は手広に婚嫁致し、配偶の期に不<sub>レ</sub>後様可<sub>レ</sub>致旨可<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>哉。

一、夷人雨具・草鞋・履きもの等禁じ候儀、夷人和人の別を嚴重に致し、苛酷に使役致し候請負人共の弊風と相聞、夷人等雨雪に濡れ候儘打臥し候より疾病を生じ、戸口凋落の基にも相成候由。既に文化度伺の上、蓑笠相免し、草鞋も為<sub>レ</sub>用、女夷人共右品々造り方を相教候積り取計候儀に付、右に基き、是等の悪習は速に相改、以来蓑、笠、草鞋等、運上屋、番屋へ備へ為<sub>レ</sub>置、米・酒同様時々差遣し、追々拵方為<sub>レ</sub>教候取計可<sub>レ</sub>申哉。

一、夷人語用ひ候を禁じ候儀、是又和人と紛れざる様致し候仕来にて、言語不通に候へば、支配人等奸惡の取扱有<sub>レ</sub>之候共、可<sub>二</sub>許出<sub>一</sub>様無<sub>レ</sub>之より、生涯苛虐に使役被<sub>レ</sub>致候儀、実に不便の次第に有<sub>レ</sub>之、兼々御仁恤の御趣意にも相戻り候儀に付、向後和語相用候儀差免し、小兒幼少の者は寄々教導致し、相習はせ候様仕度、右の趣厚世話致し候様、支配人共へ申渡、役蝦夷共へも其旨申渡置様可<sub>レ</sub>仕哉。

但、文化度も右等の趣、同の上取計候処、御戻地已来、又々相禁じ候儀に付、当節粗和言をも相心得、片假名等も覺へ居候場所も有<sub>レ</sub>之候由に付、御差許相成候へば、忽相改候様相成可<sub>レ</sub>申哉に奉<sub>レ</sub>存候。

一、箱館港へ異船繫泊、外夷遊歩等御差許相成候に付ては、此後別て繁々渡来致し、風波等に事寄せ、夷地へ繫泊上陸等致し候儀必定に有<sub>レ</sub>之、素より善誘に長じ候外夷等、蝦夷共へ物を与へ、親しみを重ね候上は、後患不測に有<sub>レ</sub>之、小兒同様の夷人等、追々彼の勧めに随ひ候様の儀有<sub>レ</sub>之候ては、不<sub>レ</sub>容易一次第と奉<sub>レ</sub>存候間、以来蝦夷地へ異船渡来致し、外夷共品物相与へ候共、直様其処の御役人へ差出し可<sub>レ</sub>申、左候へば、外夷相与へ候品より加倍に米・酒相与へ可<sub>レ</sub>申、且又申勸候儀有<sub>レ</sub>之候はば、早々申立候様可<sub>二</sub>相心得<sub>一</sub>旨、能々為<sub>二</sub>申論<sub>一</sub>候様可<sub>レ</sub>仕哉。

一、夷人等死人有<sub>レ</sub>之候へば、居小屋焼払ひ候仕来にて、畢竟水草を逐ひ、又は漁事多き方へ移住致し候儀夷狄の常にて、耕耘等の儀は猶更、惣て後日の活計心懸候もの無<sub>レ</sub>之、不<sub>レ</sub>宣仕癖に付、以来死人有<sub>レ</sub>之候共、居処焼払ひ候儀は相止め、一所に永住致し候様、厚く為<sub>二</sub>申論<sub>一</sub>候方と奉<sub>レ</sub>存候。尤も差急がざる儀に付、追々御徳化に伏従仕候上、漸々教諭為<sub>レ</sub>致様可<sub>レ</sub>仕哉。

一、夷女唇の廻り手首に黥し、男女耳環を穿ち候等の習風追々相改、内地の風俗に化し候様相論し可<sub>レ</sub>申候へ共、古来よりの仕来を

改め候事故、俄に信服致間敷哉に付、屋処火食の生活に便なる儀等發明致し、内地より相移り候農民共を標準と致し、追々馴染付候様仕向け、御趣意柄会得感戴いたし候夷民より、漸々風俗為「相改」、耳環・黥唇等の陋習等、自然覺悟致し候様、取扱可仕哉。

〔蝦夷地御開拓諸御書付諸伺書類〕新選北海道史第五卷史料(一)

とあり、場所詰合役人および場所請負人のアイヌに対する指導方針であつた。またアイヌに対しても左の申渡しをした。

#### 夷人諭書案

一、此度、先年の通、東西島々とも公辺御直配被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候に付ては、土地のもの共御撫育方、其他惣て御役人より厚く御世話有<sub>レ</sub>之候間、難<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>相心得可<sub>レ</sub>申、尤、漁業其外働方の儀は、是までの通支配人、番人指図を請、精出し可<sub>レ</sub>申事。

一、蝦夷人共、銘々住居致候場所限り縁組致し候仕来に候処、年頃不相当のものも有<sub>レ</sub>之、不<sub>レ</sub>宣候間、以来外場所よりも勝手次第縁組致し、男女とも独身のもの無<sub>レ</sub>之様、役蝦夷共厚世話致し、土地繁昌に及候様可<sub>レ</sub>致候事。

一、蝦夷人蓑、笠、草鞋等不<sub>レ</sub>用候故、おのづから病をも請候間、以来運上屋、番屋より相求め、勝手次第相用候様可<sub>レ</sub>致候事。

一、家作り等は、湿氣を受ざるため床を張候儀不<sub>レ</sub>苦、其外田畑等も精々心懸、食物貯置候様可<sub>レ</sub>致農具、種物等は願次第相渡し可<sub>レ</sub>申、外髪を結び、月代をすり、湯に入候類、総て御国地の風俗学び度ものは、勝手次第御許可<sub>レ</sub>之候間、漸々心懸可<sub>レ</sub>申事。

一、御国の言葉をつかひ候儀勝手たるべし。幼年のものへも為<sub>レ</sub>習候様可<sub>レ</sub>致候事。

一、死人あれば其家を焼払ひ、他に移り候ならわしにて、其場所不<sub>レ</sub>繁昌の基ひに付、以来其仕来を改め、永住致し候様心懸可<sub>レ</sub>申事。

一、男女共髪を切り、耳かねを掛け、女子は口の廻り手首等に入墨致し候儀、強て不<sub>レ</sub>好ものは相止め可<sub>レ</sub>申候。此後出生の男女共、右の趣に心得、すべて御国の風俗にならひ、成人為<sub>レ</sub>致候はば、往々仕合可<sub>レ</sub>相成一事。

右の条々に、役蝦夷共能々会得致し、末々のものまで不<sub>レ</sub>洩様可<sub>レ</sub>申諭一事。

〔蝦夷地御開拓諸御書付諸伺書類〕新選北海道史第五卷史料(一)

というもので、これらの方策を要約すれば、

第一は労働保全政策で、場所詰めの役人がアイヌの労働や報酬に対して干渉し、適正な交易と賃銀の支払いを行わ

せ、また過酷な使役のないように監督させようとするものである。

第二は人口維持政策で、当時代において最も大きな問題は、アイヌの人口減少であった。このため場所支配人や番人が妻子を伴って土着あるいは出張することを許し、アイヌは場所外からも婚嫁して、配偶の期をおくれないように奨励し、雨具や草鞋わらじも用いさせ、あるいは住居を改善するなどして、不衛生な生活を改めさせようとするものであった。

第三は同化政策をとることであつた。このため日本語の使用をすすめ、文字を習わせ、あるいは入墨や耳環などを禁ずるとともに、髭をそらせ、髪を結わせるなど風俗を改め、少しでも和人に近い姿にしようとする教導、教化にも重点を置いたものであつた。

これら幕府の政策に対して、場所請負人や詰合幕吏はどのように対処したのだろうか。まずアイヌの労働保全政策についてみると、安政三年（一八五六）二月、ユウフツ場所請負人、山田屋は、アイヌを稼働させるための願書をつぎのように提出している。

乍レ恐以二書付一奉二願上一候

先般東蝦夷地鳴々御土地被二仰出一候得共、ユウフツ、サル、アツケシ御場所の儀は、格別の以二御隣愍一、是迄通御請負方御据置被二仰付成下一置、以二御陰一相続仕冥加至極難レ有仕合奉レ存候。

然る所、アツケシ御場所の儀は、御私領中文政十年より請負仕候得共、場広の割合仕候ては、蝦夷人凡八、九十人、外西蝦夷地厚田小樽内両場所の儀は、天保二卯年三月、地震、津波にて蝦夷人数多溺死仕、其後六末年暮より翌春迄熱病流行仕、御詰合様より薬用厚き手当被二成下一置、夫々私方にても種々心配仕、薬用介抱専一為レ致候へども大勢の死亡相成、追々多分の人別相減じ、海岸明漁場騰候相成に付、猶又、サル、ユウフツ蝦夷繰合せ、近頃に至り候ては凡百八、九十人、年々三月中より追々差立、出稼漁業仕来候。

然る所、当中場所に御請取被二仰出一候間、勇払詰御私領御勤番所へ例年通、差立方願上候ても最早御役々様御下向間近に相成候に付聞済相成不レ申候ては、厚岸表並西蝦夷地厚田、小樽内表、当年の漁業方大差支、甚難渋仕候。依て奉二願上一候儀、恐多有レ之候へども何卒格別の御慈悲、右蝦夷人は迄の通り差立方御聞届被二成下一候置度、偏に奉二願上一候。



乍<sup>レ</sup>恐、右願の通被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>被成置候上は、ユウフツ詰御私領御勤番所にも御達書奉<sup>二</sup>頂戴<sup>一</sup>度、乍<sup>レ</sup>恐此段以<sup>レ</sup>書付<sup>二</sup>奉<sup>一</sup>願上<sup>一</sup>候。以上

安政三年二月

ユウフツ、サル、アツケシ御場所請負人

松前唐津内町 山田屋文右衛門

代 寿兵衛

『苦小牧町史』昭和十五年五月 苦小牧町

とあつて、ユウフツ、サル場所のアイヌおよそ一〇八、九〇人を厚岸をはじめ厚田、小樽内場所に出稼ぎとして使役したい旨を願出た。これに対して役人から

ユウフツ場所蝦夷人出稼の儀に付、同所請負人より別紙の通り願書差出候間、従来通可<sup>二</sup>取計<sup>一</sup>旨、同所勤番所へ可<sup>二</sup>申渡<sup>一</sup>候事。

辰二月

『苦小牧町史』昭和十五年五月 苦小牧町

という許可を与えている。このようにアイヌを箱館奉行の直営とし、請負人がこれを幕府より借用するという制度を設けたということは、奉行がその労働条件について、かなり進んだ干渉ができる基礎を作ったものといえよう。しかし、この資料にみられる請負人の願書のように、「その計画は極めてざつとしたもので、使用度毎に一々届を出すものではなかつた。」<sup>(1)</sup>というから、幕吏の干渉の程度も推して知ることができよう。

次にユウフツ場所におけるアイヌ人口の推移については、すでに前章で述べたが、人口減少の最も大きな原因は伝染病であり、とりわけ痘瘡<sup>とうそう</sup>（天然痘<sup>てんねんとう</sup>）によるものであった。天然痘は、その後安政二年（一八五五）より同四年にわたって、西蝦夷地鳴小牧、寿都、歌棄、磯谷、岩内、古平等に流行し、居住のアイヌの大半を失い、続いて同四、五年にわたり渡島、後志、胆振、北見、石狩の六カ国にまたがって大流行をみるに至つた。<sup>(2)</sup>

それで箱館奉行は、これの予防にあたり、安政四年（一八五七）、蝦夷地で初めての種痘を実施した。東蝦夷地を受

持った医師桑田立斎の手記に、つぎのように記されている。

「箱館より蝦夷地へ出立の前日、井上元長クナシリ（クンヌイの誤）迄遣し置、余等一日後れ、苗児二人召連れ驚木迄罷越たるに、元長帰り告て曰く、種痘の風聞を承り、蝦夷人共恐怖致し、尽く山中に逃げ込み、殊の外騒動なりと。又詰合吉岡新太郎早駕籠にて来り蝦夷地に入ることは暫時見合せ呉れ候様との事に付、無<sub>レ</sub>扨三日滞留、種々方便にて散財いたし、頻に説諭すれども、人心更に折合不<sub>レ</sub>申、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止モロラン迄立越す。尤も苗児は和人の一児、又野馬掛り某の一児に接す。調役石場齊宮殊の外心配致し、同心大野氏の児へ種を置き、日日山中へ逃去りたる夷人を駆り出し、説諭厳なれども一向利害相弁へ不<sub>レ</sub>申、且、会所支配人其外共、同様頑愚の者にて、殆んど困却、無<sub>レ</sub>扨方便散財にて手掛りを求め、漸々蝦児十四人に種接す。

夫より西村文石、井上元長はユウフツへ罷越、詰合鈴木莊助へ談ず。同所支配人は大に怜悧のものにて、夷人論方宣敷にや、容易に三十人許種接することを得たり。是より先きは何分承服致し不<sub>レ</sub>申に付き、山駆致し、土人小屋明け置き、逃げざるものは南部、仙台陣屋より数百人出張して之を召捕り、且、明小屋は焼き払ふべし、又此度公辺より格別の御仁恵にて痘災御救助被<sub>レ</sub>下の処、反て心得違ひ致し、御主意に背き候段甚だ不屈の趣嚴重に申聞有<sub>レ</sub>之を以て、漸々相開けたるなり。門生三名昼夜頻に勉強致し、忽ち数千人に施す」。

（『新北海道史』第二巻通説二）

このように、アイヌに対する種痘はまさに一大騒動であつたが、ユウフツ場所における成績は、比較的良好だつたらしい。これらの予防が効を奏したのか、その後アイヌの間には、天然痘の流行は大いに減少したといわれている。

アイヌの同化政策のうち風俗の改変は、前直轄時代と同じく容易な業ではなく、この時代においても、地方の幕吏はこれを強制してアイヌの反感を買つたこともあつて、安政三年（一八五六）十一月、布達を出して自発的改俗をまつ方針をとり、かつ髪鬚（はっす）はそらず、総髪に結ばせるなどの措置をとっている。しかし風俗を改め、名を和名に改めた者は帰俗土人と称し、他のアイヌと区別して、和人同様に白米を食ひ、日本服を着し、会所や運上屋に来たときは、

床の上に着座することを許した。かかる帰俗したアイヌにはその役名を内地と同じように改め、惣乙名を庄屋、惣小使を惣年寄、脇乙名を惣名主、小使を年寄、土産取を百姓代と称し、名主以上には特<sup>かた</sup>年寄、百姓代には羽織袴の着用を許し、儀式の際には特別の待遇を与えた。

当時ユウフツ場所における風俗改変の詳しい資料は見当たらないが、安政四年（一八五七）の『入北記』によれば、場所内の役土人名は、つぎのようになっている。

役土人名前書

|     |        |      |     |         |      |
|-----|--------|------|-----|---------|------|
| 惣乙名 | カナイ村   | 雲左衛門 | 並乙名 | イサリフト村  | 郡 藏  |
| 脇乙名 | ランコウシ村 | 勘十郎  | 同   | モイヘツ村   | 四郎吉  |
| 同   | トニカ村   | 板 藏  | 並小使 | 千年川村    | 新 藏  |
| 同   | チン村    | 珍 平  | 同   | ヲサクマナイ村 | 幾 藏  |
| 惣小使 | ルヘシヘ村  | 伊左衛門 | 同   | イモクヘ村   | 仁兵衛  |
| 脇小使 | ヲサツ村   | 半左衛門 | 同   | ヲサクマナイ村 | 九 助  |
| 並乙名 | イナユフ村  | 板右衛門 | 同   | イサリ村    | 半右衛門 |
| 同   | ホヘツフト村 | 藤兵衛  | 同   | ニワン村    | 池 藏  |
| 同   | チケエヘ村  | 伊九兵衛 | ✓   | 十八人     |      |
| 同   | 千年川村   | 幸右衛門 |     |         |      |

これによると、すべて和名に改名しているが帰俗した形跡は認められない。この理由を安政三年（一八五六）の佐倉藩士、窪田子藏の『協和私役』によってみると

〔詰合御調下役鈴木庄蔵来話云、此地及サルは夷人の多き事千余人に至る。自然其多きを待み、夷風も醇厚なり。凡国人の此地に來り居るもの女夷と通じ子を産する者多し。其子顔色形態自然国人の風あり。夷人は是をシャモ種といひ、殊に是を尊とむ。其子亦群夷中にありて我はシャモ種なりと自矜誇るの心あり。然るに此地辺にては反て是を鄙しみ、汝はシャモ種なり、口舌を動し人の先に居る事無れ杯。是夷風醇厚にして自是とするの心あり。因之化俗剃頭の事毎々申諭候へども従がはず。云、御上の思召官人の厚憲とい、違背すべきには無之候へども、我等御国俗に従ひ剃頭仕候上は、自然上美たる心を生じ、衣食とも是迄のアツシの服、乾魚の食にては事済み申すまじ。又居住も掘立の小屋に筵布きたる計りにても成るまじ。又官人にも唯々剃頭仕候へば夫にて宣と申にも有之間敷候。されば今ユウフツの夷人千余人尽く衣食及居住の事迄も是を官人に仰がんに、御国製の衣食能く我等千余人の求めに給すべけんや。且独此地のみに非ず、隣地サルにても又千余人、其他の夷人また何千万、一々其衣食を給せざるべからず。何卒剃頭の事は御免給はる、方御上にも便利にて、又我々にも甚便なりと云。〕

とあり、お上の思召しに違背するわけではないが、帰俗したらお上も我等に衣食を給するのに大変であらうから、このままにして欲しい、というアイヌの言い分に、詰合鈴木庄助も何ら打つ手はなかったらしい。

アイヌに日本語の使用を許し、文字を教えるという政策は、前直轄時代に比べて、や、積極的な姿勢がみられるがそれがどの程度の効果があったかは疑問である。松浦武四郎の『近世蝦夷人物誌』に、千歳アイヌのシハシランクルという男についての話に

「幼児の時より大工をなし覚えて、常に大工のみなし、漁業の方へは出ざるが、其暇好みて手習をなし、其事を深く秘し置たるに、公料と成て土人等も手習又は読ものを致してよしとの御沙汰有しかば、直に是まで秘し置しを書初め、其番屋に和人不<sub>二</sub>居合<sub>一</sub>時は御用状の受持また御触書の写し等致しける」。

という例があるが、このような事例はもちろん多くあったわけではなく、むしろ異例に属するものであった。

さらに従前より行われた謁見札およびオムシャも、また引き続いて行われた。謁見札（ウムママ）は、天然痘の流行などによってその後怠り勝ちであったが、安政四年十月、幕吏石場齊宮の建言によって勵行されることになり、安政六年（一八五九）に各場所順年が定まったといわれる。謁見札には場所の請負人、支配人の世話によって箱館へ上り、日を定めて奉行に面接する。この時アイヌは土産品を献上し、奉行よりは下賜品を与えて訓示があり、酒がもてなされるといふ様式であった。その目的とするところは、従来通り中央の威力を示し、アイヌに対する政治的關係を密接にしようとしたばかりでなく、部落を率いる役蝦夷等に内地の世界を見せて、風俗改変、同化の手段にしようとするにあった。

福島屋文書の「箱館表為三拝礼」罷出候土人呈進品調書上」<sup>(3)</sup>によれば、ユウフツ場所關係はつぎのように記されている。

ユウフツ場所呈進品

一、半月盆 五枚

一、手拭掛 拾本

一、キナ筵 貳枚

被下物 覚

ユウフツ場処

一、金欄陣羽織 壹枚

惣乙名

台盃 壹組

雲右衛門

地廻煙草 壹把

同

苦小牧市史 上巻

一、紋羽陣羽織 忝枚

並乙名

台盃 忝組

幸右衛門

地廻煙草 五把

とあり、供の平土人忝人に付被<sub>レ</sub>下候分として「一、田代 忝本 地廻煙草 五把宛」と記されている。

オムシヤは幕府直轄時代に入ってから、最初の経済的色彩の濃いものから、政治的な手段としての行事に変わった。毎年会所に付近のアイヌを集めて、役人が威儀を正してこれに面接し、賜物を厚くして心服を図り、さらにつぎのような申渡しなどを行った。

一、役蝦夷の任免申渡し。

二、役蝦夷の役料並に為<sub>レ</sub>取物の下賜。

三、孝子並に善行者の褒賞。

四、鰥寡、孤独、老年者に対する被<sub>レ</sub>下物。

五、法書其他の制書の申渡し。

これが終つて酒、飯の振舞いがあつたのである。<sup>(4)</sup> 明治五年（一八七二）の『勇払・千年両郡引継書類』<sup>(5)</sup>に

勇払郡役土人年中給料行事調書

正月七日 役土人共会所へ罷出御役取工年礼ノ節、一人二付キ清酒五合宛被<sub>下</sub>候事。

三月三日 会所元居合役人共、御役下工御礼ノ節、一人二付キ御酒五合宛被<sub>下</sub>事。

五月五日 前同断

八月朔日 前同断

九月九日 前同断

八月申 ムムシヤノ節惣役土人共工被<sub>レ</sub>下候品々左ノ通り

玄米、清酒、煙草、古着。

と記されているから、ユウフツ場所における様子も推して知ることができよう。

以上、幕府による対蝦夷政策について述べたが、これらの施策は最初においては行届いたかに見えたが、その後安政六年九月、奥羽六藩に蝦夷地の約半数を領地として与えて統治させた。しかし各藩はいずれも財政が窮迫していたため、蝦夷地に充分力を注ぐことができず、幕府もその後内憂外患の中で、政策は次第に退守していった。加えて幕府の蝦夷撫育は、熱心なる幕吏の注意の下に行われたが、その直接の衝にあたる場所請負人の手下の者は、アイヌを優遇するには種々の失費を重ね、消極的にはアイヌの使役を困難ならしめるものであったから、幕府の政策を好まず不熱心となったばかりでなく、これを誤魔化す者さえ現れ、また、これを取締る詰合の場所内見回りも、アイヌの労力を漁業より割くという理由から少なくなつて、最初の幕府による政策は、実を結ぶことなく終つてしまった。

注(1)(2) 高倉新一郎『アイヌ政策史』 昭和十八年

(3) 市立函館図書館本による。

(4) 『新北海道史』第二卷通説一 昭和四十五年

(5) 北海道庁行政資料課蔵本。

## 第三節 場所請負と山田屋

### 一 生産の進歩

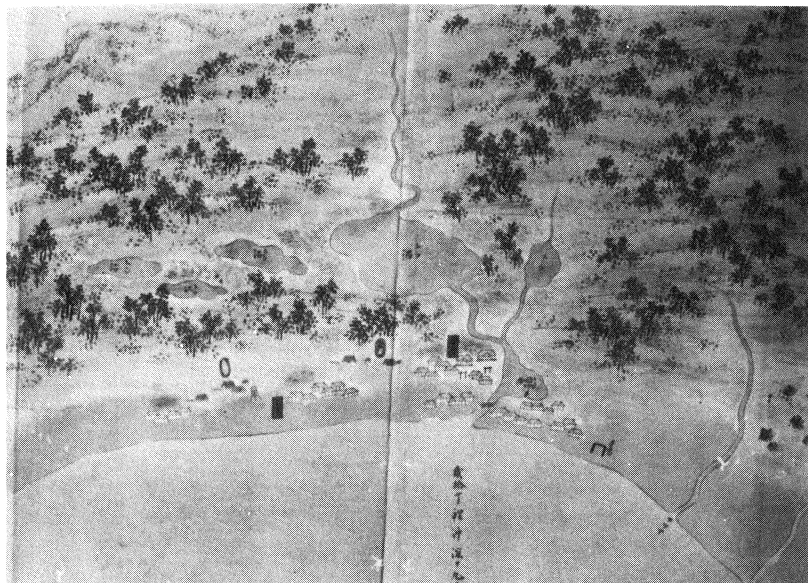
安政二年（一八五五）、蝦夷地が幕府直轄となつたが、「漁場請負の儀、是まで仕来こよの通、御据置相成候。」という方針によつて、場所の経営は従来通り商人に請負わせた。当ユウフツ場所については、すでに前章に述べたように、松前の山田屋文右衛門が、引き続き請負人となっている。このユウフツ場所の状況を、松浦武四郎は『東蝦夷日誌』<sup>(1)</sup>に「ユウフツ、会所、通行や、勤番所、備米蔵、漁や、板倉、馬や、船くら、鍛冶や、雇蔵―（中略）―土人、文政改、三百十二軒、千三百十二人、安政改、式百二十八軒、千百七十九人、牛馬沢山、産物は鰯八分、鮭二分、鹿皮多し。実に夏日の漁時諸方より出稼多く、其取上高百石の内、十五石目会所允納、八十五石自分収納の法也。是東部第一の漁場也。」  
といひ、また安政三年（一八五六）、窪田子蔵も『協和私役』のなかで「漁利多候へば、出稼の者皆鰯漁のみを為し、農事を勤るもの無し。」と記し、さらに

「ユウフツ蝦夷人多し、戸二百三十八、人口一千百七十八人。受負人は松前商人山田屋専右衛門。運上金式百五拾両。魚漁見込高三千石と云。凡百石と云は鮭三百束を百石と為す。此地魚小なる故三百五十束を百石となす。一束二十尾なり。此地魚川瀬に上り、鱗色黒く、魚柄悪敷とて価甚卑し。昨年は百石の鮭百両易への由。平年は是より高価なるべし。」

（『日本庶民生活資料集成』第四巻）

とあるように、前時代に引き続き漁業の盛んな場所で、東蝦夷地第一の漁場といわれたのであった。その産物はイワ





勇払場所の図（安政年間・仙台藩蝦夷地経営図）〔市立函館図書館蔵〕

シ八分、サケ二分といわれ、イワシはタルマイ浜を中心とした沿岸の漁業で、場所請負人および出稼和人（二八取）の漁場経営によるものであり、サケは千歳川、勇払川、厚真川、鵒川等の河川漁業によるものであった。

安政二年（一八五五）、箱館が開港され、ついで同五年（一八五八）に日米通商条約が締結されると、ロシア、イギリス、オランダ、フランスの四カ国もこれにならって条約を締結した。箱館は翌六年より外国貿易港として開港されると、従来、長崎俵物といわれた昆布、煎海鼠、干鮑のほかイワシ、干タラ、干貝、サメ鱭、魚油、刻昆布等の海産物や、鹿角、鹿皮、硫黄などの品物が輸出され、ことに昆布は貿易品の王座を占めた。このような箱館港の貿易は、ほとんど清国向輸出であったため、請負場所に依存する商人の生産活動を刺激し、漁場の開発、漁業技術の改善を図るようになった。さらに、これと同時に諸産物の急激な大量輸出のため、海産物を中心に価格が急騰しはじめ、昆布の箱館売価は一〇〇石一〇〇両―場所買付六八両―がまたたくまに五〇〇両にはね上がった程であった。<sup>(2)</sup>

ユウフツ場所の請負は、安政三年（一八五六）、幕府再直轄の翌年に、従来の年季如何にかかわらず、すべて従来の運上金をもって同年より三年季と定められ、安政六年の請負期限の更新期に当っては、さらに三カ年を運上金二五〇両をもって、山田屋が継続請負になったようである。

しかし、文久二年（一八六二）よりは、請負年限の短い場合は、場所経営に不便を来すということから、請負人一同の希望を入れて七カ年季と改められた。この年も山田屋文右衛門が、運上金二五〇両をもって請負っている。すなわち『東西蝦夷地運上金、増運上金、仕向金其他上納金調書 全』<sup>3</sup>によれば

ユウフツ 松前唐津内町 山田文右衛門

一、金貳百五十拾兩 運上金

一、金五兩 貳分金

一、金三百二十三兩二分 仕向金

永 九十八文三分

一、金千兩 慶応元五年、増運上金

とあつて、慶応四年（一八六八）まで七カ年季の請負となつた。これによれば、請負金額および貳分金は従前通りとなつているが、新たに仕向金（別段上納金）が加わり、さらに元治元年（一八六四）には一二五兩、慶応元年（一八六五）には、金一、〇〇〇兩の増運上金をそれぞれ課している。仕向金（別段上納金）とは、安政二年より幕府が蝦夷地の非常備金として徴収したもので、元来、場所交易の際に上乘役の費用であつたものであるが、その後、勤番藩士の手当金として、請負人の負担となつていたものである。

このように請負人に対する運上金の増額は、物価騰貴によるものもあるが、それと同時に漁業などの利潤の増加に対

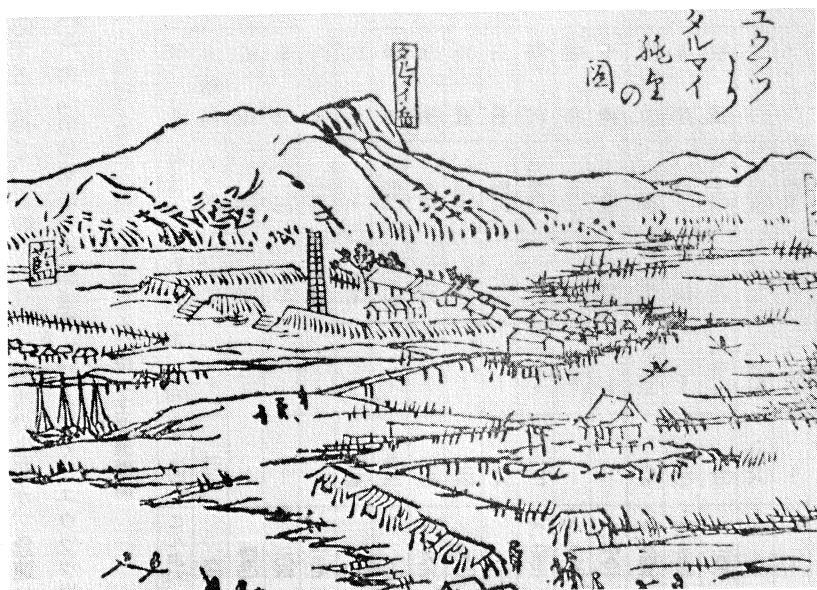
応するもので、当時のユウフツ場所の生産が、急速に増加していることを示している。この様子を万延元年（一八六〇）の『申年東蝦夷地土産物』<sup>4</sup>によって、ユウフツ場所の地位を比較してみると、次表の如くである。

万延元年（一八六〇）の東エゾ地の主要漁獲高

| 場所   | 塩ざけ(石) | しめ粕(石) | ます(石) | 魚油(丁) | こんぶ(石) |
|------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 山越内  | 一七〇    | 二、三九   | 一     | 三三    | 六〇     |
| 蛇田   | 四〇     | 二二     | 二五    | 一     | 四五〇    |
| 有珠   | 二〇     | 九      | 一     | 一     | 二〇四    |
| エトモ  | 二六     | 六      | 八     | 一     | 二七     |
| 白老   | 一      | 五七     | 一     | 二七    | 一      |
| 勇払   | 四五一    | 七、〇六四  | 一     | 九六二   | 一      |
| 沙流   | 二七     | 九〇九    | 一     | 二〇〇   | 二九八    |
| 新冠   | 四〇七    | 三八三    | 一     | 二四    | 五〇     |
| 三石   | 四〇九    | 六七     | 一     | 九     | 一      |
| 浦河   | 一、九九三  | 九〇〇    | 一     | 二〇    | 六、〇三三  |
| 幌泉   | 二八〇    | 七〇     | 一     | 一     | 八、八二二  |
| 十勝   | 二五三    | 一六七    | 一     | 一     | 一、四九二  |
| クスリ  | 四五四    | 一、二六九  | 三三    | 一五    | 四、八四五  |
| 厚岸   | 六二     | 五、二四   | 一     | 七〇〇   | 四、三九三  |
| 根室   | 三、七六一  | 四、一〇〇  | 一、三七  | 三     | 二六九    |
| クナシリ | 五三三    | 一、六三七  | 一、六八五 | 六     | 一      |
| エトロフ | 二、六三八  | 一      | 二、二四  | 一     | 一      |

これによれば、サケは従来の干サケ加工から塩引加工に移り、東部産は江戸へ直送したが、ユウフツ場所は四五一石で、胆振・日高の各場所をはるかに上まわっており、また筋子も「ユウフツ五拾石余」とあつて、東蝦夷地中第一位を占め、大阪表へ売捌かれていた。またしめ粕は七、〇六四石、魚油は九八二丁で、いづれも東地の首位の生産高となっていた。これはもちろん、タルマイ浜を中心としたイワシ漁業の発達によるものである。

これに対する生産手段は、どのような規模であつたろうか。現在のところ、当代におけるその資料は発見されていないので、その全貌を明らかにすることはできないが、明治の初年この地を分領支配した高知藩が、明治四年（一八七一）九月開拓使へ提出した文書には、イワシ漁は引網をもつて行われ会所元に四カ所、ニシタフに二カ所、ヲホフに一カ所、ヘシヘツに一カ所の計八カ所の漁場を設け、それぞれの漁場に筒船一艘、持符船三艘、網一納を配置している。網は明治五年（一



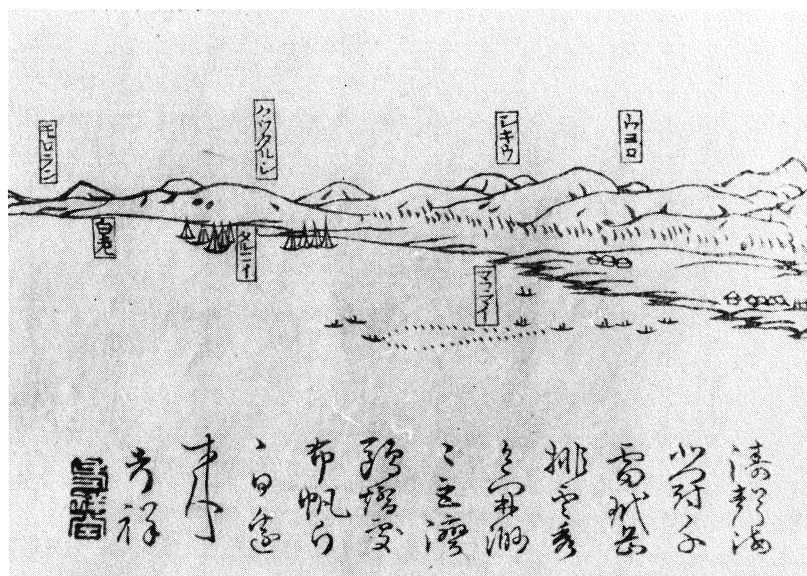
ユウフツの図（安政年間・東蝦夷日誌）

八七二<sup>(5)</sup>の書類によると、イワシ網各種計一五八枚、イワシ袋網二二枚があり、一漁場あたり二〇枚余となっておりイワシメ粕用の釜は計五三枚あって、一漁場に六―一〇枚程度となっている。

つぎにサケ漁は、「秋味引網三納」といい、会所元（ユウフツ）、ニシタフ、ヘツヘツ各一カ所の計三カ統で、引網による海漁を行い、船はイワシ漁のものを兼用している。網は同五年の資料によれば、合計一〇六枚、秋味袋網八枚、其他七枚となっている。このほかにイヌンナイ（勇払川）、トマコマイ（苦小牧川）、ニシタフ（錦多峰川）におけるウライ漁六カ統があり、千歳郡でも会所元（千歳川）、イサリフト（漁川）に、合せて四カ統のウライ漁の漁場を設けている。

さらに、その他の施設としては、会所元（勇払）には第一上納家より第六新納家と称する板蔵、茅蔵が設備され、漁期が終ると船、網、その他の漁具を格納した。各漁場にも茅家根板造漁番屋七棟が設けられている。

これらの生産設備は、高知藩支配後に新規に設けられた



マコマイの図（安政年間・東蝦夷日誌）

ものもあるが、場所請負制の廃止後も、なおも漁場持となつた山田屋の権限は保持され、その生産しくみも従来通りであつたと考えられるから、以上の資料によつて幕末期におけるユウフツ場所の漁場生産についての、おおよその規模をうかがうことができるであらう。もつとも、これらの資料には出稼和人による漁場の生産設備は含まれていないから、これを含めると、さらに規模は大きかつたものとみられる。なお明治三年の資料によれば、当地方の漁場を次のように記している。<sup>(6)</sup>

タルマイ  
鰯漁業、出稼小屋有、会所持出張番家有。

ヲホフ 鰯漁業、出稼小屋有。

ニシタフ  
会所持漁小屋有、  
鰯漁業出稼有。

トマコマイ 会所持出張番家有、鰯漁業出稼小屋有。

マコマイ 鰯漁業出稼小家有。

ユウフツ 会所並蔵々土人小家有。漁小家有。

場所経営における人的構成については、詳しい資料はないが、従来とは大した違いはなかったであろう。安政四年（一八五七）の『入北記』<sup>⑦</sup>に

ユウフツ領持主 山田屋文右衛門

支配人 金兵衛

と記されている。請負人は、ほとんど現地に居住することはなく、実質的な経営は支配人の手中にあった。支配人の下には通詞、同手伝、仮通詞、帖役、小頭、番人、雇方、稼方などが配属され、雇方以下は労働者であった。漁期が来ると、アイヌはコタンの酋長に引率されて漁場に集められ、漁期の終るまで漁場労働者として働かされたのであった。その主なものはイワシ漁であった。

当時のアイヌの給料を『入北記』によってみると

一、男上土人 三十貫文より二二、三貫文、十六、七貫文迄。

一、男中土人 十一、二貫文より十貫文まで。

一、男小土人 六、七貫文より四、五貫文位まで。

一、女上土人 十二、三貫文より十貫文位まで。

一、女中土人 七、八貫文位より五、六貫文位まで。

一、女小土人 三、四貫文位あり二貫五百文位まで。

とある。これらの給料を、出稼和人と比較してみると、たとえば男上土人を平均二五貫として、当時の銭両替相場一両〓六貫五〇〇文で換算すれば、三両八分にあたると。そのころ場所の番人や出稼和人は、七、八両を下らなかったというから、およそ三分の一度にあたり、それ以下のアイヌの給料の如きは、全く惨めなものであったことがわかる。漁場による生産物のほかに挙げられるのは、やはりアイヌによる川漁や山猟によるものがある。なかでも特猟による生産物は、当代に至っても主要なもので、特にこの地帯は鹿が越冬するための通路となっていたため、鹿のよい猟

場であった。ことに箱館開港によって清国への輸出が刺激となつて、鹿皮、鹿角の需要が高まつたこともあり、ますます鹿猟などを盛んにした。文久三年（一八六三）の記録によれば、この地方の生産高は、つぎのようになっている。<sup>(8)</sup>

|       | 鹿 皮       | 鹿 角      | 鹿 皮   | 鹿 角     |        |
|-------|-----------|----------|-------|---------|--------|
| シラヲヒ  | 一三石二斗二升八合 | 一石六斗二升五合 | ウラカワ  | 四五石三斗五升 | 二五石三斗  |
| ユウフツ  | 三三石五升     | 八石二斗一升   | シヤマニ  | 二九石二斗   | 九石六斗七升 |
| サルフト  | 五五石四斗一升   | 一三石二斗    | ホロイツミ | 五石四斗七升  | 二石一斗八升 |
| ニイカッブ | 一二石四斗二二升  | (記事なし)   | トカチ   | 一〇石五升   | 五石九斗四升 |
| ミツイシ  | 一一石五升五合   | 一三石二斗二升  | クスリ   | (記事なし)  | 二三石二斗  |

このほかに熊皮、熊胆、獺皮、狐皮などの御軽物のほか、椎茸、樺皮、樺太縄、焚枕などがあつた。これらは会所で消費されるもののほかは、すべて本州市場に移出され、あるいは外国に輸出された。その際のアイヌよりの買入価格を『入北記』<sup>(9)</sup>によつてみると、つぎのようになっている。

土人ヨリ産物買入値段調

|        |    |      |       |     |       |
|--------|----|------|-------|-----|-------|
| 一、生鮭   | 一束 | 百文   | 一、生樺皮 | 一貫匁 | 二十八文  |
| 一、干鮭   | 同  | 四十文  | 一、木茸  | 一連  | 二文五分  |
| 一、アタツ同 |    | 五十文  | 一、焚枕  | 一束  | 二十八文  |
| 一、椎茸   | 百粒 | 二百文  | 一、鹿皮  | 一枚  | 上 五百文 |
| 一、樺皮   | 一把 | 二十八文 |       |     | 中 四百文 |
| 一、同太縄  | 一把 | 四十五文 |       |     | 下 三百文 |

御軽物買入値段調

|                   |    |              |       |    |        |               |
|-------------------|----|--------------|-------|----|--------|---------------|
| 一、鷺尾              | 一尻 | 上 三百文        | 一、野熊皮 | 一枚 | 上 九百文位 | 下 八百五十文位ヨリ五百文 |
|                   |    | 中 二百五十文      |       |    | 中 七百文位 |               |
|                   |    | 下 二百文        |       |    | 下 五百文位 |               |
| 一、ホロ              | 一本 | 三文           | 一、獺皮  | 一枚 | 上 百文位  |               |
| 一、穴熊胆             | 一匁 | 百八十文         |       |    | 中 四百文位 |               |
| 但十匁以上八目形一匁ニ付代二十文増 |    |              |       |    |        |               |
| 一、野熊胆             | 一ツ | 上 八百文        | 一、狐皮  | 一枚 | 上 百四十文 |               |
|                   |    | 中 六百文        |       |    | 中 八十文  |               |
|                   |    | 下 三百文        |       |    | 下 六十文  |               |
| 一、穴熊皮             | 一枚 | 上 一貫二、三百文位ヨリ | 一、狢皮  | 一枚 | 二十八文   |               |
|                   |    | 一貫五、六百文位     | 一、貉皮  | 一枚 | 百十文    |               |
|                   |    | 中 一貫百文位      |       |    |        |               |

これによれば、鹿の皮は松前藩復領時代、サル、ユウフツは三〇〇文より一五〇文であつたものが五〇〇文より三〇〇文となつて、二〇〇文より一五〇文の値上がりとなり、熊の皮、狐皮、獺皮などの御軽物も、全般的に高値となつてゐる。しかし椎茸、カバ皮、柏木皮、シナ皮等は余り変動がなく、生サケは一本一五文から大幅に下落して五文となつた。これは当時代に入つてからは、漁場における引網の使用による大量の水揚げがなされ、しかも川に溯上するサケは質が悪くて、大幅の安値となつたものであらうか。



つぎにアイヌが会所を通じて求める交易品の価格を、玉虫左太夫の『入北記』によつてみると、つぎのようになっている。

土人共へ諸品売渡値段調

|          |     |       |        |       |              |
|----------|-----|-------|--------|-------|--------------|
| 一、玄米     | 一升  | 五十六文  | 一、鍋    | 一升焚   | 三百三十三文       |
| 一、麴      | 一升  | 九十文   | 一、椀    | 一ツ    | 三十三文         |
| 一、清酒     | 一升  | 二百文   | 一、提子   | 一ツ    | 二百文          |
| 一、濁酒     | 一升  | 百文    | 一、カモ々々 | 二ツ入一組 | 五百文          |
| 一、同諸味    | 一升  | 二百文   | 一、繰糸   | 一操    | 四文           |
| 一、地廻黄    | 一把  | 九十文   | 一、革針   | 一本    | 八文           |
| 一、掲布     | 五尺  | 二百文   | 一、小針   | 一本    | 四文           |
| 一、中形染    | 五尺  | 二百文   | 一、下帯   | 一筋    | 二百文          |
| 一、永代張鍾一本 |     | 百文    | 一、古手   | 一枚    | 二貫五百文ヨリ二貫文マデ |
| 一、田代     | 上一枚 | 二百八十文 | 一、手拭   | 一對    | 二百四十文        |
| 一、同      | 中一枚 | 二百文   | 一、酒桶   | 一組    | 一貫四百文        |
| 一、間切     | 一枚  | 二十八文  | 一、鎌    | 一枚    | 百文           |
| 一、裂織     | 一枚  | 六百文   | 一、鍬    | 一丁    | 六百文          |

但當巳ノ年ヨリ売渡申候。

これも前時代の価格と比較すれば、米は一升六〇文から五六文となり、麴もちは一升一〇〇文より九〇文になって、それ

どれ若干の安価になった。しかし清酒一升を得るには生サケ二束（四〇本）、濁酒一升ならば一束（二〇本）を要するということであり、また鎌一丁は生サケ一束、鍬一丁なら生サケ六束という割合となり、一般に鉄製品や衣類は高価なものであった。

以上のほか、当時代に特記すべき産物としては、藍<sup>アヲ</sup>玉の生産があつた。幕府が蝦夷地を再直轄してのち、箱館奉行は各場所に対し、和夷を問わず開拓の趣意を諭し、農事を奨励した。すなわち安政四年（一八五七）、布告を出して豆類、からむし、藍、麻、紫根などの栽培を勧め、同年六月、奉行堀利熙の蝦夷地巡回では

「漁業の暇有<sup>レ</sup>之節は、追々農業筋心得候様致せ。依て鍬耜<sup>ノ</sup>挺つ、為<sup>レ</sup>取遣す」。

と、鎌の現物を給与し

「右の通、役土人へ申渡置候間、得<sup>ニ</sup>其意<sup>一</sup>、漁業差障不<sup>ニ</sup>相成<sup>一</sup>様繰合遣し、雑穀作方等教導致すべし。尤小前土人共にも追々耕作筋手馴候様仕向遣せ」。

と申渡し、アイヌに対しても耕作の方法を教導するよう命じている。

元来アイヌは漁狩猟による獲物を常食とし、これに粟、稗および野生の山菜類を副としていたほか、和人との接触によつて米をこれに加え、さらに野菜の栽培も行つていた。このころのユウフツ場所では、すでに八王子千人同心による農耕屯田の影響もあつて、鶴川河口には、「土地肥沃、土人好て畑作をなす」<sup>(10)</sup>と記され、また『入北記』には

「ウエンナイ、炭焼家アリ、且土人家アリ。山間至テ閑静ナリ。地味も焼砂多ケレド、此辺第一ノ所ニテ、土人ノ作リシ由ニテ畠地アリ。一見セシニ、インゲン、木瓜ノ類ハ可ナリニ宣シク、試ミノタメトシテ植シニ穂ヲ胚シタルノミニテ、霜ニ逢フタル由ニテ疾ニ刈リ置キタリ。併シ大豆、小豆ハ屹ト熟スル由、是又喜ブベキ事ナリ」。

とあつて、地味のよい鵠川やウエンナイ（植苗）における畑作の状況を記している。また、同四年（一八五七）の『罕有日記』によれば

「マコモイ、一里杭、小川板橋（中略）、拾四、五町行き左り浜辺に漁小家軒を並べたり。茅屋なれとも大にして夷民も多し、中に土人の出稼小屋あり（中略）、殆ど内地浜辺の村落の如し。近辺に野菜を作りたり」。

と記している。しかし『入北記』に

「此辺郊原渺漠数十里モアルベシ。唯惜ムラクハ焼砂多ニシテ開墾スルニハ容易ナラズ」。

と嘆くように、農耕に適しないのが実状であつた。

しかし、前述の如き箱館奉行による農事の奨励もあつてか安政五年（一八五八）、ユウフツ場所詰合の鈴木庄助等在勤の吏員たちによつて藍が栽培され、藍玉七五個（二二貫五百匁）を收穫し、箱館産物会所から江戸、大阪に送つた。これより前、箱館奉行は、安政四年（一八五七）、松川弁之助に命じて箱館蔵地に藍を栽培させ、翌五年には種二斗七升を播いて、藍玉五八四個（七五貫二〇〇匁）を生産した。この結果から同五年、箱館奉行は次のような布令を出している。

「藍作の儀蝦夷地にては別て弁利有益の作物に付、新開場又は古畑の内へも蒔付、精々出方相進候様可<sub>レ</sub>致、尤製造見込の者は玉藍に仕立、箱館産物所迄可<sub>二</sub>相廻<sub>一</sub>、若製造方不都合向は、ユウフツ場所藍作御手作場え葉藍にて差出候はゞ、其筋に見合相場を以買上候事。

右の通り東西地場所々々え可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>相触<sub>一</sub>候。

注<sub>（一）</sub>

午（安政五年）十月

これによれば、当時ユウフツ場所には箱館奉行直轄の「藍御手作場」があつたわけで、藍玉製造の不可能の向きは、葉藍のまま同所に差出せば、相場をもつて買上げることが各場所へ布告したのであつた。当時の藍玉等の相場を『福

島屋文書<sup>(12)</sup> によって見れば、つぎの通りである。

藍

○午<sup>注</sup>（安政五年）十一月、中島辰三郎より御買上相成候値段

一、葉藍一メ目ニ付 錢三百文

○御藏地ニテ出来分未<sup>注</sup>（安政六年）四月、染師万右衛江御払値段

一、藍玉 金壹両ニ付 十三メ目替

○八月御評議済

ユウフツ、モロラン出来分御買上代

一、葉藍 金壹両ニ付 九メ五百目替

○未九月中江戸相場

一、葉藍下物 式本ニテ壹駄ニ付 但壹本ニ付目方十八メ目ならし

代金 六両より七両位迄

一、同 中物 但右同断

代金 八両より拾両位迄

一、同 上もの 但右同断

一 代金 拾壹両より廿両位迄

このように、ユウフツ場所における藍作は、土地柄に反して成功を収めたが、松浦武四郎は『東蝦夷日誌』に

「近頃詰合鈴木尚助藍を試られしが、至極土地によく合しや、追々出稼の者も漁事の暇等作り初しかば、其功勲を愛でて世の中のためとて藍を植初し心の色の浅からぬかな」

と記し、また玉虫左太夫も『入北記』で

「当年下役鈴木正助ト云フ者取り始め藍ヲ植シが、殊ノ外生長シテ藍ハ安房ヲ第一トス。安房ノ産ニモ劣ラザル由、尤他藩ヨリ師範タル者来リテ、世話イタシ居ルト云フ。且役土人等粟、稗、大豆等ヲ植へ、当年始ニ熟成イタシ居ルト云フ。此度俵ニ拵へ鎮台へ献上シ、土人ヨリノ献上此度始テノ事ニ奇特ノ至リナリ、夫々御褒美等下サレケル。斯ノ次第能ク手ヲ入レ開墾セバ、可ナリ開カルベシ。唯焼砂多シトテ捨テベキニアラス」。

と記し、ユウフツ産の藍玉栽培の功を大いにたたえている。

その後、藍作の状況は詳らかではないが、文久二年（一八六二）、今泉宣徳の『蝦夷客中日記』<sup>(13)</sup>によれば

「タルマイ、ヲホフ、ニシタフ、此辺より西北真向ニタルマイ岳ト云高山あり。我が過し日は雲深にて一向見へず。藍畑処々にあり。畑物は五所芋<sup>ゴショウモ</sup>、藍と云」。

とあるから、藍作は勇払ばかりでなく、次第に場所各地に栽培されるようになったものと思われる。

注(1) 日本古典全集刊行会『多気志樓蝦夷日誌集第三』昭和三年七月

(2) 奥山亮『北海道史概説』昭和三十三年十月

(3) 北海道行政資料課蔵本

(4) 南鉄蔵『北海道綜合経済史』

(5) 『勇払、千歳両郡引継書類』北海道行政資料課蔵本

(6) 『勇払、沙流、白糠、静内諸調』北海道行政資料課蔵本

(7) 北海道大学北方資料室蔵本

(8) 『問屋要記』鶴川町史による。

(9) 市立函館図書館本による。

(10) 注(1)に同じ

(11)(12)(13) 注(9)に同じ

## 二 山田屋の事蹟

ユウフツ場所請負人の山田屋については、第三章において若干触れたとおりであるが、山田屋が蝦夷地における漁商としての地位を確立したのは、第一四代文右衛門有智になってからのことで、それ以前については詳らかな資料は、現在のところ発見されていない。すなわち第一六代文右衛門清富の手記の写しとみられる「山田家系譜略記」<sup>(1)</sup>によれば

「按スルニ山田氏今ニ至ル已ニ二十六世ヲ経、其先ハ能登神代村ニ住ス。第九代市郎右衛門北海ニ移リ、福山城下唐津内町ニ住ス。初メ栖原家ニ仕事シタリシガ、後代船ト漁ヲ以テ業トシ、祖父ノ時大ニ勃興シテ家ヲ成セリ。近代祝融ノ為メニ侵サレ家乗ヲ失ヒ、歴世ノ事蹟ヲ審カニスル能ハス」。

とあつて、第九代市良右衛門が初めて蝦夷地に移住した。しかしその年代は明らかではないが、市良右衛門は寛永六巳年(一六二九)能登神代村に生れ、元禄七年(一六九四)十一月に没しているから、およその渡島年代をうかがうことができる。

一四代文右衛門有智は、文化代にユウフツ場所の総支配人として、場所経営に力を注ぎ千歳、美々間の荷馬車道を開削するなど、大いに手腕を発揮し、文政四年(一八二一)、請負制復活と同時にユウフツ場所の請負人となるほか、翌五年にはサル場所をも請負い、ここに請負商人としての基礎が築かれた。『山田家に関する記録』に

「実丸日、(中略)第十四代文右衛門大ニ振フテ家ヲ興シ産を殖ス。此時江戸深川ニ隠宅ヲ設ク。又藩主ハ苗諱、帯刀ヲ許シ、此儀世襲子孫ニ及フ」。



16代山田文右衛門〔石狩町誌〕

とあるように、山田を苗字として帯刀まで許されたのである。文右衛門の名は、第十代文右衛門以来、代々通称として使われている。

その後、有智の長子喜長が第一五代文右衛門として家督を継ぎ、天保三年（一八三二）、さらにアツケシ場所をも請負ったが、喜長は若くしてより江戸深川に移り住んでいて、ほとんど家業を見ることなく、同十三年（一八四二）、四才をもって没した。

文右衛門喜長のあと山田屋の家督を継ぎ、第一六代文右衛門となったのが、養子の清富である。この文右衛門清富については、

「実丸日ク、山田家ノ中興トシテハ第十四代有智ヲ以テ其祖ト仰カサルヲ得サレトモ、中興トシテノ実効ヲ奏セシハ、第十六代清富ナランカ。其有智ノ死セシハ清富十一才ノ時ニシテ喜長ハ江戸ニアリテ家業ヲ見ス、終ニ天保十三年、四十四才ヲ以テ畢ル。故ニ清富長シテ将ニ絶エナントスル家業ヲ再興セリト推セラル。」

と記され、自ら請負場所を見回わるなど、経営に力を入れたものと見られる。文右衛門清富は文政三年生れで、実父は山田市良左衛門良寛（一二三代文右衛門の二男保寛の長子）である。

文右衛門喜長の没後、一時、山田家の親族山田寿兵衛がユウフツ場所等の請負人となったが、第一六代文右衛門清富が自ら場所経営に本格的に乗出したのは、嘉永五年（一八五二）の更新期を迎えた以後の時期と推定される。すなわち、文右衛門は従来どおりユウフツ、サルアツケシ等の場所を請負ったばかりでなく、西蝦夷地にも出稼ぎとして漁場の経営をするなど、手広く活動を進めていった。西蝦夷地への

進出の時期については明らかではないが、安政三年（一八五六）九月の資料によれば、当時の阿部屋の請負場所であった石狩場所のうち、次の地に出稼ぎして漁場を経営している。<sup>(2)</sup>

シユツプ（大網一統）

上トウヤウシ（網一統）

ホリカモイ（小網一統）

ハンナクル（小網一統）

ワツカライ（同）

ヒトエ（小網三統）

また明治三年八月の資料によれば、「石狩秋味サケ引揚ケ処」のうち、山田屋文右衛門の出稼漁場は「シユツプ、ホリカムイ、ワツカオイ、モシンレツフ、上ハンナクル、下トウヤウシ、ヒトエ、ホンヒトエ、タンネヤウシ」などと記されているから、安政以降引き続き、ほぼ同一の漁場経営に当たっていたことが知れる。

また安政五年（一八五八）に至ってからは、北蝦夷地場所（樺太）にも出稼ぎを出願して漁場経営をしたが、同六年にはシユシユウナイ（後の栄浜）を根拠地として、サツサツよりシルトロ川までを分担区域として経営に当たっている。<sup>(4)</sup> このように、幕府再直轄期における山田屋は、場所請負はもとよりさらに漁場経営者として新漁場の開発に努力したが、一方漁場経営にあたっては、新しい漁法を導入するなどの注目すべきものがあつた。すなわち『山田家に関する記録』によれば

「厚田、後志国小樽、高島各郡へニシン漁場所同断新開、且ツ従前用キ来候指網ノ外、右漁場へ建網、箆ル網始メテ取開キ、継業仕来り候ニ付、其已来隣郡忍路ヨリ以南同国寿都迄、右網ニ品追々広ク取開ケ鯨漁業方盛大ニ相用イ罷在候。」

とあつて、ニシン漁における建網、箆網使用の先駆をなしたという。

さらに漁業技術の面で顕著な業績を挙げたのは、投石法による昆布の増殖事業であつた。元来、山田屋の請負場所のサル、ユウフツ両場所は、ほとんど昆布の産出がなく、年間わずかに一〇石未満に過ぎなかつたといわれる。これ



は両場所ともに海岸線は全般的に砂浜で、昆布の着床する根磯が少なかったためである。ところが、安政六年より開始された箱館港の貿易によって、昆布は清国向輸出品の中で主要な海産物として取引きされるに及び、価格は大いに高値を呼ぶに至り、漁場経営にあたる場所請負人の事業欲を刺激する原因となった。文右衛門による投石法の発見もこのような経済的背景によって生み出されたものであった。

文右衛門による投石法の試みの最初は、『御答奉<sup>ニ</sup>申上<sup>一</sup>候書付』によると、万延元年（一八六〇）、沙流郡の海辺に近い野山の所々より岩石およそ百個を手軽に切割し、それに棕櫚の細縄を掛け、深浅に応じて浮木をつけて数カ所に沈め、六カ月後に引揚げたところ、潮垢<sup>か</sup>が付着して昆布根を宿しているので、さらにそのまま入れ、一二カ月後にふたび引揚げて検査してみると、正に昆布が生育し繁茂しており、投石による増殖法が成功したという。しかし『山田文右衛門事跡調』<sup>(5)</sup>によれば、文久二年（一八六二）六月、文右衛門は沙流郡字ホロナイの海浜で、たまたま陶器の破片に昆布が八、九本付着し生育しているのを発見し、初めて昆布は天然の石のみでなく、人力によって投石した岩石にも繁殖させることが可能であることを知ったといわれる。

文久三年（一八六三）、文右衛門は新造した石積船五艘に、石工一二人とアイヌ三〇余名を使って、西はユウフツ境フイパップ崎より、東はニイカップ境までの海岸に、地点を選定して二万七、〇〇〇個余りの石を分散投入した。翌元治元年（一八六四）、この結果を調べたところ、石は砂泥に埋没してはいるが、三、四個重なって露出しているものには、昆布が着床し生育していることがわかり、この年から船を六艘とし、慶応二年（一八六六）に至るまで、毎年五万个の投石を行った。

同慶応二年、文右衛門は隠退して、漁業は分家の榎富右衛門に、昆布養殖の投石事業は子の文治に担当させたが、翌慶応三年（一八六七）と明治元年（一八六八）にもまたそれぞれ七万个の投石を行った。これらの努力が功を奏し

慶応元年より昆布の刈取りが始められ、つぎのように昆布の生産が増加した。

慶応元年（二八六五）

二百石

慶応三年（二八六七）

五百六十石

〃 二年（二八六六）

三百八十石

明治元年（二八六八）

七百石

このように投石法による昆布の養殖事業は極めて好成績で、文右衛門は慶応元年（一八六五）、収穫した昆布のうち五駄（一把五〇枚のもの四把で一駄）を箱館奉行小出秀実<sup>レ</sup>に献納したが、秀実は非常にこれを喜び、さらに幕府に伝献した。翌二年（一八六六）、箱館奉行は東西蝦夷地の各場所請負人に告諭を發し、文右衛門の投石による増殖仕法にならつて、昆布の増産に努めることを奨励したのであつた。これに対して東西蝦夷地の請負人総代から、つぎのような請書が提出されている。

差上申御請証文之事

一、サル、ユウフツ請負人山田文右衛門儀、請負御場所之内、魚漁差障無<sup>レ</sup>之海岸江昆布生立のため去る子年（元治元年）中、誠に数多岩石沈め置候処、岩石へ若昆布生立、既に当年は別段出荷物にも可<sup>二</sup>相成<sup>一</sup>程に至り、御開拓之御趣意に対し一段之事に付、望の<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之候はば、御場所の内旧来魚漁に差障無<sup>レ</sup>之海岸江は、右仕法を以て昆布磯取立、出稼等繰入方世話可<sup>レ</sup>致段、山田文右衛門江被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>候間、私共<sup>レ</sup>に於ても右仕法承合、銘々昆布磯取開、追々出稼之者も繰入、往々産物出増候様、精々世話可<sup>レ</sup>致段、被<sup>二</sup>御渡<sup>一</sup>承知奉畏候。仍て請証文差上申処如<sup>レ</sup>件。

慶応二寅年三月十日

東蝦夷地請負人惣代

権 一 郎 印

西蝦夷地請負人惣代

鍋屋吉右衛門 印

このような箱館奉行からの告諭の効果もあつて、文右衛門の投石法は隣接のシラオイ場所をはじめ、遠くクシロ、ネ

ム口場所に至るまで広く試みられるようになった。しかし、この投石による昆布の増殖事業は、このあといくばくもなくして明治維新となり、場所請負人の廃止によって強力な経営を断たれてしまい、多年にわたる莫大な投石は空しく砂中に埋没してしまった。

明治二年（一八六九）八月、蝦夷地は北海道と改称され、場所請負制度に対する批判は、明治の新政とともに一段とはげしくなった。このような状態に至って、ついに場所請負制は新政に即応しないということになり、九月二十八日、開拓使示達をもって各場所請負人の名目が廃止された。このことは北海道の漁業制度の一大変革を意味するものであった。

当時、明治二年に開拓使が設置された時のユウフツ、サル場所請負人、および運上金は、つぎのようになっている。

勇払 千五百七十三兩二分

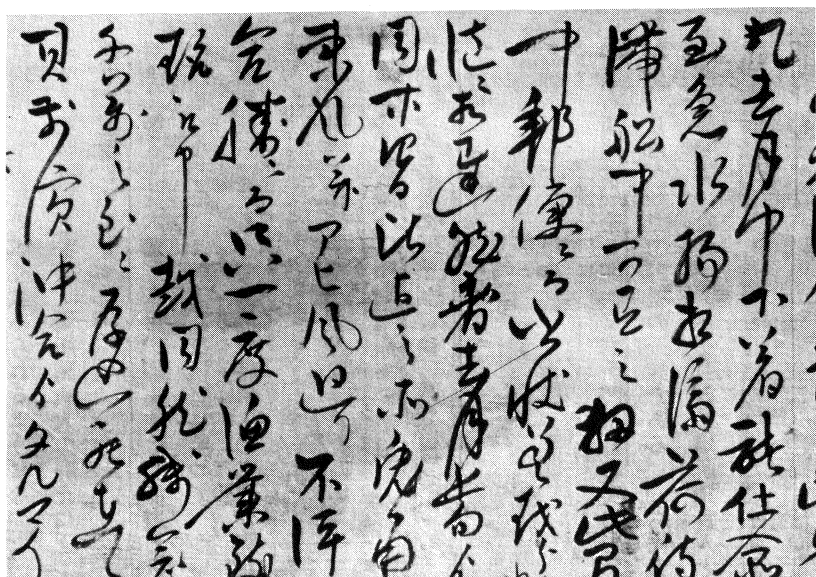
永九十八文三分 榊 富右衛門

沙流 三百六十九兩一分

永百五十文 同

（白山友正『松前蝦夷地場所請負制度の研究』）

榊富右衛門は、第一四代文右衛門有智の実弟で、山田仁右衛門の嗣子となった人であり、一六代文右衛門の娘婿にあたり、したがって山田屋の一族である。一六代文右衛門清富は、すでに慶応二年に隠退し、現地の漁場経営は榊富右衛門に委せていたのである。しかし場所請負人としての実権は、まだ文右衛門が握っていたのであって、名目的に榊氏を表面に出したものとみられる。また運上金額、一、五七三兩二分は、文久二年（一八六二）より慶応元年（一八六五）に至る請負期間の運上金二五〇兩、仕向金三三三兩二分、増運上金一、〇〇〇兩の合計額に当たっているから



16代山田文右衛門自筆の文書（目でみる苦小牧の百年）

前期と同様の金額をもって請負ったことになる。なお山田屋は、ユウフツ場所のほか、サル、アツケシ両場所ともども紳氏の名義によって請負っている。

さて、前述の場所請負人廃止令は、全場所の請負人に一大衝撃を与えた。彼等はすでに次年度の米、味噌その他の仕入れを済まし、かつ東北地方からの漁夫雇入れの契約も終えた時期であつた。それで各場所請負人から、請負の名目は廃止させられても、業務は従前通り続けさせられたい旨の請願が寄せられた。かくて明治二年十月二十九日に布達があつて、請負人は「漁場持」の名目で、暫定的に漁場経営が認められた。すなわち開拓使より請負人に申達したものに

「諸請負人一家ノ豪富ヲ企候時節ニ無<sup>レ</sup>之、即今ヨリ浜中人民並土人取扱ノ義ハ勿論、総テ本府（開拓使）ノ下知ヲ受ケ、漁業等モ同様御引上ケ御直<sup>ニ</sup>支配ニ相成候条、心得違等不<sup>レ</sup>致、御時節ノ御趣意ヲ奉<sup>ニ</sup>恐察<sup>一</sup>、何レモ安堵可<sup>レ</sup>致<sup>ニ</sup>。」

（白山友正 『松前蝦夷地場所請負制度の研究』）  
とあつて、結局表面上は幕府直轄時代とはほぼ同様の形とな

ったものといえる。

しかし、このような過渡的性格を持った漁場持も、明治九年（一八七六）九月、ついに廃止となり、場所請負制度は名実共に終りを告げることになった。これは、その発生を一八世紀初頭に求めるとすれば、実に一世紀半以上にわたって蝦夷地を支配してきた制度であった。

かつてユウフツ場所請負人として、土地、人民を支配し、この地の産業開発に大きな影響を与えた山田屋文右衛門（清富）は、その後、漁場持や勇払、千歳両郡の駅通取扱などに活躍したが、明治八年ついにこれらの公職に免ぜられた。しかし明治十四年（一八八一）九月、明治天皇が北海道に行幸せられるにあたり、従前、文右衛門が行った漁場の新設や投石による昆布の増殖等に尽した功労をたたえて、時の左大臣熾仁親王より賞状が下賜されたが、惜しくも同十六年九月十二日、思い出深い勇払村において、六三才の生涯を終えたのである。

（１）『山田家に関する記録』北海道大学北方資料室蔵本による。

（２）（３）『石狩町誌』昭和四十七年三月 石狩町

（４）白山友正『松前蝦夷地場所請負制度の研究』昭和四十六年四月

（５）市立函館図書館本による。

## 第四節 幕末の交通

### 一 内陸路の拡充

幕府が蝦夷地の再直轄にあたり、警備と殖産事業を図るために交通網の整備、わけても道路の開削を急務としたのは当然のことであつた。東蝦夷地では、すでに前直轄時代、ところどころで道路の開削が行われたが、その地はわずから小部分にすぎず、陸上交通は未だ極めて不便であつた。

そこで箱館奉行堀利熙は、安政二年（一八五五）四月、このことについて幕府に意見書を提出した。その大要は、箱館から鷲木、長万部を経て有珠山と蛇田の間を過ぎ、勇払から千歳川、石狩川の船路に通じて天塩川の水源に出て、北海岸の枝幸から網走に至る大道を開いて本街道とし、これに東西の海岸道路を脇街道として所々に支道を開いて本街道と連絡させる。街道には四、五里毎に宿駅を設け、駅馬を備えて旅行の便に充てるのが理想であるが、これらは一時に開削するのは困難であるから、漸次口蝦夷地から奥蝦夷地へ及ぼそうというのである。これが箱館奉行の方針であつた。しかし箱館奉行は他に急を要する台場の建設などの事業も多く、経費も限られていたので、各場所の請負人を論じて開削に当らしめた。

この箱館奉行の計画に示された勇払から石狩へ通ずる交通路は、すでに第二章第五節に述べたとおり、これを「勇払越」あるいは「しこつ越」と称し、蝦夷地における重要な役割を果たしていた。しかし、イサリフト、千歳間、および千歳、美々間の陸路は、文化年間に改修され、馬を通じてきたが、水路の往来は労を費し、かつ冬季間は河水が結

氷して交通杜絶とぜつの状態となり、はなはだ不便であつた。この事情をユウフツ場所請負人山田文右衛門は、つぎのように記している。

乍レ恐以レ書奉ニ申上一候

今般東蝦夷地御請取御役々様方追々御発足被レ為候に付、ユウフツ川上よりイシカリ川筋通御通行差支無レ之御尋越に付、乍レ恐右に御答奉ニ申上一候。ユウフツ御場所会所元より千年川、それより石狩運上屋迄の間通路の儀、先般奉ニ申上一候通十月下旬より翌年三月下旬までは、ウツナイ沼よりイシカリ大川筋通迄一円結氷、通船相成不レ申候。乍レ然酷寒の至結氷に相成候節は、正月下旬迄の間川の氷渡り通路相成り候へば、二月中旬より川の氷の緩に何分通路難ニ相成一、三月より四月中迄雪消期に相成候へば、雪汁満水に相成千年川より石狩運上屋までの間通船相成不レ申候。尤も其年の季節遅速にもより五月に至り候へども全水落水に相成、御通行御継立通船聊、差支無候。

依て右の段乍レ恐以ニ書付一御答申上候。以上。

辰二月

(注安政三年)

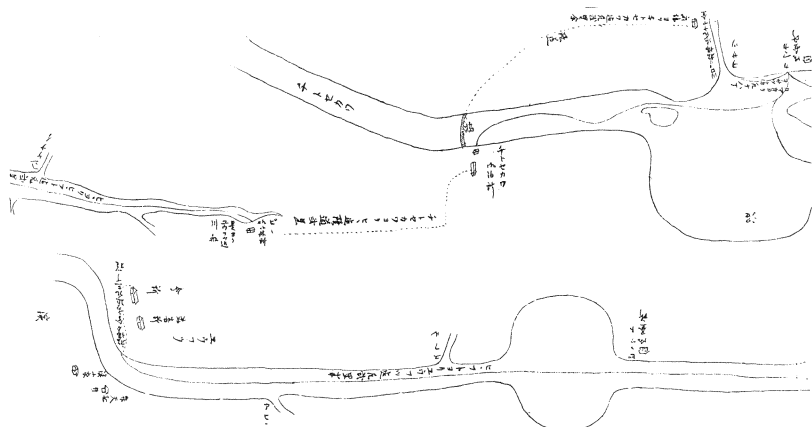
ユウフツ請負人 山田屋文右衛門

代 寿兵衛

このような状態なので、箱館奉行は西蝦夷地から東蝦夷地に通ずる陸路開削を企て、安政四年（一八五七）、西蝦夷地の錢箱から発寒、札幌、豊平を経て千歳に至る道路開削の儀を幕府に提出して決裁を得、同年夏、松浦武四郎をして石狩諸定役出役飯田豊之助とともにこの通路を踏査させ、ついで関係の場所請負人に、この開削を論達した。かくて同年、オタルナイ場所請負人の恵比須屋半兵衛は、まず錢箱から星置ホシヅキに至る長さ約三〇町間の道路開削に着手し、星置以東島松まではイシカリ場所請負人の阿部屋伝次郎、島松以南千歳まではユウフツ場所請負人の山田文右衛門がそれぞれ分担して着手し、同年これを竣工した。道幅は二間を標準とした大工事であつた。この工事について武四郎は『西蝦夷日誌』に、つぎのように記している。







西地イシカリヨリ東地ユウフツ越川通略図（天保10年7月）〔高倉新一郎氏蔵〕

ツライウツ  
ボンハツサフ  
フシコベツ  
発作部  
チフーラン  
ケニウシヘツ  
ヨウコシヘツ  
コトニ  
ホンコトニ  
シンノシケコトニ  
シヤクウシコトニ  
作発路河

小河アリ。  
曠原柏木多シ。在住在宅アリ。  
発作部古河ナリ。一里程、大石流木ニテ、半里程埋河、河傍ニ在住在宅アリ。地味宣シ。  
大河急流。傍ニ休所並ニ畑コレアリ。  
小河アリ。  
何レモコトニ山ヨリ落ル河ナリ。此辺鹿、熊多シ。平原空木多シ。大河急流滝ノ如シ。河中数十丁。石河原ニシテ水源凡十日路余其処未詳。ツイシカリノ水源ナリ。同処トエヒラヨリ上ミ南ニ方ニ当リテ、ウエンシリト云フ高山アリ。作発路山ヨリ凡三、四里程先キ山麓、巾三、四里余、石河原ニシテ水行ノ跡一円コレアリ。  
大滝アリ、巾凡四五間、滝坪岩石ニシテ鱒多シ。  
急流。  
急流。此辺柳多シ。

ヘケレベ

此辺柏大木多シ、茅原ニシテ鹿多シ。

イサリ

急流、傍ニ土人住居アリ。

シマコツベ

茅原柏木多シ。

エロマイ

此辺砂地ニシテ樹木多シ。

トエヒラ

通行家アリ。地味至テ宣シク、此辺山中柏栗厚朴多シ。

イナヲ坂

ツキシヤープト云フ溪河アリ。此辺桜草多シ。

モツキシヤープ

此辺柏木、栂多シ。

アラヲウツ

前同斷、谷河、湿地ナリ。

ラウチナイ

前同斷。

アシスベツ

樹木多。四五十間ノ坂アリ。溪河急流、水末都石狩へ落ル。坂上景色宣、坂下十四五丁一円湿地、桜多シ。

ウエンナイ

小河アリ。湿地ニシテ溪上樹木多シ。

ハーツ

急流、前同斷。山上景色宣、紅葉宣シ。

シマ、ツフ

此辺山上、ハーツ辺栗多シ。ユウフツ境ナリ。

千歳

シユツ山ヨリ出ル古シコツ河ナリ。急流。石狩川ノ水源ナリ。鮭、サルカニ多シ。傍ニ会所アリ。土人家多シ。

つぎに 勇弘から千歳に至る交通路は、従来まで勇弘・美々間は舟によつてさかのぼり、山道二里にして千歳に至るというのであったが、この時期になつて、初めて陸路によるルートが用いられたことが文献に現れる。すなわち、松浦武四郎の『竹四郎廻浦日記』(安政四年)によれば

「扱、当所此川すじ注(勇弘川)を上りてチトセに出るには船路、陸路両道有。先其会所元より陸をしるさば、西手より直に野道にかゝり、しばし行て字ヲタケシといへる所にて川越、東岸へ廻り、字イリモヲツナイ並て炭ヤキナイ、ウエンナイ、ヒホエカリと云にてまた渡舟渡、川南へ廻りてビッえ出るなり。是より山道凡式里にしてチトセ会所え出る。

扱、又会所元より船にて川すしを溯り行候時は、会所の東より直に船に乗りて字フシコアヒラ、エヌイナエンナイ、トマンノシケクシヘツ、アヒラビト此川相應の枝川也。ヲタケシ、ユウル、キムンケトウ、少々の沼有。ウツナイ此所に一里四方位の沼あり。越てビ、プト爰に昼休所有。番屋一棟、土人小屋も有也。此所よりヒ、え入て会所チトセえまた行也。扱本川すしを上るには、並てバンケナイ、バンケナイ、イリモツナイ、炭ヤキ、ウエンナイ、ヲハニウコツ此処昔より土人五軒有<sup>レ</sup>之候、當時二軒に成（めの子ウハシテリ家内五人アイヌラント家内六人）並てヒホエカリ、此川東より来る也。また本川を溯るにヒホニウ、バンケヒ、バンケビ、昔しは此所にも弐軒有し由、當時壹軒（モントク家内六人）、此所より陸路、ルヲサニ、ルイカンウシコツ、ヲホコツ、キサラコツ、ヌフノシケマ、ツ等と云平地、樹木立原を越て……。

と記し、『勇払越』のルートは、水路のほかに陸路が開け、勇払川から美々までは、ぼゞ川に沿っていたことが知れる。この通路はいつごろより使われていたかは明らかではないが、おそらくアイヌの踏み分け路として古くから存在していたことは確かである。天明年間の記録とみられる『松前東西小名控』によれば

い婦津　是より石かり迄式拾五里程、夷往来ノ道アリ。

とあることから、この踏み分け路がやがて和人によっても利用されるようになったものであろう。

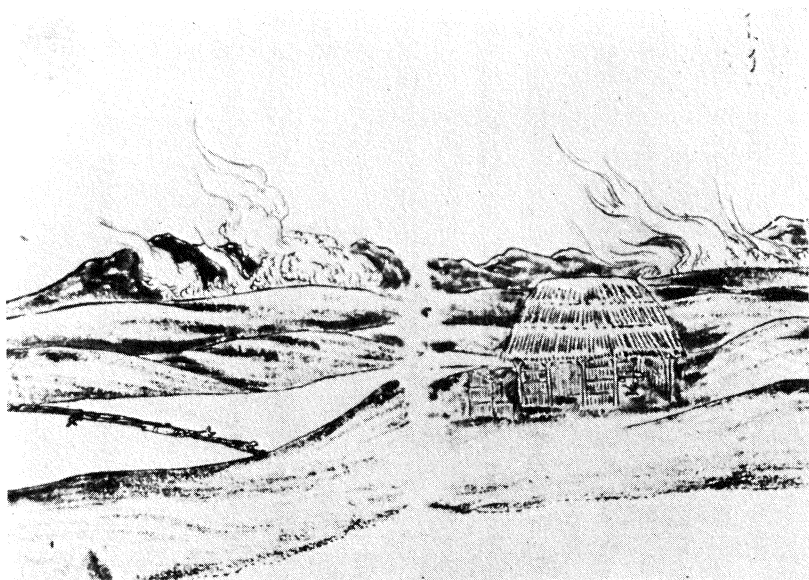
国録(安政四年) によつてながめてみると

「会所注(千歳会所) ヨリ左リ疎林間ヲ行ク、路左リ則チ夷落也。是ヨリ南差東ニ面シ行、少シ行キ草原ナリ。一細流ヲ過キ十余丁ニシテ低岡柏樹林ヲ穿ツ。里塚「サキラヲマコツ」ヲ過キ、又半里斗リニテ小澗ヲ渡ル。七、八丁ニテ又小澗棧ヲ架セリ、夫ヨリ暫ク行キ岡ヲ下リ幽沢ニ入ル。物揚小屋及ヒ夷村アリ、是ヲ「ビ」ト云フ。巾七、八間ノ川、西ヨリ来リ折レテ南流ス、是ヲ「ユーブツ」上流トナス(聞ク「イサリプト」、千歳等ニテ入用ノ諸品「ユーブツ」ヨリ此所迄船ニテ漕致スル由、又「イサリプト」其外ノ番屋ニテノ鯨魚モ此ヨリ船ニテユーブツ会所ニ下ス由) 此川ヲ渡ル。偕此沢ハ広袤十余丁ニテ岡巒是ヲ擁セリ、林樹幽陰ナリ。是ヲ過キ一阪ニ登ル(石刈ヨリ以東初テ岡巒ヲ得タリ) 夫ヨリ岡腹ヲ廻ル、左リハ深深ニテ「ユーブツ」上流此中ヲ貫ケリ。二丁ニテ「ビ」ノ塚木有。岡上は皆密林蓊鬱タリ。夫ヨリ登降兩三次ニテ忽チ豁然タル平沢ニ出ツ。此所ニテ又ユーブツ川ヲ踰ヘ其左側ニ從フ。川巾十余間トナル。七、八丁ニテ漸ク遠サカリ一平岡密林十四、五丁ニテ大沢ニ下ル。「ウエンナイ」ノ塚木有。

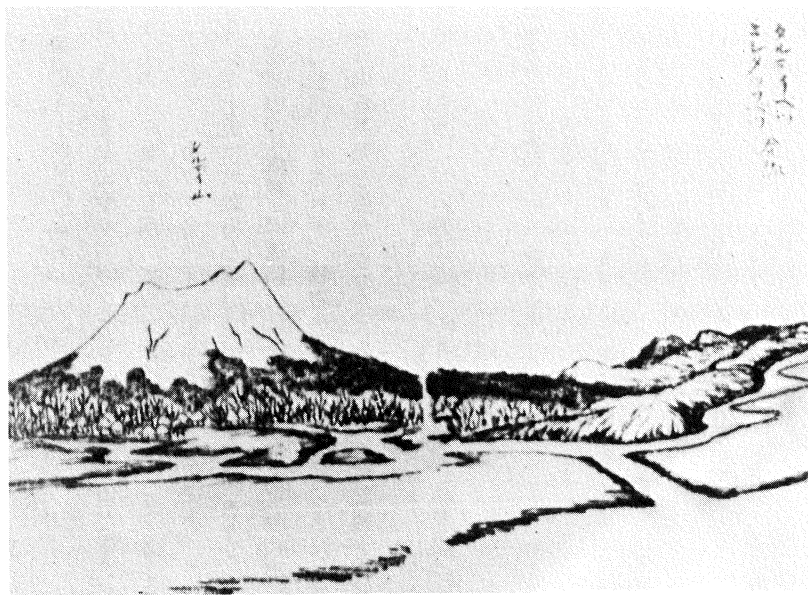
清流ヲ過キ番屋ニテ小憩ス。左岡崖ニ炭焼場アリ。此所モ又夷村也。之ヲ過キ又林中ヲ「ビ、プト」ノ里標ヲ經、五、六丁ニテ渺々タル沢中出ツ。沼アリ「ウツナイ」ト云フ。見積り周圍三里斗、総テ葦□多ク、午前来リシ「ヲサツ沼」ニ酷肖セリ。然シテ稍大ナル方也。沼側ハ野地ニテ林巒遠ク之ヲ環□ス。

此ノ「ウツナイ沼」ヲ右側ニ看テ行クコト三十町許ニシテ塚木有アリ。所名ウツナイト題セリ。沼上ニ茅舎一、三アリ。又沼ヲ隔テ向フ岸ニモ同ク茅舎一、二見ユ、何レノモ人烟ヲ見サレハ漁時ナトニ用ユル者ナラン。郷導ノ番人ニ質ニ分明ナラス。

偕「ウツナイ」ノ塚木ヲ過了スル辺ヨリ沼ニ遠カリ(沼モ此辺ニテ大低尽ルナリ) 林□間ニ入ル。既ニテ林木ノ疎間ナル辺ニ至リ一水ヲ渡ル。稍長キ板橋ヲ架ス。此水即チウツナイ沼ヨリ流落ル者ニシテ「ユウフツ」ニ下ル川ナリ。嚮ニ所謂「ユウフツ」ノ上流「ビ」ヨリシテ下リ「ウツナイ」沼ニ入り、沼ノ水下リテ此川トナル。「ビ」ヨリ「ユウフツ」会所元ニ達スル舟路一川ヲ經過スル内ニ、中央ニテ沼ヲ經ル形勢ナリ。既ニ前ニ云フ長橋ヲ渡ル。以後ハ川ヲ左ニシ、或ハ近ツキ或遠カリ遂ニ川流ニ傍ハスシテ林間ヲ經過シ「トマムノシケクスヘツ」ト云塚木ヲ歷テ、又浩渺タル四望豁然ノ草原ニ出ツ。折シモ日暮ニテ陰天遂ニ暗黒ノ景ト為リ、「トマムノシケクスヘツ」ヨリ一里ニシテ「ユウフツ」会所元ニ着ス。今日經過途上、右ニハ「タルマイ岳」シコツノホリ(即チ千歳山ナリ)「イニ



コイトイの図（寛政11年・東游奇勝）〔市立函館図書館〕



タルマイベツ・ニシタツベツ合流の図（寛政11年・東游奇勝）〔市立函館図書館〕

ワ「ナトノ諸山ヲ見、左ニハ「ユウハリ岳」等ヲ見得ル筈ナルニ、陰翳両景ニテ四望濛々鬱塞セルハ遺憾ノ至ナリ」。

と記している。すなわち、当時のルートは千歳より二里の山道を経て美々に至り、パンケビビより美々川左岸の丘陵を川に沿って下り、ウエンナイに至る。ここよりさらにウトナイの沼の東岸を回ってウツナイを経て、オタケシにて勇払川の西岸に渡る。川に従って下り、トマムノシケクシベツを経てユウフツ会所元に至るといふものであった。道中には一里杭を設けたほか、休所などの施設をつくり、また勇払と千歳には駅馬を置いて、通行の便を図るなど、次第に交通路は整備されていった。この陸路は、その規模からみて前述の「札幌越」の道路には及ばないが、東西蝦夷地の連絡路として重要なルートであった。しかし車馬を使えるほどの整備はなされず、物資の運搬はもっぱら水路に頼っていたらしい。なおこのルートの詳細については、現在のところ未だ不明な点があるが、当時の文献に記載された行程を対照してみれば、次表の如くである。

さらに、この時代になってから、「勇払越」の美々の舟着場が、下流の「ペンケビビ」に移動したことが注目される。これを松浦武四郎の『西蝦夷日誌』によってみると

「廿日。立出。従<sup>レ</sup>是は文化度山田屋文右衛門なる者切開きしと云街道なれば道幅も広く、秋過る頃はイザリ、ムイザリの鮭を牛馬車の三品にてビッ<sup>ニ</sup>下る道なり。ビッ<sup>ニ</sup>よりユウブツ迄また小舟にて下げ、船に積是則江戸にて云黒毛と云鮭なり。しばしにてマツ(川幅五、六間、橋あり)此辺皆焼砂なり。此川シコツ川へ落る。ルウサン(坂有、キサラコツ(二里塚)山の鼻なる故号く、サラは耳の事。ヲホコツ(低処)深き所ゆへ号く。ルイカウシコツ(低処)低き地ゆへ橋をかけて通る故号く。追分(右ビッ、左ヒポエカリ)標を立たり。右に下ればビベンコ(またペンケビッとも云)名義冷水の上に湧出る儀。此処に四尋も深き水の壺あり(番やあり、チトセ荷物此処より小舟に積なり)。傍崖にて風景よろし。丙午(弘化三年)の秋は余是より船にて下る(此路路五里)(中略)左リ(本道)ヒポエカリ(小休所、塩くら、炭くらあり)、近年は此処より舟積す。傍に丸木舟を五、六隻も繋ぎたり。名義二股の義。ビッの方と水源の処と此処にて分る故号し也」。

文献よりみた陸路の相互関係

| 文 献 名             | ルートの地名および里数 |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      |                                                |
|-------------------|-------------|---|------------|---|------------|---|------|---|-------|---|------|------------------------------------------------|
| 西蝦夷日誌<br>(安政5年)   | ユウフツ        | ← | イヌイナエンルン   | ← | トマムノシケクシベツ | ← | ヲタケシ | ← | ビビフト  | ← | カラナイ | イリモツナイ<br>パンケイリモヲツ                             |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | ウエンナイ<br>セタニウシベツ<br>ヒボエカリ                      |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | ←                                              |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | マ、ツ<br>ルウサン<br>キサラムコツ<br>ヲホコツ<br>ルイカウシコツ<br>ビバ |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | 千歳                                             |
| 観 国 録<br>(安政4年)   | ユウフツ        | ← | トマムノシケクシベツ | ← | ウツナイ       | ← | ビビフト | ← | ウエンナイ | ← | ヒビ   | キサラムコツ                                         |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | 里塚                                             |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | 里塚                                             |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | 里塚                                             |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | 千歳                                             |
| 高知藩文書<br>(明治3年)   | ユウフツ        | → | トマムノシケクシベツ | → | ヲタケシ       | → | ウツナイ | → | トキサラム | → | ビビフト | ウエンナイ                                          |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | 一里杭                                            |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | 一里杭                                            |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | 一里杭                                            |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | 一里杭                                            |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | 千歳                                             |
| 北 海 紀 行<br>(明治7年) | 勇<br>拂      | → | トマムノシケクシベツ | → | ウツナイ       | → | ヒビフト | → | ウエンナイ | → | ビイビイ | キサラムコツ                                         |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | 一里杭                                            |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | 一里杭                                            |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | 一里杭                                            |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | 一里杭                                            |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | 千歳                                             |
|                   |             |   |            |   |            |   |      |   |       |   |      | 七里                                             |

とあつて、弘化三年（一八四六）には、「ビッ」より川舟に乗船したものが、この年は下流の位置にある「ヒポエカリ」より舟積みすると記している。また安政四年（一八五六）の『入北記』の記事にも

「辰後発シテ一里半程来リテルイカシコツニテ小憩ス。又行ク事十丁半ニシテ追分ケアリ。右ハビ、道、左ハユウフツ道ナリ。併シ近年ヒ、川上浅瀬ニナリ、舟通行ナリカタシ。之ニ依テパンケヒ、ト云フ処ヨリ舟直行ス。此パンケヒ、ハ追分ヨリ一里斗リナリ。

今日モ是ヨリ乗船ノ積リナリ」。

とあつて、美々の川上は近年浅くなつて舟行不能となつたため、パンケビビより乗船したことが知れる。パンケビビは美々川の本流を指したアイヌ地名で、この下流は蛇行して支流のパンケビビ川と合流するが、この合流地点をヒポエカリという。したがつて、ここで言うペンケビビはヒポエカリと同一地点を指すもので、現在の御前水である。かくて安政のころより、美々の船着場は上流のビビ（パンケビビ）よりパンケビビに移動し、小休所、塩蔵、炭蔵などが建ちならび、川岸には丸木舟がつながれ、人々の往来やサケの船積みでにぎわつたのである。

このように、勇払より石狩までは陸路をもつて通行できるといつた具合になつたが、なおも水路は重要なルートとして利用されたことも確かである。安政四年の『罕有日記』に

「当所（勇払）より西岸石狩まで三拾里あり、ビッ越ともチトセ越とも云よしなり。止宿所はチトセ会所、エサリ番屋（此辺までユウフツ也）、ツイシカリ番屋なり。ユウフツ川ヒ、迄五里、通船能よし、陸地もよしといふ」。

とあるように、いずれの交通路も当代の内陸路として重要な役割を果しており、これを「ビビ越」とか「チトセ越」と称していたことがわかる。これは文化二年（一八〇五年）に、「シコツ川」が「チトセ川」と改称されたことによつて「シコツ越」を「チトセ越」と呼ぶようになったものであろう。



## 二 沿岸路と旅日記

安政三年（一八六五）、阿部喜任の『蝦夷行程記』によると、当時の沿岸路の様子を次のように記している。

思浦者  
ユウフツ  
江 九里

運上屋老軒、人家八十軒余、漁小屋十軒許、馬は七、八疋もあり、船は沖懸りにて荷役す。産物鮭、鰯、雑魚、昆布、鹿皮、鮭は七百石目を出すといふ。シラライ岳には熊、鹿多く、材はモミ、ツガ、カツラ其外雑木多し。

ラモツナイ 小川、漁小屋あり。

シヤタイ 川有、人家、漁小屋あり。

ベツブツ 鰯漁の小屋有。

タルマイ 此辺鰯漁多く。皆箱館へ出す。此上に垂参岳という高山あり。慈覚大師の開基といふ。

ヲホウ 川有。漁小屋あり。

コイトイ 昼休所あり。

マコマイ 小休所あり。皆平地砂道也。

裕 富津

サル江  
八里十八丁

運上屋老軒、人家二百四十軒。漁小屋四十軒余。船は沖懸りにて荷役す。産物は海温、春漁、雑魚多し。鮭は二千七、八百目を出す。鱒多し。馬は八十余ありて運送に便なり。山中に鷲あり。紫根多し。これより窪山をこえ美々より石狩へゆく道あり。此シコツという地名唱へあしとて、文化三年山田某申し立、鶴の多く居る所なりとて千歳と改まる、。

ユウフツ川 橋あり。

サツトウ 小沼有。橋あり。

アツマ 川有。は、卅間、船渡し。小休所、人家あり、此水源人家多し。義経の古跡も此所にあり。

ムカワ 大川なり。はゞ六十間余、船渡し、昼休所、人家あり。此所より右の方浜通りなり。左本道平山道なり。

フイハフ サルとユウブツの境なり。小休所有。

このように海岸沿いの道は、平坦で砂浜道が多く、通行には困難な道ではなかった。昼休所はコイトイ、ムカワに小休所がコイトイ、アツマに設けられ、ユウフツには前時代同様に通行人（旅籠所）があつた。さらに『観国録』に

「堀木は「サツタフ」「マコマイ」、「トマコマイ」「コエトエ」「ニシタフ」「オホフ」「タルマイ」「シヤタイ」「ヨモツナイ」ニシテ、川数個アレドモ皆橋ヲ架ス。独リ「シヤタイ」ノ川ノミ橋ナシ。然レドモ騎渡シ得ル也」。

とあるように、「勇払越」のルート同様に一里杭が設けられて、川には橋が架けられていたことが知れる。

駅通の方法は、従来と变りなく場所請負人によつて取扱われた。安政以降は幕府および諸藩の士が巡視または警備のため往来するのが増加し、また移住者の進出も増加したので、駅通の取扱いにはげしくなつた。特にユウフツは交通の要衝にあつたので、各種の設備も一段と整えられていた。

通行人の宿料は、蝦夷地においては前時代より幕吏はその持場内三賄錢五六文、持場外は三賄七五文とし、諸藩警備の士は三賄一五〇文で、すべて一汁一菜と定められていたといわれるが、この宿料は実費で賄なうことができず、しかも安政五年（一八五八）、山越内、長万部、室蘭、幌別が村方並みとなるなど、各地の宿料がまちまちになつたため、箱館奉行は万延元年（一八六〇）、諸藩の給地を通行する幕吏ならびに在住、および幕府直轄地を通行する諸藩の士卒は、一泊上二〇〇文、中一五〇文、下一二〇文とし、昼食はそれぞれ半額と改めた。ただし箱館奉行の吏員が、その直轄地内で支払う宿料は従来通りとしている。

駅馬は前直轄時代からの官馬を場所請負人に託して、これを飼育していたもので、このころ勇払には八〇余頭あつたといひ、また『観国録』に

「ユウフツ、馬五十匹、牛三十匹ヲ畜フト云、馬ハ七十匹モ八十匹モ居ルナレドモ、冬中ノ飼方モ行届カズ、己ム事ヲ得ス山野ニ棄置テ、会所元ニ畜フ者五十匹ト云」。

と記されるほどで、かなりの駅馬を保有していた。駅馬は継立て用として交通の便に供され、牛は産物の輸送、主として千歳川やイサリ川のサケを美々へ運搬するための牛馬車に利用された。

人馬賃金は、安政五年（一八五八）の触書によれば

箱館並蝦夷地通行之面々、是迄荷物貫目之定無<sup>レ</sup>之継立候処、以来左の通

一、人足一人 一里錢三十文 但五貫目持

一、馬一疋 一里錢四十文 但二十貫目付

（以下略）

午五月四日

役所

（『新北海道史』第二卷通説（一）

とあり、貫目超過の時は割増しを支払うことになっていた。

元来蝦夷地では、馬の私有は禁止されていたが、安政二年（一八五五）、蝦夷地に妻子を伴って移住することを許可し、生産の拡大を図ったことにより馬の需要が高まったため、文久元年（一八六一）五月から、請負人をはじめ出稼人までも馬の飼育を許し、運搬継立業の出願を許可し、一層運輸、交通を便利にした。このためユウフツ場所内でも出稼和人による馬の飼育などが行われたものとみられる。文久二年（一八六二）の『蝦夷客中日記』に「コエトエにて午飯、旅籠や白島屋万吉と云」とあって、永住した和人によって旅館さえ営まれた。白島屋万吉は、明治五年の記録によると、持馬五八頭と記されているから、このころから馬を飼育して運搬継立ての業も行っていたものと思われる。

る。なお万吉は漁場経営をしており、明治五年には勇払郡コイト井村惣小頭の職にあった。この例のように、蝦夷地各地には馬が急速に普及し、生産、交通に大きな役割を果たした。慶応年間における東蝦夷地各場所の馬の保有数を『蝦夷地各場所調全』<sup>(2)</sup>によってみれば、次表のようになっている。

| 場所名    | 頭数 | 場所名     | 頭数  | 場所名   | 頭数  | 場所名  | 頭数  |
|--------|----|---------|-----|-------|-----|------|-----|
| ヤムクシナイ | 八二 | シラライ    | 六九  | ミツイシ  | 一〇五 | クスリ  | 二〇六 |
| アブタ    | ?  | ユウフツ    | 一〇九 | ウラカワ  | 六〇  | アツケシ | 八八  |
| ウス     | 六四 | サニイカップル | 八〇  | シヤマニ  | 六七  | ネモロ  | 二一九 |
| エトモ    | ?  |         | 七八  | ホロイツミ | 一〇二 | クナシリ | 三   |
| ホロベツ   | 七五 | シツナイ    | 七〇  | トカチ   | 一五五 | エトロフ | 一   |

このように、当地方の沿岸路の交通は次第に便利となってきたが、沿道はなおも雑草が身の丈ほど生い茂り、あるいは茫漠とした原野が続き、鹿がさまようといった状態であった。この様子を安政四年（一八五七）この地を旅した越後長岡藩士、森春成、高井英一の『罕有日記』<sup>(3)</sup>によってながめてみよう。

「トコマイ（二里標）出稼小屋、新開地前之如し。此辺よりコイトイ川を右に添行、コイトイ（二里標）又漁家あり。拾四、五町にて昼休所あり。コイトイの内にて番屋なり（番人家眷とも来住居と。今朝より寒風にて綿入れ重祢袈着て猶寒漂ひ、酒を買ふて温暖を求めたり。炉に依て□す。早て発途を惶すに英一と従者の馬散逸して見へず。辱者夷民四方叢中に乗廻し、小時を経て索き来る。半里程にてホンコイトイ川に至て、予は嘉左と馬より下りて用を便するに、嘉左の駄馬緩歩して右の草中にいる。嘉左も従て至るに暫時にして草莽に入り、人馬ともに見へ分たず。予も同じく入て声を揚げ呼び求めるに答る声なし。縦横に乗廻し愈求れども遂に相失ふたり。馬を停て熟々考るに来路に向ひ逸するならんと、馬を返して帰路に向ふ。此時英一は既に辱者と共に前途五七町に至て予等の遅きを訝り、忠太を馳せ遣はしたり。右の始末を語て探索を命じ鞭を加へたり。後路数丁を行に、遙に東より馬に乗て来るものあ

り。近づき見れば嘉左にはあらで髻奴<sup>注</sup>（ひげを貯えた男、アイヌを指す）なり。草間を指さして馬の逃るを説き、索め呉よと命じれば頓て草中に乗入れたり。此時英一も辱者と共に轡を返し来り、叢間に探るといへとも数町の草原にて、馬上頭上も見へぬ程なれば、余儀なく途上に還りたり。相逢て委曲を語り暫く馬を立並ふ。稍久しくして草間遙に髻奴見へたり。出沒定りなし。又暫時にして他人も従ひ来りたり。顔色分たざれども嘉左ならんと較安心して燵を打、相望むに、叢中に隠見し恙なく途上に帰る。此時馬上の夷民来らずば、人馬共に探る事難かるべし。厚幸といふべし。又夷中の馬も温良なりとて軽視す、慎しむべきなり」。

このように沿道の草藪の深さは人馬を没するほどで、思わぬ難儀をした旅人の様子がよく記されている。

しかし、沿岸におけるイワシ漁の発達による和人の移住が次第に増加し、交通施設が整ってきて、内地並みの繁盛を呈したのであった。松浦武郎がタルマイについて

「此辺は菅南受の暖地にて、砂浜浪打際より上に（二、三丁）路有。蹟く石一ツなく、鰯屋左右に立並び酒肆<sup>さかや</sup>茶店もさまざまの暖簾さげ、中々に言さえず蝦夷人の里とは思はれず。其繁昌いはん方なし」。

（『多気志樓蝦夷日誌集第二卷』日本古典全集刊行会 昭和三年七月）

と評したくらいであった。文久二年（一八六二）この地を旅した今泉宣徳の『蝦夷客中日記』によって、幕末のユウツ場所の様子をみると

「シラライを發し海岸の平野を行、ヲモツナイ漁業出稼家あり。（出稼家と云は箱館、松前、江差辺の者或は南部の人など、四月より八月頃迄の間、運上屋へやとわれ出稼ニ来るところ、平常は無人なり。尤も家数多ければ網藏等もある也。番人も附居よし）。小川ありシヤタイと又川あり。出稼家並土人の家十四、五軒あり。ベツベツ御料、仙台の境あり。タルマイ、ヲコフ、ニシタフ此辺より西北真向にタルマイ岳と云高山あり。我が過し日は雲深にて一向見へず。藍畑処々にあり。畑物は五所芋、藍と云。ホロボツ辺より寒さは強し。コエトエにて午飯。旅籠や白島屋万吉と云。ニシタフを過てより西北共一向に山は見へず。西海岸石狩辺迄数十里一円の平野なり。尤も小高き陵などはあるべけれど遠くを望めは平野の如く相見ゆ。トマコマへ、マコマ等の地を過、ユウフツに着す。

シラライよりユウブツまで出稼家のみ。尤も処々永住人もあり。此辺尤も鰯漁多しと云。コエトへより二リ半山に入、椎葺製造所あり。トマコマイより三十丁程脇に又椎葺製造所あり。ユウフツは会所老軒、其外漁小屋のみ。土人の家は見へず。ユウブツ領中アツマ、ムカワの河上には五、六百軒も土人家あると云。又七、八里山へ入、千歳川近辺には土人百五十軒許りもあり。近頃千歳川会所より西地ヲタルナイへの新道開ける。千歳川より石狩へ出る里数二十五里許り。ユウブツより千歳川まで、道は至極よろし、休泊所も処々にありと云。又千歳川よりヲタルナイへの道も平坦にて、休泊の差支はなきよし。途上牛馬車など用て荷物を送ると云。其平れかなる事可<sup>レ</sup>知也。ユウフツ川鮭漁尤多し、二千七、八百石目を出す。又紫根多し。ユウフツ海岸より二十二、三町沖合にて、二百石積より四百石積位まで野掛りす。ユウフツ沖合船掛り都て右同断

と記し、イワシ漁でにぎわう沿岸のあちこちには和人の永住人もあり、やがてこれらを中心にして新しい集落も形成されていくのである。

注(1) 阿部喜任『蝦夷行程記』北海道大学北方資料室蔵本。

(2) 北海道行政資料課蔵本。

(3) 市立函館図書館本による。

## 第五節 堂社の発達と変遷

### 一 勇武津弁天社

漁場の生産が盛んになって和人の出稼ぎが入りこみ、永住人も現れるようになった幕末ごろの蝦夷地の各場所は次

第に活況を呈したが、その顕著な例として各地に建てられた堂社の分布によっても知ることができる。蝦夷地における堂社の発達については、すでに第一章第五節に述べたとおりであるが、松浦武四郎の『初航蝦夷日誌』<sup>(1)</sup>によって、幕末の堂社の数をみると、次表のようになる。

| 地 域 | 松 前 地 |    |    |    | 東蝦夷地 |    | 西蝦夷地 | 北蝦夷地 | 計 |
|-----|-------|----|----|----|------|----|------|------|---|
|     | 城     | 下  | 東  | 在  | 在    | 在  |      |      |   |
| 数   | 一五    | 六九 | 五四 | 六七 | 五八   | 一五 | 二七八  |      |   |

これは享保三年（一七一八）の記録にある数と比較すれば、蝦夷地では驚異的な増加をみせ、さらに北蝦夷地（樺太）まで及んだ。その堂社の種類は弁天社一〇九で最も多く、産神社四〇、稻荷社二七、八幡社二〇、観音堂一四、明神社九、地藏堂七、薬師堂六で、そのほか天神社、権現社、恵美須堂（戎社）などとなっている。

また安政年間の堂社、祠堂の数を『東蝦夷日誌』によってみると、東蝦夷地八六、西蝦夷地七七の合計一六三に達し、前述の数より六〇社増加している。その内訳は弁天社五三、稻荷社五二でほぼ同数を占め、恵美須社（戎社）一二、観音堂一〇、竜神社六、権現堂四、地藏堂四、明神社、金比羅社各三となり、その他山神社、天満宮、薬師堂などがある。

これらの堂社は各場所の運上屋や会所の所在地はもとより、番屋の所在地までおよんでいる。そして運上屋や会所の傍には、たいいてい数社が設けられるほどであった。祭神はかつての知行主や場所請負人の信仰や地方の状況によって異なるが、弁天社と稻荷社が著しく多いのが注目される。

では当時ユウフツ場所には、どんな堂社の発達をみたであろうか。まず松浦武四郎の『初航蝦夷日誌』から抄録してみると

タルマイ 川有。(中略) 扱其傍ニ少し樹木有て並樹のかたち有。前ニ朱の華表有。此处ニ上なるタルマイ山の権現様の因縁を板ニ誌

るし而掛たり（タイマイ権現社）。

ユウブツ

鎮守社 運上屋の西タナシリの分（部）ニ有。往来より少し傍ニよる也。

地藏堂 運上屋の東ニ有。小堂を建たり。

小祠 （川を）渡りて砂山の上ニ小祠有。何神を祭るやしらず。

弁天社 上なる沼の中ニ小島を築、船板もて橋を架、是を渡りて行こと也。社並に拝殿、籠堂等頗る美事ニ而其蘆荻の中に突出したり。島のさま風景よろし。

イサリフト 番屋大きく建たり。弁天社、蔵々有。

カマカ 番屋老軒有。（中略）弁天社有。蔵有。

チトセ 番屋より一丁半南ニ弁天社有。少し高き山にし而石階数段を上る。

と記し、また安政年間の調査による『東蝦夷日誌』『夕張日誌』には

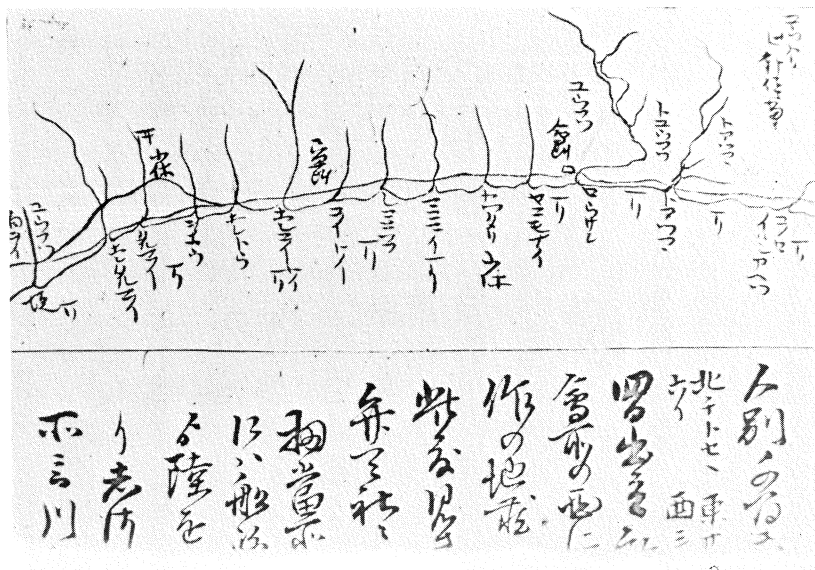
タルマイ 垂舞山の拝殿（三間二間）有。本尊は円空鉦作の観音、寛文六酉八月廿八日此処にて作納玉ひしを、アブタに持行置しを文化二乙丑の秋七月再び爰に納むと也。

ユウフツ 大船沖懸り、小舟河口に入れて荷役す。傍に不動堂、稻荷社、又川東に（漁や、土人雇小や、台場一ヶ所有）沼有。此小島に弁天社有て円空作の地藏尊を安置す。

千歳会所 前に弁天社有。石階卅余級を上り、左に八大竜王、右に円空鉦作の像を安置したり。

とあるから、タルマイに権現社、イサリフト、カマカ、千歳には弁天社があり、勇払には堂社名は不詳であるが数社あり、会所の西側に鎮守社と呼ぶ社があり、東側には不動堂があつて、さらに勇払川の東には稻荷社と弁天社があつたことが知れる。<sup>(2)</sup> これらの堂社のうち最も規模が大きくかつ歴史的に古い由来をもつと思われるのは弁天社である。





ユウフツ領沿海の図（安政4年・廻浦日記）〔北大北方資料室〕

千歳の弁天社についてはすでに第一章において記したとおり、早くからこの地の信仰のよりどころとして發達してきただものであり、勇払の弁天社も同様に、シコツ地方の入口となる勇払川河口に位置して、近世を通じ主として場所関係者らによつて信仰の対象とされてきた。

勇弘の弁天社の造立年代は、現在のところ詳らかではない。記録に見られる最も古いのは寛政三年（一七九一）の『東蝦夷地道中日記』で、この中に次のように記されている。

「ユウフツ（中略）此所は蝦夷住居なく運上屋斗り軒あり。板倉  
武棟、弁天社一宮、運上屋並家の東は海岸にて西は大河の淀なり」。

と記されたばかりで、文化五年（一八〇八）の記録にも<sup>(3)</sup>

「千年川弁天社は文化二丑年新規相建、其外同所稻荷社、勇武津弁天社等は前々より有之也」。

とあつて、はつきりした由来について知ることはできないが、おそらく場所請負制の成立以後、少なくとも一八世紀半ばには設立されていたものと思われる。

弁天社の祭神については、現在勇払の恵比須神社に残っている奉納額「弁財天」によつて、これをうかがうことが

できる。たとえば『様似町史』によれば、日高様似町にあった弁天社は、安政四年、当時の場所請負人佐野屋仙右衛門が勧請したが、その祭神とした弁財天の本像が現在同町の等澍院に合祀されている。このように近世以来蝦夷地の各場所に設立した弁天社（弁天堂）あるいは弁財天社などの祭神は、おそらくこれに類した祭神であつたらしい。弁財天とは「七福神の一つ。妙音天ともいい、音楽と弁財などを司る印度の神である。吉祥天と混同されたが、平安時代から信仰された。琵琶がこの神の象徴である」。

といわれ、また

「インド神話の河川神の一つ。サンスクリット名サラスヴァティ *Sarasvati* の訳。また妙音天、美音天・大弁才天女などという。略して弁天。俗に弁財天とも書くが、これは別神とする説もある。サラスヴァティは湖に富むものゝを意味し、本来河川を神格化した女神である（中略）。日本でも弁天の詞（ほこら）が多く水辺にあるのは、もと河川神であつたことに由来する。古来、近江の竹生（ちくぶ）島、相模の江ノ島、安芸の厳島（いつくしま）、陸前の子金華山、大和の天の川を五弁天と称する。また七福神の一つとして、もっぱら福德財宝の神であるとして盛んに崇拜された」。

（『大百科辞典』平凡社）

といわれるから、蝦夷地に来往した商人が、商売繁昌を祈願し、あるいは天災地変を除き、安全に交易できるよう、自らの守護神として弁財天を祭つたものであろう。現在恵比須神社に青銅製の鰐口があるが、これは文化十年（一八一三）、ユウフツ場所の御雇医師三浦玄徳や支配人善三郎のほか通辞、帳役、番人から馬牽、飯焚等二二名の奉納したもので、この年場所請負制復活により、現地入りした彼等の弁天社に寄せた信仰のほどをうかがうことができよう。

このように勇武津弁天社は、勇払川の河口のほとりであつて、その地にふさわしい水辺の神、弁財天を祭つていたと思われるが、当時はまだ神仏習合が一般的に行われ、時として仏像を合祀することさえあつた。寛政十一年（一七

（安津素彦他『日本神道辞典』昭和四十三年八月）



勇武津弁天社の木仏（寛政11年・蝦夷紀行・東游奇勝）（市立函館図書館）

九九、幕府の調査に従って勇払を訪れた渋江長伯は、その紀行日誌『東游奇勝』に、次のように記している。

「五月十三日（中略）ユウブツ川（中略）、川向は運上家八ヶ所立並、夷人の小屋等もありてよき場所なり。コイトイより此迄は高原にて山遠し。高山も見へず、道法りは五里余なり。旅館の後は海で前は原なり。側に弁天の社あり。社中に長さ四尺斗の木像あり、甚古く半ば朽たり。仏の頭にいなを結かけてあり。土人の言伝えには古船乗の者の古かぢを刻なり。風を析るに直ちに応ず」。

そして、さらに木像を画いているが、その像の寸法を次のように記している。

頭六寸、横五寸

長四尺三寸五分、休幅壹尺壹寸五分

胸間七寸、腰左右相距壹尺二寸

ユウブツ駅 天女祠中之木雕人

朽敗古駭不知何像

また長伯の一行に同行した絵師谷元旦も、その紀行日誌『蝦夷紀行』に、このことを触れ

「五月十三日（中略）ユウブツ（中略）、コイトイより此辺迄は広

原にて山遠し。高山も見えず道法五里余りなり。旅館の後は海にて、まへは原なり。傍に弁天の社あり。社の中に長四尺余の木像有甚だ古物にて像半ば朽たり、土人伝ていふ。古しへ船乗のものと古櫓にて刻たるよし。風を祈るに能感応ありといふ。

と記し、ここにも木像のスケッチを画き、さらに寸法を記入している。この二つの紀行文は、同行者であった故か、内容はほぼ一致していて、さらに木像の図もほとんど変わらないものである。しかもこの木像は、一般的に考えられる弁財天の像とは似ても似つかぬ代物で、むしろ仏像と思われるものである。当時社内には他に祭神が祭られていたかどうかは明らかではないが、おそらくこの仏像を合祀していたものと思われる。

ところが、この年より約六〇年後の安政年間に、勇弘を訪れた松浦武四郎もまた弁天社を調査し、その記録を『東蝦夷日誌』に、つぎのように記している。

「此小島に弁天社有て円空作の地藏尊を安置す。其前立に如図木像有、是は昔し古櫓を以て舵工が作ると、風に祈り又海上難風の時



弁天社木仏（安政年間・東蝦夷日誌）

祈誓して頗る験有りと聞り。是も円空の作ならんと思ふ也」。

これによれば、例の木像は依然として弁天社に祭られており、その由来は古櫓をもつて彫ったもので、風波を鎮める霊験のあることなどの言伝えのあることは、『東游奇勝』などの記事と一致しており、さらに武四郎は木像の図を載せているが、その寸法は『東蝦夷紀行』のスケッチにあるものと全く同一である。ただ武四郎が、この木像も「円空作ならんと思ふ。」とあるが、円空が渡島して彫刻した仏像に、これと類似の手法の仏像は見られないことから、これは疑



イモツベ地藏尊堂と木仏（鶴川町宮戸）

問としてよいであろう。また寛政十一年の記録に、この木像の頭部にイナウを結びつけてあるということから、当時弁天社は場所請負関係者のみでなく、アイヌによっても崇拜されたものと思われる。それは彼等が狩漁に従事するという立場からも当然であり、風を折り波を鎮めるという言葉伝えは、現地人であるアイヌによって伝承されていたものと推定される。この理由は後に弁天社の廃止によって木像は勇払の地から鶴川町宮戸の地に移されて、「イモツベ地藏」と呼ばれるようになるが、この役割を果たしたのは意外にも鶴川アイヌであった。<sup>(4)</sup>

すなわち鶴川の「イモツベ地藏」の由来について『鶴川町史』は

「語り伝えによると、およそ百三十余年前、文政八年（一八二五）の五月、井目戸ケナシロのシゲアングルが入鹿別の浜辺に打揚げられているのを発見して勇払浜に祀った。

その後、明治二十三年同じく井目戸の人ドミルカの宅地（宮戸三三〇番地）に遷座し、ついで現宮戸小学校近くの宮戸二八〇番地へ遷した。

さらに同三十三年チンの人三上ウインカトンの宅地に遷座した。さらに同三十五年八月、信者辻久七・室崎孫太郎・新井田シユサ  
ンクル・猪狩萬らが相談して、宮戸一〇八番地（後にこの向かい側に井目戸分教場が建った）に約五平方メートルの堂宇を建ててこ  
こに祀った。これが本堂の開基である」。

と記している。しかし、文政八年勇払浜云々の記事は疑問としても、この地藏尊は勇払から移動された木仏であるこ  
とを物語っている。その移動の時期を明治二十三年としているが、具体的なことについては触れていない。鵜川町汐  
見の古老の談によるば、その昔、チンコタンの酋長ウエンカトムが、荷車に積んで勇払から持って来たもので、この  
木仏を「カムイエカシ」と称して崇拜し、漁期にはイナウを捧げてカムイノミをしたというから、やはりアイヌの人  
々によって守護神としての役割を果たしていたことが知れる。<sup>(5)</sup>

かくてこの木仏は鵜川の地に遷された後、アイヌの人たちばかりでなく、近隣民衆の信仰を集め、「イモツペ地藏尊」  
として知られるようになるのである。

注(1) 吉田武三編『三航蝦夷日誌』上、下巻による。

(2) 不動堂は「勇武津不動尊」(波切り不動)で、その位置は、文化六年の『東蝦夷地より国後へ陸地道中絵図』によって知られ  
るから、『蝦夷日誌』の地藏堂は不動堂の誤記であろう。稲荷社の位置は『初航蝦夷日誌』の中にある「ユウブツ運上屋之図」に  
よってみると、川東に当たっている。

(3) 『東蝦夷地各場所様子大概書』新北海道史第七巻所載。

(4)(5) 扇谷昌康『勇武津弁天社覚書』苫小牧市史編さん 第八号、昭和四十九年十一月。

## 二 竜神社と蛭子神社

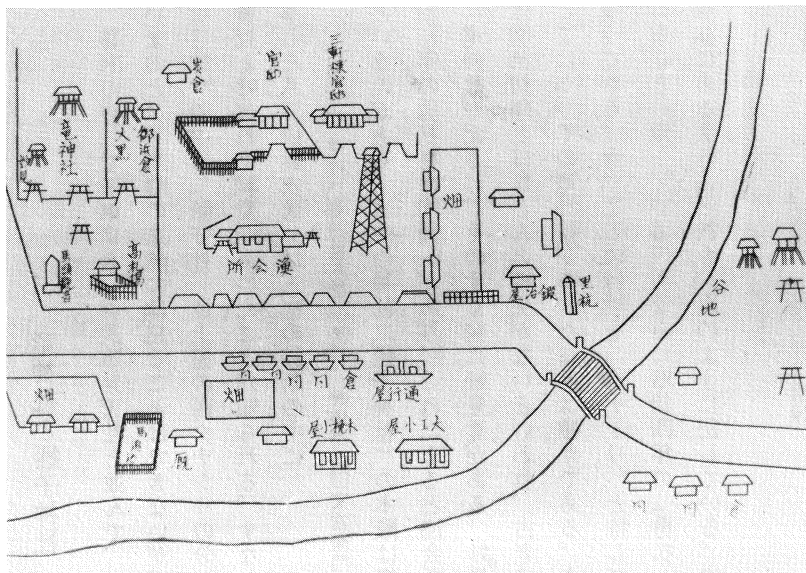
幕末の勇払で川東にある勇武津弁天社と並んで、当時の信仰を集めた堂社に竜神社があつた。この竜神社の名は、いまのところ当時の文献には見ることはできないが、弘化二年（一八四五）、松浦武四郎がこの地を調査して『初航蝦夷日誌』の中で「鎮守社 運上屋の西タナシリの分（部）に有。往来より少し傍による也。」と記した鎮守社こそ、竜神社と呼ばれた祠堂であつたことが知られる。すなわち『苦小牧町史』によれば、慶応年間当地方に移住し漁業に従事した八戸伊與吉氏（故人）の談話の中に

「現在ノ神社ハ竜神社ト称シタリ、神体ハ山田文右衛門ノ身内ノモノ千歳神社ニ納メタリト云フ」。

というのがあり、当時の神社（蛭子神社）の本殿は慶応元年の建立によるものと記している。また同書の中に「明治初年の勇払村の図面」があり、これによると漁会所（元のユウフツ会所）の西に大黒の社があり、さらにその西隣に竜神社が記され、そのすぐ傍に妙見堂がある。妙見堂は現在の「勇武津不動尊」（波切り不動）で、このお堂の位置は明治初年とはほとんど変更がないといわれ、古老の談によれば、かつてここは蛭子神社の境内であつたというからここにかつての竜神社があつたことは確かである。また不動尊の南の国道より浜側の地に「タナシリ」という地番が残っており、かつてこの付近を「タナシリ」と称していたことから、武四郎の記した「運上屋の西タナシリの分（部）に有。」と一致している。ちなみに明治四年の『勇払・沙流・白糠・静内諸調』の「勇払郡神社員数書上」によれば、勇払にある堂社名と数を、次のように記している。すなわち

勇払郡会所元

一、辨天社 梁間四間 桁間五間 老棟



明治初年の勇払村の図（苦小牧町史）

と記されており、さらに明治五年の『勇払・千歳両郡引継書類』<sup>(2)</sup>の中では

勇払郡神社書上

外二末社 式棟

同断

一、竜神社 梁間貳間 桁間貳間半 壹棟

外二末社 壹棟

(以下略)

会所元

一、辨天社 梁間四間 桁間五間 壹棟

外二末社 同間六尺 同間九尺 貳棟

会所元

一、龍神社 〃 二間 〃 二間半 壹棟

外二末社 〃 六尺 〃 九尺 壹棟

会所元

一、大黒天 〃 六尺 〃 五尺 壹棟

(以下略)

と記されている。すなわち明治四年には大小合わせ五つの堂社があったが、このうち弁天社と竜神社が比較的規模の大きい社殿であり、明治五年の記録ではこれに大黒天が



文献よりみた祠堂の相互関係

| 弘化二年<br>初航蝦夷<br>日誌 | 安政年間<br>東蝦夷<br>日誌 | 明治四年<br>高知藩<br>文書    | 明治五年<br>高知藩<br>引継書類  |
|--------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 弁天社                | 弁天社               | 弁天社<br>(四間×<br>五間)   | 弁天社<br>(四間×<br>五間)   |
| イナリ社               | 稲荷社               | 末社                   | 末社<br>(六尺×<br>六尺)    |
| 地藏堂                | 不動堂               | 末社                   | 末社<br>(六尺×<br>六尺)    |
| 鎮守社                |                   | 竜神社<br>(二間×<br>二・五間) | 竜神社<br>(二間×<br>二・五間) |
|                    |                   | 末社                   | 末社<br>(六尺×<br>六尺)    |
|                    |                   |                      | 大黒天<br>(六尺×<br>六尺)   |

加わったことになる。すなわち明治五年の堂社の主たるものは、弁天社、竜神社、大黒天の三祠堂ということになり、これは前掲の「明治初年の勇払村の図面」に画かれた堂社の分布と、ほぼ一致していることが知れる。また末社として略記された小祠堂とは、稲荷社、不動堂（妙見堂）で、これらは以前からあった祠堂であるが、残りの一社については不明である。これらの関係を表示してみると、上記の表のようになる。

さらに鎮守社と記された祠堂が、竜神社であったと思われる証拠として、現在、恵比須神社の奉納品となっている石燈籠一対および石造円形手水鉢がある。この二つの石製の奉納品は、元来、国道のそばに鎮座していた蛭子神社の境内に建立されていたもので、昭和三十一年九月、神社の奉遷に伴って現在地に移したものである。したがって、この



六角釣灯籠・石造円形手水鉢（恵比須神社）

二つの奉納品は、おそらく明治の初年ごろは竜神社の境内に存在していたもので、元来は竜神社の奏納品とみられる。奉納品には次のように刻書されている。

（石燈籠一對）

文久四甲子月日

願主 請負人 山田文右衛門

支配人 山田仁右衛門

通詞 喜兵衛

帳役 和兵衛

（石造円形手水鉢）

文久四甲子年正月吉日

願主 請負人 山田文右衛門

支配人 山田仁右衛門

文右衛門とは第十六代文右衛門清富で、ユウフツ場所請負人であり、仁右衛門は第十四代文右衛門有智の末弟にあたり、山田家一族の一人として場所の支配、経営にあたっていた。

このように二つの奉納品が、竜神社に対する奉納物であり、しかも場所請負人山田文右衛門等によって奉納された

ということ、竜神社が山田家と深いかわりを有していたものと思われる。近世における蝦夷地の祠堂の多くが、場所請負商人の勧請によつて造立された経過からみても、おそらく山田家がユウフツ場所請負人となつた文政年間を期に、ここに竜神社を建て、自らの守護神を祭つて場所の繁栄、安全を祈念したのではなからうか。そうすれば、松浦武四郎が弘化二年、この地を訪れて、これを「鎮守社」と記した意味が理解されるのである。なお文久四年（一八六四）正月を期して、これら石製の灯籠や手水鉢を奉納したということは、何らかの理由があつたに相違ないが、これを詳らかにすることはできない。しかし、現在勇払にある「蝦夷地開拓移住隊士の墓」に残された墓碑の中に、文久三年（一八六三）死亡としたものが四基あり、このうち山田家の番人、徳兵衛、鉄五郎、林吉、與市郎、吉松、友吉の六名の合同墓碑一基を山田仁右衛門が建てている。この四基の死亡者は、文久二年五月より全国的に流行し、翌三年には蝦夷地に大流行した麻疹によるものといわれている。<sup>③</sup>したがつて、これらの災害を除き無病息災を祈願すべき理由が、当時の場所請負関係者として必要な措置であつたと思われるから、文久四年正月の奉納品は、前年の麻疹の流行と大いにかかわりのあつたものと推測される。

また勇払の鎮守社といわれた竜神社の祭神等についても、現在のところ詳細は明らかではない。『東蝦夷日誌』によれば、蝦夷地において竜神を祭つた記録としては山越領ユウラップ（八雲）、白老領ヲモツナイ、島古巻領シヨモシュツ、嶋古巻、同オピラシユマ等で、その数は余り多くはない。しかし各地にかかる竜神の祠堂が分布していることは竜蛇信仰が仏教信仰の八大竜王と結びつき、漁民や漁場の人々に受容されて漁業神として崇められたものである。松浦武四郎が『東蝦夷日誌』に記したように、千歳の弁天社に八大竜王が合祀されていることから、これらの事情をうかがうことができる。勇払にあつた竜神社の御神体については『苦小牧町史』に、「神体ハ山田文右衛門ノ身内ノモノ千歳神社ニ納メタリト云フ」とあるが、これを示す確実な資料は見当らず、むしろ現在も勇払の恵比須神社に

は「八大竜王」が合祀されているといわれる。恵比須神社の前身蛭子神社はかつて竜神社と称せられていたことからみて、竜神社は八大竜王を祭神として祭っていたことが推定される。

ところが明治元年三月、政府は「祭政一致之御制度」の回復を明示、神道を確立するため神仏判然令を布告して、神仏混淆の禁止を命じた。しかし北海道はこれが徹底には、かなりの年月を要し、当地方がようやく実施に移されたのは明治六、七年ごろで、従来までの弁天社をはじめ、各祠堂はそれぞれ廃止され、そして新しい社格による神社の創設をみるに至った。すなわち苦小牧は、明治七年の開拓使による神社改正調査によれば、つぎのようになっている。

胆振国第二区郷社

樽前山神社 式外 勇払郡苦細村鎮座

氏子 二十四戸 祠官 榊永直

胆振国第二区村社

事代主社 式外 勇払郡勇払村鎮座

氏子 三戸 祠掌 無之

（目でみる苦小牧の百年）昭和四十八年 苦小牧市

とあつて、明治七年六月、勇払には事代主社が創立され、さらに同八年五月の勇払など六郡の社寺所有地調査が行われ、同年八月の記録にはつぎのように記されて、郷村社の社格の決定をみた。

| 勇 払 | 苦 小 牧 | 社 格   | 社 名              | 祭 神 |
|-----|-------|-------|------------------|-----|
| 末社  | 郷社    | 樽前山神社 | 大山祇神・久々能智神・鹿野野媛神 |     |
| 稻荷社 | 村社    | 恵美須社  | 事代主神             |     |
| 保食神 |       |       |                  |     |

（『苦小牧町史』による）



勇弘恵比須神社

すなわち事代主社とは恵美須社であり、これが蛭子神社むしこと呼ばれ、後に恵比須神社となったのである。

したがって明治五年の記録にあった弁天社、竜神社、大黒天など五つの祀堂は、ことごとく廃止され、神仏分離の令にしたがって、新たに事代主神を祭神とする新しい神社が創設されたのであった。

ではかつての弁天社、竜神社など六つの祀堂の祭神＝神体は、どのようなものになったのであろうか。これらのうち不動堂（妙見堂）だけは残されて現存する勇武津不動（波切り不動）となったが、その他の祠堂については、詳しい記録はない。しかし現在、勇弘の恵比須神社に奉祀されている祭神は、明治八年の記録に残されたにもかかわらず、三柱の祭神が合祀されている。すなわち同神社には事代主神、市杵島姫神、八大竜王の三祭神が祭られているのである。これらの祭神は、明治七年の事代主社の創設によって、唐突として合祀されたのではなく、この背景には長い期間にわたって民間に信仰された歴史的な素地があった。

すなわち従前の小祠堂に祭られ崇められた、それぞれの

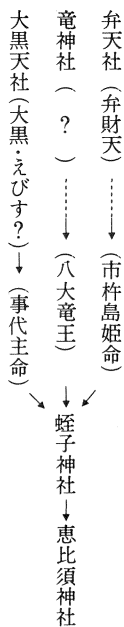
（『日本宗教辞典』昭和三十一年九月）

といわれる神で、神仏習合の時代には弁財天にあてられたというから、かつての勇武津弁天社の祭神であつた弁財天に因つて、市杵島姫神を合祀するに至つたものである。また事代主神は恵比須（えびす）と関係のある神であるといわれ、「えびす」は

「恵比須。夷・恵比須とも書く。七福神の一。各地の神社に祀られる恵比須とも深くかわる。(中略) 事代主命、蛭子命とする両説があつて定かでない。招福の神として漁村、農村、商家に多く祀られる。(中略) 近世以降に七福神の一つとして、また大黒と併祀して民間に受容された」。

(安津素彦他『神道辞典』昭和四十三年八月)

といい、えびすは大黒と併祀されて信仰されたといわれるから、勇弘にあつた大黒天の社も「えびす」を併祀しているものと推定され、これが後の蛭子神社に引継がれたものであろう。以上の関係を図示してみると、つぎのようになる。(4)



このように幕藩時代の末期から明治の初頭にかけて、勇払に存在した小祠堂のうち、少なくとも弁天社、竜神社、大

黒天社の三社が統合されて蛭子神社が形成されたわけで、民間信仰の伝統と根強さを知らることができる。

注(1)(2)北海道行政資料課蔵本。

(3) 菊池新一『蝦夷地開拓移住隊士の墓考』「郷土の研究2」昭和四十二年四月

(4) 扇谷昌康『勇武津弁天社覚書』「機関紙苦小牧市史編さん 第八号」昭和四十九年十一月

